

浪江町復興計画【第二次】

付属資料

平成29年3月



浪江町

《目次》

1 浪江町の被災の状況及び復旧・復興の進捗

- (1) なみえ復興レポート（平成 29 年 2 月版）・・・・・・・・・・1

2 関係する計画の要旨

- (1) 浪江町復興計画【第一次】要旨・・・・・・・・・・13
- (2) 浪江町復興計画【第一次】以降の復興の取組状況・・・・15
- (3) 浪江町人口ビジョン・・・・・・・・・・19
- (4) 浪江町中心市街地再生計画・・・・・・・・・・49
- (5) 浪江町復興ビジョン検討会議中間報告書・・・・・・・・・・99

3 参考とした主な資料

- (1) 浪江町復興計画【第一次】進捗状況表・・・・・・・・・・119
- (2) 平成 28 年度 浪江町住民意向調査速報版・・・・・・・・・・165
- (3) パブリックコメントの概要・頂いた意見と回答・・・・177
- (4) 住民懇談会 各会場の議事概要・アンケート結果・・・・189

1 浪江町の被災の状況及び復旧・復興の進捗

(1) なみえ復興レポート（平成 29 年 2 月版）

なみえ復興レポート

平成29年2月
福島県浪江町

ふるさと浪江町

海と山と川に囲まれ、自然に恵まれたまち
歴史と伝統を大切にするまち
資源を生かした、にぎわいのあるまち

震災時人口	21,434人 (このほか外国人108人)
世帯数	7,671世帯
面積	223.14km ²



東日本大震災の被害 (1)

▽ 震度 6 強の揺れと15メートルを超える津波

- 6平方キロメートルが浸水
- 全壊家屋651戸（流失586戸、地震65戸）
- 約1,000事業所が被災
- 死者182人（うち行方不明31人、家屋倒壊による圧死は1人）



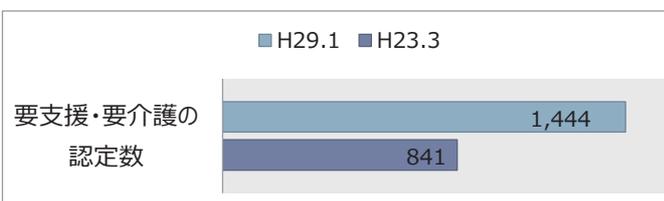
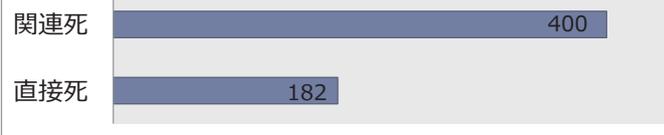
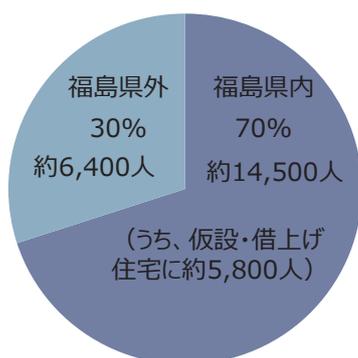
東日本大震災の被害 (2)

▽ 東京電力福島第一原子力発電所の事故

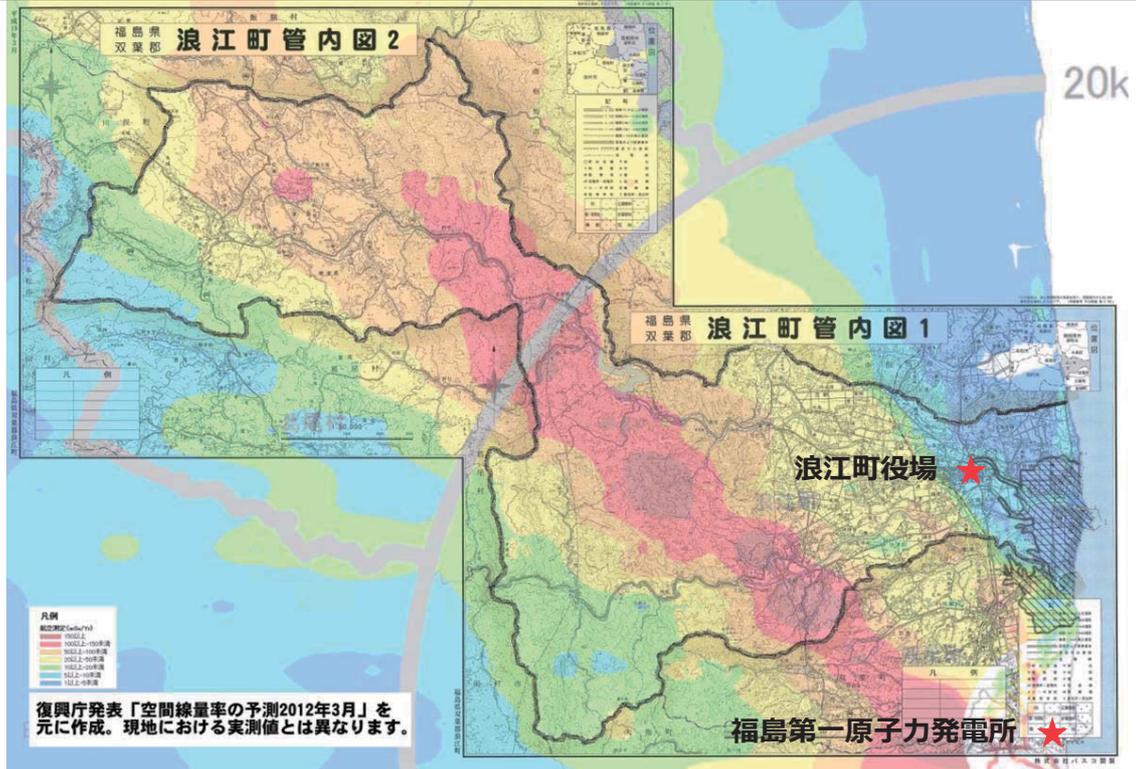
- 町内全域21,000人超の町民がすべて避難対象となり、現在も避難指示が継続
- 避難先を転々、役場機能も1年半で4回移動
- 長引く避難生活による震災関連死400名



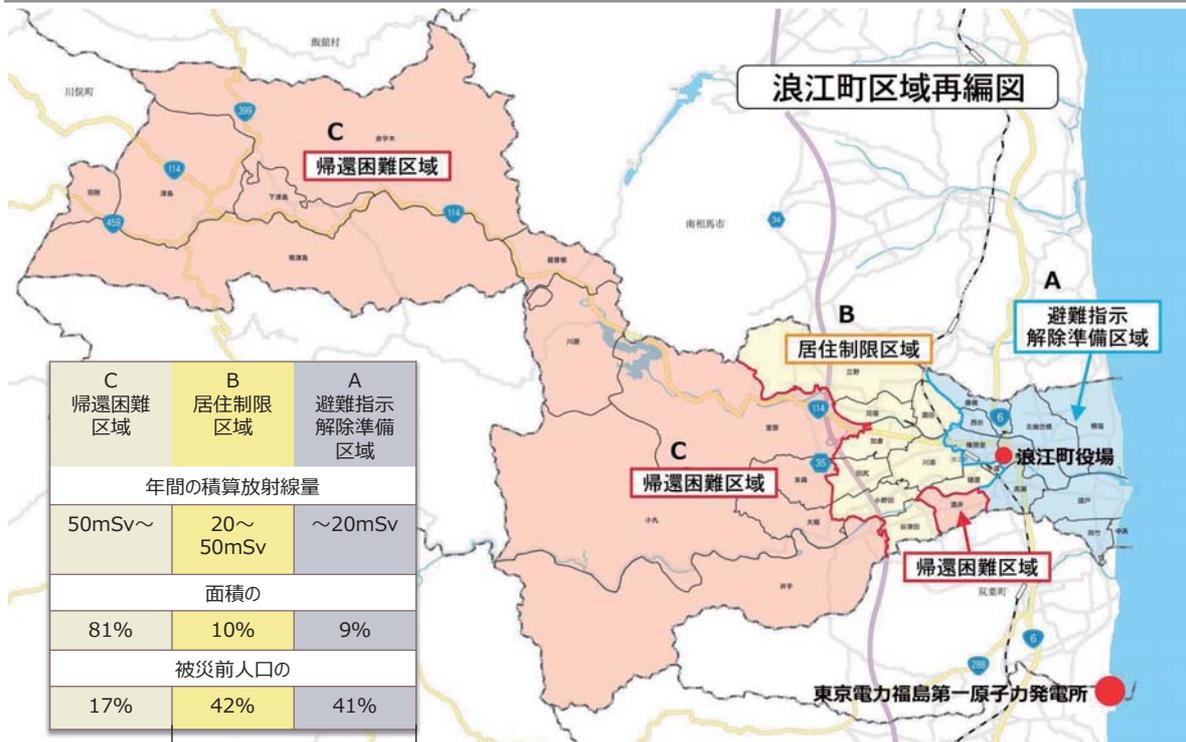
町民の避難先



空間放射線量予測（平成24年3月）



放射線量による区域指定（平成25年4月～現在）



日中の立入りは可能

浪江町復興計画

《復興の基本方針》

すべての町民の暮らしを再建する
～どこに住んでいても浪江町民～

ふるさと なみえを再生する
～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～

被災経験を次代や日本に生かす
～脱原発、災害対策～



浪江町復興計画【第一次】

(平成24年10月策定)

復興ビジョン実現のための具体的な取組みをまとめたもの



浪江町復興計画【第二次】

(平成28年度中に策定予定)



まち・ひと・しごと創生

浪江町総合戦略

(平成28年3月策定)

復旧・復興の道すじ

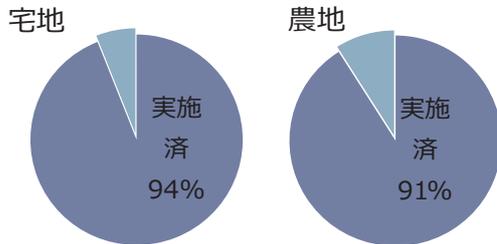
平成29年3月の避難指示解除を想定

平成28年3月、有識者による検証委員会が解除までに実現すべき16項目を提言
平成28年9月に「特例宿泊」を実施、11月より「準備宿泊」を開始

	発災～ 平成26年3月 緊急復旧期	平成26年4月～ 平成29年3月 復旧実現期	平成29年4月～ 平成33年3月 本格復興期
《人の復興》 全町民の 暮らしの再建	避難生活の 早急な改善	全町民の生活安定を実現 県外・県内各地域居住者への継続 的な支援など	全町民の幸せな暮らし の実現
《町の復興》 ふるさと なみえの再生	ふるさとの再生 に着手	ふるさとの再生を本格化 除染やインフラ復旧の本格実施、町 内での復興拠点への住宅・生活関 連サービスの集約整備など	ふるさとの再生を実現

復興の歩み (1) 除染・災害廃棄物の処理

▽ 環境省による本格除染は平成25年11月に開始



実施率：平成28年12月末現在。除染の同意等、除染を実施できる条件が整った除染対象面積等に対する一連の除染行為が終了した面積等の割合（環境省ホームページより）。宅地、農地のみ抜粋。



▽ 災害廃棄物（がれき等）の総量は28.9万トン

- 沿岸部の災害廃棄物の撤去完了（仮置場に保管）
- 被災建物は順次解体・撤去中



これらのうち、リサイクル不能の可燃物を仮設焼却施設で減容化中、平成29年度中に処理完了見込み

復興の歩み (2) インフラの復旧

▽ 上下水道

- 平成28年8月より帰還困難区域と津波被災地を除く区域で使用可能に

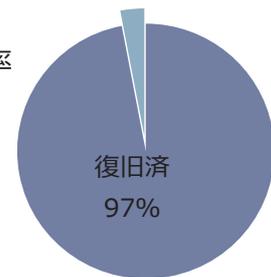
▽ 道路

- 常磐自動車道が全線開通
- 町内の道路の災害復旧は進行中（帰還困難区域を除き平成29年3月までに8割程度完了見込み、帰還困難区域は平成28年度に災害査定を予定）

▽ 鉄道（JR常磐線）

- 浪江以北（～仙台）は平成29年春に再開見込み
- 浪江以南は平成32年春に再開（全線開通）見込み

通水エリア内の
上水道の復旧率



復興の歩み (3) 産業の再興 > 第二次・第三次産業

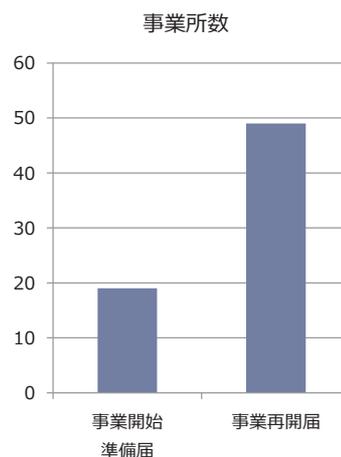
▽被災前の事業所（約1,000）は被災により
すべてが一時営業中止



平成25年7月、2事業者が町内で初めて事業再開、
平成29年2月現在、49事業所が町内で営業中

▽役場敷地内に仮設商業施設（10店舗）
平成28年10月27日オープン

▽企業誘致：南（大平山）・北（北幾世橋）の
産業団地の整備基本計画を策定中



復興の歩み (4) 産業の再興 > 第一次産業

▽農業

- ・ 水稲：平成26年より実証栽培を開始、全量全袋検査ですべて基準値以下
平成27年より販売を開始
- ・ 花卉：平成26年より実証栽培を開始、トルコギキョウやリンドウを市場出荷
- ・ 18行政区で12復興組合が活動中

▽漁業

- ・ 請戸漁港へ平成28年度中に漁船が帰還できる見込み
（漁港全体の災害復旧は平成30年度に完了予定）
- ・ 相馬双葉漁協は魚種・漁場を限定した試験操業中



花のまち
実現化事業

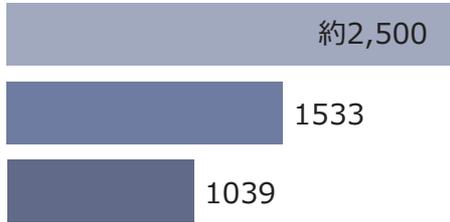


新しい水産業
のデザイン
実現化事業

復興の歩み (5) 住まいの再建

▽町外に整備する復興公営住宅
(福島県営、他市町営)

■ 整備戸数 ■ 入居決定 ■ 入居開始



浪江町民向けのみ、平成29年1月1日現在



▽町内に整備する公営住宅

- 町内2カ所に被災町民向けの災害公営住宅（計約110戸）を整備



- 旧・雇用促進住宅2棟（計80戸）を改修し、被災者・新町民向け公的賃貸住宅として再生



復興の歩み (6) 健康管理

- | | |
|---------|---|
| 平成23年9月 | 仮設津島診療所を二本松市内の仮設住宅内に開設 |
| 平成24年4月 | 町独自にホールボディカウンターを導入、内部被ばく検査を開始 |
| 平成24年7月 | 全町民に「放射線健康管理手帳」を交付 |
| 平成24年度～ | 甲状腺検査を開始（福島県が実施しない年に実施） |
| 平成25年度～ | バッジ式積算線量計の貸出しによる外部被ばく線量測定を開始 |
| 平成25年5月 | 役場本庁舎内に仮設診療所を開設 |
| 平成29年3月 | 役場本庁舎となりに新築する「浪江診療所」が開所予定
二本松市内の復興公営住宅敷地内に移設する仮設津島診療所が開所予定 |



そのほかの主な施策

- 医療機関等との連携・協力
- 巡回訪問（孤立防止、外出支援、心のケア）の実施
- 放射線基礎セミナー、講習会の開催

復興の歩み (7) 学校教育

町内6つの小学校と
3つの中学校に約1,700人



避難先の全国約590の
小中学校に約1,300人

- 平成23年8月に浪江小・浪江中、平成26年4月に津島小が、いずれも二本松市内で再開
- 3校あわせて25人が在学中
- 町内で小・中一貫校およびこども園の再開を目指し（平成30年4月を想定）、浪江東中学校の改修工事・こども園の新築工事に着工



郷土を愛する心を育む目的で創設された「ふるさとなみえ科」の授業の様子

復興の歩み (8) つながりの維持

▽復興支援員の配置、交流館の設置、「みんなの連絡帳」

- 7県に24名の復興支援員を配置、個別訪問などきめ細かい支援
- 県内3か所（いわき・福島・郡山）に交流館を開設、コミュニティ支援員を配置
- 掲載希望者の連絡先を一覧にした「みんなの連絡帳」の作成・配布

▽「浪江のこころ通信」（町民へのインタビュー連載）

- 福島県内外に分散避難した町民の思いをつなげる
- 「広報なみえ」に綴じこみ、これまで延べ約350人（家族）以上が登場

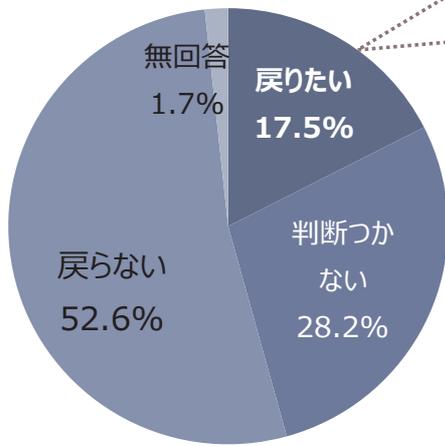
▽タブレット端末を利用した「きずなの維持」

- 町民の声を聞いて開発したオリジナルアプリで、高い利用率を実現
- 活用促進と交流を兼ねて講習会を多数開催

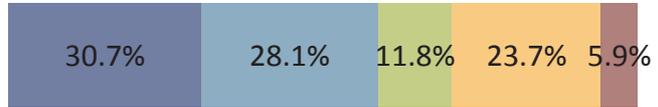


復興まちづくりの考え方

避難指示解除後の帰還意向



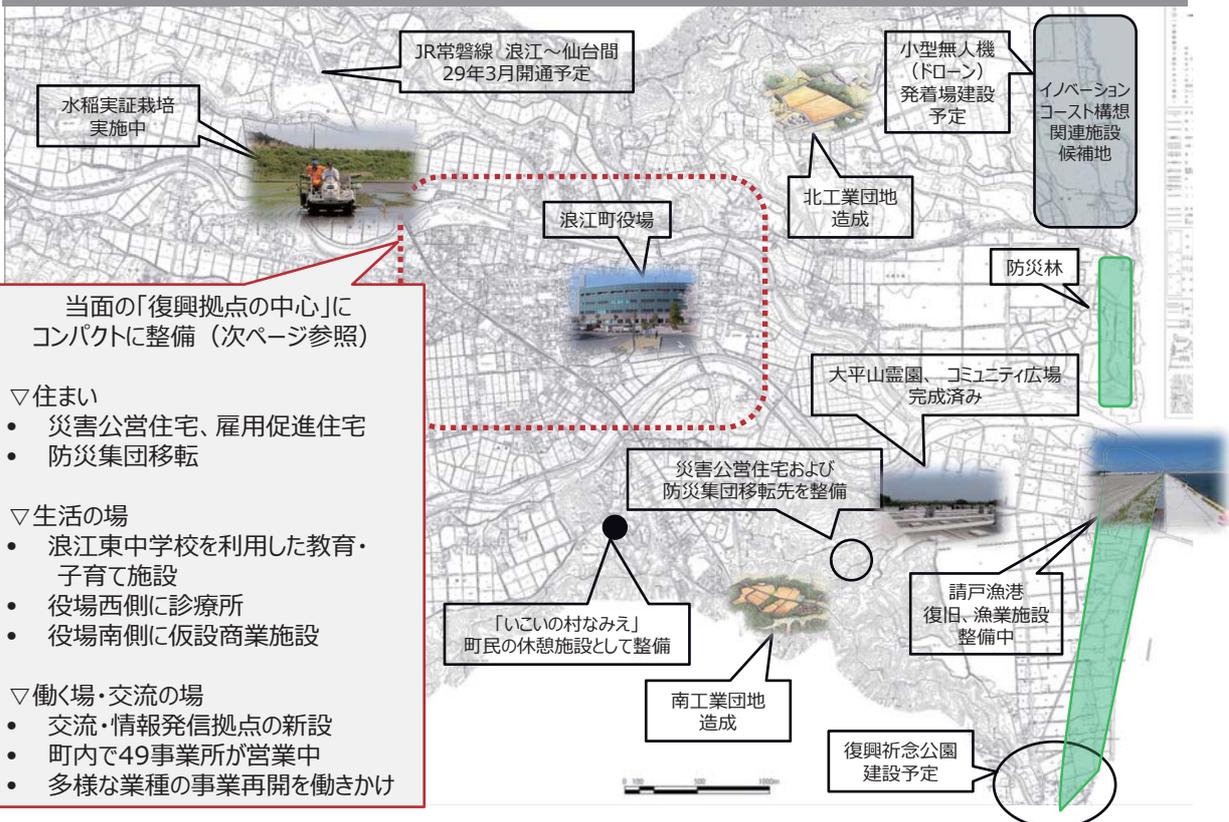
■ すぐに
■ 5年以内
■ 5年以上
■ 時期不明・年数で判断不可
■ 無回答



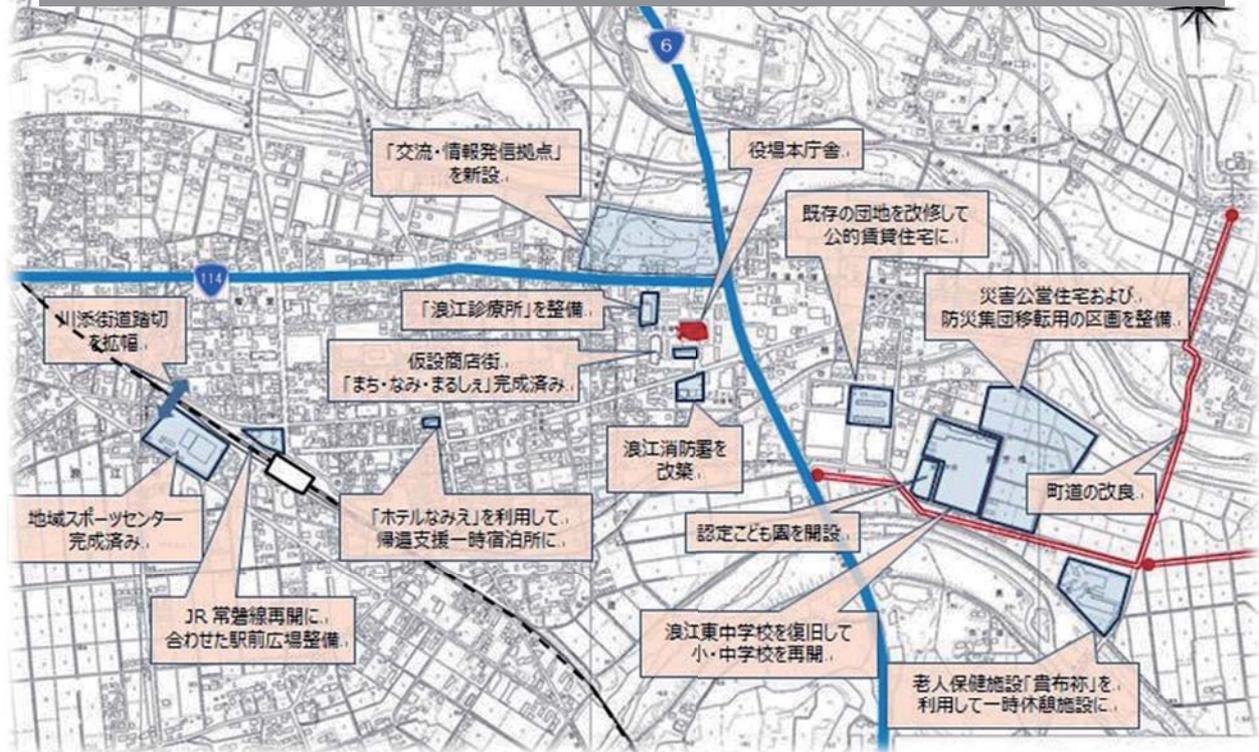
調査の概要

- ・調査対象 世帯の代表者 9,087世帯
- ・調査時期 平成28年9月
- ・回収数 4,867世帯
- ・回収率 53.6% (前年度59.5%)

復興まちづくり(復興拠点)の現状



復興まちづくりの現状(中心市街地)



復興まちづくりの目指す姿 > 双葉郡北部の復興拠点を担う

- ✓ 原子力に依存しない、エネルギー地産地消のまちづくり
 - ・ 再エネを活用し、少ない電力を効率的に利用 (スマートコミュニティ)
- ✓ 新しい農林水産業のデザイン
 - ・ 先端技術を活用した花卉栽培や施設園芸の導入
 - ・ ITなどを活用した新しい農業スタイルの実証 …など
- ✓ ロボット産業技術を活用した雇用創出
(国の「イノベーション・コースト構想」によるドローン発着場建設決定)
 - ・ ドローン (小型無人機) を使った有害鳥獣の監視
 - ・ ロボットによる防犯体制の構築
 - ・ 自動走行する公共交通機関 …など



「イノベーション・コースト構想」とも融合するまちづくりを通して
双葉郡全体の復興に寄与します

「復興を実現し飛躍するふるさとの姿」

- 震災と原発事故を乗り越えた**安全・安心な都市なみえ**
- 既存産業と新たな産業とが地域経済を支える

浜通り中部の中核都市なみえ

- 将来につながる高度な教育となみえの豊かな心を

次世代に伝えていく**教育都市なみえ**

- 復興を成し遂げた象徴として世界に誇れる国際的な

災害研究都市なみえ

(復興計画【第一次】より)

2 関係する計画の要旨

(1) 浪江町復興計画【第一次】要旨

(平成 28 年 8 月 10 日

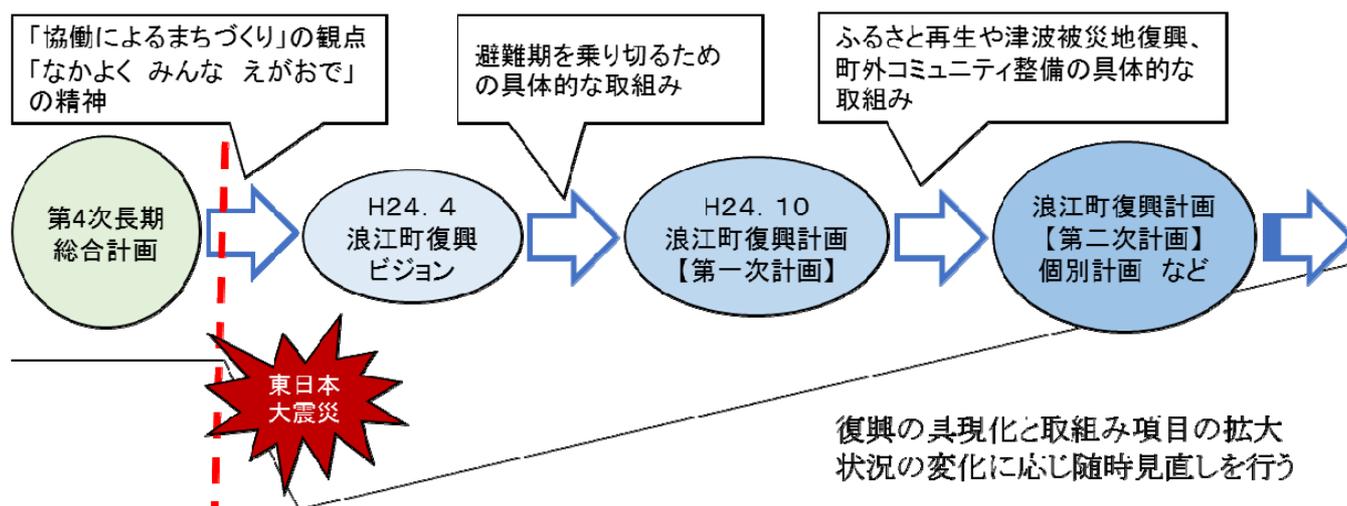
第 1 回浪江町復興計画【第二次】策定委員会 資料)

浪江町復興計画【第一次】の振りかえり

●浪江町復興計画【第一次】の位置づけ

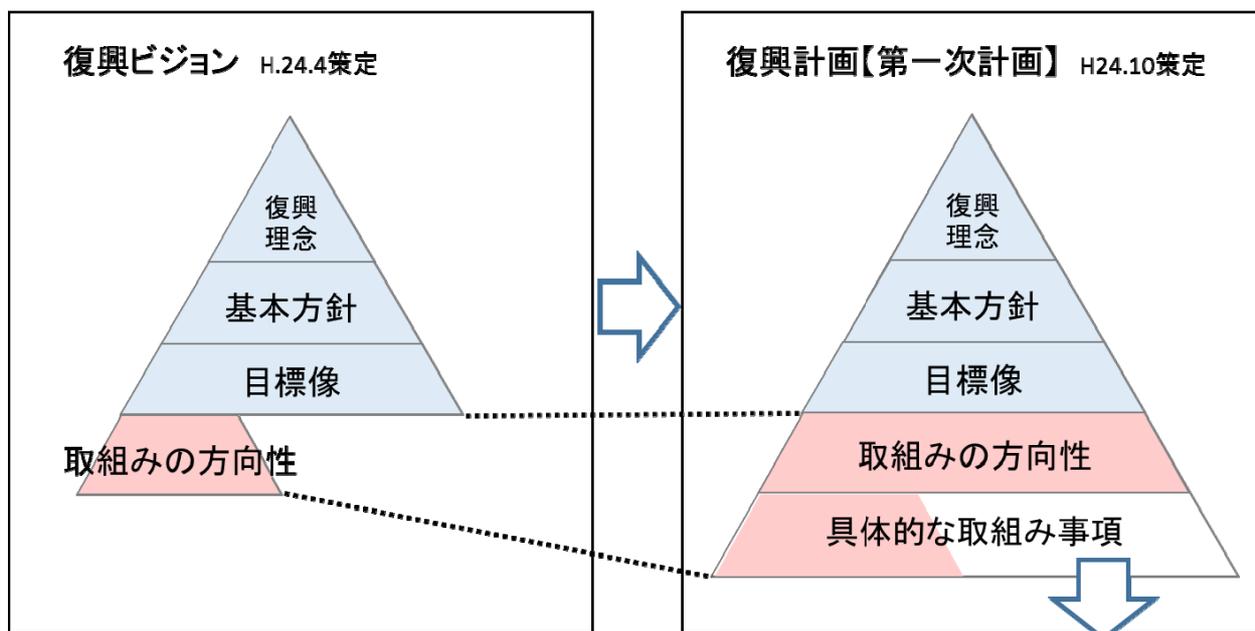
第4次長期総合計画に掲げたまちづくりの考え方・精神を踏襲した「浪江町復興ビジョン」(平成24年4月策定)を基に、ビジョンに掲げた「復興理念」「基本方針」「目標像」を具現化するもの。

復興に向けての前提条件が整っていないことで、具体的な取組みの詳細が検討できない項目については、条件が明らかになった段階で復興計画の修正や個別計画での検討を行う。



●復興計画において主に整理した項目

復興の条件となる、事故そのものの収束、賠償の問題、警戒区域の見直し、除染、健康管理、住まいの確保など不透明な事項もあることから、避難生活を乗り切るための具体的な取組みと、ふるさと再生や町外コミュニティ整備については取組みの方向性として整理。

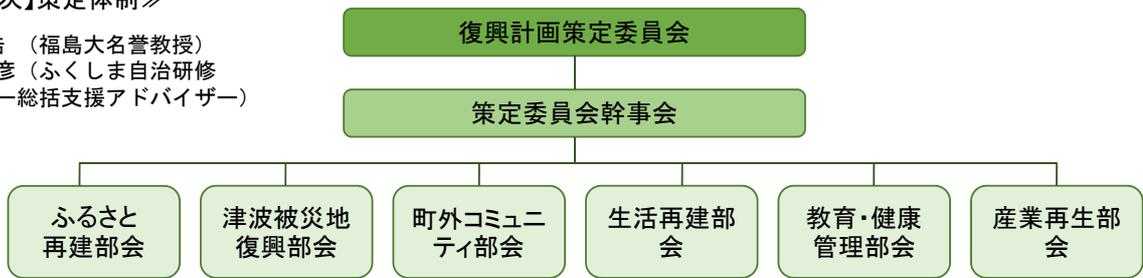


前提条件等が不透明なため、具体的な取組みの詳細については引き続き検討。

●浪江町復興計画【第一次】策定までの経緯：町民、有識者との活発な協議を経て策定

＜復興計画【第一次】策定体制＞

委員長：鈴木 浩（福島大名誉教授）
副委員長：吉岡正彦（ふくしま自治研修センター総括支援アドバイザー）



＜復興計画【第一次】策定までのあゆみ＞

平成24年(2012年)		
5月30日	第1回 職員検討会	
6月1日	第1回 策定委員会(全体会)	委嘱状交付、委員長選出等
6月1日	第1回 専門部会(6部会)	部会としての課題共有
6月14日	第2回 専門部会(6部会)	課題についての対応策の検討
6月14日	第1回 幹事会	部会横断的な課題の共有
6月20日～7月5日	第2回 復興に関する町民アンケート調査	《配布》18,258件 《回答》11,222件(61.5%)
6月27日	第2回 職員検討会	
6月28日	第3回 専門部会(6部会)	課題についての対応策の検討
7月10・13日	第4回 専門部会(6部会)	アンケート中間報告による計画案の整理
7月12日	放射線に関する講習会	《講師》児玉龍彦 教授(東京大学アイソトプ総合センター) 万福祐造 研究員(国際農林水産業研究センター)
8月1・2・3日	第5回 専門部会(6部会)	部会での検討状況の中間取りまとめ
8月2日	第2回 幹事会	部会横断的な課題の共有
8月9日	第2回 策定委員会(全体会)	検討状況の中間報告
8月23日～9月7日	検討状況の中間報告への意見募集(パブコメ)	《パブコメ件数》211人 410件
8月28・31日	第6回 専門部会(6部会)	中間報告書の精査
9月6日	第3回 職員検討会	計画の推進体制について
9月18・19・20日	第7回 専門部会(6部会)	パブリックコメントによる修正
9月28日	第3回 策定委員会(全体会)	復興計画【第一次】町への提言

●浪江町復興計画【第一次】の理念と方針

理念

みんなでもに乗り越えよう私たちの暮らしの再生に向けて
～未来につなぐ復興への思い～

1. みんなでもに乗り越える
2. 一人ひとりの暮らしの再生
3. 子どもたちの未来につなぐ

復興の 基本方針

1. すべての町民の暮らしを再建する ～どこ住んでいても浪江町民～

- ・ 避難先によらない、一人ひとりへのきめ細やかな支援
- ・ ふるさと再生や町外コミュニティの整備、避難先への継続的な支援などの多様な選択肢の実現

2. ふるさと なみえを再生する ～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～

- ・ 震災や原子力災害を乗り越え、安全、安心なふるさとの再生
- ・ なみえのこころや絆が息づく地域の復興
- ・ 誰もが魅力的だと思えるまちづくり

3. 被災経験を次代や日本に生かす ～脱原発、災害対策～

- ・ 災害や復興の情報を一元化し誰もが気軽に閲覧できる復興ライブラリーの構築や、復興人材育成など、復興の過程や技術、経験を他地域や次世代に語り継いでいく仕組みづくり
- ・ 災害研究都市として、復興を「学び、実行し、発信する」を体現

(2) 浪江町復興計画【第一次】以降の復興の取組 状況

(平成 28 年 8 月 10 日

第 1 回浪江町復興計画【第二次】策定委員会 資料(抜粋))

浪江町復興計画【第一次】以降の復興の取り組み状況

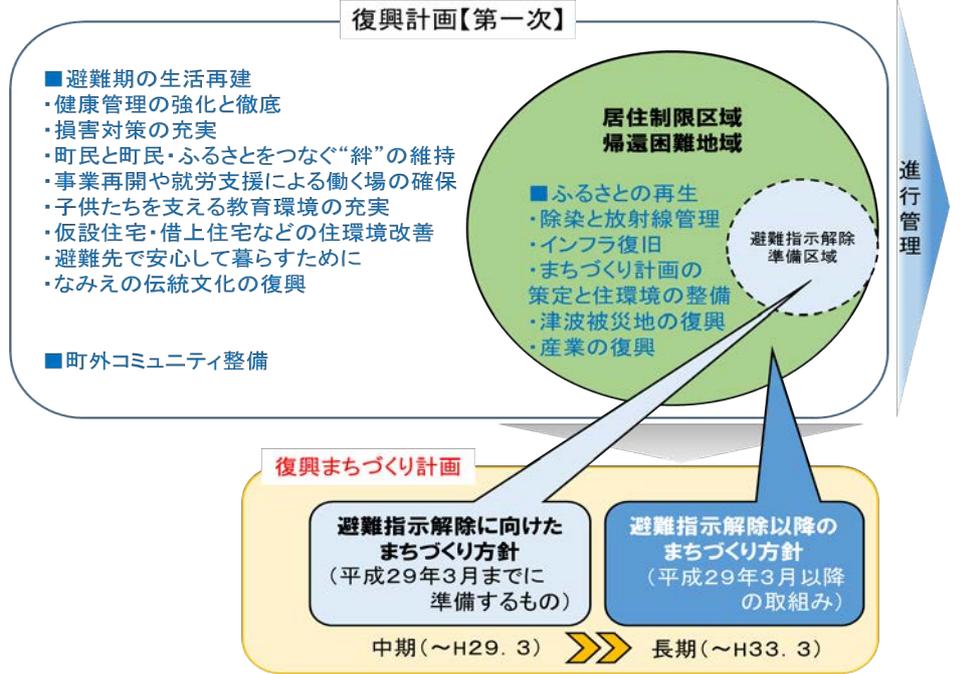
浪江町復興まちづくり計画(平成26年3月)

復興計画【第一次】とまちづくり計画の関係イメージ

策定の目的・位置付け

復興ビジョンや復興計画【第一次】で示された「まちづくりの方向性」を具体化する個別計画として策定されており、理念や基本方針については復興計画【第一次】の考え方を引き継いでいる。

現在、復興計画【第一次】に基づき、「避難期の生活再建」、「町外コミュニティ整備」、「ふるさとの再生」に関する取り組みが進められているとともに、町民協働により計画の進行管理が行なわれている。まちづくり計画は、その中でも「ふるさとの再生」に焦点を当て、避難指示解除に向けたまちづくりの方針を定めている。



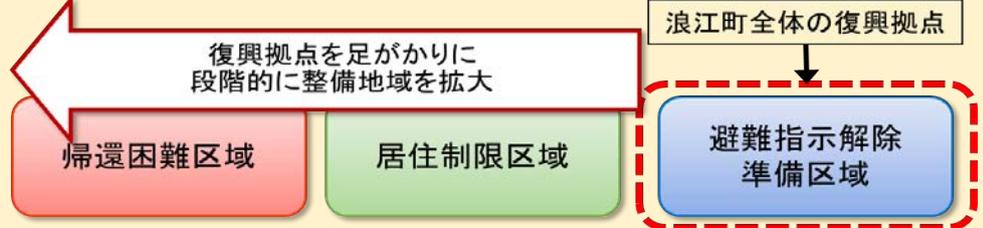
復興まちづくりの4つの目標

1. みんなで必ず取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち
2. みんながつながるまち
3. 双葉郡北部の復興拠点を担うまち
4. 未来に向けて希望のあるまち

復興まちづくりにあたって

時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じて段階的に進める。まちづくり計画における避難指示解除直後の居住世帯数と居住人口を、2,500世帯(5,000人)と想定。

段階的なまちづくりのイメージ



避難指示解除に向けた取り組み(平成29年3月まで)

- ・インフラの復旧・整備
- ・防災対策
- ・交通対策
- ・公共施設の復旧・整備
- ・住宅の確保
- ・生活環境の確保
- ・つながりの場の整備
- ・雇用の場の確保
- ・双葉郡北部の復興拠点の整備
- ・津波被災地の復興

避難指示解除後の取り組み(平成29年3月以降)

- ・居住地域の拡大
- ・生活環境の充実
- ・教育環境の整備
- ・伝統文化の保護・継承体制と施設の整備
- ・浪江のPR・発信機能の確保
- ・産業の再生・創出
- ・自然環境の再生・自然と調和したまちの実現

復興まちづくり計画の実現に向けて

1. 安心安全の確保に向けた除染の推進
2. 復興まちづくり計画の推進
3. 生活関連サービス等の担い手確保
4. 既存中心市街地の再生に向けた取り組み着手
5. 復興まちづくりに適応した制度の創設

避難指示解除に関する有識者検証委員会(報告書提出:平成28年3月)

報告書の目的

平成29年3月の避難指示解除に向け、これらの計画に定められた項目を整理し、検証・評価を行う。

委員会構成

役職	氏名	役職等
委員長	吉岡 正彦	ふくしま自治研修センター総括支援アドバイザー兼教授
副委員長	間野 博	福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任研究員・ 県立広島大学名誉教授
委員	児玉 龍彦	東京大学アイソトープ総合センター長
委員	秋光 信佳	東京大学アイソトープ総合センター教授
委員	床次 眞司	弘前大学被ばく医療総合研究所教授

委員会概要

委員会会合	内容
【第1回】 委員会発足	《議題》 委員長・副委員長選出、設置の目的、検証・評価の進め方及び項目の整理
【第2回】 検証・評価 除染	《議題》 除染計画、除染廃棄物の処理、除染による放射線量の低下、自然環境の回復 《現地視察》 除染作業現場(浪江小学校)及び除染廃棄物仮置き場(酒田地区)
【第3回】 検証・評価 インフラ復旧	《議題》 道路・上下水道・電気・電話・ガスの復旧状況、役場・警察署・消防署の復旧、 災害公営住宅の整備状況
【第4回】 検証・評価 生活環境整備	《議題》 教育施設・医療施設・福祉施設・商業施設等の復旧状況、生活関連サービスの 復旧、事業再開
【第5回】 検証・評価 防災対策	《議題》 地域防災計画の見直し、廃炉・汚染水の状況 《現地視察》 上水道取水施設(谷津田取水場)
【第6回】 検証結果報告書 とりまとめ	《議題》 報告書案の審議 《現地視察》 飯館村再資源化施設、大柿ダム

検証結果

- ・ 復興まちづくり計画で「避難解除に向けて平成29年3月までに準備するもの」とされている項目については、概ね順調に進展
- ・ ただし、大半の項目が現在進行中
- ・ 必要な環境が整った段階で、早期に特例宿泊や準備宿泊を実施できるよう関係機関の取組みが必要。
- ・ 平成29年3月に避難指示を解除するために最低限必要な取り組みを、「平成29年3月までに最優先に取組むべき16の課題」として取りまとめた。

除染:

1. 居住エリアの除染の実施
2. 追加的な除染等の実施
3. 長期目標1ミリシーベルトに向けた継続的取組み
4. 帰還困難区域の除染計画の策定
5. 廃棄物減容化の検討

インフラ復旧:

6. 上水道の確実な復旧
7. 下水道の確実な復旧
8. JR常磐線の前線復旧に向けた継続的取組み

生活環境整備:

9. 医療施設及び医療従事者の確保
10. 介護サービスの段階的環境整備
11. 買い物ができる環境の整備
12. 事業者再開支援
13. 郵便再開
14. 原子力災害に対応した安全確保体制の整備

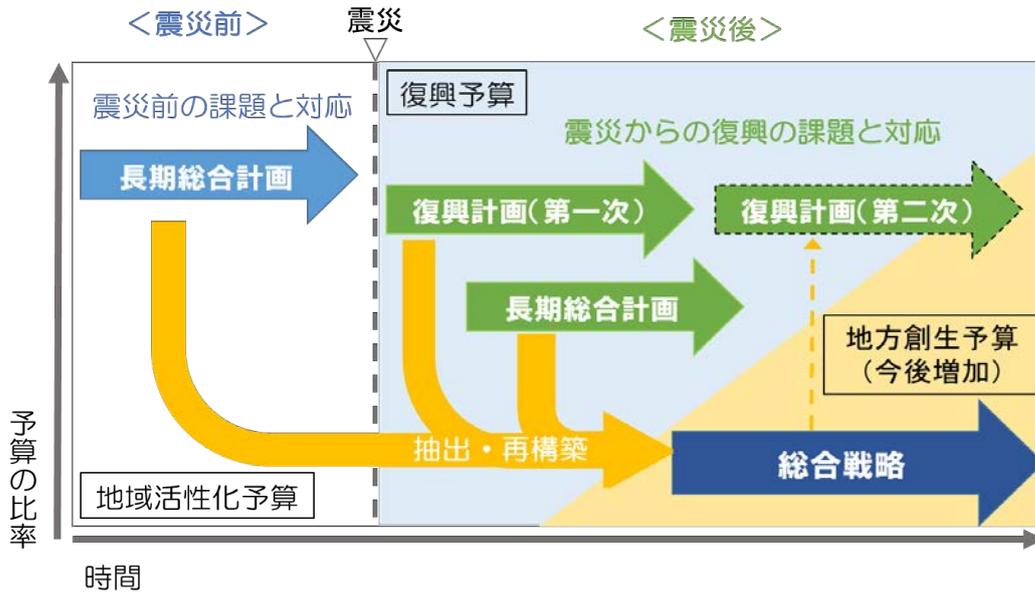
放射線対策:

15. モニタリング体制整備
16. 放射線相談窓口の設置

まち・ひと・しごと創生浪江町総合戦略(平成28年3月)

浪江町における総合戦略は、「第4次浪江町長期総合計画」(震災前)、「浪江町復興計画【第一次】」及び「浪江町復興まちづくり計画」(ともに震災後)から、今後継続して取り組むべきものを最大限抽出し取りまとめたものとなっている。

震災から5年が経過し、今後、復興のための予算は、国の「復興予算」から「地方創生予算」に移行していくことが推定される(下図参照)ことから、復興予算はもちろん、地方創生予算の獲得も考慮し、総合戦略が策定されている。また、復旧復興の進展など状況の変化に合わせて、見直しを行う。



浪江町総合戦略 基本理念 未来につなぐ ふるさとなみえの創建

浪江町総合戦略では、「まち・ひと・しごと」に対応した「4つの基本目標」を掲げるとともに、それぞれの施策の遂行に共通した「3つの視点」を定めている。

総合戦略の4つの基本目標と具体的取組み

基本戦略1 持続可能なしごとづくり ～安定した雇用の創出

- 施策1. 産業再生への支援と地域を担う人材の育成
- 施策2. 第一次産業の再生と新たな経営体制の推進
- 施策3. 新たな産業の創出
- 施策4. 誰もが働きやすい環境づくり

基本戦略2 浪江町に向かうひとの流れづくり ～交流人口の拡大、定住の促進

- 施策1. 交流を通じた帰還促進
- 施策2. 移住・定住を促進する仕組みづくり
- 施策3. 来訪者の創出

基本戦略3 子どもたちの明るい声が聞こえるまちづくり ～未来をつなぐなみえっこを育む環境

- 施策1. 安心して子育てできる環境づくり
- 施策2. 特色のある教育環境づくり

基本戦略4 被災経験を生かしたみんなでつくるまち、みんなで支えあうまち ～被災経験を生かした住民協働の推進

- 施策1. 被災経験を次代や日本に生かす防災まちづくり
- 施策2. エネルギーの自給自足の実現に向けたまちづくり
- 施策3. 地域が支え合いみんなが健康で元気なまちづくり
- 施策4. 高齢者も活躍できるまちづくり
- 施策5. 協働によるまちづくりの推進
- 施策6. 双葉郡北部の拠点としての行政運営の推進

3つの視点



地震・津波・原子力災害の経験を踏まえ、一人ひとりが災害への高い意識を持ち、あらゆる分野において防災・減災の視点を取り入れる。被災経験を伝承・継承していく中で、浪江町が果たすべき役割を再確認し、実行する。

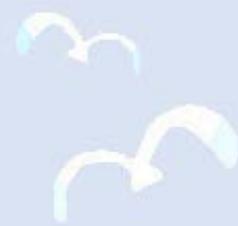
脱原発、エネルギー政策の見直しを全国に提起し続けるとともに、効率的なエネルギーの活用や、再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、エネルギー自給自足のまちを目指す。

被災経験を生かした防災やエネルギー自給自足への取組みを積極的に情報発信する。文化や風土をはじめとする町の魅力を寄り効果的に伝えていくことで、交流・定住人口の増加を目指す。

(3) 浪江町人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生

浪江町人口ビジョン



～未来へつなぐ ふるさとなみえの創建～



※「第5回こどもの笑顔フォトコンテスト」の受賞作品

平成28年3月

浪江町



【目次】

1. 浪江町人口ビジョンについて	1
<hr/>	
(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略について	
(2) まち・ひと・しごと創生長期ビジョンについて	
(3) 浪江町人口ビジョンについて	
2. 浪江町の人口構造・人口動態の分析	4
<hr/>	
(1) 総人口の推移	
(2) 人口構造（人口ピラミッド）	
(3) 住民基本台帳における近年の人口の推移	
(4) 世帯	
(5) 出生数と死亡数について（人口の自然動態）	
(6) 転入者数と転出者数について（人口の社会動態）	
(7) 人口変化率の推移	
(8) 産業	
(9) 人口構造・人口動態分析まとめ	
3. 住民意向調査	17
<hr/>	
(1) 帰還意向の推移	
(2) 年代別帰還意向と帰還意向世帯について	
4. 将来人口の推計	19
<hr/>	
(1) 将来人口の推計について	
(2) 平成 22 年以前の状況における人口推計	
(3) 帰還人口とその後の人口推計	
(4) 将来人口の推計を踏まえて	
5. 町の展望人口	23
<hr/>	
(1) 人口減少克服に対する基本的視点	
(2) 展望人口における目標人口の考え方	
(3) 目標人口の設定を踏まえた展望人口の推移	

1. 浪江町人口ビジョンについて

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

わが国の人口は平成 20(2008)年をピークとして人口減少局面に入っています。現在の人口減少の状態が継続した場合、今後平成 62 (2050)年には 9,700 万人、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するという推計があります。加えて、東京圏への一極集中により、地方の若い世代が出生率の低い都市部へ流出することで日本全体としての少子化に拍車がかかっています。

人口減少は地域経済の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足や住民の経済力の低下から地域社会の様々な基盤の維持を困難としてしまいます。

この状態を打破すべく、政府は平成 26 年 12 月に、国と地方が総力を挙げて地方創生・人口減少克服に取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および、地方創生のための施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

■ 国の示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え

- 2008 年に始まった人口減少は地方から始まり、今後加速度的に進む。
- 人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させ、経済社会に対して大きな重荷となる。
- 東京圏には過度に人口が集中しており、今後も人口流入が続く可能性が高い。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結び付いている。



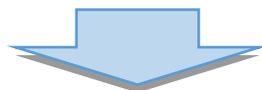
取組みの基本的視点

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- ① 「東京一極集中」を是正する。
- ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③ 地域の特性に即して地域課題を解決する

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ① 地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- ② 地方就労の促進、人材の確保・育成、移住・定住促進等による「ひとの創生」
- ③ 安心して暮らせるような、「まち」の集約、活性化、広域的連携による「まちの創生」



人口減少克服と地方創生をあわせて行なうことにより、

将来にわたって活力ある日本社会を目指す

(2) 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」について

国は地方創生・人口減少克服という構造的課題に国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定しました。「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示することを目的としています。

■ 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」における日本の人口の将来の展望

○人口減少に歯止めをかける。

出生率が人口置換水準（2.07）に回復することが人口が安定する必須の条件となる。

○若い世代の希望が実現すると、出生率は 1.8 程度に向上する。

若い世代の結婚・子育て希望の実現に取り組み、出生率の向上を図る。

○人口減少に歯止めがかかると、2060 年に 1 億人程度の人口が確保される。

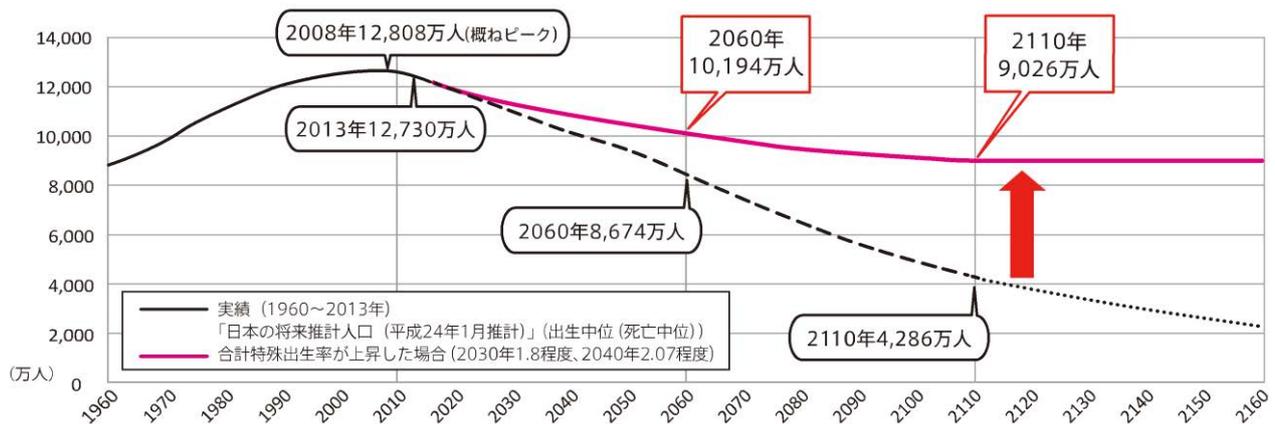
2030～2040 年頃に出生率が 2.07 まで回復した場合、2060 年には総人口 1 億人程度を確保し、2090 年頃には人口が定常状態になると見込まれる。

○人口構造が「若返る時期」を迎える。

人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は 2050 年に 35.3%でピークに達した後は低下し始め、2090 年頃には現在とほぼ同水準の 27%程度にまで低下する。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050 年代に実質 GDP 成長率は、1.5～2%程度が維持される。

国の人口の推移と長期的な見通し



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位(死亡中位))
(まち・ひと・しごと創生本部事務局作成『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」』より)

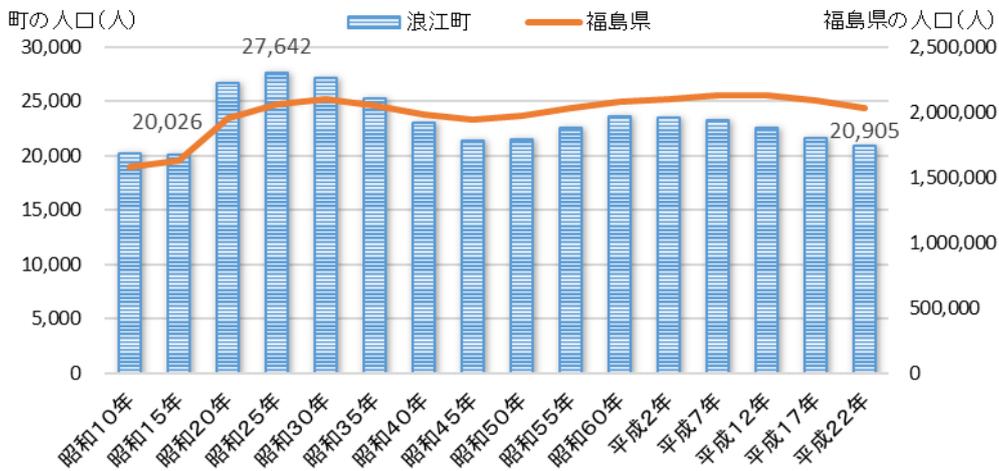
地方公共団体においては、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案した、人口の現状と将来の展望を展示する「地方版人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後 5 年間の施策の方向性を提示する「地方版総合戦略」の策定が求められています。

(3) 浪江町人口ビジョンについて

本町においては日本の総人口減少以前より人口の減少は進行していました。そして東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「震災」という。））により町の避難指示解除後は人口の急激な減少が想定され、他市町村に先駆けて人口減少そして少子高齢化社会への対応が求められることも予想されます。

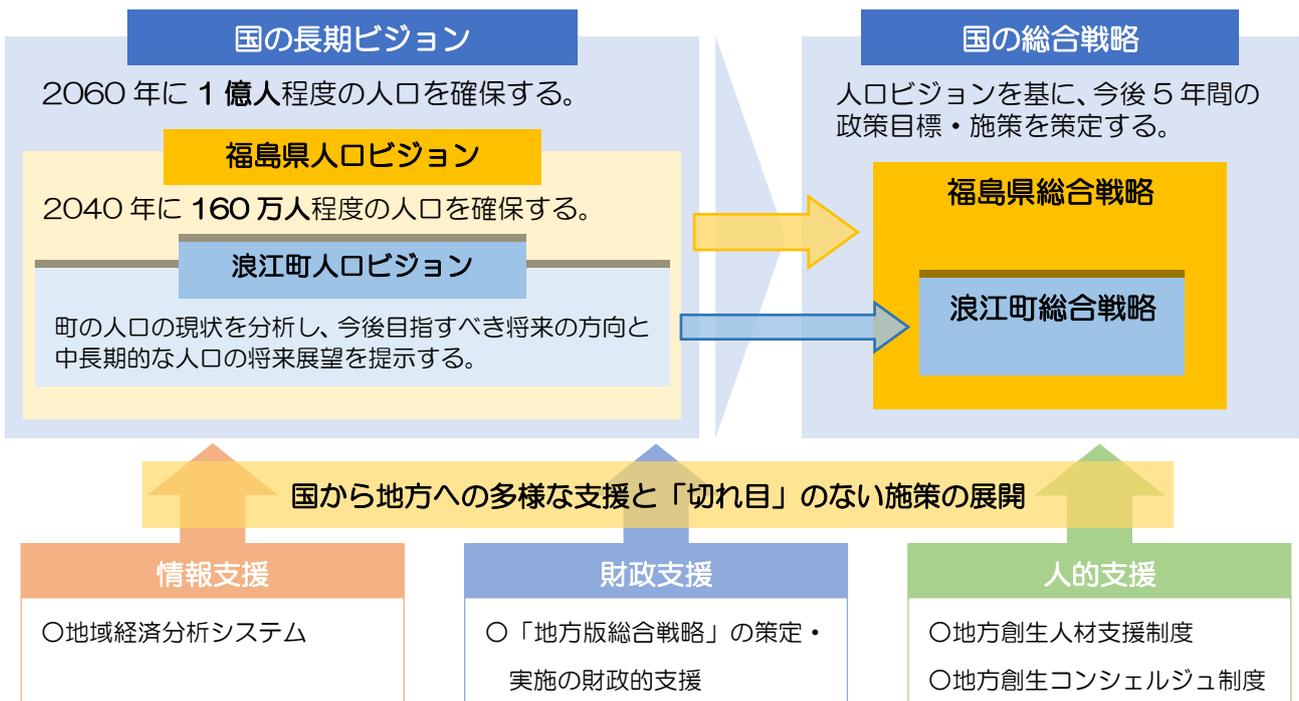
そのため、町の将来の姿を見据え、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、今後目指すべき方向と展望人口を掲げた「浪江町人口ビジョン」を策定し、「まち・ひと・しごと創生浪江町総合戦略」の指針とします。

浪江町と福島県の総人口の長期的な推移



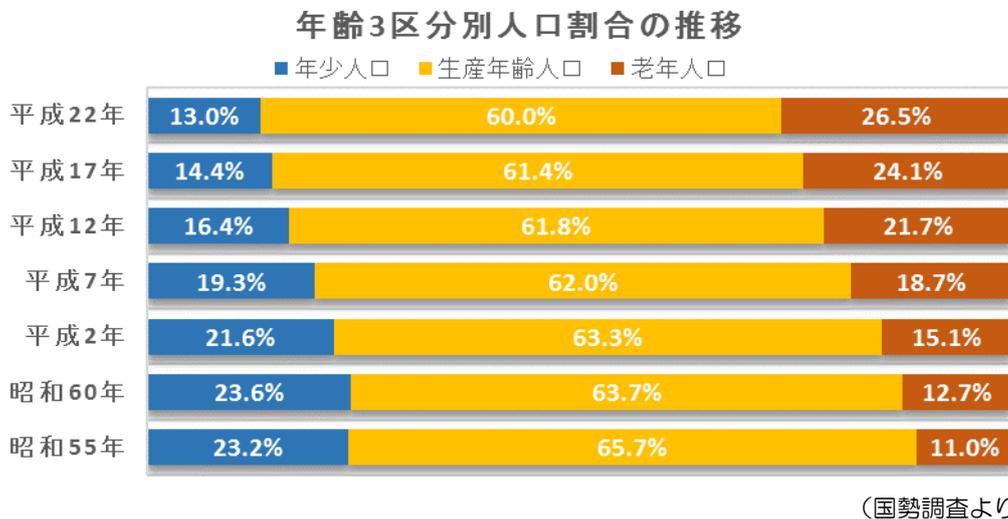
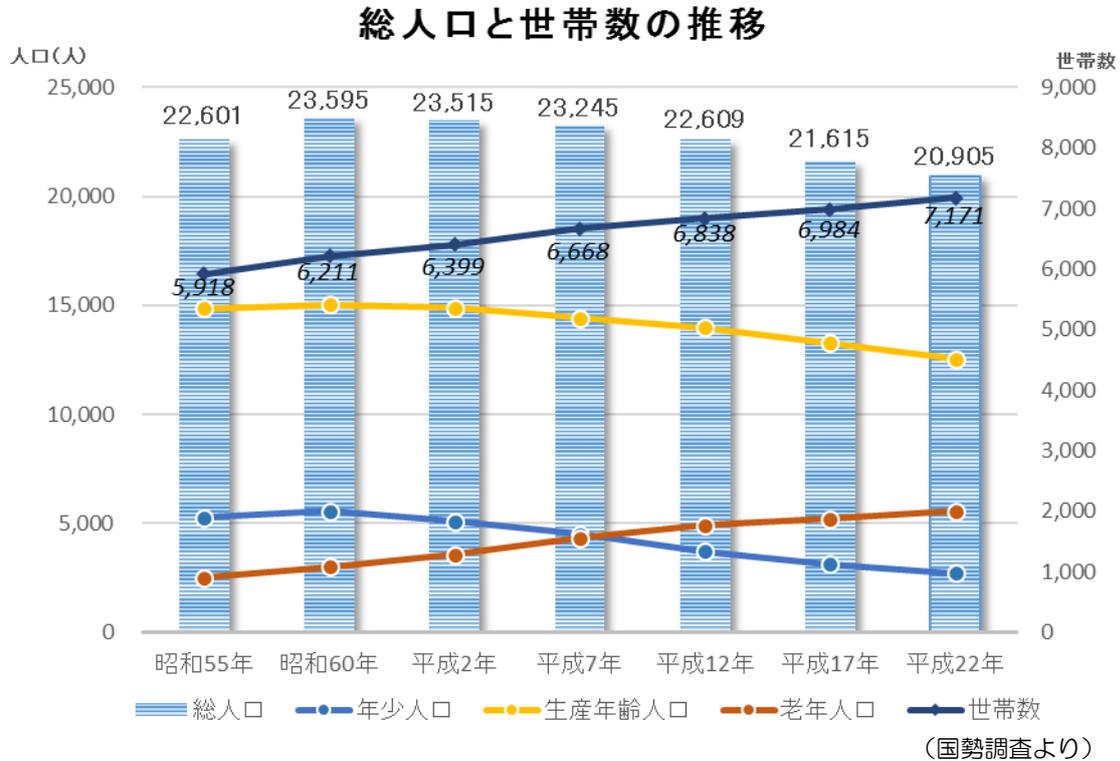
(国勢調査より ※昭和 30 年以前の総人口は大堀村・刈野村・津島村・請戸村・幾世橋村を含む現在の町の町域での総人口)

■ まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像



2. 浪江町の人口構造・人口動態の分析

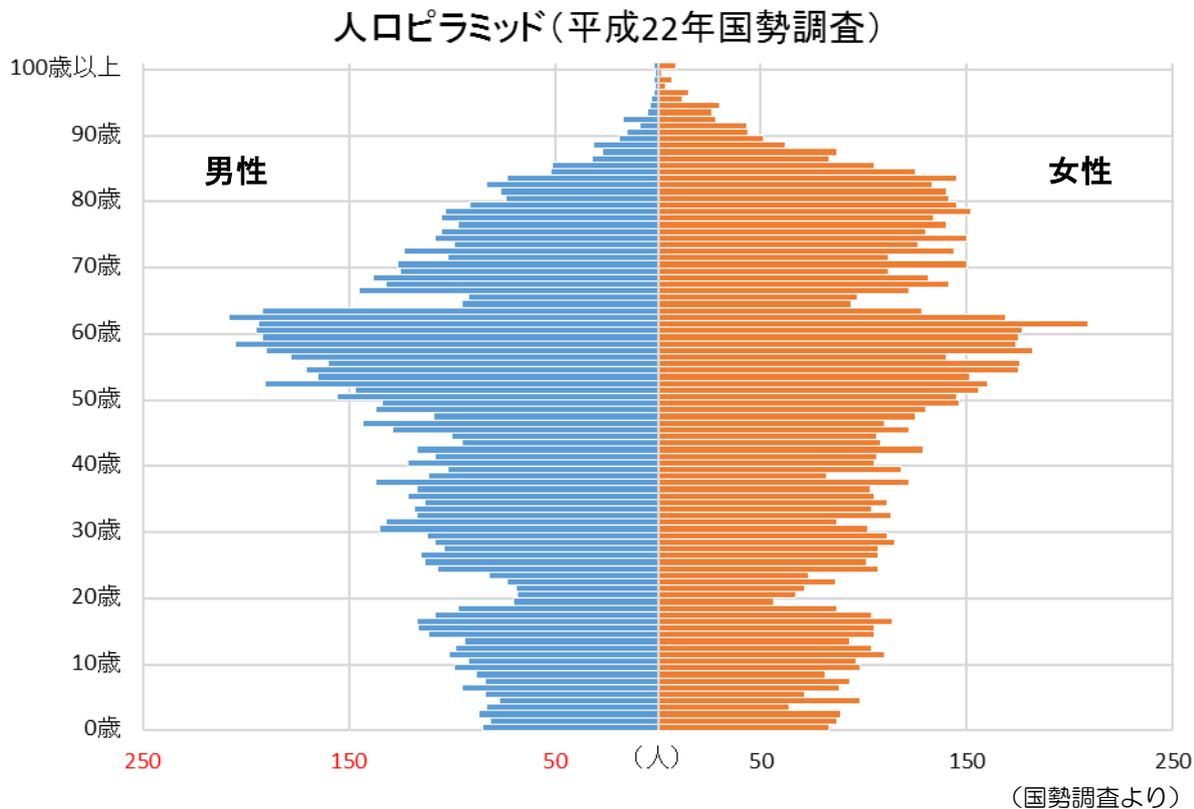
(1) 総人口の推移



- ◆ 町の人口は昭和 60 年から年少人口と生産年齢人口が減少を始めており、昭和 60 年の 23,595 人より人口の減少へと転じています。
- ◆ 平成 12 年以降は老年人口が年少人口を上回っており、総人口に占める割合も増加しています。
- ◆ 一方で世帯数は増加を続けています。

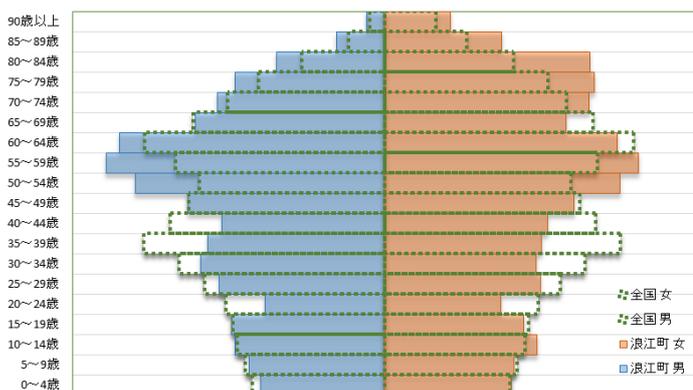
(2) 人口構造 (人口ピラミッド)

◇町の人口ピラミッド

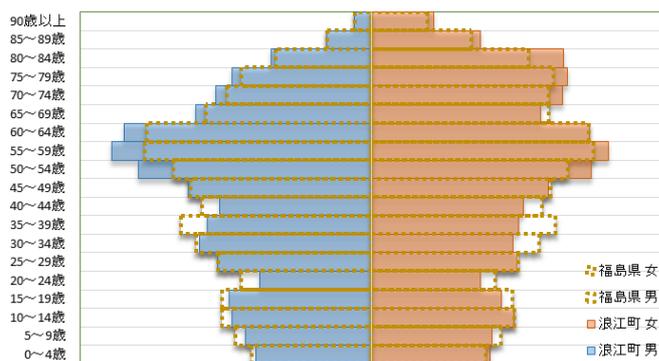


◇人口ピラミッドの比較

浪江町と全国の人口構造の比較(平成22年)



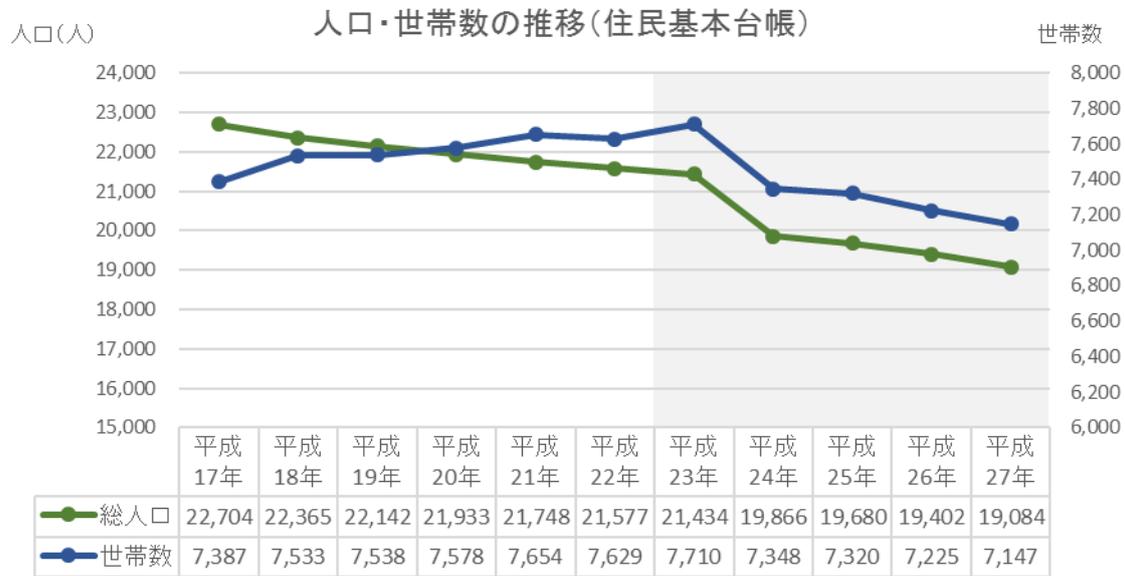
浪江町と福島県の人口構造の比較(平成22年)



(国勢調査より)

- ◆ 町の人口構造は20歳代から40歳代前半までの人口が男女共に少なく、一方で50歳代の男女、70歳以上の女性が多くなっています。
- ◆ 全国や福島県の人口構造と比べても、20歳代から40歳代の人口が少なく、65歳以上の特に女性の高齢者の人口が多くなっています。

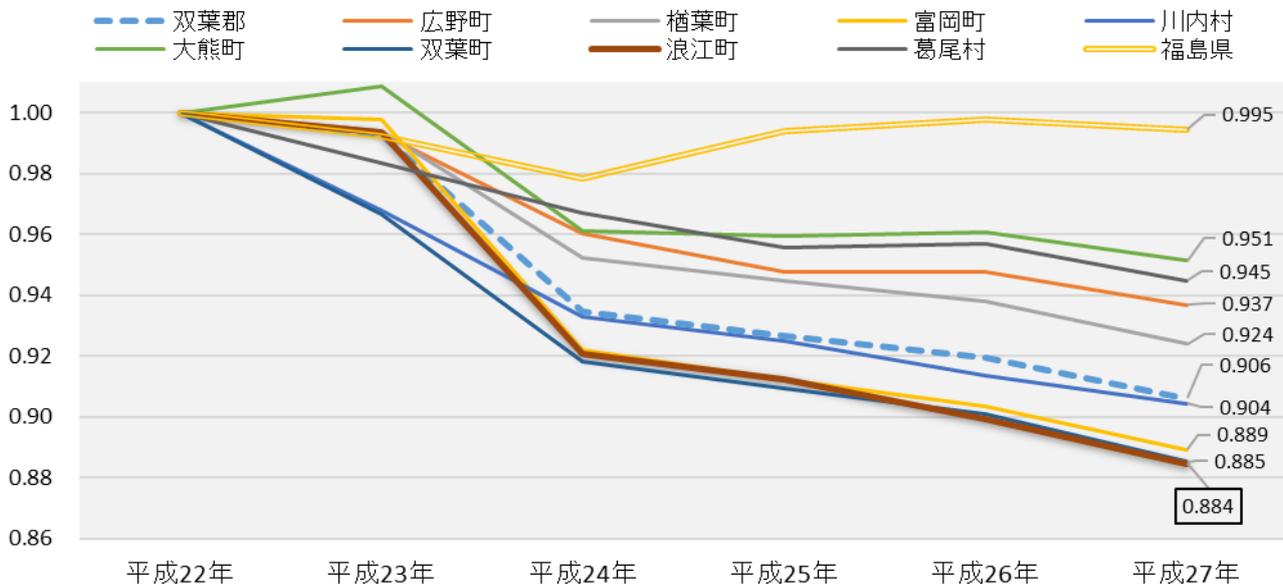
(3) 住民基本台帳における近年の人口の推移



(住民基本台帳より)

■ =震災の影響を含む

平成22年住民基本台帳の人口を1とした場合の推移



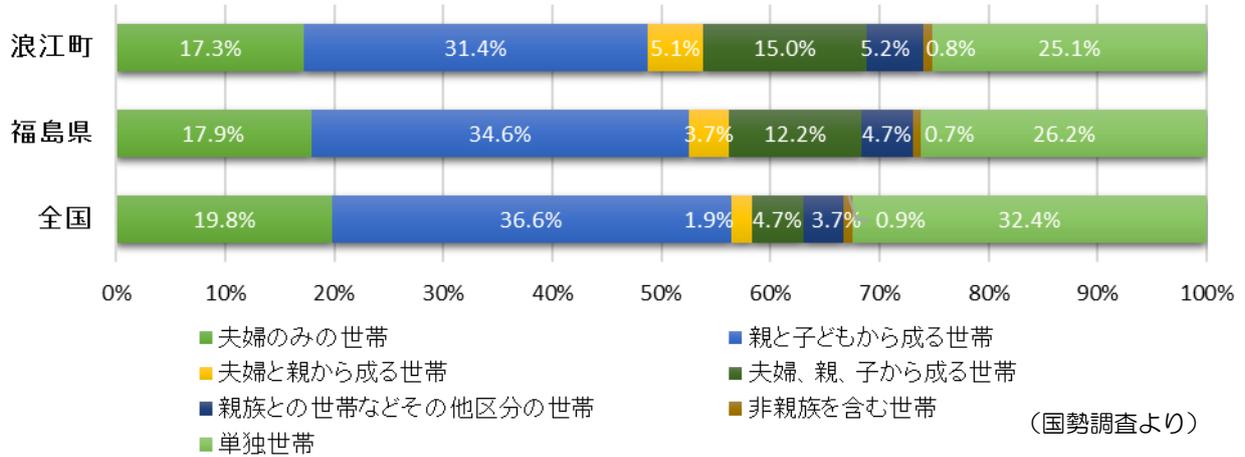
(住民基本台帳より)

- ◆ 平成22年までは人口の減少と世帯数の増加が進んでいたが、平成23年3月の震災の影響により平成24年以降は世帯数、人口ともに減少傾向にあります。
- ◆ 震災以降の双葉8町村の人口の推移では平成22年の人口を1とした場合、浪江町は現在0.884となっており、広域的な分散避難の影響から、双葉郡8町村の中で震災以降最も人口が減少しております。

(4) 世帯

◇世帯構成

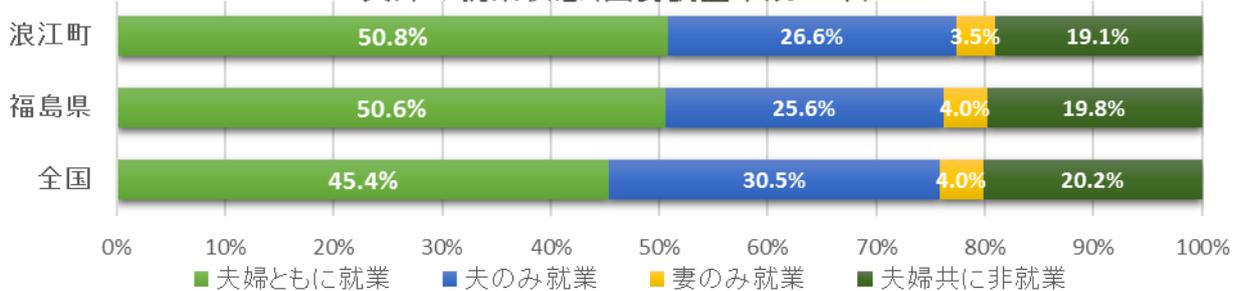
世帯構成の比較(国勢調査平成22年)



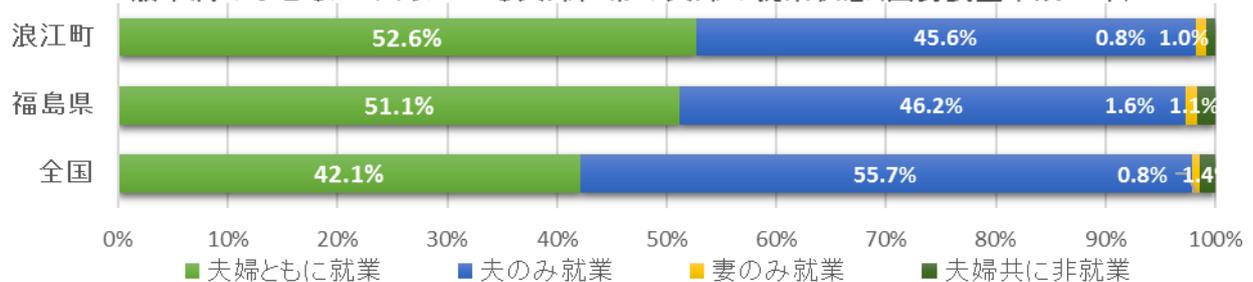
- ◆ 町では全国と比べ「夫婦、親、子から成る世帯」の割合が 15.0%と多くなっている。福島県の 12.2%と比べてもその割合は大きくなっています。
- ◆ 「夫婦、親、子から成る世帯」の割合は多いですが、他の親族との同居等の世帯と単独世帯は福島県の割合と余り変わりません。また、夫婦と親から成る世帯の割合も高くなっています。

◇夫婦の就業状態

夫婦の就業状態(国勢調査平成22年)

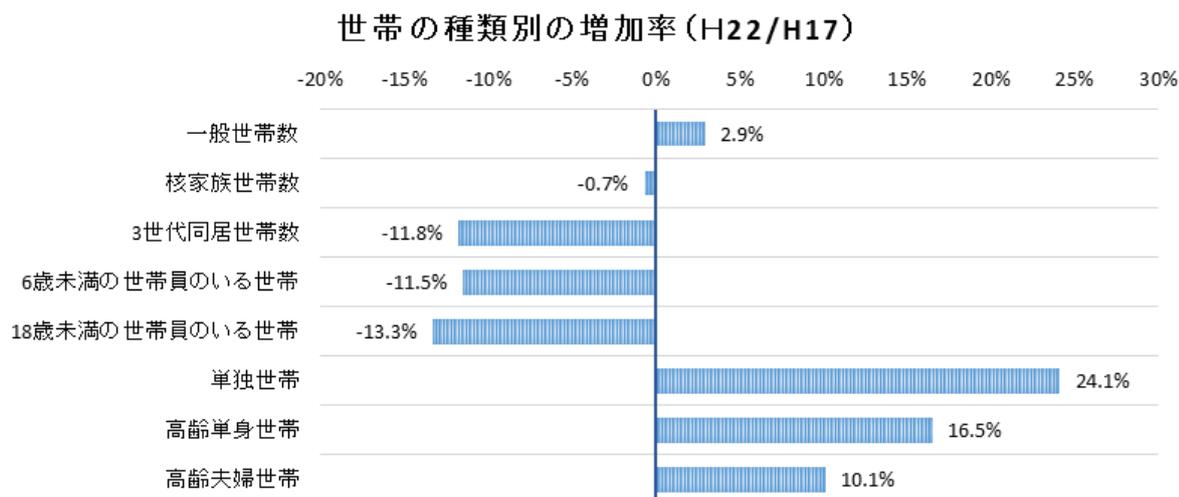


6歳未満の子どもが1人以上いる夫婦世帯の夫婦の就業状態(国勢調査平成22年)



(国勢調査より)

◇種類別世帯の推移

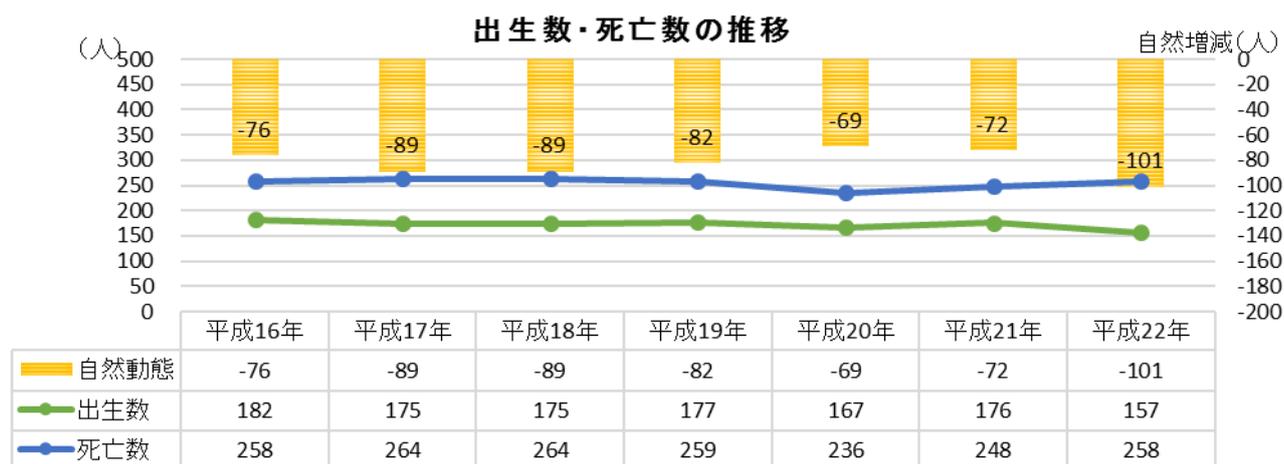


(国勢調査より)

- ◆ 町の夫婦の就業状態をみると、全国、福島県と比べ共働きの夫婦の割合が多くなっていました。
- ◆ 平成17年から平成22年の世帯の増加率では、高齢単身世帯など単独世帯が大きく増えている一方で、3世代同居世帯や子どもがいる世帯が減少していました。

(5) 出生数と死亡数について (人口の自然動態)

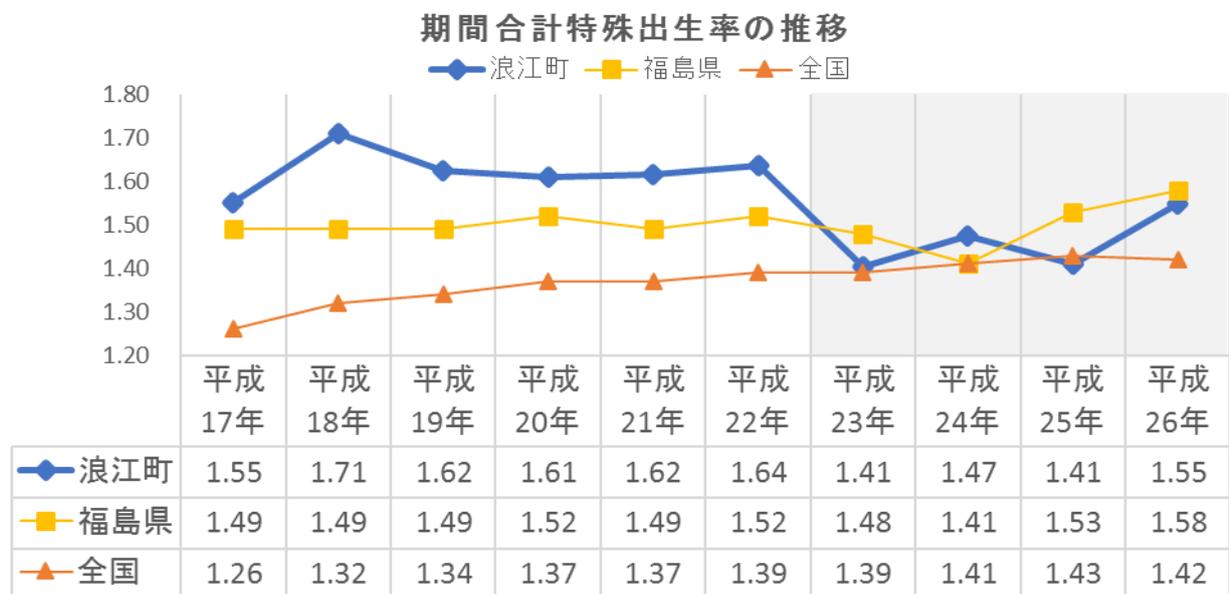
◇人口の自然増減



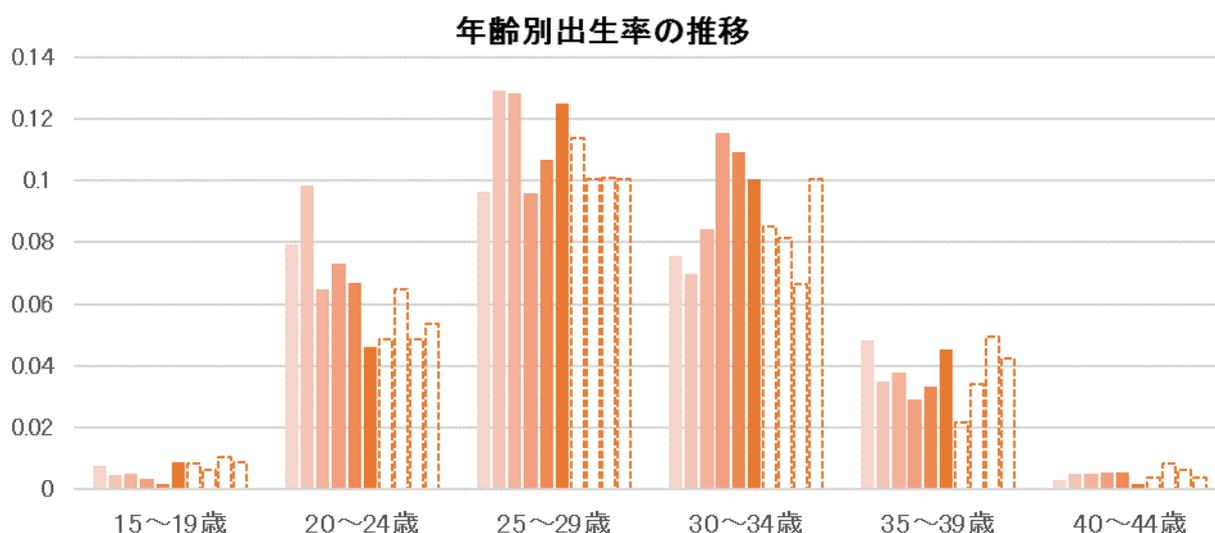
(住民基本台帳より)

- ◆ 町の出生数は平成16年には182人でしたが、平成22年には157人と若干の減少傾向にありました。
- ◆ 町の死亡者数もあまり変化しておらず、平成16年は258人、平成22年は258人となっています。
- ◆ 町の人口の自然動態は死亡者が出生者を上回る人口の自然減の状態が続いています。

◇合計特殊出生率



(人口動態統計、住民基本台帳より)



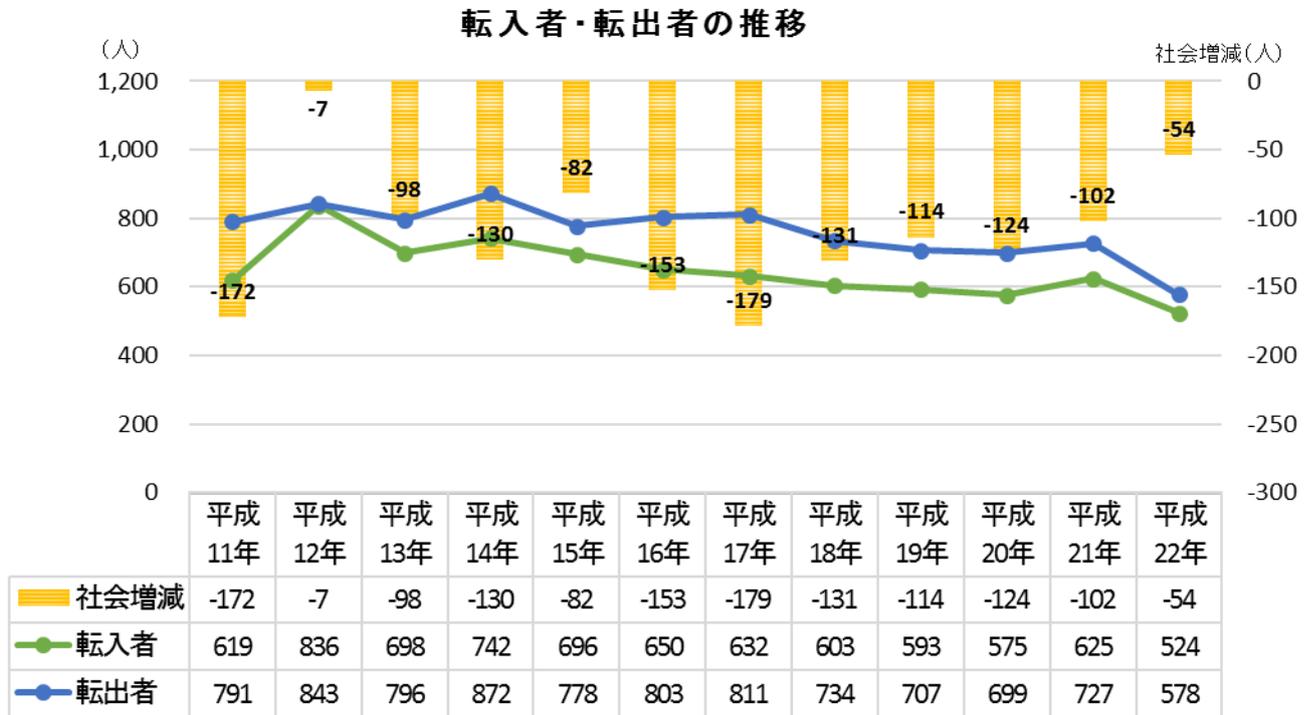
■ 平成17年 ■ 平成18年 ■ 平成19年 ■ 平成20年 ■ 平成21年 ■ 平成22年 □ 平成23年 □ 平成24年 □ 平成25年 □ 平成26年

(人口動態統計、住民基本台帳より)

- ◆ 町の合計特殊出生率は全国に比べ高い水準を維持していましたが、震災以後は減少しています。福島県においては近年上昇傾向がみられます。
- ◆ 年代別の女性1人当たりの出生率をみると20歳代前半の出生率が減少傾向にあります。一方で30歳代の出生率は上昇傾向にあります。

(6) 転入者数と転出者数について（人口の社会動態）

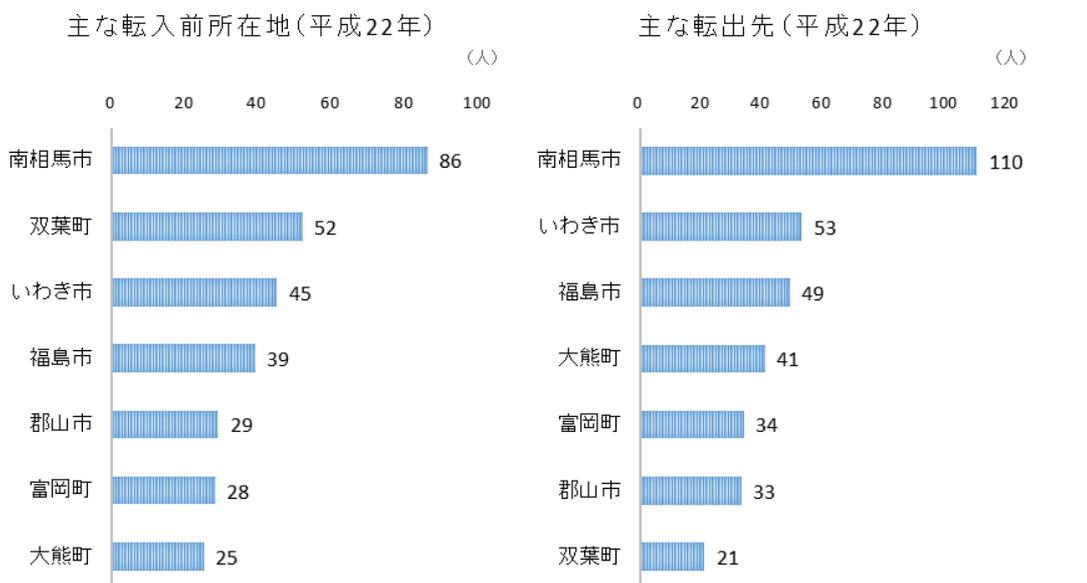
◇人口の社会増減



（住民基本台帳より）

- ◆ 町の転入者数、転出者数は共に減少傾向にありました。
- ◆ 町の社会動態は転出者数が転入者数を上回る人口の社会減の状態が続いています。平成 17 年の社会減は 179 人でしたが、平成 22 年には 54 人となっており、近年は減少傾向にありましたが平成 26 年の社会減は 238 人と大きく増加しています。

◇主な転入前所在地と転出先

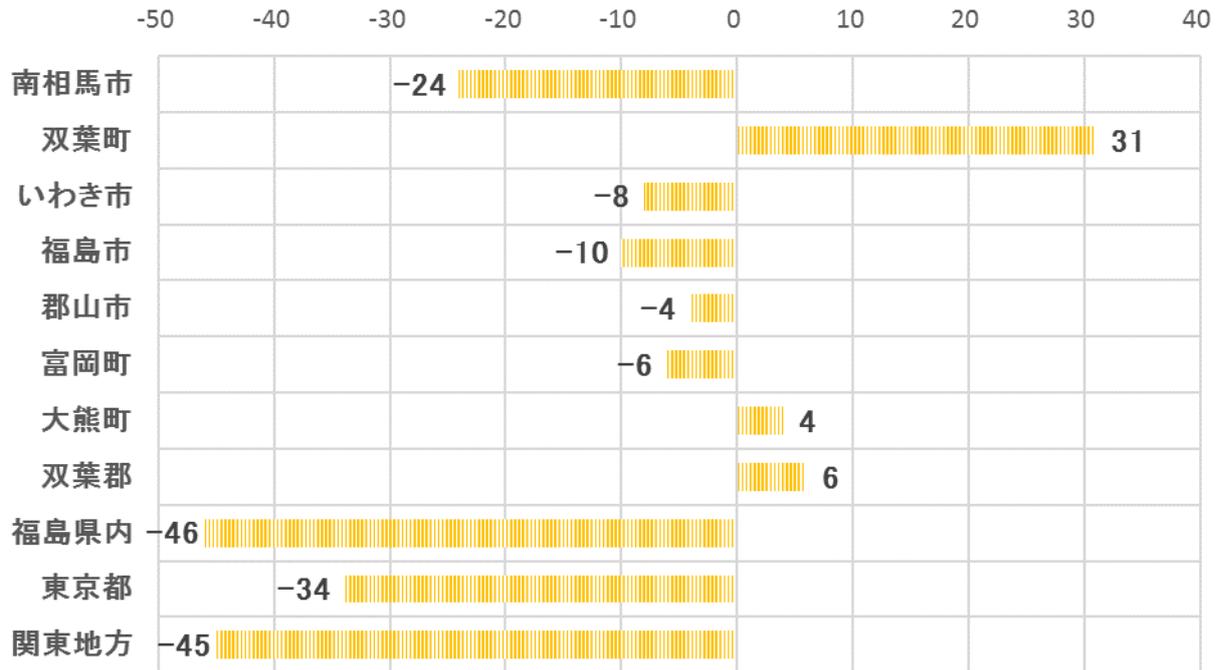


（福島県現住人口調査）

2. 浪江町の人口構造・人口動態の分析

主な市町村、地域間における【転入者数－転出者数】(平成22年)

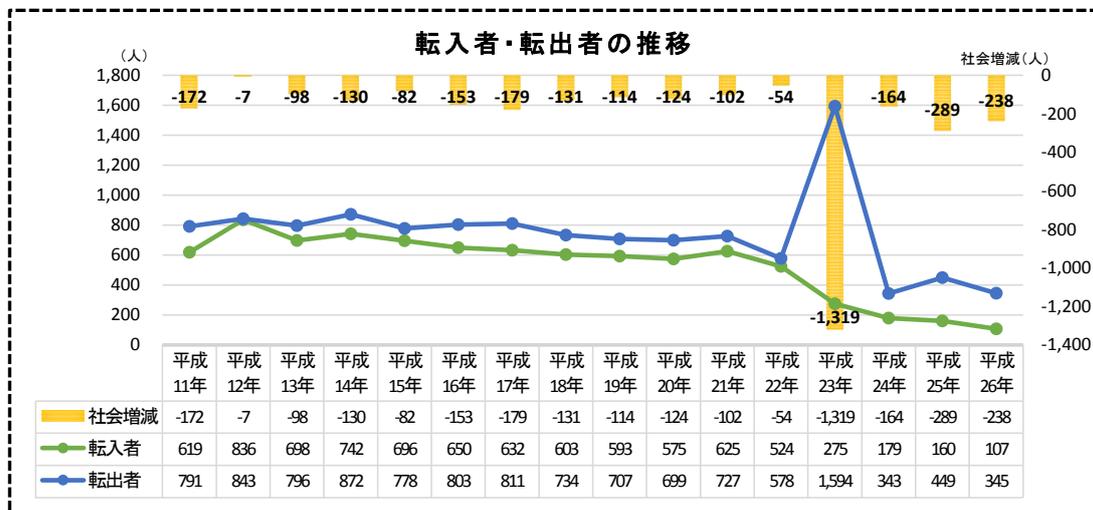
(人)



(福島県現住人口調査)

- ◆ 平成 22 年の町の転入者の以前の居住地、転出先をみると、ともに南相馬市が最も多くなっていました。
- ◆ 主な市町村間、地域間での社会増減をみると、南相馬市では 24 人の転出超過であり、双葉町では 31 人の転入超過となっています。
- ◆ 双葉郡内では転入超過ですが、福島県全体では転出超過となっており、関東地方でも転出超過となっていることから都市部への人口の流出が見られます。

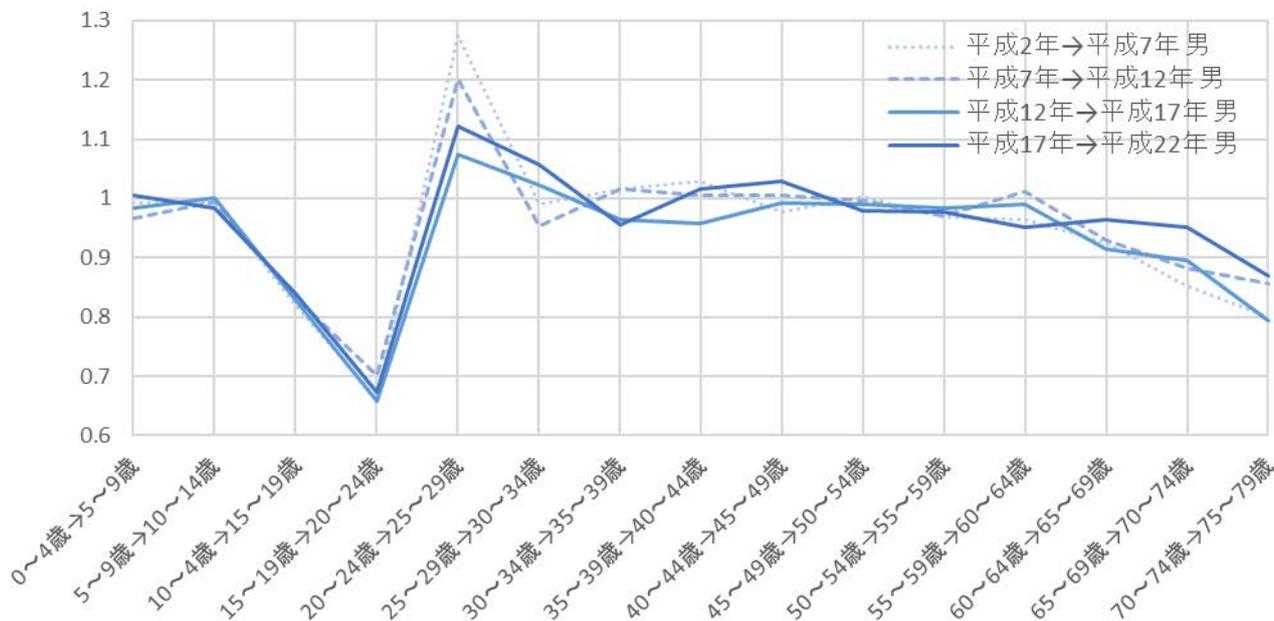
参考 - 震災後の社会増減 -



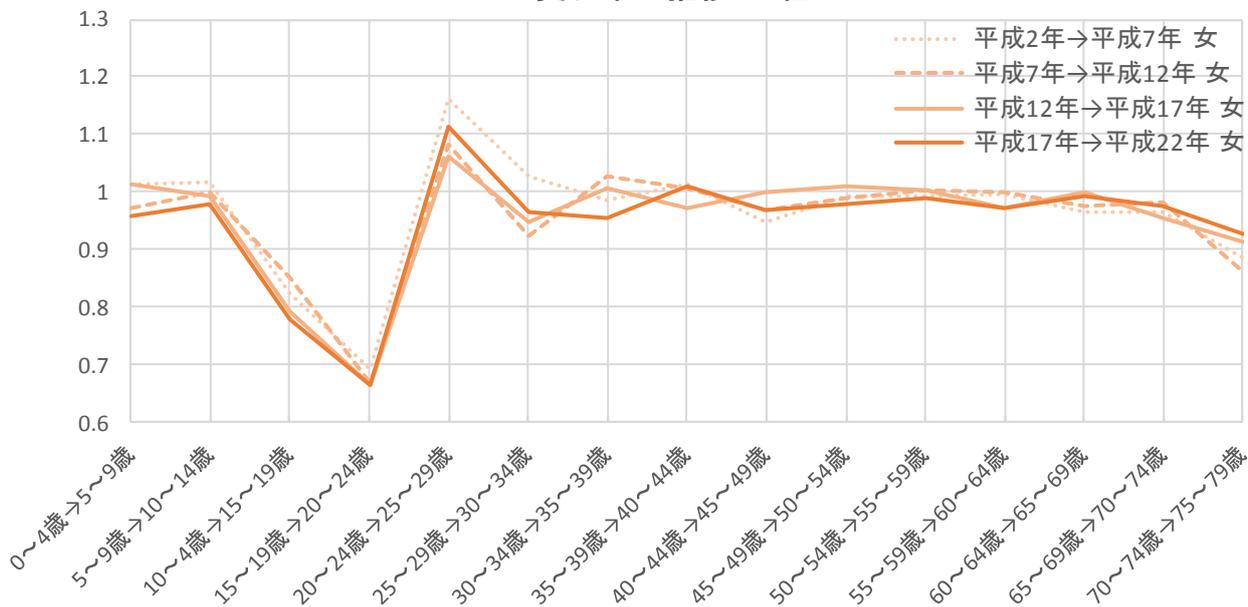
(住民基本台帳より)

(7) 人口変化率の推移

人口変化率の推移 男性



人口変化率の推移 女性

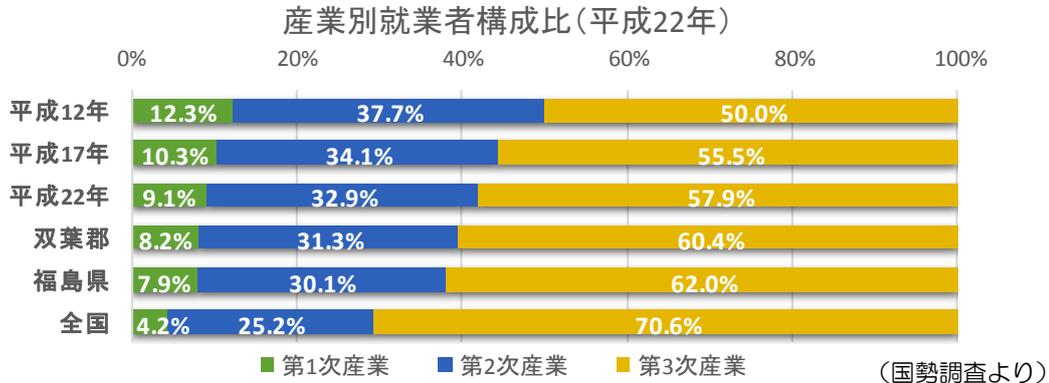


(国勢調査より)

- ◆ 人口変化率の推移をみると、10歳代から20歳代前半にかけて1を大きく下回り人口の流出が起きている。
- ◆ 30歳代においても人口の流出が起っており、子どもの人口変化率も1を下回っていることから子育て世代の流出もみられます。

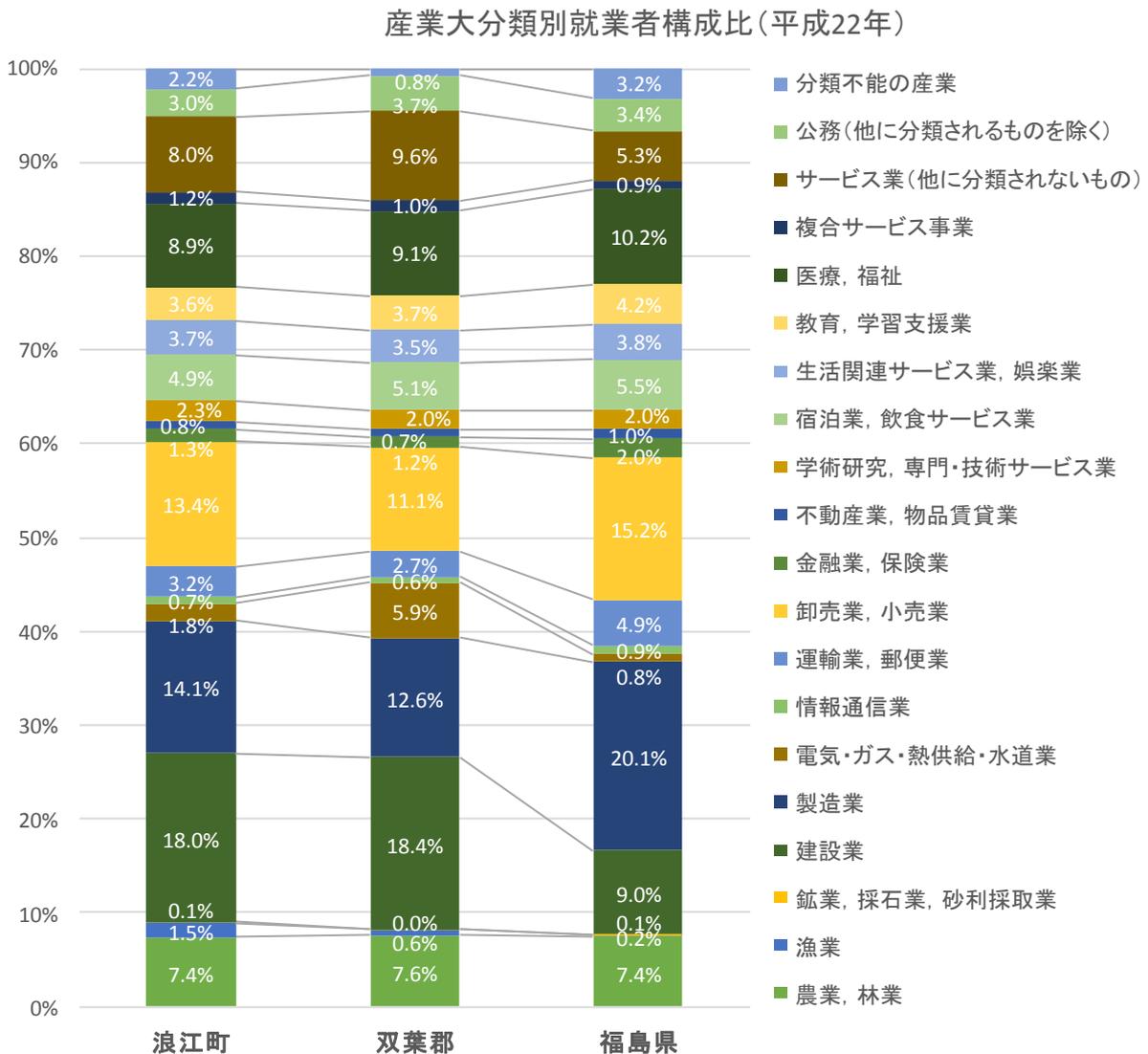
(8) 産業

◇産業別就業者構成比



※下記グラフ「産業大分類別就業者構成比」の「分類不能の産業」は構成比に含まない

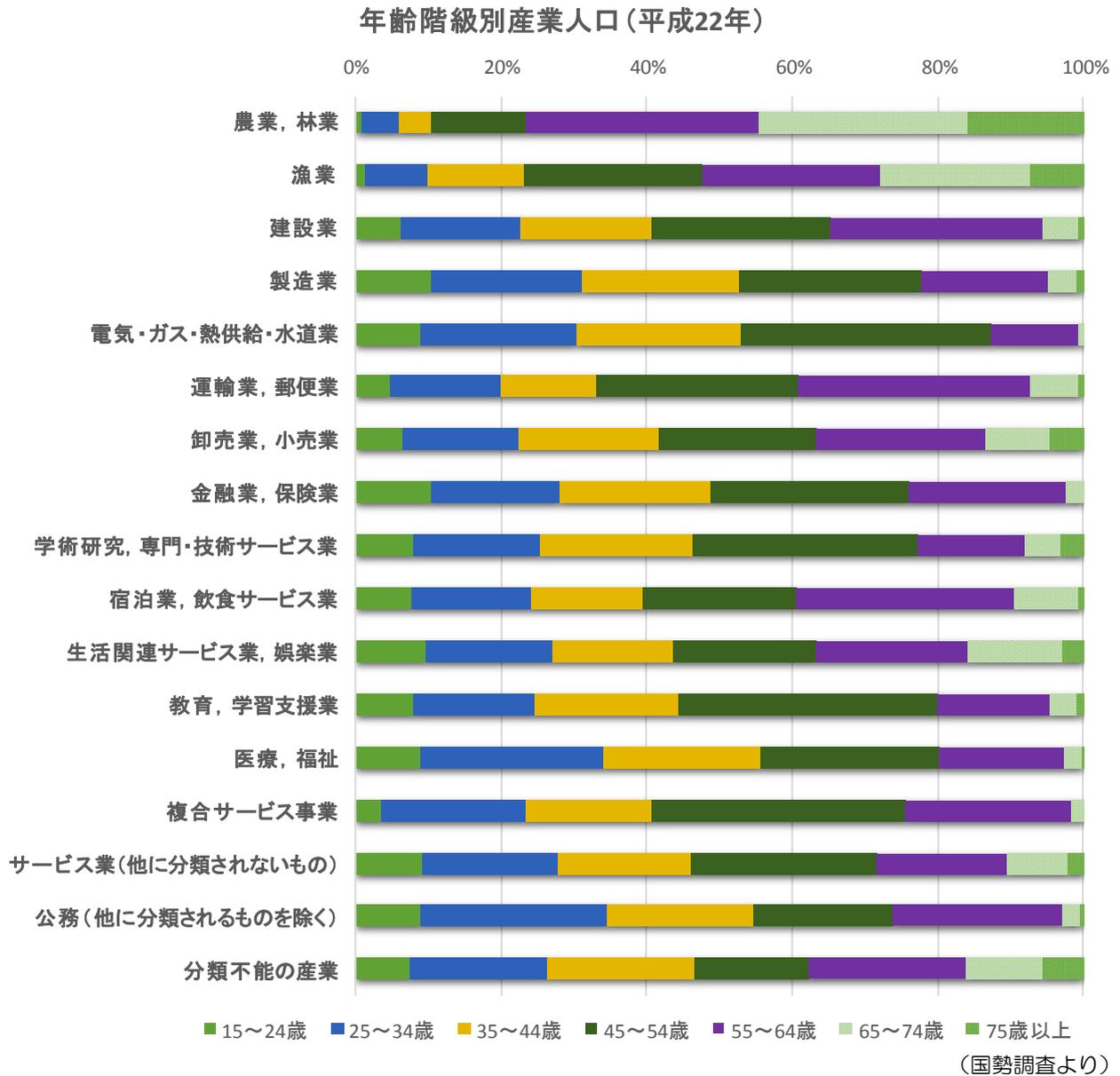
◇産業大分類別就業者構成比



(国勢調査より)

2. 浪江町の人口構造・人口動態の分析

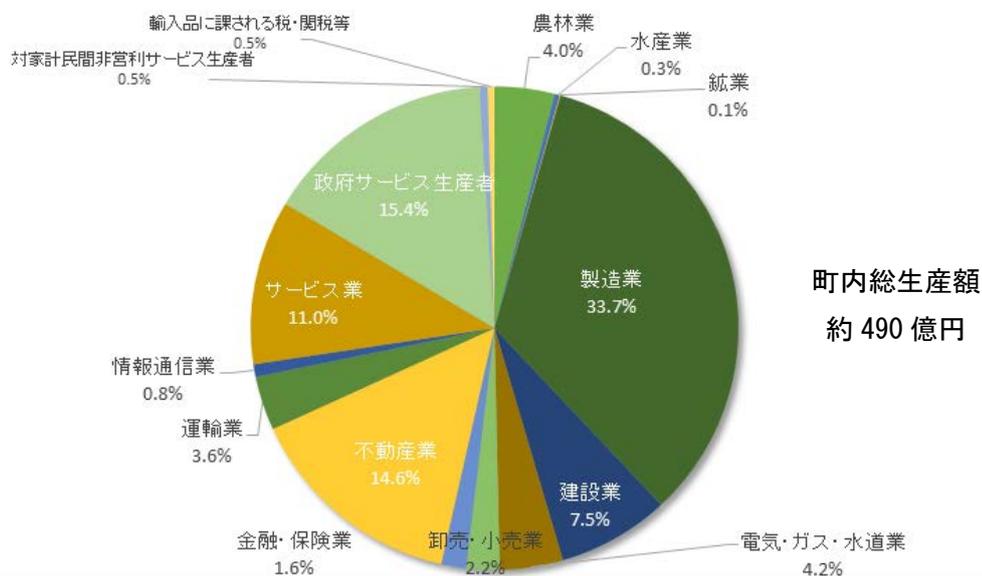
◇年齢階級別産業人口



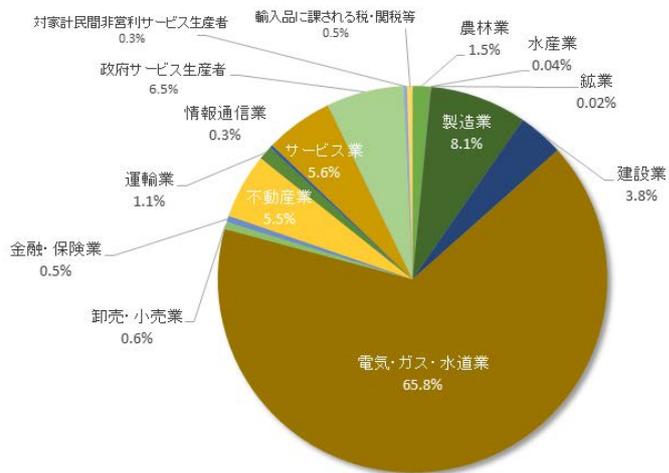
- ◆ 町の産業別就業者構成比をみると、一次産業の割合が国や福島県と比べ大きくなっています。しかし就業者割合は減少傾向にあり平成22年時点では一次産業の就業者は全体の9.1%となっています。
- ◆ 産業大分類別に就業者割合では建設業従事者の割合が最も多く18.0%と県と比べても大きくなっており、製造業、卸売業・小売業が続いています。
- ◆ 就業者の年齢構造では、農業・林業において4割以上が65歳以上の就業者となっています。20歳代、30歳代の就業者の割合が多いのは医療・福祉の分野となっていました。

◇町内総生産額

産業別町内総生産額の割合(浪江町:平成22年)



産業別町内総生産額の割合(双葉郡:平成22年)



(市町村民経済計算年報より)

- ◆ 平成 22 年の町内総生産額の割合では製造業が最も多く、全体の 33.7%となっています。不動産業の 14.6%が続いており、町内就業者割合が最も大きかった建設業は 7.5%となっています。

(9) 人口構造・人口動態分析まとめ

■ 総人口の減少と高齢化が進んでいた

町の人口は昭和 60 年の 23,565 人より減少に転じており、平成 22 年の総人口は 20,905 人となっていました。15 歳未満の人口を示す年少人口も、昭和 60 年には総人口の 23.6%を占めていましたが、平成 22 年では 13.0%と大きく減少しています。一方で 65 以上の年齢の人口を示す老年人口の占める割合は増加を続けており、昭和 55 年当時は総人口の 11.3%でしたが、平成 22 年時点では 26.5%となっています。

■ 20 歳代前半から 40 歳代前半の人口が少ない

町の人口構造は平成 7 年以降に老年人口が年少人口を上回っており、老年人口が増加を続けるなか、生産年齢人口、年少人口は減少を続けています。平成 22 年の人口ピラミッドを全国と比べても 20 歳代から 40 歳代前半にかけての人口の割合が大きく減少しています。一方で 50 歳代の人口が男女ともに多くなっています。

■ 世帯の核家族化と、高齢単身世帯の増加

町の世帯数は増加を続けており、特に単独世帯の増加率が最も高くなっていた。3 世代同居世帯や子どものいる世帯が減少する一方で、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は増加していました。

■ 人口の自然減、社会減の状態が続いていた

町の合計特殊出生率は全国や県と比べ高い水準を保っていたが、20 歳代から 40 歳代前半にかけての女性の人口の割合は全国と比べ特に少なく、死亡数が出生数を上回る人口の自然減の状態が続いていました。また、転出者が転入者を上回る社会減の状態も続いており、10 歳代から 20 歳代の若者の流出、30 歳代の子育て世代の流出が顕著でした。

■ 町の産業は製造業や建設業の生産額・就業者の割合が大きく、一次産業の就業者も多い

町の就業者構成比では建設業、製造業従事者の割合が大きく、生産額をみても製造業が全体の 3 割以上を占めていた。一方で一次産業への従事者も全国や福島県と比べて高い割合となっていました。双葉郡全体では生産額において電気・ガス・水道業の占める割合が高くなっていますが、町の電気・ガス・水道業の生産額は低くなっています。

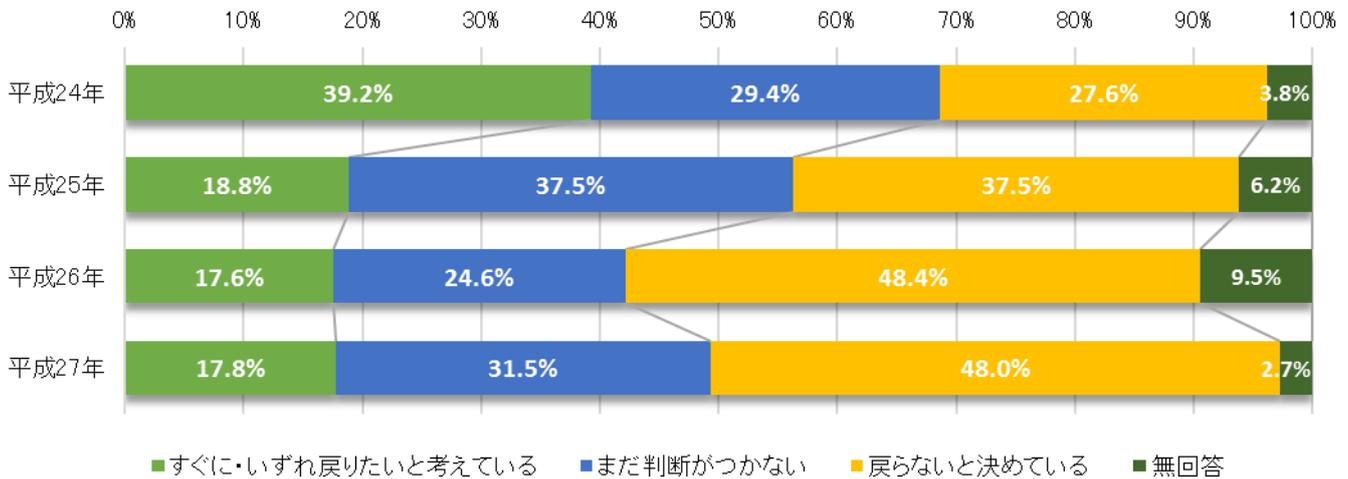
■ 震災後の町の人口は減少を続けている

住民基本台帳の人口の推移では東日本大震災及び原子力災害後の人口は減少を続けており、他の双葉郡の 7 町村に比べて最も減少しています。

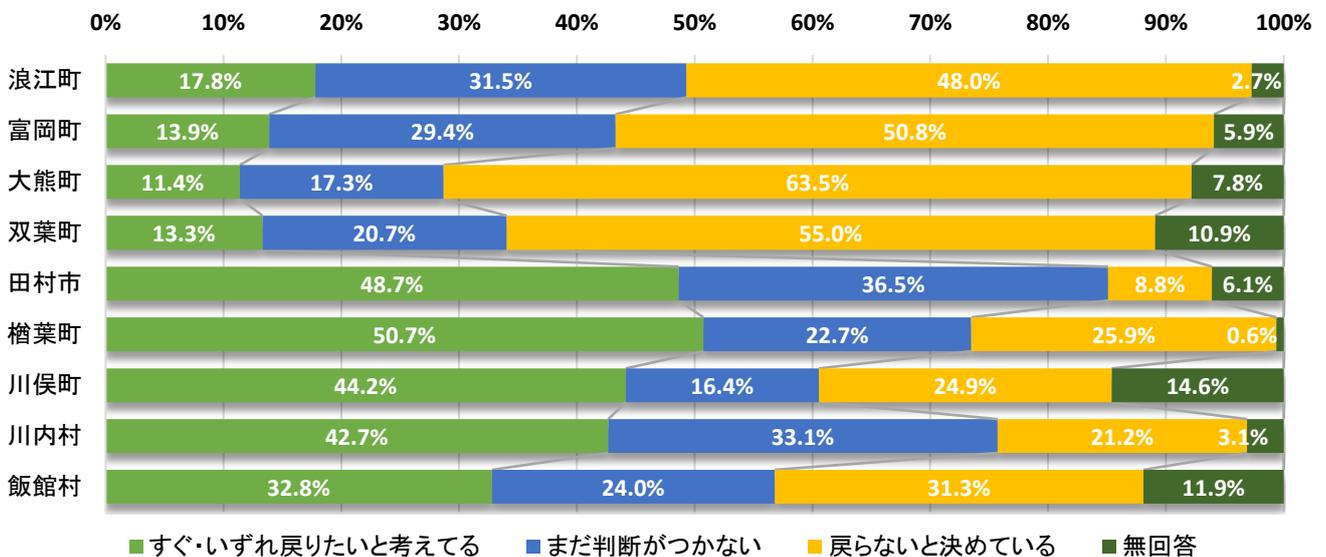
3. 住民意向調査

(1) 帰還意向の推移

浪江町 帰還の意向 年度別推移



原子力被災自治体における帰還意向の比較(平成27年度)



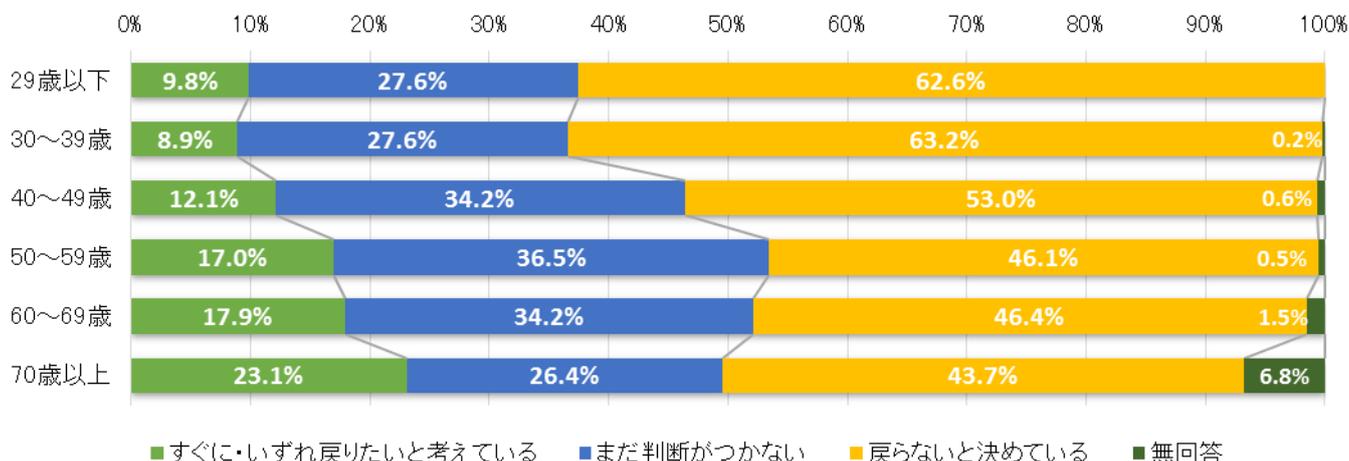
(住民意向調査より)

◆ 住民意向調査にみる帰還の意向の推移では、減少傾向にあった「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」と回答する割合が平成27年度の調査では上昇しています。また、「まだ判断がつかない」が前年と比べ、明確に上昇しています。

(2) 年代別帰還意向と帰還意向世帯について

◇年代別帰還の意向

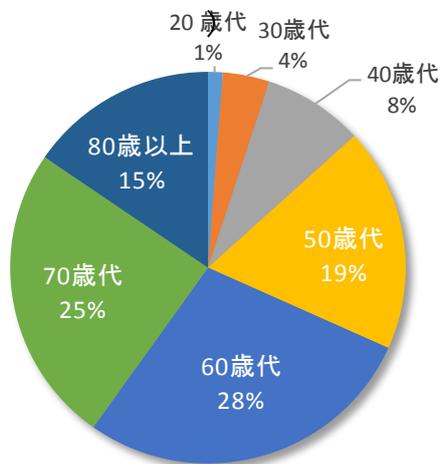
年代別の帰還の意向(平成27年度)



(平成27年度住民意向調査より)

◇帰還意向世帯の世帯主年齢

帰還意向世帯における世帯主の年齢(平成27年度)



(平成27年度住民意向調査より)

- ◆ 平成27年度の住民意向調査の帰還への意向を年代別に見ると、70歳以上では23.1%が「すぐに・いずれ戻りたい」と回答している一方で20歳代、30歳代の若い世代では10%以下と低くなっています。
- ◆ 帰還の意向を示している世帯の世帯主の年齢をみると70歳以上が全体の4割を占めています。

4. 将来人口の推計

(1) 将来人口の推計について

町の展望人口の算出・設定にあたっては、全町避難が継続し、居住人口ゼロとなっている現状や、日々変化する町の社会動向や前提条件を見通すことが困難な状況にあることなどから、適切な算出が非常に困難な状況にあります。そのため今回の将来人口の推計については、下記に示した震災前の状況が継続した場合と、震災後の状況を勘案した場合の2つを、コーホート要因法により参考数値としてシミュレーションを行いました。

■ 2つの将来人口の推計

1.平成 22 年以前の状況における人口推計

平成 17 年から 22 年の人口の動態が継続した場合

2.帰還人口とその後の人口推計

帰還後の人口推移において転入・転出による人口の社会増減を0と仮定した場合



人口の将来展望の設定へ

◇人口推計について

推計期間:国の長期ビジョンの対象期間を勘案し、2060年（50年後）までの5年ごととする。

推計方法:男女別の5歳階級の年齢によるコーホート要因法（※）を使用する。

※ コーホート要因法

- ・コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法。
- ・本推計においては、①基準人口、②将来の生残率、③将来の純移動率、④将来の出生率、⑤将来の0-4歳性比のデータを用いる。

① 基準人口

- ・平成 22 年国勢調査人口及び帰還時の居住人口（浪江町復興まちづくり計画より）

② 将来の生存率

- ・「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）から得られる全国の男女・年齢別生残率を利用。

③ 将来の純移動率

- ・設定の際は平成 17 年～22 年に国勢調査により観察された男女年齢別純移動率を使用。

④ 将来の出生率

- ・町のこれまでの合計特殊出生率及び福島県民希望出生率によって設定。

⑤ 将来の0-4歳性比

- ・「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）により算出された全国の平成 27（2015）年以降平成 52（2040）年までの0-4歳性比を各年次の仮定値とし、全自治体の0-4歳推計人口に一律に適用。

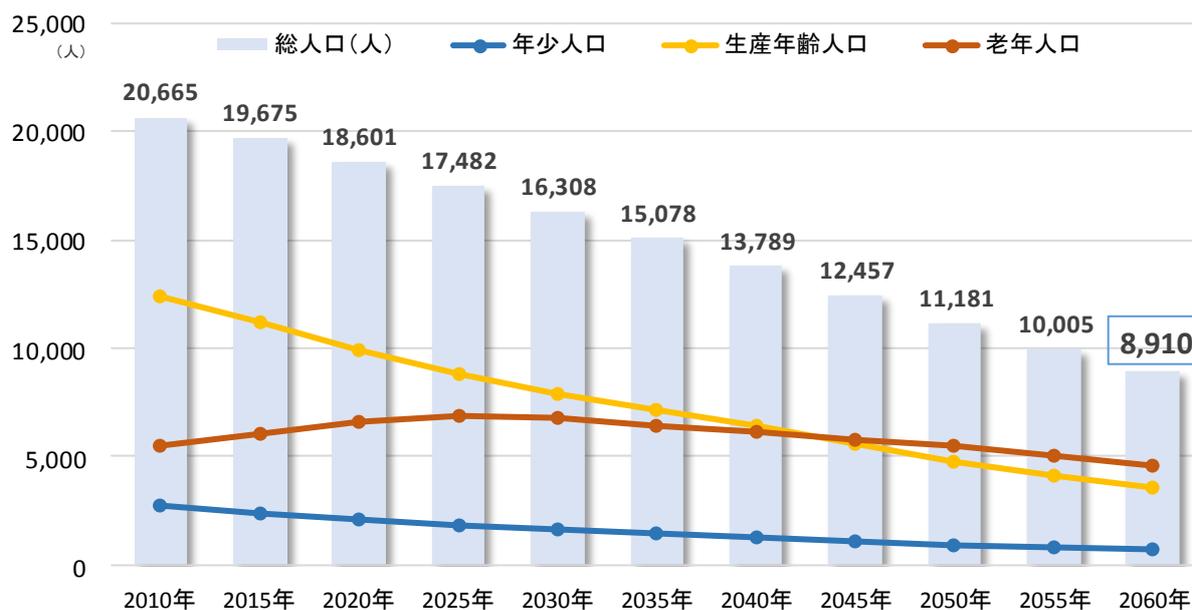
※将来の生残率、将来の子ども女性比、将来の0-4歳性比は福島県の推計値を使用する。

(2) 平成 22 年以前の状況における人口推計

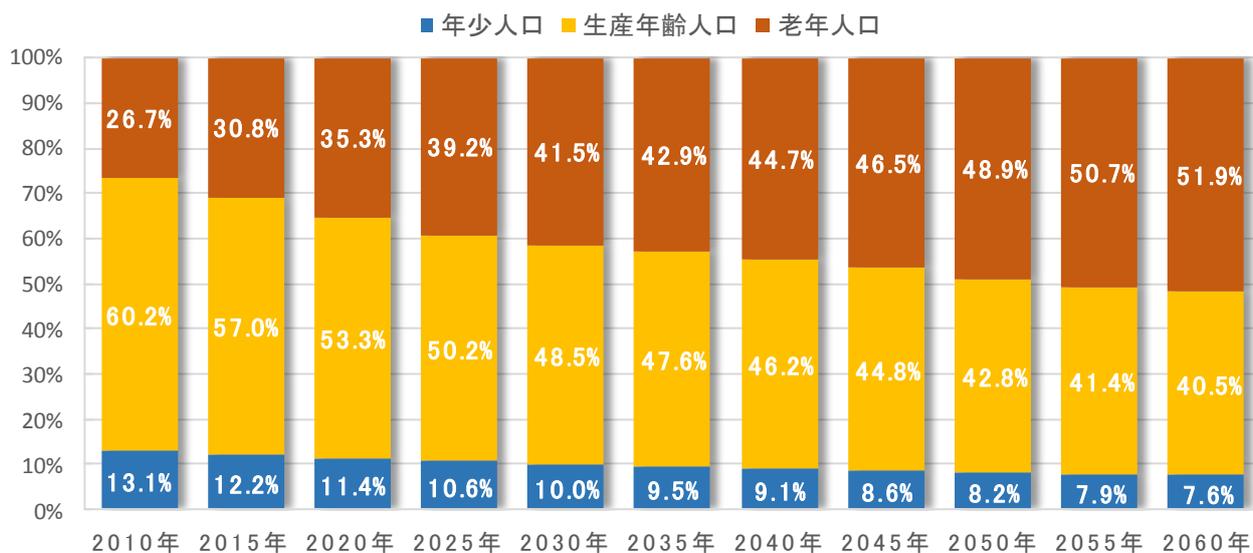
【人口推計の概要】

- ・平成 22 年の国勢調査の人口を基準とし、コーホート要因法により推計。
- ・合計特殊出生率は平成 22 年の町の出生率である 1.64 のまま変化しないと仮定。
- ・人口の社会動態は「平成 17 年→平成 22 年」の社会動態の状態が今後も継続したと仮定。

平成22年以前の状況における人口推計



年齢3区分別人口割合の推移



(3) 帰還人口とその後の人口推計

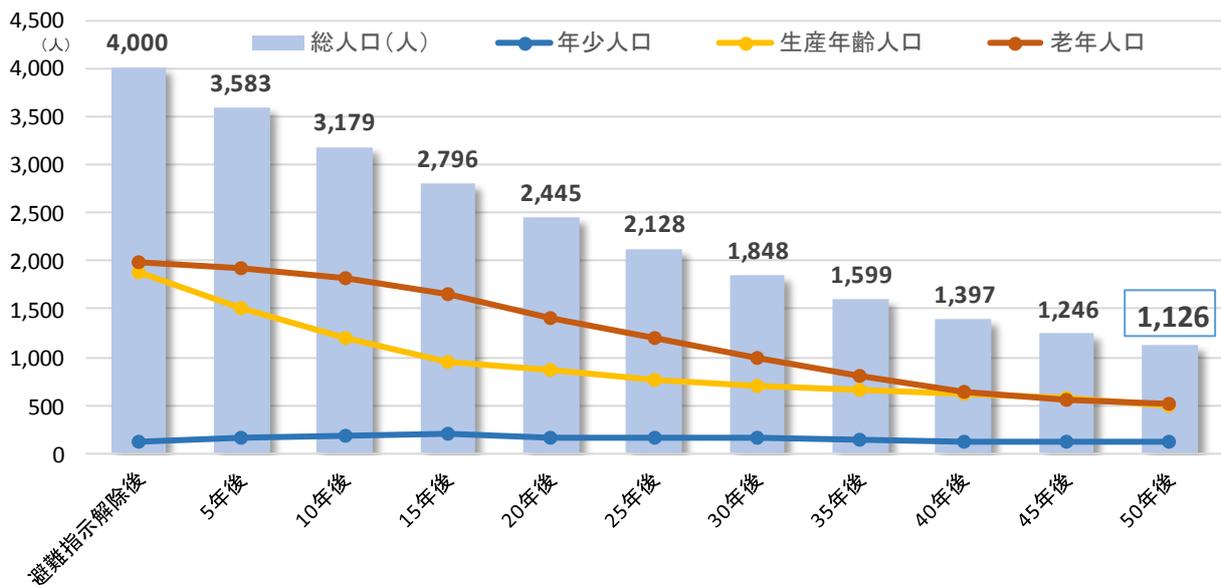
【帰還人口の推計】

- ・ 浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年）における居住人口の計算方法により算出。
平成 27 年度住民意向調査より
 - ①現時点で戻りたいと考えている世帯……約 1,100 世帯（回答世帯の 17.8%）
 - ②現時点でまだ判断がつかないと考えている世帯……約 1,800 世帯（回答世帯の 31.5%）
 判断がつかない世帯の半数が町内に居住する、1 世帯あたりの人数を 2 人とする。
 ⇒帰還人口 = (1,100 + 1,800/2) × 2 = **4,000 人** （※アンケート無回答世帯は推計に含まれない）

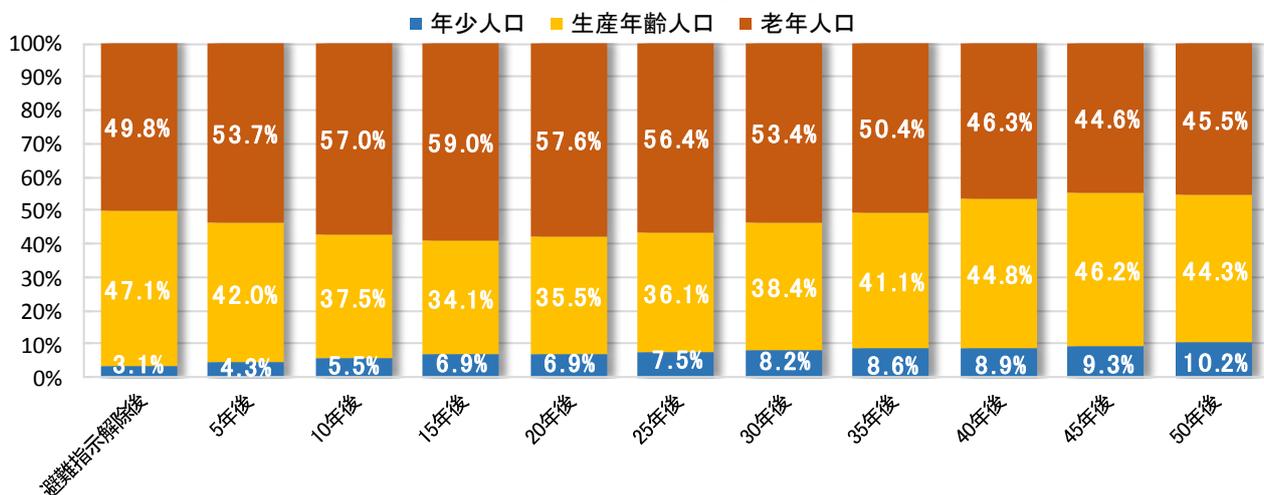
【人口推計について】

- ・ 住民意向調査における帰還予定者数及び年代別帰還意向から帰還人口の年齢構造を推計。
- ・ 合計特殊出生率は平成 26 年の 1.55 のまま変化しないと仮定し、社会増減数を 0 と仮定。

帰還後の人口の推計



年齢3区分別人口割合の推移



(4) 将来人口の推計を踏まえて

■ 震災以前の状態における人口推計について

- ・人口の減少、少子高齢化が進んでおり、震災の発生がなくとも大幅な人口の減少と高い高齢化率が予想されていた。
- ・合計特殊出生率は高い水準にあったが、若い女性の人口は少なく自然減の状態が続いていた。
- ・10歳代から20歳代の若者、30歳代の子育て世代の人口が流出していた。

【必要な視点：震災以前】

- ◆子育て環境の充実、婚姻率の上昇など子どもを望む世帯（人口）を確保と出生率の上昇。
- ◆若者に魅力あるまちづくり、雇用の場の確保などによる若者の流出の抑制。
- ◆人口の減少、少子高齢化社会に備えた地域づくりの推進。

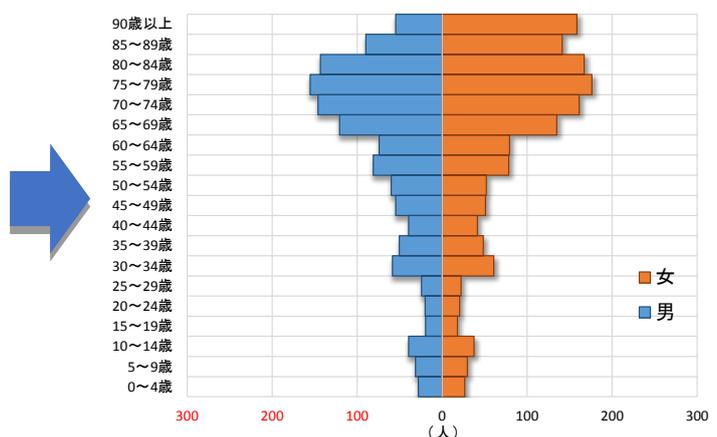
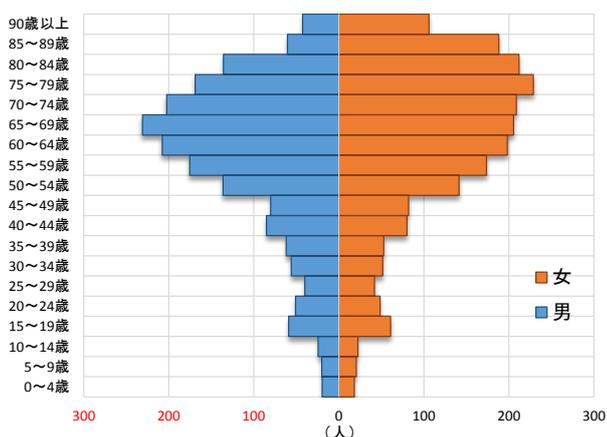
■ 帰還人口とその後の人口推計について

- ・帰還後の人口の高齢化率は49.8%と高く、15年後には59.0%まで増加する。
- ・社会増減を0とすると、帰還から15年後には総人口は3,000人を下回り、高齢化率も59%となってしまう、新たな住人の獲得が必要不可欠。
- ・1世帯当たりの帰還者数が2人を下回る可能性もあり、人口の減少がより進む可能性もある。

【必要な視点：震災以後】

- ◆帰還後の高齢化社会に備えた地域づくり。
- ◆復興の推進により帰還意向世帯における帰還者数の増加など、帰還したいと考える町民の増加。
- ◆持続可能な人口構造の形成には人口の流入・出生など若い世代の確保が必要。

帰還後の人口ピラミッド（総人口：4,000人）



5. 町の展望人口

(1) 人口減少克服に対する基本的視点

町の将来人口の推計を踏まえた震災以前よりの町の課題と、震災以後の町の現状から復興そして人口減少克服への取組みの指針となる4つの基本的視点を設定しました。

■ 人口減少克服に対する4つの基本的視点

しごと —町の「しごと」の分野に対して—

1 持続可能なしごとづくり

- 震災以前より若者の町外への流出があり、雇用の場の確保などが必要だった。
- 帰還後の町には人口の流入が必要であり、定住には「しごと」が必要となる。

ひと —町への「ひと」の流れに対して—

2 浪江町に向かうひとの流れづくり

- 町の人口の増加には帰還したいと思う町民の増加等が必要となる。
- 町外からの人口の流入にはまずは町について知ってもらうことが必要となる。

若い世代 —町の将来を担う「若い世代」に対して—

3 子どもたちの明るい声が聞こえるまちづくり

- 以前より町の人口は自然減の状態にあり、出生率の増加が必要だった。
- 少子高齢化社会、人口減少社会に向け町の将来を担う人材の育成が重要となる。

まち —「まち」の実情にあった独自の地域づくりへ—

4 被災経験を生かしたみんなで作るまち、みんなで支えあうまち

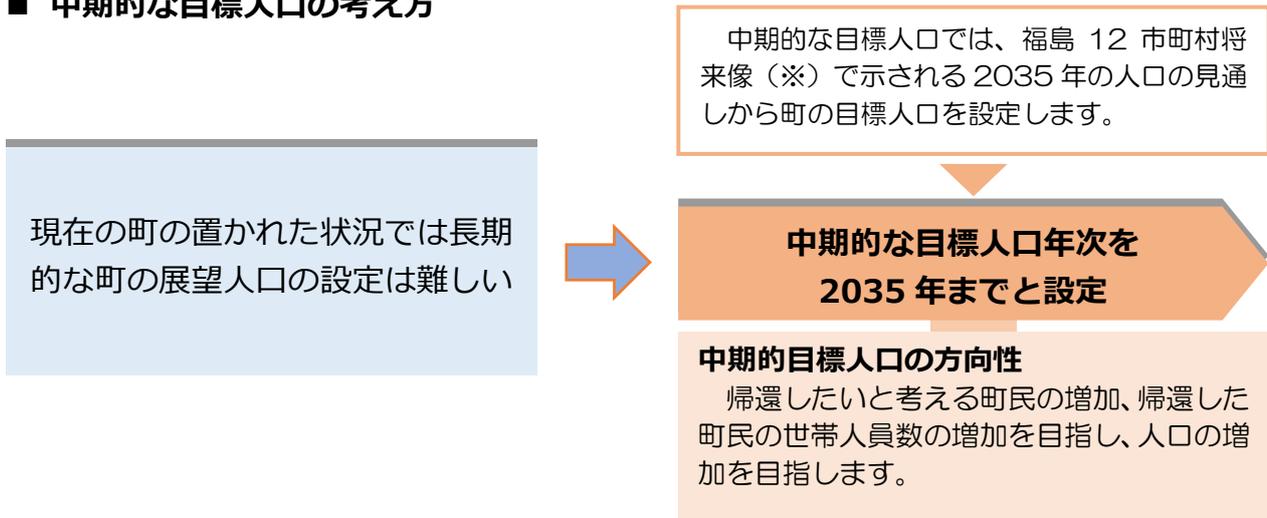
- 少子高齢化社会、人口減少社会に向けた地域づくり必要だった。
- 帰還後に予想される急激な高齢化社会に備えた地域づくりが求められる。

(2) 展望人口における目標人口の考え方

町の人口減少克服に対する4つの基本的視点を踏まえ、目指すべき将来の方向と長期的な町の展望人口における目標人口を設定します。

しかし、震災による全町避難により現在の町への居住人口はゼロとなっており、町が現在置かれている状況から長期的な人口の推移を設定することは難しい状況です。そのため2035年に**中期的な目標人口**を設定し、今後の状況の変化に対応しながら町の将来の展望人口を設定していきます。

■ 中期的な目標人口の考え方

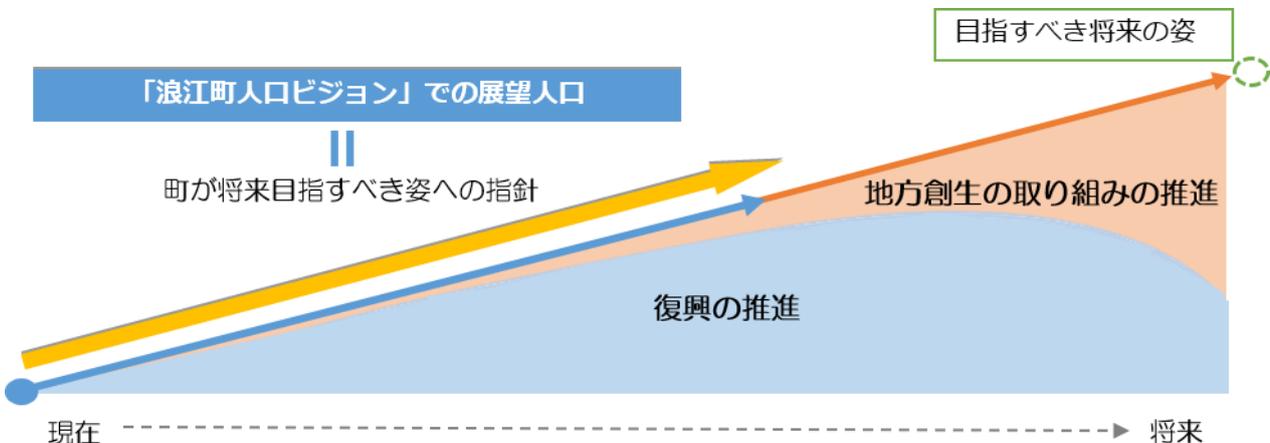


※福島12市町村将来像

原子力災害からの復興を目指し、国・県・町・地元を含む産官学の有識者等が一堂に会して避難指示等の出た12市町村の将来像を中長期かつ広域的な視点から作成し、その将来像の実現に向けた課題を整理・提言をまとめている。12市町村：双葉8町村、南相馬市、田村市、川俣町、飯館村

■ 「浪江町人口ビジョン」展望人口の位置づけについて

ふるさとの再生に向け、現在町は復興計画【第一次】、復興まちづくり計画による取組みを進めています。こうした町の現況を踏まえ、町が目指すべき将来の姿の指針として「浪江町人口ビジョン」を定め、町の展望人口を設定します。



■ 中期的な目標人口の設定

福島 12 市町村将来像で示される 2035 年の人口の見通しから町の中期的な目標人口を設定します。

【中期的な目標人口の設定】

- ・ 12 市町村将来像で人口の見通しが示されている 2035 年に目標人口を設定します。
- ・ 帰還見込者数を 12 市町村将来像における 2035 年の人口の見通し:パターン 1 の計算式に準拠し、住民意向調査での「帰る意思がある人」の 100%と「判断に迷う人」の 50%が帰還すると仮定して現時点での町の総人口から算出します。(※アンケート無回答世帯も推計に含まれる)

【12 市町村将来像における推計法より】

[現時点の町の総人口] = 18,831 人 (平成 27 年 10 月住民基本台帳より)

[帰還意思がある人の割合] = 17.8%

[判断に迷う人の割合] = 31.5% (平成 27 年度住民意向調査より)

[帰還見込者数] = 18,831 人 × (17.8% + 31.5%/2) = **6,318 人**

- ・ 町内への居住が見込まれる新産業従事者や建設を予定している町内の施設の従業員数から 12 市町村将来像における推計方法に準拠し、新たな住民の人数を推計します。

⇒新産業従事者 7,000 人のうちおよそ半数の 3,000 人が北部拠点である浪江町を拠点とし、その半数 **1,500 人**が町内に居住すると仮定。

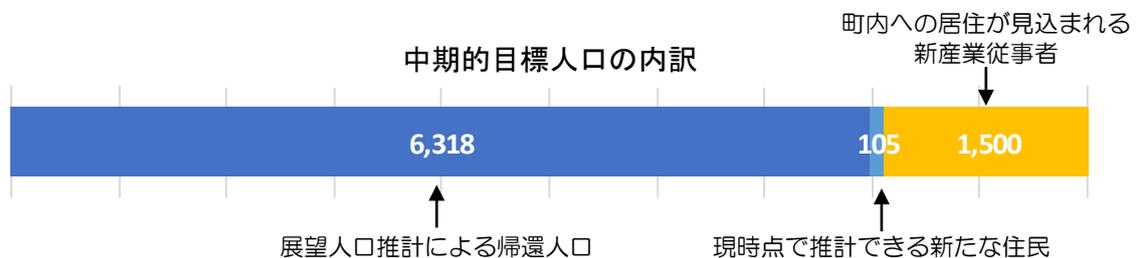
⇒现阶段で建設が予定される施設の従業員数から町内に居住する住民数を **105 人**と推計。

(平成 27 年 6 月時点で判明している施設から 12 市町村将来像における計算方法にて算出)

12 市町村将来像の人口見通しの試算による帰還見込者数と現時点で試算できる新たな住民数から、中期的な目標人口を設定します。

中期的な目標人口 = 2035 年に約 8,000 人程度 (上記試算合計値 = 7,923 人)

◇中期的な目標人口設定の内訳



【達成に向け必要な要素】

- ・ 住民意向調査無回答世帯などの帰還意向への変化
- ・ 家族全員で帰還した(帰還する)世帯数の増加
- ・ 新たな住民の移住や定住による人口の社会増加
- ・ 町内での出生数の増加による人口の自然減の減少

(3) 目標人口の設定を踏まえた展望人口の推移

2035年に町の総人口8,000人を達成するためには、町へ帰還すると考える人の増加が必要不可欠です。帰還人口4,000人の試算には含まれていない住民意向調査に対して無回答の世帯の帰還や、帰還意向を持つ世帯における帰還人員の増加が必要となります。

また、平成27年時点では105人と試算できる「施設の建設や誘致による新たな住民数」の増加による町の人口の増加も考えられます。

◇ 帰還人口4,000人の試算に含まれない住民意向調査無回答世帯の総数は**3,834世帯**であり、帰還人口の推計に用いた1世帯当たりの人員2人を用いるとその総数は**7,668人**となります。
(平成27年度住民意向調査より)

◇ 平成22年時点の町の1世帯当たりの人員数の平均は2.92と高い水準にあった。家族全員での帰還の増加等により町内の1世帯当たりの人員が2.92となると仮定すると、帰還した世帯の総人口は**5,840人**と推計でき、**1,840人**の増加が試算できます。

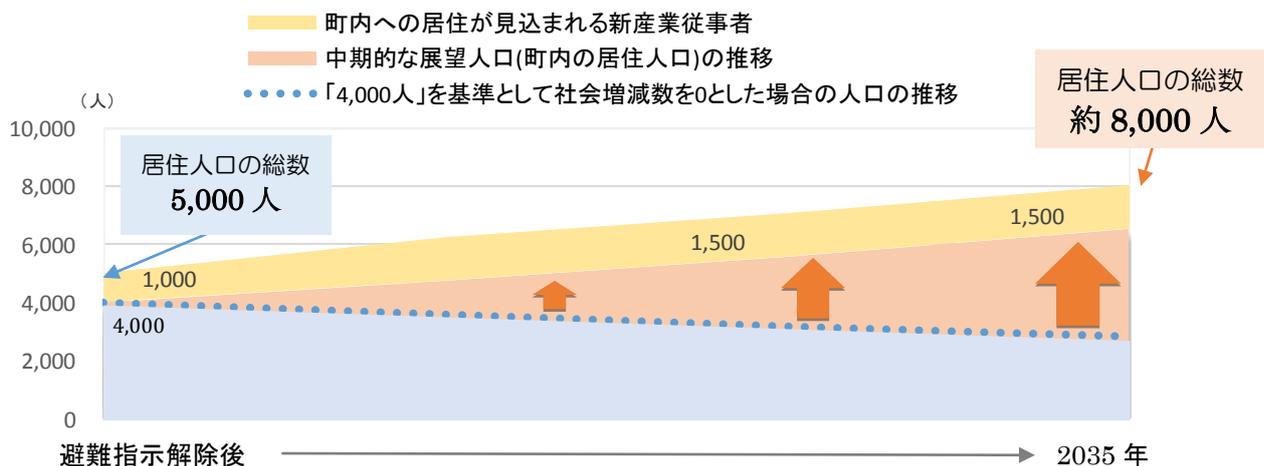


◆ 復興の着実な推進、全ての世代が安心して暮らせる魅力的な地域づくりによって、帰還したいと考える町民の増加と新たな住民の居住から2035年までに合計**3,400人**の社会増の獲得を目指します。

◆ 帰還後の高齢化率の高い人口構造の改善に向け、産業の再生・創出によるしごとづくり、子育て環境の充実等により生産年齢人口(15歳以上65歳未満)を中心とした居住人口の獲得を目指します。

■ 展望人口の推移と比較

展望人口の推移



【展望人口の諸設定】

出生率の設定→福島県人口ビジョンの展望人口における仮定値2.16を利用

社会動態の設定→町への帰還を主とした合計3,400人の社会増

町内への居住が見込まれる新産業従事者数の設定

→新産業従事者7,000人のうち避難指示解除当初は町への居住が見込まれる数を1,000人とし、その後全体の半数である3,000が北部拠点浪江に関わりその半数の1,500人が居住すると想定。

(4) 浪江町中心市街地再生計画

浪江町中心市街地再生計画
検討委員会報告書

平成 29 年 2 月
浪江町中心市街地再生計画検討委員会

目次

はじめに	1
本報告書の位置付け	2
第1章 中心市街地再生の基本構想	3
1-1. 中心市街地再生計画とは	
1-2. 上位計画・関連計画	
1-3. 中心市街地の概況	
1-4. 中心市街地再生の課題	
1-5. 中心市街地再生に向けて	
第2章 中心市街地再生計画の施策	20
2-1. 安全・安心のまちづくり	
2-2. 暮らしやすいまちづくり	
2-3. 集う・にぎわう・つながるまちづくり	
2-4. 浪江らしさがあるまちづくり	
第3章 計画の実現に向けて	26
3-1. 基本的な考え方	
3-2. 施策の実現手法（段階的行動計画）	
3-3. 施策の実現による中心市街地の将来像	
参考資料	

はじめに

権現堂を中心とした、JR 常磐線から国道 6 号線の中の「浪江町中心市街地」のことは、浪江町民ならみんな知っています。

JR 浪江駅があり、新町商店街があり、ショッピングセンターがあり、町役場があり、医療施設も多く、ホテルもあり、飲食店街もあり、そして、十日市があり、裸参りがあり、野馬追がありました。

浪江最大の住宅地でもあり、様々な業種の事業所の集積地でもあり、役場・郵便局・警察・消防など公共サービスの中核でもあり、浪江町民のアイデンティティを示す代表的な場でした。

同時に、町外の周辺地域からも人が集まり、郵便局・警察など公共サービスも含めて、広域的な機能も担っていました。

浪江町が震災・原発事故から復興したと、浪江町民みんなが認めるのは、この中心市街地が復活した姿を見せた時でしょう。

しかし、現実には厳しい。ともかく、6 年間、誰も住む人は無く、建物は傷み、町は荒れ放題でした。復興はまさしく「0」からの出発です。常識が通用する世界ではありません。

ましてや、中心市街地は、個々の地権者がいて、個々の住民の暮らし、個々の事業者の営みで成り立っていた場所です。その人々が歩みださなければ、町は復活していきません。

だから、大変、難しい課題です。

しかし、浪江町全体の復興のために、新しい浪江の中心市街地の創生は、必要不可欠です。そのために、役場も、町民も、事業者も一体となって、奮闘しなければなりません。

原発事故からの復興に責任を持つ国、東電は、当然、そのための支援を惜しんではなりません。

この「浪江町中心市街地再生計画検討委員会報告書」は、こうした観点に立って、中心市街地の在り方、現状の課題と方向性と、それに向けての基本的取り組みについて、4 回の委員会と、町民懇談会・職員検討会を通じて、検討した結果を取りまとめたものです。

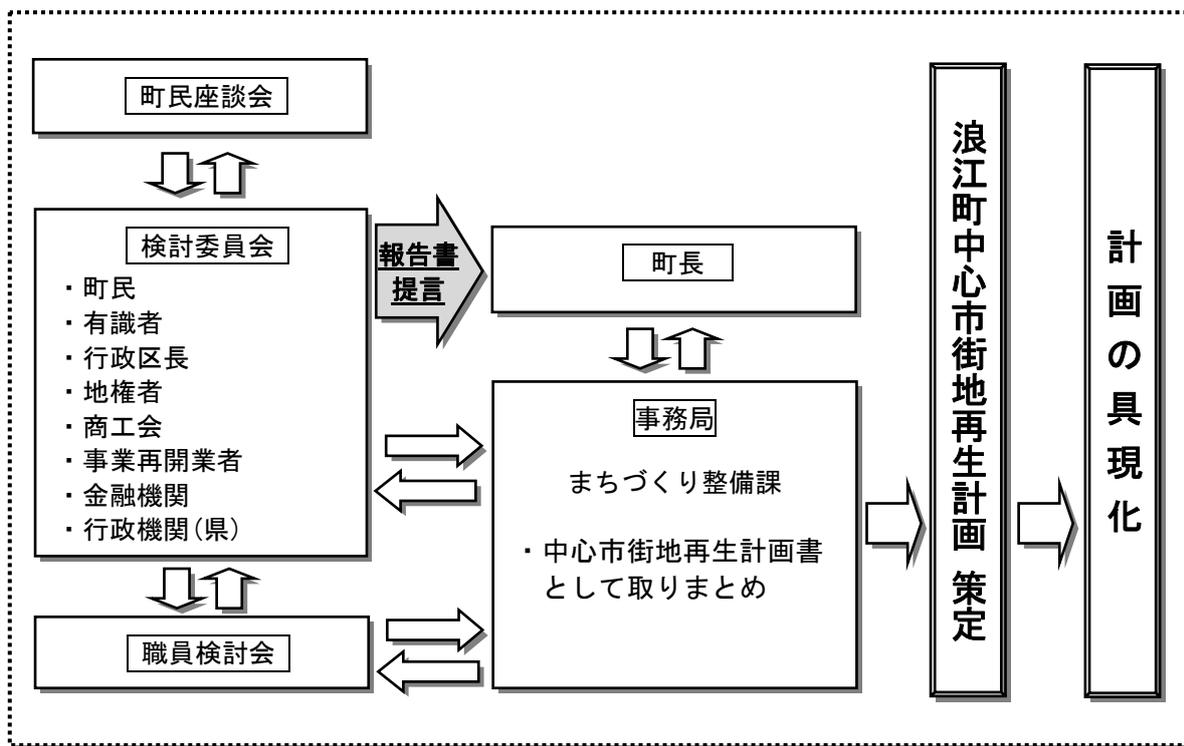
町当局におかれましては、この報告書を基に、衆知を集め、さらなる検討を加え、「浪江町中心市街地」の将来像をしっかりと見定め、それに向けての具体的取り組みを早急に開始するよう、求めるものであります。

浪江町中心市街地再生計画検討委員会 委員長 間野 博

本報告書の位置付け

本報告書は、平成 28 年 9 月に設置された「浪江町中心市街地再生計画検討委員会」（以下「検討委員会」）での議論及び検討結果を整理したものであり、東日本大震災からの早期復興のため、従来から浪江町の歴史、文化、交流拠点であった中心市街地について再生の方向性を示すものです。

町においては、本報告書の内容を踏まえて、中心市街地再生計画を策定され、着実な実現に向けて取り組まれることを望みます。



第1章 中心市街地再生の基本構想

1-1 中心市街地再生計画とは

1. 中心市街地再生計画の目的

東日本大震災における地震・津波被害と東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染被害により、全町に避難指示が出され、依然として多くの町民が避難生活を余儀なくされています。

震災から6年が経過しようとする今日までに、平成24年には「浪江町復興ビジョン」、「浪江町復興計画【第一次】」、平成26年には「浪江町復興まちづくり計画」が策定され、更に避難指示区域の見直しや、避難指示解除に向けた各種復興事業が進むなど大きく変化した町の状況を踏まえた「浪江町復興計画【第二次】」の策定作業が現在も進行しており、復興に向け着実に進んできています。

既往の上位計画を受け、これまで浪江町の住居・商工業・文化等の中心であった既存中心市街地の再生を図り魅力的な中心市街地を形成することは、浪江町さらには双葉郡北部の復興の核として欠かすことのできない重要な要素であると考えられます。

このような状況のなか、平成29年3月に想定されている避難指示解除に向けて、権現堂地区をはじめとする既存中心市街地では、再生方針を早急に位置付ける必要があります。

そこで中心市街地再生計画は、既往の復興計画等の方向性ならびに最新の復興進捗状況や住民意向調査結果等の現状と課題を踏まえつつ、町民が主体となるまちづくりが可能となるような中心市街地再生の方向性を明確にすることを目的としています。

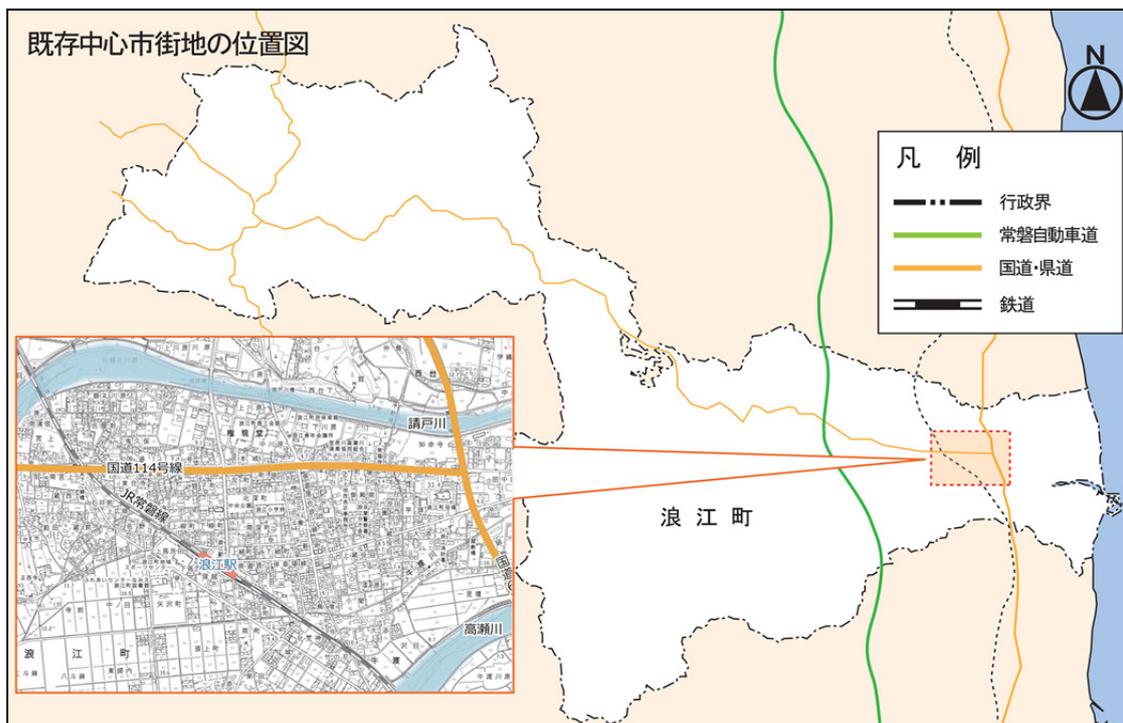


図1：既存中心市街地の位置図

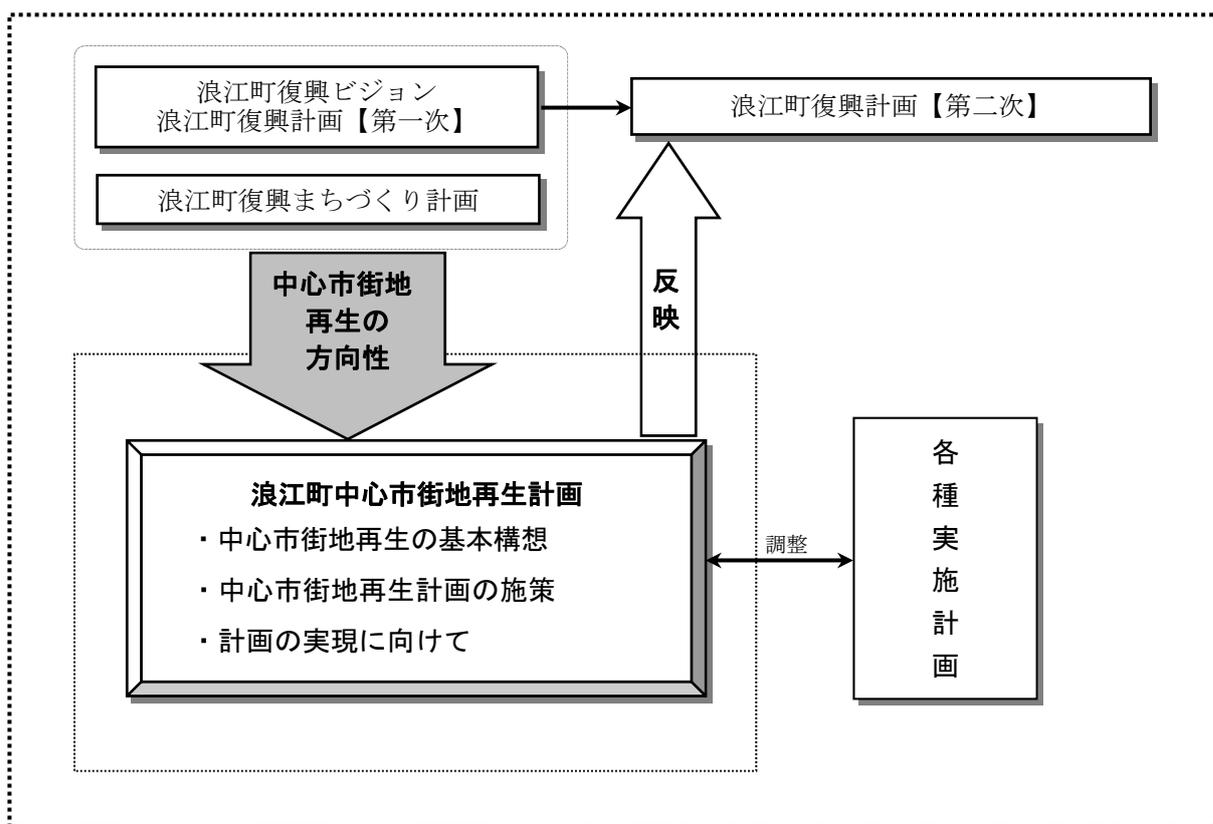
2. 中心市街地再生計画の役割

- 上位計画の将来像や関連計画の検討内容等を踏まえ、浪江町の中心市街地が持つ都市としての中枢機能の方向性を示します。
- 中心市街地に居住する方だけではなく、町内全域の帰町された方、新たに居住される方も対象として、中心市街地が居住地の拠点となり、より安全・安心に生活しやすくなるような将来像を示します。
- 中心市街地で商業・事業を再開する方や、あるいは新規で始める方に対して、祭りなどの伝統文化の復活やイベントを通じて、町内外から人が集まるようにし、にぎわいを創りだし、商業・事業が継続できる中心市街地の将来像を示します。
- 中心市街地が、若い世代や次世代を担う子どもたちを含め、帰町を望みつつもまだ帰町できない方や、周辺市町村の住民で帰還できない方の帰還先または新たな居住先の一つとしてもらえるように、双葉郡北部の拠点として魅力のある市街地の将来像を示します。

3. 中心市街地再生計画の位置付け

中心市街地再生計画は、平成24年に策定された「浪江町復興ビジョン」や、ビジョンの内容を踏まえ策定された「浪江町復興計画【第一次】」及び平成26年に策定された「浪江町復興まちづくり計画」などを復興状況の変化に応じて見直す「浪江町復興計画【第二次】」に中心市街地の将来像や再生の方向性を反映させるものです。

■ 中心市街地再生計画の位置付け



4. 対象とする区域

中心市街地再生計画の対象とする範囲は、浪江町大字権現堂を中心としたエリア設定が望ましいと考えられます（下図参照）。また、地域スポーツセンター、ふれあいセンターなどの既存公共施設や幾世橋地区における災害公営住宅、浪江東中学校を活用した小中併設校、認定こども園などの関連施設及びいこいの村なみえなど周辺の拠点施設と連携したネットワークの構築が必要です。

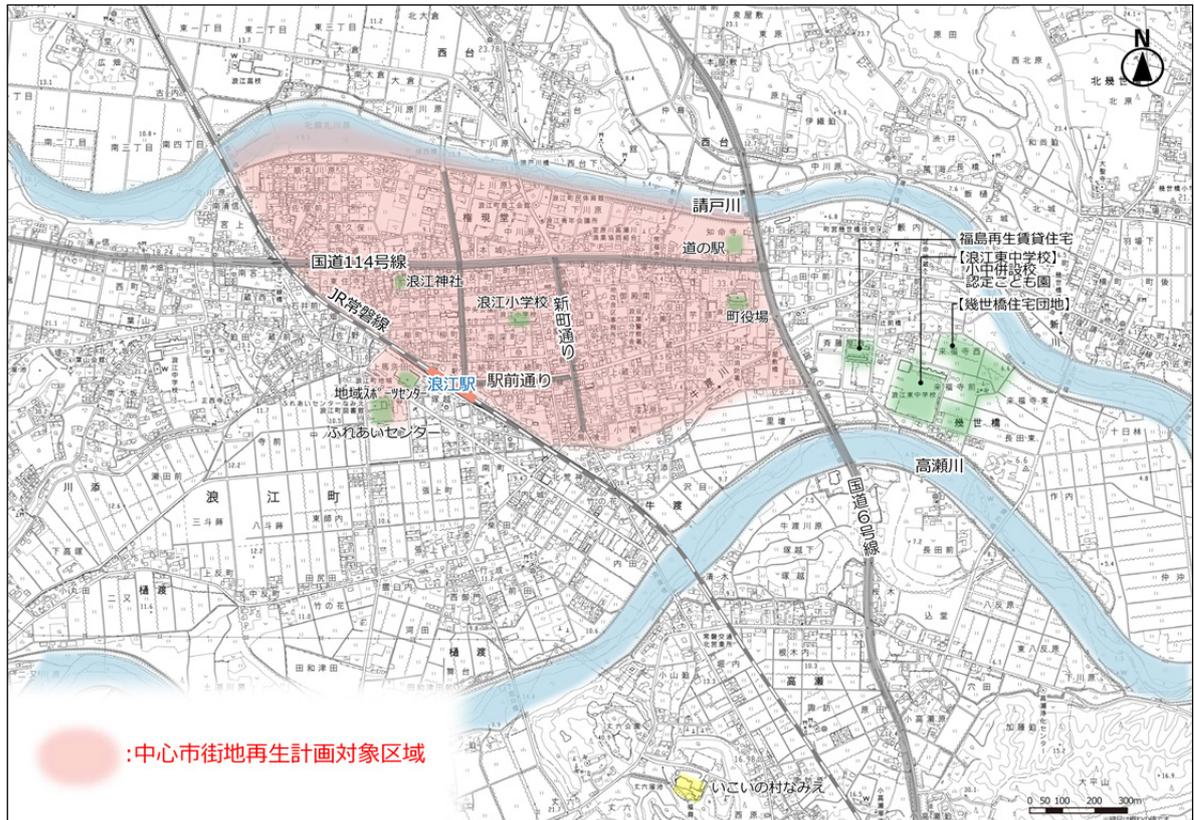


図2：対象区域と関連施設及び拠点施設位置図

5. 計画目標年次

中心市街地再生計画の期間は、現在から概ね平成29年度にかけて行うものを「短期的に行うこと」、その後平成33年3月までに取り組むものを「中期的に行うこと」、平成33年4月以降のあるべき姿を「実現する将来像」と位置づけて、段階的に計画することが望ましいと考えられます。

1-2 上位計画・関連計画

中心市街地再生計画は、下記上位計画や関連計画を踏まえ策定することが望まれます。

1. 上位計画の概要

(1) 浪江町復興ビジョン

策定期期：平成24年4月

浪江町復興ビジョンは、浪江町第4次総合計画に掲げたまちづくりの考え方・精神を引き継ぎつつ、震災から町民一人ひとりの暮らしを再建するため、また町としてこの災害にどう向き合い、どのように対応していくのか、今後の展望について示したものです。

(2) 浪江町復興計画【第一次】

策定期期：平成24年10月

浪江町復興計画【第一次】は、浪江町復興ビジョンに基づき復興までの道筋及び各施策の実現を図るため、避難期の生活の安定、住環境の改善や絆の維持のための町外コミュニティの整備、再生・復興するふるさとの姿等についての具体的な取組や方向性を示し、ビジョンに掲げた「復興理念」、「基本方針」、「目標像」を具現化したものです。

(3) 浪江町復興まちづくり計画

策定期期：平成26年3月

浪江町復興まちづくり計画は、浪江町復興計画【第一次】で示された「まちづくりの方向性」をより具体化する個別計画として、「ふるさとの再生」に焦点を当て、避難指示解除に向けたまちづくりの方針を定めたものです。浪江町復興まちづくり計画における中心市街地の考え方としては、建物被害調査実施及び所有者の利用意向把握等を実施し、有効な土地利用について住民・権利者・関係団体等の協議のもと、整備方針を決定していくと位置づけられています。

(4) 浪江町復興計画【第二次】

策定期期：平成29年3月予定

浪江町復興計画【第一次】については、避難指示区域の見直しや避難指示解除に向けた各種復興事業の進捗など、町を取り巻く状況の大きな変化に対応するため、現在の状況に合わせた見直しを行う必要があります。浪江町復興ビジョン、浪江町復興計画【第一次】に掲げた「復興理念」「基本方針」「目標像」を踏襲しつつも、具体的な取組については、現在の状況に合わせた見直しを行い、平成29年4月から平成33年3月までの本格復興期の計画並びに町の将来像を策定するものです。中心市街地再生計画の内容についても、浪江町復興計画【第二次】に適宜反映を行います。

2. 関連計画の概要

浪江町交流・情報発信拠点施設基本計画 策定期期：平成28年3月

町内外の方々の交流や、町の情報発信の中心の場として、整備を予定している交流・情報発信拠点施設について、基本理念や基本方針、具体的な整備内容等について道の駅の整備手法を活用する前提で検討し、計画としてまとめたものです。

1-3 中心市街地の概況

1. 歴史的条件

(1) 中心市街地の成り立ち

江戸時代、現在の浪江町の中心市街地に位置する権現堂地区は「高野宿^{こうやじゆく}」とよばれ宿場町として町を形作っており、東西に細長い街並みでした。現在の元町通りと、本城通りの一部だったと伝えられています。また、現在の浪江町の北東部に位置する幾世橋地区の幾世橋村は高野宿を通る街道でつながっており、同じ宿場町でした。幾世橋村の宿場は、周辺産物を商う商業地区、宿場役所や、駅馬の駅なども併せ持つ多面宿場でした。

安政6年(1859年)、西からの強風にあおられた大火災が発生し、高野宿はほぼ全焼し、翌年に街並みは抜本的に変更され、南北に長い新町通りの建設が防火思想を結集して開始されました。諸説ありますがこの大火のころから「高野宿」に代わり「浪江」という名称が定着していったとされています。

明治31年(1898年)に浪江駅が開業し、浪江町は双葉郡北部の拠点として発展していきました。

浪江町の人口は、昭和30年(1955年)には約28,000人を数えていました。過疎化や財政難により昭和45年(1970年)には約21,000人と減少しましたが、その後回復し、昭和60年(1985年)には約24,000人と推移しました。町内の各地に、宿泊施設や飲食店が開業してにぎわいや活気があり、近隣の市町村からも人が多く集まる場所でした。また、昔から引き継がれてきた伝統行事での盛り上がりはもとより、近年では請戸川リバーライン桜まつりやコスモスマラソン大会など新しい文化も生まれ、中心市街地は年間を通して様々な催しでにぎわっていました。

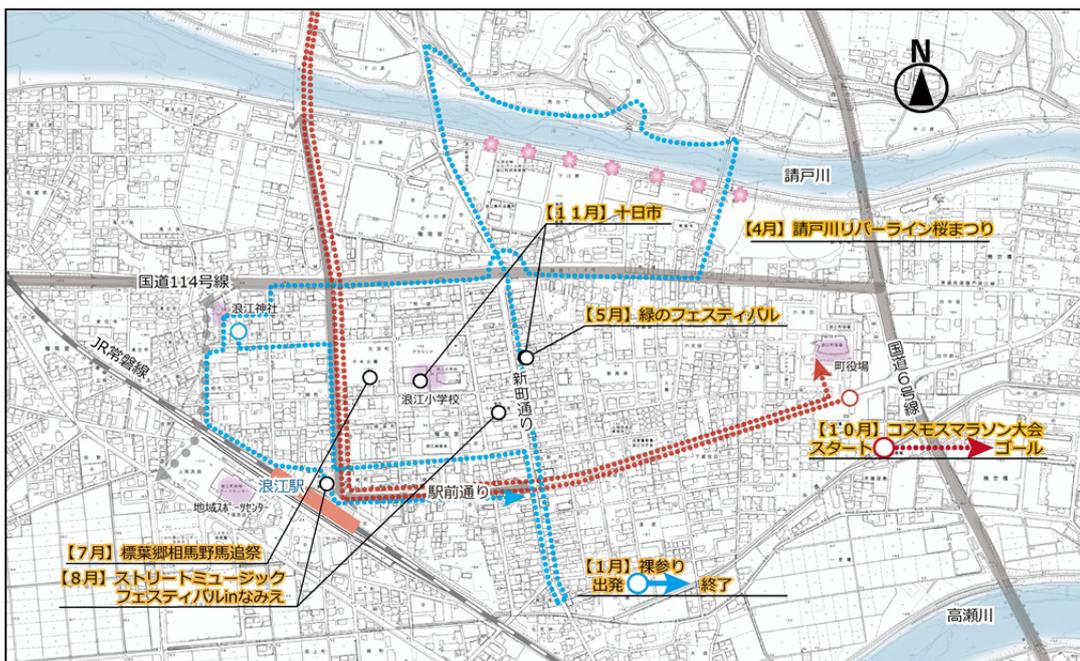


図3：中心市街地の伝統行事と祭り

(2) 伝統行事

① 「裸参り」

「裸参り」は、町の無形民俗文化財に指定されており、毎年旧暦の1月8日に行われ、初春の恒例行事となっています。

安政6年(1859年)に町内の繁華街が大火に見舞われたため、火災が広がらないように街並みを変えたことなどが由来と伝えられています。

裸参りは、浪江神社で宮司のおはらいを受けた白装束姿の若衆が、目抜き通りを駆け抜けるときに、沿道に集まった大勢の町民がバケツに用意した冷水をひしゃくで若衆に浴びせ、1年の無火災を願うもので、現在は浪江町消防団第一分団第一部により継承されています。



写真1：裸参り

② 「十日市」

十日市は、明治6年(1873年)に出羽権現(現在の浪江神社)の祭日として、権現堂地区に市を立てたことが始まりで、当町の年中行事の中でも最大の行事として、農家の収穫の済んだ旧暦の10月10日を中心に行われていましたが、現在では、毎年11月下旬の3日間に全町をあげて開催されます。歩行者天国となった新町通りには、約300店舗の露店が軒を並べ、大道芸大会等も行われます。また、浪江小学校体育館においては、農作物の品評会や双葉郡北双地区小中学校による書道・絵画や町内の各団体等の作品の展示が行われます。



写真2：十日市

2. 中心市街地の現況

(1) 人口・世帯数の推移

- 浪江町全体と中心市街地における人口は、平成7年から平成22年にかけて減少していました。
(町全体：2,340人、中心市街地539人)。一方で、世帯数は町全体で増加しており、中心市街地では大きな変動はなく、世帯規模が減少傾向でした。



図4：浪江町と中心市街地（権現堂地区）における人口と世帯数の推移

(2) 年齢別の人口動向

- 平成22年における年齢3区分別人口の動向をみると、年少人口は全体の13.6%、生産年齢人口は57.4%、老年人口は28.1%となっていました。
- 平成7年から22年の15年間の推移をみると、年少人口比率は16.3%から13.6%に減少、一方老年人口比率は19.5%から28.1%に増加しており、中心市街地は少子・高齢化傾向でした。

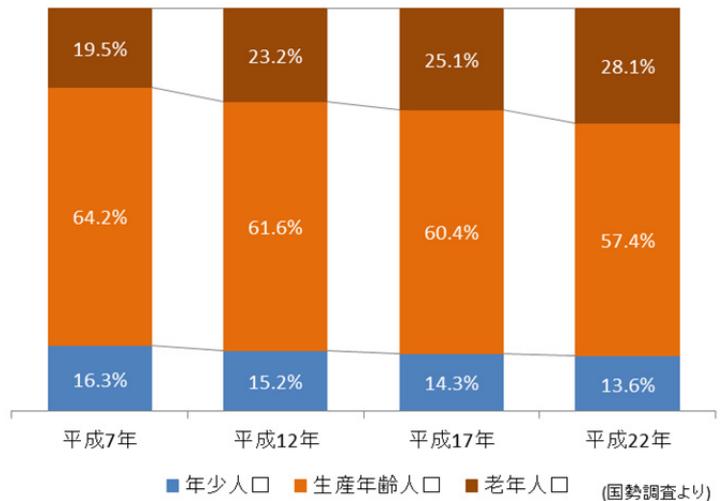


図5：中心市街地（権現堂地区）の年齢3区分別人口割合の推移

(3) 商業の動向

- 浪江町全体における商業事業所数は平成 8 年から平成 21 年の 13 年間で 43 店舗が減少していましたが、その一方で、従業者数は約 80 人増加していました。店舗数減少、従業者数増加の主要因としては、大型商業施設の進出に伴う小売店舗の閉店と雇用創出が考えられます。
- 中心市街地における商業の事業所数、従業者数は、浪江町全体の約半数を占めており、町内の商業機能が集積していました。

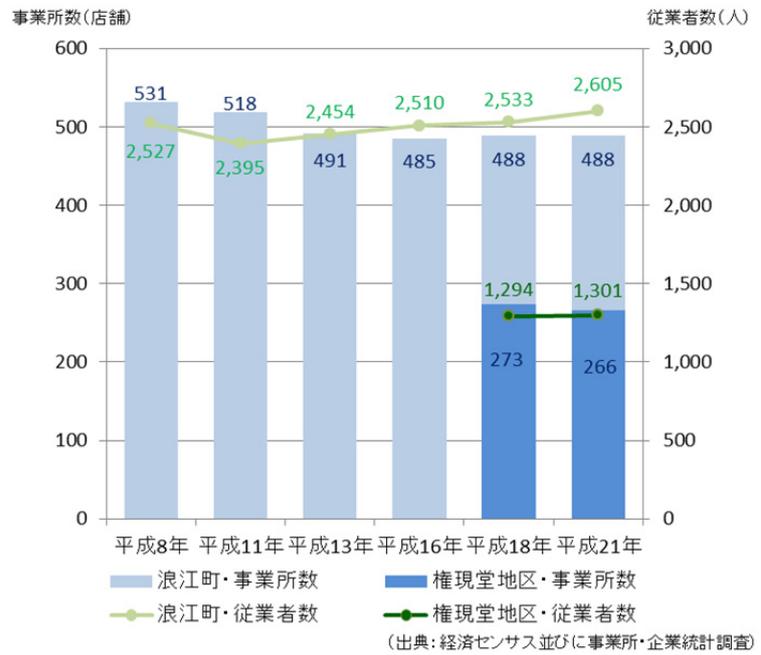


図 6 : 浪江町と中心市街地（権現堂地区）の商業（飲食業、宿泊業を含む）の推移

(4) 空き地発生状況

- ・中心市街地において震災による被害をうけ、家屋及び店舗等の解体が進み、空き地が多く点在しています。また現在は青空駐車場として利用されている空き地もみうけられます。
- ・大規模に損壊している建築物もいまだ多く点在しています。

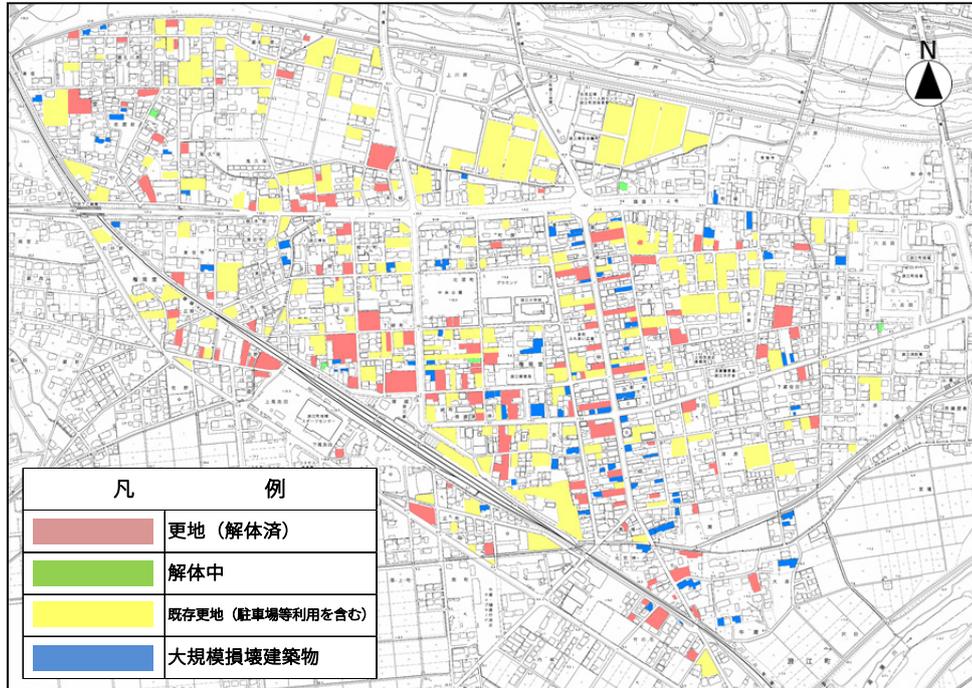


図7：空き地発生状況（平成28年12月現地調査時点）

(5) 基盤施設の状況

- ・中心市街地において、概ね市街地の道路は整備されていますが、一部幅員4mに満たない狭い道路が存在しています。また駅前の東側の一部と跨線橋の東南側に一部未接道宅地が存在しています。

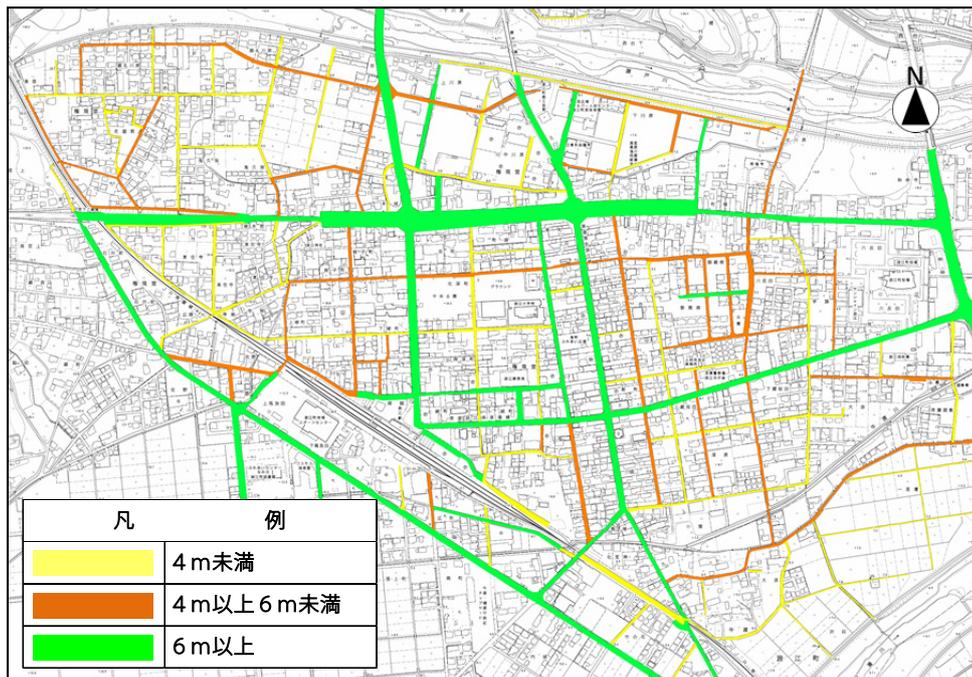


図8：幅員階級別道路現況図（道路台帳データをもとに作成）

(6) 浪江町全体の帰還意向

町全体の平成28年度住民意向調査結果(速報版)によると、帰還の意向については、回答者数4,867世帯のうち、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている世帯」が17.5%、「まだ判断がつかない世帯」が28.2%、「戻らないと決めている世帯」が52.6%となっています。年代別の内訳では70歳以上が、他の年代に比べ「すぐに・いずれ戻りたいと考えている世帯」の割合が高くなっています。

また、前回の意向調査と比較すると、「まだ判断がつかないと考えている世帯」が3.3%減少し「戻らないと決めている世帯」が4.6%増加しています。

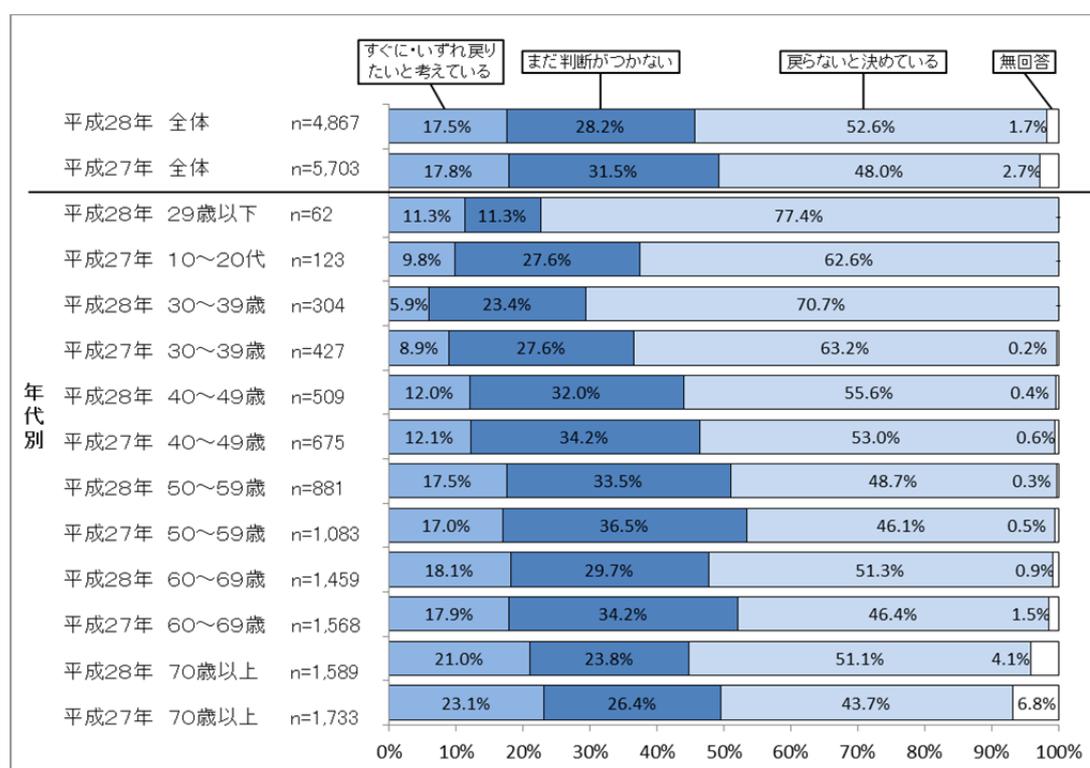


図9：平成28年度住民意向調査結果（速報版）並びに
平成27年度住民意向調査結果の比較

1-4 中心市街地再生の課題

1. 概況の整理

浪江町の中心市街地は、震災前において、少子高齢化による人口減少や商業・店舗等の減少の傾向はありましたが、常磐自動車の延伸計画とインターチェンジの整備等が進められていたため、中心市街地の拠点性は高まりつつありました。

しかし、原子力発電所事故により当面帰町する町民が少なく、震災以前の人口に比べて少ない状況での再建スタートを余儀なくされることが予想されます。

現在、町内での事業再開者は徐々に増え、平成28年10月27日には、役場敷地内に仮設商店街「まち・なみ・まるしえ」が開業し、平成28年11月からは、準備宿泊制度も開始されています。しかし、町内の生活利便施設は、人手不足により営業時間や取り扱う商品、サービスの種類が限定されるなどの課題があります。

これらを踏まえ、避難指示解除後に帰町し、住み始める町民や事業を再開する方のため、その生活に必要なサービスを提供しなければなりません。また当面帰町できない町民にも、今後帰町する希望を持ち続けてもらうために、できるかぎり便利で楽しい生活を実現することが重要です。

2. 課題

中心市街地再生計画は、以下のような課題に対応することを念頭に置く必要があります。

① 生活環境の改善

再開する店舗・事業所が少ない中で、町民が通常の生活を営めるように、買い物等ができるような**生活環境の改善**が必要です。

② 医療、健康不安の払拭

再開する医療施設、介護施設が少ないため、帰町した町民の**医療、健康不安を払拭**することが必要です。

③ 町民のための生活サービス、生きがい

町民のための生活サービスが必要であるとともに、特に帰還時には高齢者の割合が多くなると想定されるため、高齢者に**生きがい**を感じてもらうことも重要です。

④ 空き家、空き地の適切な管理と活用

多くの**空き家、空き地**が発生することが予測され、有害鳥獣被害、空き巣等の犯罪被害など荒廃による深刻な事態が生じないように防犯、防災の面からも**適切な管理と活用**が行われる必要があります。

⑤ 市街地の安全性と回遊性向上

中心市街地は過去の道路整備によってインフラは比較的整っていますが、浪江駅周辺には通行やアクセスが不便な箇所があります。このため、これらの箇所を改良するなどにより、**市街地内の安全性と回遊性向上**を図ることが必要です。

⑥ 商店街のにぎわいや文化の復活

多くの建物が解体され、市街地の建物が減っても、すべての町民に今後帰町する希望を持ち続けてもらうため、**商店街のにぎわいや文化などの魅力を復活**させる必要があります。

⑦ 新しいコミュニティの形成

新たに町に住み始める方と、以前からの町民の双方にとって住み心地のよい**新しいコミュニティ**を形成していく必要があります。

⑧ 就業者の増加対策

生産年齢人口の著しい減少による人手不足が想定され、町内産業の再生を鈍化させる可能性があるため、**就業者の増加対策**を検討する必要があります。

1-5 中心市街地再生に向けて

1. 中心市街地再生の基本理念

浪江町の中心市街地再生にあたり、東日本大震災前のにぎわいのあった中心市街地の姿を取り戻すためには、多くの課題を解決していく必要がある反面、既成市街地を再活用できるという利点を、念頭に置く必要があります。

① 帰町される町民の方々に対して

中心市街地に居住する方だけが対象ではなく、帰町された町民全体、あるいは居住しないものの商業、事業を再開する方に対しても、買い物、医療、介護、交通などの基礎的な生活サービスを提供する必要があります。

また、住民間のふれあい、文化的な活動、コミュニティの形成の場となり、防犯、防災などの面でも安全・安心な環境を持った居住地としての役割も果たさなければなりません。

② 当面の帰町が困難な町民の方々に対して

若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、浪江を訪問する時に中心市街地へ行けば、人とのつながり、歴史や文化に触れて、ふるさと感じ、帰町する意思を高められるような中心市街地であることを目指さなければなりません。さらに浪江町の中心市街地は、歴史的な成り立ちから、他の町の帰町できない方にとっても、帰町するという希望をもたらす存在でありたいと考えます。

③ 新たに居住されるの方々に対して

新たな住民を呼び込むために中心市街地の復興状況や線量低下などの情報発信の継続や、安全・安心な居住環境、基礎的な生活サービスの提供が必要になります。また、元々の町民との祭やイベント等を通じたつながり、浪江らしい伝統文化が感じられるまちづくりなどによって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指さなければなりません。

このように、浪江町中心市街地の再生には町に多くの人が集まるようになることが大切であり、人々が暮らし、商業機能が活性化され、にぎわいを回復することが求められます。これにはもちろんふるさとなみえが、もとより受け継いできたものを生かし、未来へとつなぐことも大切です。

このような考え方にに基づき、浪江町中心市街地再生計画において「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」を基本理念としました。

**みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生
～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～**

2. 中心市街地再生の目標

中心市街地の課題解決に対応した目標として、下記に挙げたものが考えられます。この目標に向けた施策に取り組んでいくことで、中心市街地再生を実現し、さらには双葉郡北部の復興拠点整備の推進が期待できます。

① 安全・安心のまちづくり

医療・介護などのサービス提供（課題②）、生きがいの創出（課題③）などの課題への対策は重要です。また、有害鳥獣被害などの環境悪化、空き巣被害や火災など防犯・防災上の不安につながる空き家の荒廃防止と活用（課題④）、市街地の安全性（課題⑤）、安心して暮らせるコミュニティづくり（課題⑦）、就業者の増加対策（課題⑧）などの課題もあるため、医療、介護、健康づくり活動など健康を維持するサービスの充実、町民が生きがいを感じる活動ができる場と仕組みを設ける必要があると考えられます。さらには空き家、空き地管理、防犯、線量の情報提供などの活動によって、帰町した方々が安全・安心な生活を送れるようになり、また帰町の希望を持つ方々が増えることが期待できます。

② 暮らしやすいまちづくり

買い物等ができるような生活環境の改善（課題①）、医療施設等の確保（課題②）、生きがいの創出（課題③）、新しいコミュニティの形成（課題⑦）、就業者の増加対策（課題⑧）などの課題解決に向けて、中心市街地の居住環境を整える必要があります。居住環境の整備により、帰町が困難な方々や、新たに居住される方々の居住の選択肢が増えることで中心市街地の人口増加、さらには就業者の増加による商業、事業の成立が期待できます。

③ 集う・にぎわう・つながるまちづくり

再開する店舗・事業所が少ない中で、町民が通常の生活を営むために、買い物等ができるような生活環境の改善（課題①）、町民が便利で生きがいを持てる（課題③）、空き地の荒廃防止と活用（課題④）、にぎわい再生（課題⑥）、新しいコミュニティの形成（課題⑦）、就業者の増加対策（課題⑧）などの課題に対応し、商業施設が立地する場、人が集まり交流する場、イベントが行える場を確保するとともに、それをサポートする組織・仕組みを設ける必要があります。これによって生活の利便性を確保し、帰町する方が生きがいを持って生活できる中心市街地の形成が期待できます。

また、市街地内の回遊性向上（課題⑤）の課題については、歩行者、自転車の回遊性を向上させ、公共交通を活性化させることで帰町された方が楽しく、潤いのある生活を送れるとともに、浪江を訪れる方が浪江の魅力に触れることができる中心市街地の形成が期待できます。さらには、帰町された方や新たに浪江に居住される方、すぐには帰町できない方、浪江を訪れる方の交流の場を設置し、一緒に好きな活動などを行い、浪江の良さを再認識してもらうことで、浪江への関心の向上が期待できます。

④ 浪江らしさがあるまちづくり

生きがいの創出（課題③）、帰町の希望を持てる商店街のにぎわいの復活（課題⑥）、新しいコミュニティの形成（課題⑦）などの課題に対応し、十日市や裸参りといった歴史、文化資源を活用した浪江らしい行事を復活させることで、人とのつながり、歴史や文化に触れて、ふるさとも感じ、町を離れている方の帰町する意思を高め、また日本中、世界へ浪江のよさを発信できるなどの効果が期待できます。

中心市街地再生の課題	課題に対するまちづくりの目標			
	安全・安心	暮らしやすい	つながるう にぎわう 集まるう	浪江らしさ
① 生活環境の改善	-	○	○	-
② 医療、健康不安の払拭	○	○	-	-
③ 町民のための生活サービス、生きがい	○	○	○	○
④ 空き家、空き地の適切な管理と活用	○	-	○	-
⑤ 市街地の安全性と回遊性向上	○	-	○	-
⑥ 商店街のにぎわいや文化の復活	-	-	○	○
⑦ 新しいコミュニティの形成	○	○	○	○
⑧ 就業者の増加対策	○	○	○	-

3. 中心市街地の構造

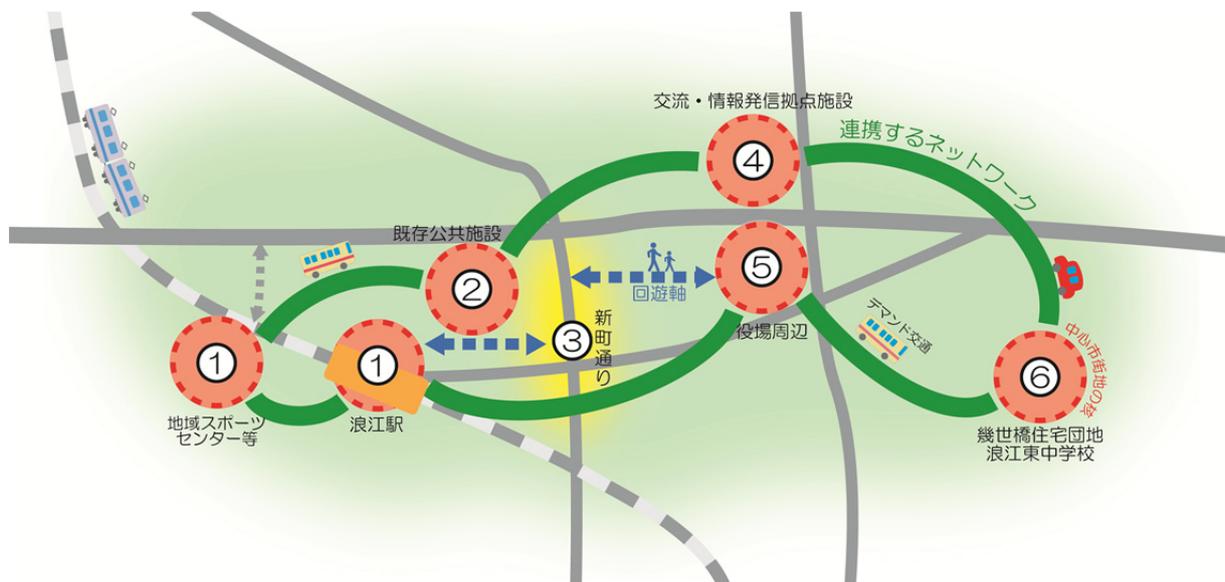
中心市街地の構造は、活用が可能な施設を中心とするいくつかの核と、核の間をつなぐ歩行者重視の回遊軸や、機能を連携、補完する仕組みのネットワークで構成するコンパクトタウンを目指す必要があります。

○中心市街地の核

- ・街の顔である駅前と公共施設が備わる駅南側 …… 図①
 - ・様々な活用できるスペースである既存公共施設 …… 図②
 - ・商業の中心であった新町通り …… 図③
 - ・浪江町を訪れる際に最初に立ち寄る機会が最も多い交流・情報発信拠点施設…… 図④
 - ・行政的な機能に加えて仮設商店街など新しい機能も持つ役場周辺 …… 図⑤
 - ・幾世橋地区の浪江東中学校、幾世橋住宅団地、再生賃貸住宅等 …… 図⑥
- を中心市街地で展開する住民サービスやコミュニティ活動の核として考える。

○核を連携するネットワーク

これらの核は、鉄道、バス、デマンド交通などの公共交通と連携して、町民や町を訪れる方が、気軽に立ち寄れる広場・施設などを利用しつつ、楽しみながら歩いて回遊する東西方向の軸でつながるとともに、機能面でも連携、補完する取り組みが求められます。



第2章 中心市街地再生計画の施策

中心市街地には、課題である空き家、空き地が多くあり、中心市街地に立地している公共施設にも当面使用しない施設があります。これらは中心市街地再生で活用すべき資源でもあります。また、浜通りを南北に結ぶ幹線である国道6号、常磐自動車道浪江ICへのアクセス道路である国道114号の道路交通網をはじめ、JR常磐線も再開することから、中心市街地は広域の交通アクセスが良く、町外からも訪れやすい、地理的条件が非常に良い地域です。他にも、十日市やマラソン大会などの祭やイベント、請戸川や高瀬川といった自然環境、浪江神社や町の無形民俗文化財に指定されている裸参りといった文化財などは浪江町の魅力を感じさせるものであり、文化、自然、歴史的資源も豊富であると言えます。

これらの資源を有効に活用しつつ、第1章で示した各目標の実現に向けて、本検討委員会をはじめ町民座談会及び町の職員検討会で出された意見を整理し、施策を示します。

2-1 安全・安心のまちづくり

[意見の整理 1]

当面帰町される町民は高齢者が多いことから、医療・介護面での不安が大きく、また空き地が多く、居住者が少ないために町が暗くなることや、有害鳥獣被害、空き巣等が不安であるなどの指摘が多くの方からありました。また、中心市街地は実際には低線量であることを積極的に表示することで不安を取り除く必要があるという意見もありました。

これらを受けて、以下の施策を示します。



施策1. 安全・安心の確保

[意見の整理 2]

高齢者だけでなく、若い人、子どもまでのすべての町民の健康を考える必要があるという指摘や、帰町された方が集まっておしゃべりができる場がまず必要であり、さらに健康づくり、趣味の活動など家に引きこもらないような生きがいを持てる活動の場が必要という意見が多くありました。具体的には、気軽に参加できるものづくり教室、読書カフェ、ITカフェなど、さらに、高齢者への食事サービスの提供、町民による空き家管理など、実用的な活動の提案もありました。また大切なペットも、連れていける場が必要という意見がありました。

これらを受けて、以下の施策を示します。



施策2. 町民全体の健康な生活と生きがいづくり

2-2 暮らしやすいまちづくり

〔 意見の整理 〕

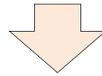
中心市街地は商業地というイメージが強いものの、帰町が困難な方のなかには中心市街地への居留意向を持っている方もいることから、中心市街地の居住機能を高めることは、帰町する意思を持つ方を増やせるのではないかという意見がありました。関連してシェアハウス、町営住宅など選択肢を広げる提案、廃炉や除染、IターンやUターン等で全国から来た方々の居住場所の確保も進めるべきではないかという意見もありました。また、空き家、空き地を活用することは、町の荒廃を防止し安心にもつながり、中心市街地の人口増加、さらには就業者の増加による商業、事業の成立が考えられます。

「中心市街地での町営住宅について」

町営住宅のストックを増やすことは将来の町の財政への影響が懸念されます。一方で、中心市街地に当面居住できる住まいを供給することは、帰還困難区域など中心市街地以外の町民で帰還意欲を持つ方に応えるために必要という意見も出されています。

そのようなことから、期限付きの借上げ公営住宅、将来的な譲渡を見据えた公営住宅など、町の将来負担にならない町営住宅の供給方策を早急に検討する必要があります。

これらを受けて、以下の施策を示します。



施策3. 中心市街地での居住機能、多様な住宅、住環境整備

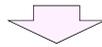
2-3 集う・にぎわう・つながるまちづくり

[意見の整理 1]

新町通りは、浪江町全体を越えて、双葉郡北部の中心としてにぎわっていたこと、新町通り以外でも、駅前からのゆうゆう通りなど、駅から中心市街地へ至る一体がにぎやかだったことは皆の記憶にあり、新町通りをはじめ商店街の再生が、ふるさとを思い出し、帰町意識を高めるために重要ということが、一致した認識です。再生のための方策としては、被災前の事業者の再開だけではなく、農業、水産業等の生産者と連携したプロジェクトなど、新しい事業者、新しい形態の店舗、事業所の取り組みが提案され、また所有者の意向を早期に把握し、活用できる空き家、空き地や空き店舗を見出すべきという意見も出されました。

また、主要な通りは、自動車交通が処理できる一定の幅員はありますが、楽しんで歩く、あるいは屋台を出すには狭く、スペースの確保が必要という意見もありました。

これらを受けて、以下の施策を示します。

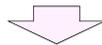


施策4. 人が集まる商店街の再生

[意見の整理 2]

中心市街地に点在する既存公共施設は新町通りや浪江駅に近く、利便性が高いことから、町民の集まる場所としての利用を中心に多様な活用策が提案されました。既存公共施設の将来の活用は現時点では未定ですが、当面、他の用途に一定のスペースを活用することは可能と考えられます。駅西側の設備が充実している地域スポーツセンターを活用したいという声が多くありました。

これらを受けて、以下の施策を示します。



施策5. 帰町された方、将来帰町する希望のある方のための、既存公共施設を活用した交流拠点づくり

[意見の整理 3]

浪江駅は平成29年3月に常磐線の運行再開と合わせて、暫定的な終着駅となることが予定されており、通勤、通学、通院など地元の方の利用のほか、乗り継ぎ客、浪江を訪れようという方の利用が想定されます。また、町への訪問時に最も使う機会が多い国道6号、国道114号の交差点には、隣接して交流・情報発信拠点施設を設置する計画が進められています。

浪江駅と交流・情報発信拠点施設は、浪江の文化と復興を発信するとともに、帰町者や、帰町が困難な方も訪れて、交流できる場にすべきという意見が多く出されました。

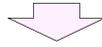
線量などの情報提供やポケモンなどを活用する提案もありました。

駅前には空き地が多くなり、駅前のイメージを心配する声も多くあり、駅前が浪江町の顔として、空き地を活用した集客性のある施設立地を望む意見も出されました。

「浪江駅のバリアフリー化について」

駅から地域スポーツセンターなど駅西側の施設へのアクセスを便利にするために浪江駅の橋上化という意見がありましたが、一方で直接駅西側へ行けるようになると駅前にぎわいには逆効果な面もあり、拡幅整備している踏切を使って駅を中心に回遊できるように整備すべきという意見もありました。駅のバリアフリー化について、橋上駅化、エレベーター付き歩道橋など、構造、費用面からの比較検討が必要ですが、いずれにしる常磐線全線再開時にはバリアフリー対策が必要になるため、どのような方策を採るべきか検討を始めるべきであると考えます。

これらを受けて、以下の施策を示します。



施策6. 浪江を訪れる方へ発信し、交流する拠点づくり

[意見の整理 4]

中心市街地はいくつかの核が連携して形成するため、回遊性が重要で、浪江駅～役場までにトイレや休憩施設など楽しく回れる工夫が提案されました。駅～役場は1.0kmと若干距離があり、高齢者には歩行を助ける交通手段の提案もありました。

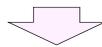
また、中心市街地の東にある幾世橋の公営住宅からも、中心市街地へのアクセスが必要という意見がありました。

「道路の拡幅、空き地の集約方策について」

一部の狭い道路、歩行や自転車の通行しにくい道路があり、散在する空き地の活用、構造・線形などを柔軟に工夫し、安全に通行できるようにすることが必要と考えられます。

中心市街地の道路は概ね生活上不便なく整備され、未接道宅地も駅前の東側、跨線橋の東南側など限られており、広域で土地区画整理事業を行わなくても、住宅再建の建築上の障害がある範囲は限られています。一方、駅前、新町通り沿い、ゆうゆう通り沿いなどには、にぎわい再生の核となる集客性のある施設立地を望む意見や、回遊路を整備する必要があるという意見も多く出されています。特に駅前等では、ブロック単位で空き地を集約した地権者主体のまちづくりの取り組みを、土地所有者の方と協力して立ち上げることを検討する必要があると考えます。

これらを受けて、以下の施策を示します。



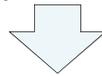
施策7. 楽しめる回遊まちづくり

2-4 浪江らしさがあるまちづくり

〔 意見の整理 1 〕

十日市など多彩なイベントは町民の印象に残るかけがえのない行事であり、それらを浪江町内で再び開催することが、浪江をふるさととして忘れないために大切という意見は、全員に共通する思いです。再開された十日市があることが、帰町できない方も含めて町民のいつかは戻る気持ちをつなぐという声もありました。これらは民間の組織が運営されていましたが、人口、事業者が少ない中で再開するためには、軌道に乗るまで、場の提供など町による支援も必要という意見がありました。また、神輿など民俗資料、役場等に分散している文化財等歴史資産を展示し、子どもの郷土史教育、生涯学習に活用すべきという意見や行事を月例化するなど、伝統文化の継承を重要としつつ、帰還を契機とした新たな文化の創出や新たなイベントによりにぎわいへとつなげる工夫の提案もありました。

これらを受けて、以下の施策を示します。



施策8. 伝統文化の再生と新たな文化の創出

〔 意見の整理 2 〕

桜並木のある請戸川は浪江を代表する景観で、ふるさとを思い出させ、浪江に来る方にも発信したいという意見がありました。まちなかの空き地に太陽光発電施設が多数でき、無機質な景観になることを危惧する声が多く出されました。

請戸川、高瀬川の河川景観、駅前と主要道路沿道のまちなみ景観に浪江らしさと、にぎわいが感じられることも大切という指摘がありました。

これらを受けて、以下の施策を示します。



施策9. 浪江らしい魅力ある景観づくり

中心市街地再生計画の体系図

これまでに述べた、中心市街地再生計画の基本理念及び4つの目標、9項目の施策にかかる体系図を以下に示します。

□ 基本理念

みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生
～ふるさとなみえを未来へつなぐ中心市街地を目指して～

□ 目標

安全・安心の
まちづくり

暮らしやすい
まちづくり

集う・にぎわう・
つながるまちづくり

浪江らしさがある
まちづくり

□ 施策

1 安全・安心の確保

2 町民全体の健康な生活と
生きがいづくり

3 中心市街地での居住機能、
多様な住宅、住環境整備

4 人が集まる商店街の再生

5 帰町された方、将来帰町する希望の
ある方のための、既存公共施設を
活用した交流拠点づくり

6 浪江を訪れる方へ発信し、
交流する拠点づくり

7 楽しめる回遊まちづくり

8 伝統文化の再生と
新たな文化の創出

9 浪江らしい
魅力ある景観づくり

第3章 計画の実現に向けて

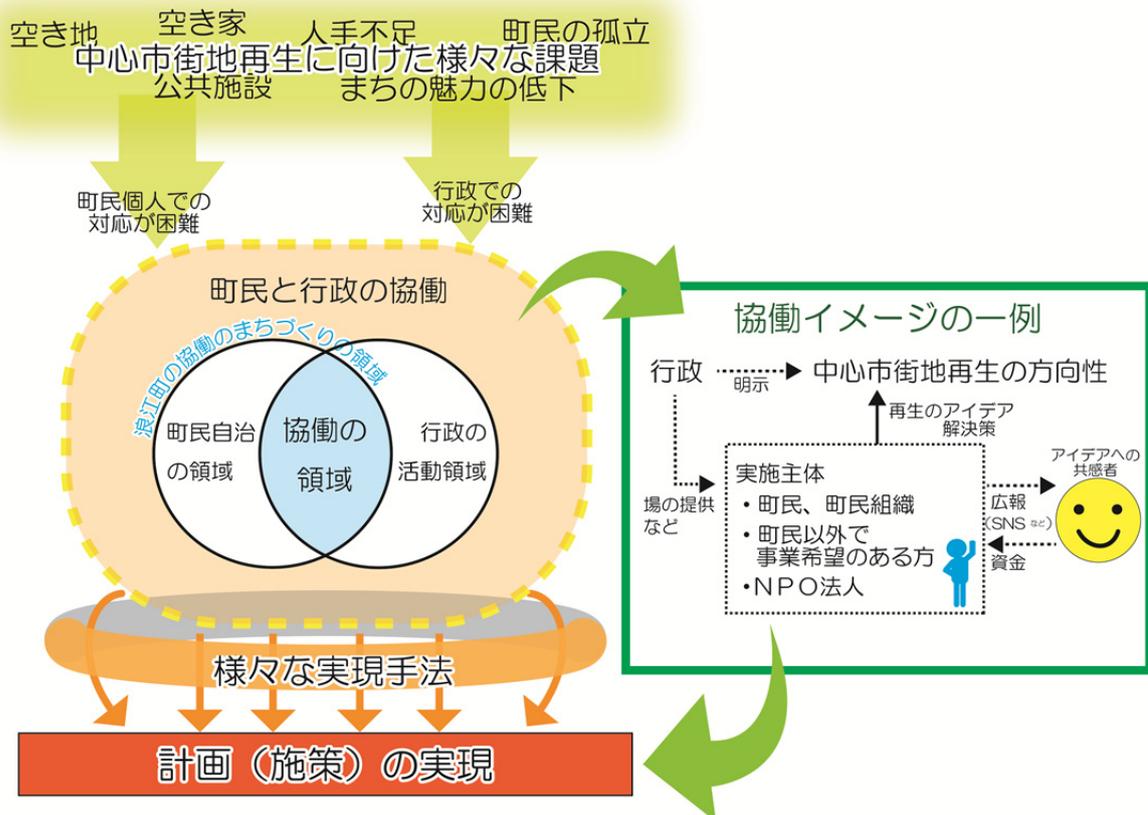
3-1 基本的な考え方

中心市街地再生計画の実現に向けては、多岐にわたる事業について、その必要性や緊急性などを考慮し、短期的に行うこと、中期的に行うこと、実現する将来像に区分し、行動計画にしたがって効果的かつ着実に実施していくことが求められます。

また、事業の実施に際しては多額の事業費を要することから、確実な財源の確保を念頭において進めていく必要があります。

さらに、ソフト、ハード両面の事業を推進する上で、行政単独で解決することが困難な面が多々あることから、町民、事業者、行政が一体になった「協働によるまちづくり」を推進し課題解決を行うことが重要です。本町では、平成22年度に一般公募による町民と行政関係者等を主体とした「協働のまちづくり検討委員会（震災後に活動停止）」を発足し、町民と行政が協力して活動する領域はもちろん、「行政が関与しない民間団体どうしの協力活動」も協働としてとらえ、これら二つの協働を含んだ領域を「広い意味での協働の領域」としました。また協働のまちづくりの原則として、①対等な関係、②相互理解、③得意な分野を持ち寄るという三原則を位置づけています。

本計画を推進するにあたっては、「協働のまちづくり検討委員会」の考え方や原則を引き継ぎながら、中心市街地再生計画（施策）の実現に向けた取組を行うことが望ましいと考えられます。



「協働によるまちづくり」により、主に以下の3つの事項を支える仕組みを構築していく必要があります。

① 町民等の活躍（組織設立、担い手の確保と育成）

- ・ まちづくり会社、シルバー人材センター等の組織運営
- ・ まちづくり塾や出前講座の開催、まちづくりアイデアコンペ等の実施による人材育成
- ・ 生涯学習やサークル活動等の拠点となる場の提供について支援
- ・ 中心市街地再生を目指し、住民、事業者による「中心市街地再生協議会」の設立
- ・ NPO、ボランティア活動の支援（町民以外も含む）
- ・ 町と町民の意見交換の場から、まちづくりの担い手（リーダー）となる人材を育成
- ・ クラウドファンディング(インターネットを介して不特定多数の人たちから事業資金を募る)などによる中心市街地で事業展開を希望する実施主体(町民や町民組織、NPOなど)への支援
- ・ マラソン大会やウォークラリーなどを町外や全国から人を呼び寄せるイベントに育てる人材の確保と育成

② 空き家、空き地の活用に向けたマッチング支援

- ・ 町、民間不動産会社等の協力による空き家・空き地バンクの充実及び情報共有し協力する場の提供
- ・ 中心市街地外からの居住、シェアハウス等の希望、中心市街地への出店、屋台出店、チャレンジショップ、起業などのビジネス意向の把握によるデータベース構築のための所有者及び町民、事業者に対しての活用意向調査と相談窓口の支援
- ・ 公的に借り上げ、回遊の休憩スポット、歩行空間や街角の広場、緑地、トイレ等、バス、デマンド交通の拠点、祭り、屋台などのイベント開催、駐車場、起業のための低廉な家賃での貸しスペース等に活用
- ・ 空き家、空き地の利用主体について、町民、新たに浪江に居住する方や活動する方、そして事業者等による利用へ移行・拡大していくため、空き家・空き地バンクに店舗立地、企業、居住の斡旋の役割を追加

③ 既存公共施設の活用

- ・ 既存公共施設の利活用方針の策定や、利用・管理について町民等と連携した要項（ルール）の設定



写真4：中央公園（既存公共施設）



写真5：地域スポーツセンター（既存公共施設）

3-2 施策の実現手法（段階的行動計画）

第2章で示した各施策を着実に実施していくための段階的行動計画として、以下の内容を提案いたします。

「施策1 安全・安心の確保」の段階的行動計画

☞ 短期的に行うこと

- ・警察や消防と連携し、市街地を見回る体制をつくり、町内の安全について情報を充実させ、提供を行う。
- ・自家用車の使用が困難な高齢者などが市外の医療機関へ通院しやすいように、浪江駅へとつながるデマンド交通を導入する。
- ・町と地元組織が協力し、草刈り等による空き地の適切な管理や、有害鳥獣被害対策の推進に取り組む。

☞ 中期的に行うこと

- ・浪江診療所について診療科目の充実に取り組む。

☞ 実現する将来像

- ・町、町民が一体となって町の安全・安心を確保する活動が定着し、帰町された方が安心して生活できるとともに、帰町に迷っている方も安心して帰町を選択できるまちが実現することを目指す。

「施策2 町民全体の健康な生活と生きがづくり」の段階的行動計画

☞ 短期的に行うこと

- ・既存公共施設に集える場と健康づくりの場を整備する。またパソコン教室といった習い事を開催できる場を提供する。
- ・まちづくり会社やシルバー人材センターなどへの参加希望者を把握、登録し、活躍できる場を設ける。

☞ 中期的に行うこと

- ・経験や趣味を生かしてリーダーとなり活動できる町民の方を育成する。
- ・ペットを連れて行けるように広場や公園を整備する。
- ・医療・介護面では地域包括ケアシステム^{※1}のもとで今後整備されるサポートセンターと連携して健康づくりの場の整備、健康づくり教室など、町民の健康を総合的に支援する。

☞ 実現する将来像

- ・高齢者への食事作りといった生活サポート活動をすることで「生きがい」を感じ、健康な生活を送ることができること、さらにコミュニティビジネスとして収入にもつながる活躍の場が広がることを目指す。

※1：地域包括ケアシステムとは・・・ 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを生涯続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。

「施策3 中心市街地での居住機能、多様な住宅、住環境整備」の段階的行動計画

☞ 短期的に行うこと

- ・ 帰町される町民の住宅に清掃、修繕が必要な場合の支援策を準備する。
- ・ 空き家、空き地について、募集、斡旋の機能を持つ空き家・空き地バンクと協力して、所有者の意向を把握する。また帰町される町民を対象に中心市街地への居住希望について意向調査を行いデータベースとしてまとめる。
- ・ 町、空き家・空き地バンク、地元不動産業が情報交換し、活用意向のある空き家、空き地を住宅需要と結びつける場を設ける。
- ・ 所有者の意向と住宅需要に応じて、斡旋、民間借家への支援策、借上げや買取の前提条件、公営住宅の多様な在り方など、多様な住宅供給方策を準備する。
- ・ シェアハウス※2、コレクティブハウジング※3等に使える空き家住宅探しと、共同生活希望者の募集など町が中心市街地での居住を支援する。

☞ 中期的に行うこと

- ・ 所有者の方の様々な意向に応じ、空き家、空き地を、帰町を希望される方の当面の住まい、新たに浪江に住まれる方などの住まいとして斡旋を行う。
- ・ 土地の有効活用を柔軟に行うために地権者の意向を踏まえ、一定規模のまとまった空き地の活用や、いくつかの空き地を再編して、小さなブロック単位の住宅を形成する町民中心のまちづくりを想定して、支援策を設ける。
- ・ 空き家についてシェアハウス、コレクティブハウジング等として民間が活用する際、共同部分を整備するなど行政の助成を検討する。
- ・ 空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を働きかける。

☞ 実現する将来像

- ・ 中心市街地の居住者が増え、商業地と近接したコンパクトなまちが実現することで、商業施設の再開をけん引し、一人暮らしの高齢者も安心して住めるまち、町外から新たに居住される方も安心して地域に溶け込めるまちを目指す。
- ・ 小さなエリア毎にコミュニティが形成される住宅環境整備を目指す。

※2：シェアハウスとは・・・一つの住居を複数人で共有して暮らす賃貸物件のことで、一般的にはキッチンやリビングなどを共有し、プライバシー空間として個室を利用する住まいです。

※3：コレクティブハウジングとは・・・独立した専用の住居とみんなで使ういくつかの共用スペースを持ち、生活の一部を共同化する住まいです。

「施策4 人が集まる商店街の再生」の段階的行動計画

☞ 短期的に行うこと

- ・歩行者が安心して歩けるように、歩道の補修に加え、増加している空き家、空き地の草刈、危険物の除去等を行う。
- ・当面利用計画のない空き地を把握する。
- ・町、農業、水産業などの生産者、商店街の意見交換の場を設ける。
- ・商店街周辺にある、公共用地、空き地、新町ふれあい広場等を活用して、歩行空間、トイレや休憩施設、イベントや祭り、屋台などのスペース、回遊起点となる駐車場を確保する。
- ・チャレンジショップ、フリーマーケット、生産者との連携等のビジネスマッチング組織を立ち上げ、新たな商業、事業立地を促す。

☞ 中期的に行うこと

- ・商店街での集客力があり、人が集まる場となる中規模の商業施設の立地が可能となるように、空き地等を活用して用地を確保する。
- ・商店街を歩きやすく、イベント、屋台等で使用しやすい道路構造となるように整備する。

☞ 実現する将来像

- ・新町通りとその周辺の通りに商業施設が復活し以前のにぎわいを取り戻すことを目指す。

「施策5 帰町された方、将来帰町する希望のある方のための、既存公共施設を活用した交流拠点づくり」の段階的行動計画**☞ 短期的に行うこと**

- ・既存公共施設に帰町された町民が集まって使えるスペース、健康づくりの器具が使える場、各種催しができる場を整備する。
- ・既存公共施設には、帰町された町民が集まって、おしゃべり、料理作りなどの共同作業を行い、十日市、祭り、イベント再開のための準備の場、工作、パソコンなど同じ趣味などを持つ方が集まって活動ができるようにする。また、浪江の歴史、文化などふるさと感じる資料を保管、展示ができるように整備する。
- ・健康づくりに多くの帰町者が参加できるように、講師の派遣、公共施設を利用する方のための巡回バスの運行など活動を支援する。

☞ 中期的に行うこと

- ・活動で利用される方の登録リーダーを募り、既存公共施設の交流の場を、高齢者等の集いの場として発展させることを目指す。
- ・町民の活動から発展した商売や、新たに事業を起業のための貸しスペースを設置し、インキュベーター^{※4}の役割を果たすことも検討する。

☞ 実現する将来像

- ・既存公共施設が帰町された方々のための交流拠点として整備され、さらには現在帰町が困難な方々にとって、帰町するという希望をもたらす存在になることを目指す。

※4：インキュベーターとは・・・新しい企業を起こそうとする個人や創業期企業、新しい分野への展開を目指す企業に対して、その立ち上がりの拠点として事務所スペースを提供するほか、様々なサービスを提供しながら、その成長、発展を支援する施設のことです。

「起業家育成、起業化支援のための仕組み」といった意味で使われます。

「施策6 浪江を訪れる方へ発信し、交流する拠点づくり」の段階的行動計画

☞ 短期的に行うこと

- ・JR 東日本と連携し、駅前の空き地等を活用して、利用者の利便性を高める施設として、トイレ、ベンチ等の休憩施設、浪江町全体及び中心市街地の情報、バスやデマンド交通の拠点、駐車場（自動車、自転車）などの整備を行い、これとあわせて町民が立ち寄れる場も整備する。
- ・交流・情報発信拠点施設は、基本設計、実施設計、用地買収などの準備を進める。
- ・町、交通等の事業者、駅前の土地所有者の方々が集まって、バリアフリー化方策、にぎわい施設立地の計画等について意見交換する場を設ける。

☞ 中期的に行うこと

- ・道案内や見守りなどを行う高齢者による語り部が常駐するなど、利用者へのサービスと浪江の発信を充実させる。
- ・町、駅前の土地所有者の方、商業組織等が協力し、空き地を活用して、商業施設、観光案内所など集客性のある施設の立地スペースと、回遊の起点として必要な基盤を確保する駅前ブロック整備を行う。
- ・常磐線全線再開時に、浪江駅にエレベーターを設置するなどしてバリアフリー化する。
- ・平成 32 年に開業予定の交流・情報発信拠点施設は、国、県、町が協力して整備し、運営はまちづくり会社が行う。それぞれの事業の整備を進めていくなかで、回遊交通の拠点設置、中心市街地の情報提供、町民と来町者との交流施設の整備などが行われるように事業間で協調する。また、別途検討されているスマートコミュニティ^{※5}の構築についても事業間で協調してまちづくり活動が行われるようにする。

☞ 実現する将来像

- ・サービス水準の高い便利な駅、他の地域からも多くの人を集める魅力のある駅、町民にとってもそこに行けば誰かに会える、憩いの場となる、町の顔としてにぎわいのある駅前を目指す。
- ・交流・情報発信拠点施設が、人々が集まる場となり、町がにぎわい、浪江町の復興、そして浪江町を未来につないでいくための重要な施設になることを目指す。

※5：スマートコミュニティとは・・・ 情報通信技術（ICT）を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を行い社会全体で効率よくエネルギーを使う考え方です。

「施策7 楽しめる回遊まちづくり」の段階的行動計画**☞ 短期的に行うこと**

- ・再開する鉄道等の公共交通と連携して、サービス施設と町民をつなぐデマンド交通を導入する。導入するにあたり、移動需要を調査し、一定の利用が見込まれるルートに関しては運用の検討を行う。
- ・浪江駅、新町通り、役場、交流・情報発信拠点施設、幾世橋（浪江東小中、公営住宅地区）の間に、中心市街地内を回遊できる歩行者・自転車ネットワークを形成する。
- ・マラソン、ウォーキングによる健康づくり、徒歩や自転車での散策など、それぞれにテーマを持たせた周遊路を設定し、紅房桜やコスモスを配置や復興状況が確認できるものなど、コースを楽しめる工夫等を検討する

☞ 中期的に行うこと

- ・東西軸や回遊ネットワークの歩行者空間が不足する箇所、駅周辺等にある狭い箇所等は、空き地を活用するなど工夫して通行の容易性や、一方通行の可能性についての検討を行う。またタウンモビリティ（電動スクーターなど）の導入など、高齢者がまちを回遊する手段を確保する。
- ・デマンド交通が導入された場合、まちづくりの状況と町民の帰還状況に合わせ、ルート変更を行う。

☞ 実現する将来像

- ・回遊性と利便性が向上することで、コンパクトなエリア内で目的が達成され、安心して整理され統一感のある街並みの形成を目指す。

「施策8 伝統文化の再生と新たな文化の創出」の段階的行動計画

☞ 短期的に行うこと

- ・十日市等の行事が平成29年度から浪江で再開できるよう、既存公共施設に準備・活動する場を整備する。
- ・既存公共施設に民俗施設を集約する場を整備する。
- ・イベント実施に必要な事項について実施組織と町が話し合っ、広場、公園、道路等を開催する場、準備する場、駐車場等を使えるように整備する。
- ・既存公共施設等のスペースを活用して、浪江町の歴史を伝える文化財など既存の資料を順次集約、展示できるよう整備する。
- ・すぐには再開、帰町できない事業者、町民にも広く参加を募るほか、PRを工夫し、イベントを通じて浪江の復興を全国に発信する。

☞ 中期的に行うこと

- ・再開したイベントをさらににぎわいや発信に役立つように工夫する。
- ・歴史・文化資源を活かして、高齢者、子どもたち、新たに浪江に来る方に紹介できるよう、講師ができる方を登録、派遣する。
- ・帰還を契機として新たな町民や町民以外の人達が、復興のアーカイブとして新たな文化を創出していけるように準備する。

☞ 実現する将来像

- ・十日市の浪江での復活や、歴史資源の生涯学習への活用によるにぎわいを創出し、さらには帰還を契機として新たな町民や町民以外の人達が、復興のアーカイブとして新たな文化を創出することを目指す。

「施策9 浪江らしい魅力ある景観づくり」の段階的行動計画**☞ 短期的に行うこと**

- ・沿道型施設や駅前については、魅力ある景観形成を図るため、町民・事業者が協力しながら建物再建できるように準備する。
- ・町、県、国、JR 東日本などが公共空間の景観を話し合う場を設け、植栽、歩道その他目に触れやすい場所の除草、清掃、補修等から景観改善に取り組む。
- ・町と再開事業者、町民組織が景観について意見交換し、協力する場を設ける。

☞ 中期的に行うこと

- ・事業者、町民による景観協定を目指す。
- ・交流・情報発信拠点施設整備にあわせ、請戸川の桜並木を整備、国道6号から見える印象的な景観を形成する。

☞ 実現する将来像

- ・治水事業の際に、可能な個所は親水護岸、植栽護岸として、景観形成や河川を使ったレクリエーションに役立てるように働きかける。
- ・浪江駅前、新町通りなどの商店街は浪江のシンボルとなる景観が形成されることを目指す。

中心市街地再生計画 施策の実現手法の行動計画【概要】

目標	施策	実施時期			行動計画の概要
		短期	中期	将来	
安全・安心のまちづくり	① 安全・安心の確保	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 警察や消防との連携した市街地の見回り体制、町内の安全体制充実 高齢者などの市外の医療機関へのアクセス手段として、デマンド交通を導入 町と地元組織が協力し、草刈り等による空き地の適切な管理と有害鳥獣被害対策を推進 浪江診療所の診療科目の充実への取り組み 安全・安心を確保活動が定着し、帰町された方が安心して生活できるとともに帰町に迷っている方も安心して帰町を選択できるまちの実現を目指す
	② 活と生きがいづくり	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 既存公共施設に集える場、健康づくりの場を整備 まちづくり会社やシルバー人材センター等への参加希望者の把握、登録、場の設置 経験や趣味を生かしてリーダーとなり活動できる町民の育成 ペットを連れて行けるような広場や公園の整備 サポートセンター(整備予定)と連携した、町民の健康の総合的支援 高齢者への生活サポート活動をすることで「生きがい」を感じ、健康な生活を送ることができること、さらにコミュニティゼネシスとしてつながる場が広がることを目指す
暮らしやすいまちづくり	③ 多様な住宅、住環境整備	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 住宅清掃や住宅修繕が必要な場合の支援策の準備 空き家・空き地バンクと連携した所有者意向の把握とデータベースの構築 町、空き地・空き地バンク等が情報交換し、住宅需要とのマッチング場の設置 所有者意向と住宅需要に応じて多様な住宅供給方策の整備(借り上げ、買取等) シェアハウス等として使用できる空き家探し、共同生活希望者の募集等 空き家・空き地を帰町を希望される方への住まいとして斡旋 小さなブロック単位の住宅形成となる町民中心まちづくりを想定した支援策の設置 空き家をシェアハウスとして民間活用する際の、共同部分整備時等の行政助成検討 空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、支援策の準備 居住者が増え、商業地と隣接したコンパクトなまちの実現によって、一人暮らしの高齢者も安心して住めるまち、新たな居住者も安心できるまちを目指す 小さなエリア毎にコミュニティ形成される住環境整備を目指す
	④ 人が集まる商店街の再生	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全のため、歩道改修、空き家、空き地の草刈り、危険物の除去等 当面利用計画のない空き地を把握 町、農業、水産業などの生産者、商店街の意見交換の場の設置 公共用地、空き地の活用し、歩行空間やトイレ・休憩施設等、回遊拠点の確保 チャレンジショップ等、生産者との連携等のビジネスマッチング組織の立ち上げ 中規模の商業施設が立地可能となるように空き地等を活用した用地確保 商店街を歩きやすく、イベント等で使用しやすい道路構造となるように整備 新町通りとその周辺の通りに商業施設が復活し以前のにぎわいを取り戻すことを目指す
集う・にぎわう・つながるまちづくり	⑤ 帰町された方達の交流拠点づくり	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 既存公共施設に帰町された町民が集まって使えるスペース、健康づくりの器具が使える場、各種催しができる場の整備 既存公共施設に活動拠点や歴史等の資料保管、展示ができるような整備 健康づくりについて、講師の派遣や巡回バスの運行などの活動支援 既存公共施設の交流の場を、高齢者等の集いの場としての発展を目指す 新たに事業を起業するための貸しスペースの設置(インキュベータの役割) 既存公共施設が帰町された方々の交流拠点として整備され、帰町が困難な方々にとって、帰町の希望をもたらす存在になることを目指す

目標	施策	実施時期			行動計画の概要
		短期	中期	将来	
<p>集う・にぎわう・つながる まちづくり</p>	⑥ 浪江へ訪れる方へ発信し、交流する拠点づくり	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> JR東日本と連携し駅前に休憩施設、情報機能と町民の立ち寄り場を整備 交流・情報発信拠点施設の基本設計、実施設計、用地買収の準備 駅のバリアフリー化、にぎわい施設立地の計画等についての意見交換場の設置 道案内や見守りなどを行う語り部の常駐、利用者サービスと情報発信の充実 空き地を活用した集客性のある施設の立地スペースと駅前ブロック整備(回遊起点) 駅のエレベーター設置等のバリアフリー化 交流・情報発信拠点施設は、回遊交通の拠点整備、情報提供、交流施設の整備 サービス水準の高い駅、他の地域からも多くの人を集める魅力ある駅、憩いの場、町の顔として、にぎわいのある駅前を目指す 交流・情報発信拠点施設が、集まる場となり町がにぎわい浪江町の復興、そして未来につないでいくための重要な施設になることを目指す
	⑦ 回遊を楽しむまちづくり	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通と連携した「デマンド」交通の導入し、運用の検討 駅、新町通り、役場等の間に回遊できる歩行者・自転車ネットワークを形成 マラソン、ウォーキングなどの周遊路設定、コスモス配置や復興状況の確認できる工夫 歩行空間不足、狭い部は通行の容易性を検討。タウンモビリティ導入(高齢者配慮) 「デマンド」交通導入時は、まちづくりの状況を踏まえたルート変更 回遊性と利便性が向上することで、コンパクトなエリア内で目的が達成され、安心して整理され統一感のある街並みの形成を目指す
	⑧ 新たな文化の再生と創出	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 十日市等の行事再開に向けた既存公共施設での準備・活動する場の整備 既存公共施設に民俗施設を集約する場の整備 イベント実施に必要な事項についての実施組織との話し合い 既存公共施設を活用した歴史を伝える文化財などの集約・展示のための整備 イベントを通じた再開・帰町できない事業者、町民に向けて復興を発信 再開イベントをさらなるにぎわいや発信に役立つような工夫 歴史文化資源を活かし、新たに町に来る方に紹介できるように講師の登録、派遣 新たな町民等が復興の「アーカイブ」として新たな文化を創出できるような整備 十日市の浪江での復活や、歴史資源の生涯学習への活用によるにぎわい創出や、新たな町民等が復興の「アーカイブ」として新たな文化を創出することを目指す
<p>浪江らしさがある まちづくり</p>	⑨ 浪江らしい魅力ある景観づくり	■	■	■	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路沿道や駅前について魅力ある景観形成を図るため、建物再建できるよう準備する 公共空間の景観を話し合う場を設け、植栽、歩道等の景観改善への取り組み 町と再開事業者、町民組織が景観について意見交換し、協力する場の設置 事業者、町民による景観協定を目指す 交流・情報発信拠点施設整備にあわせた請戸川の印象的景観の形成 治水事業時に可能な箇所は親水護岸等として、景観形成や河川を利用したレクリエーションへ役立てるような働きかけを行う 駅前、新町通りは浪江のシンボルとなる景観が形成されることを目指す

3-3 施策の実現による中心市街地の将来像

2章で挙げた施策の実現により、中心市街地再生の各段階における将来像は下記のようになることが想定されます。

1 現在から概ね平成29年度にかけて行うもの

- ・ 常磐線再開のための駅前の利便性確保
- ・ 既存公共施設を多目的利用ができる場、健康づくりの場へ
- ・ 空き家・空き地バンクの開設
- ・ 地権者、事業者(商業以外を含む)の意向把握
- ・ 中心市街地再生を目指し、住民、事業者による「中心市街地再生協議会」の設立
- ・ 帰町された方のためのデマンド交通、買い物、医療等のサービス
- ・ 景観デザインの指針の検討

2 平成33年3月までに取り組むもの

- ・ 浪江駅のバリアフリー化、情報発信、駅前のにぎわい創出
- ・ 既存公共施設を、文化資料を活用した歴史教育や生涯学習の活動の場
- ・ 帰町される町民や新たに居住される方のための中心市街地での住宅供給
- ・ 新町通りに駐車場、トイレ、休憩施設などができて、イベントや屋台などでのにぎわい
- ・ 回遊路に、歩行者や自転車のスペース、高齢者のための交通、休憩施設の確保
- ・ 交流・情報発信拠点施設の開業—情報発信と回遊拠点、請戸川の印象的な景観形成
- ・ まちづくり会社、シルバー人材センター等に登録した活動の開始

3 平成33年4月以降のあるべき姿

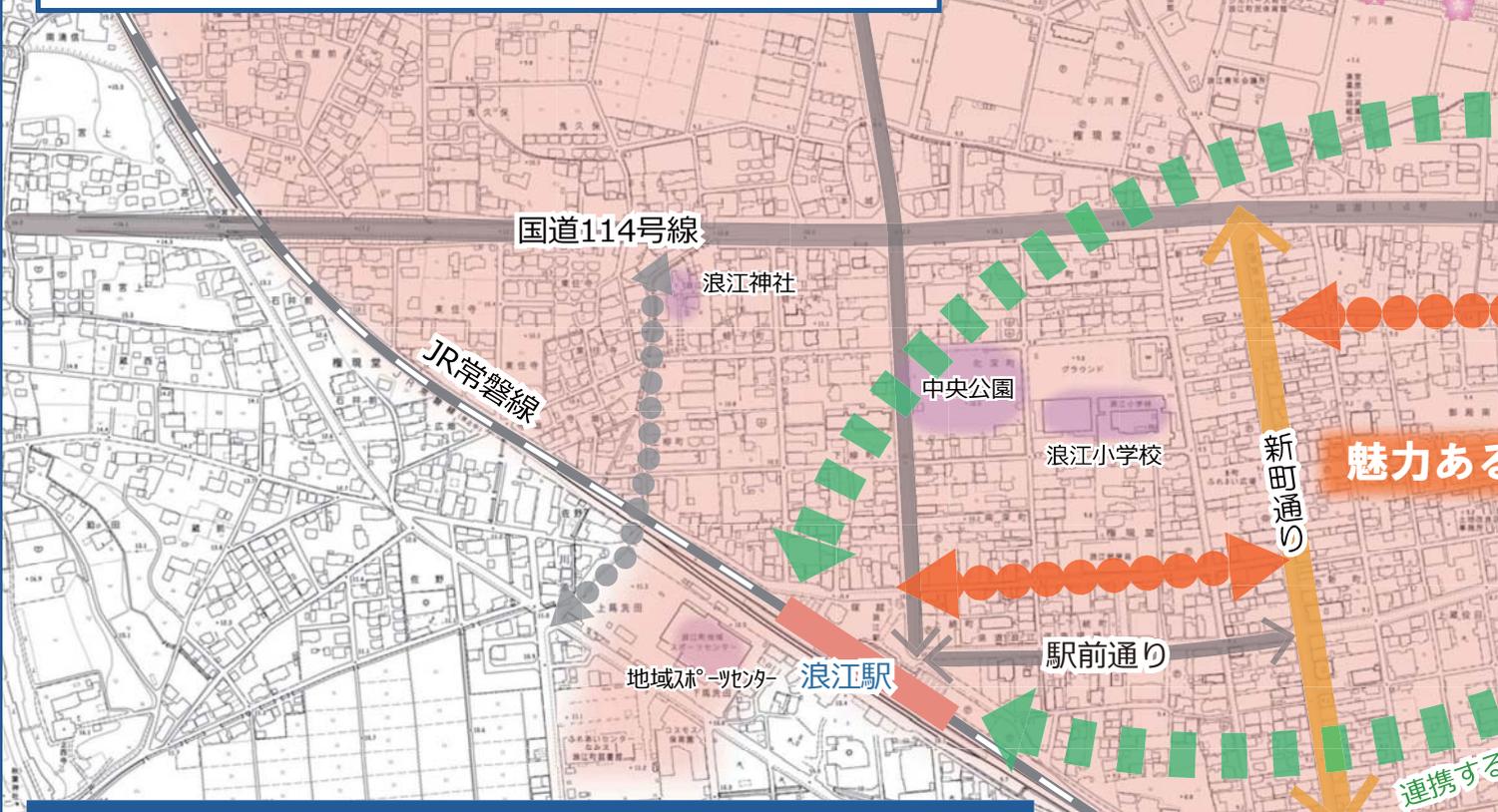
- ・ 浪江駅前、交流・情報発信拠点施設が浪江の窓口として復興を発信、利用者が中心市街地へも足を延ばす
- ・ 既存公共施設を拠点に、歴史、文化など住民活動の活発化
- ・ 新町通りに商業施設が復活してにぎわいを再生
- ・ 回遊路を使う方の増加による中心市街地のにぎわいへのつながり

将来の中心市街地



既存公共施設の活用

- ・ 既存公共施設の一部を活動拠点として整備（多目的利用のスペース）
- ・ 文化資料を活用した歴史教育や生涯学習の教育の場



駅前のにぎわい創出

- ・ 常磐線再開のための利便性確保（情報発信、デマンド交通の拠点等）
- ・ 駅のバリアフリー化、駅前でのイベント実施によるにぎわい創出



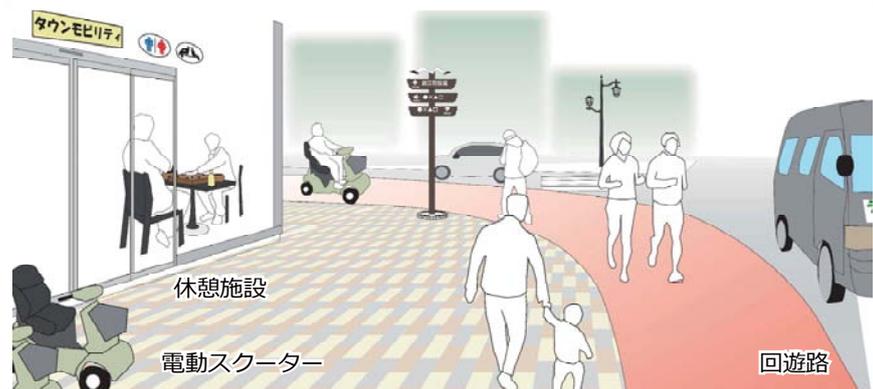
新町通りのにぎわい再生

- ・ 駐車場、トイレ、休憩施設などが設置されイベント等でのにぎわい
- ・ 空き家を集約して、集客性のある施設の立地が確保



中心市街地の核を結ぶ回遊路整備

- ・ 回遊路に歩行者や自転車が入り、高齢者のための交通など確保
- ・ ウォーキングコースの設定や、マラソン大会やウォークラリーなどイベントの育成



參考資料

浪江町中心市街地再生計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 甚大な被害をもたらした東日本大震災からの早期復興と将来に向けた希望の持てるまちづくりを目指し、従来から歴史、文化、交流の拠点である中心市街地の再生計画策定にあたり、広く意見を聴取するため、浪江町中心市街地再生計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)町民

(2)学識経験のある者

(3)各種団体の役員等

(4)その他、特に町長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該計画の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に構成員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり整備課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

< 検討委員 >

NO	所属等	役職名	氏名	備考
1	福島大学	特任教授	間野 博	委員長
2	東京大学	特任教授	窪田 亜矢	
3	行政区長会	会 長	佐藤 秀三	副委員長
4	町民代表	地権者	新谷 保基	
5	浪江町商工会 商業部会	幹 事	草刈 恒彦	
6	事業再開業者	朝田木材産業(株) 代表取締役	朝田 英洋	
7	あぶくま信用金庫 浪江支店	支店長	阿部 高浩	
8	福島県 商業まちづくり課	課 長	佐藤 淳	

(敬称略、順不同)

< 事務局 >

NO	課名等	役職名	氏名	備考
1	まちづくり整備課	まちづくり 政策顧問	清水 喜代志	
2	まちづくり整備課	課長補佐	金山 信一	
3	まちづくり整備課 計画係	係 長	青田 洋平	
4	まちづくり整備課 計画係	主 査	大村 孝	
5	まちづくり整備課 計画係	副主査	徳村 勇二郎	

検討委員会

開催回	日時	開催場所	協議内容
第1回	平成28年9月26日	浪江町役場 二本松事務所	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状交付、正副委員長選任 委員会の進め方、スケジュール 中心市街地再生についての思いを語る
第2回	平成28年10月28日	浪江町役場本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 第1回委員会の振り返り、町民座談会の結果報告 中心市街地再生の具体的議論
第3回	平成28年12月7日	浪江町役場本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 第2回委員会の振り返り、町民座談会、第3回職員検討会の結果報告 検討委員会報告書（概案）の検討
第4回	平成29年2月23日	浪江町役場 二本松事務所	<ul style="list-style-type: none"> 報告書内容の説明 検討委員会報告書提出

職員検討会

開催回	日時	開催場所	協議内容
第1回	平成28年9月8日	浪江町役場本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 浪江の中心市街地像とは そのために必要なプロジェクトとは
第2回	平成28年10月17日	浪江町役場 二本松事務所	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員の思い並びに町民座談会の結果を踏まえた検討 第2回検討委員会への提出資料の検討
第3回	平成28年11月17日	浪江町役場本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 中心市街地再生計画プロジェクト案の議論
第4回	平成29年1月24日	浪江町役場本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会報告書（案）の議論 中心市街地再生計画について

町民座談会

開催回	日時	開催場所	協議内容
第1回	平成28年10月16日	福島市 あつまっぺ交流館	<ul style="list-style-type: none"> 以前の中心市街地について これからの中心市街地について 再生に向けた取組について
第2回	平成28年10月16日	二本松市 浪江町役場 二本松事務所	
第3回	平成28年11月6日	いわき市 なみえ交流館	
第4回	平成28年11月6日	浪江町 浪江町役場本庁舎	

(5) 浪江町復興ビジョン検討会議 中間報告書

浪江町復興ビジョン検討会議
中間報告書

平成 28 年 12 月 19 日

目次

I. はじめに

1. 「浪江町復興ビジョン検討会議」の設立趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
2. 現状の構想における地域の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
 - (1) 浪江町が目指すまちの姿
 - (2) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想
 - (3) 福島新エネ社会構想
3. 浪江町が目指す未来・将来ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
 - (1) 安全・安心が確保されているまち
 - (2) 活気あふれるまち
 - (3) 様々な人が町外から訪れるまち

II. 浪江町が目指す4つのチャレンジ

1. 「安全・安心」チャレンジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
 - (1) 鳥獣対策の推進
 - (2) 防災・防犯の強化
 - (3) 便利で安心な生活関連サービスの提供
 - ①公共交通の確保
 - ②便利な買物環境の確保
 - (4) 森林や河川等の保全・再生対策
2. 「エネルギー地産地消」チャレンジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
 - (1) 浪江町における「復興まちづくりスマートコミュニティ構築事業」の実証
 - (2) 水素エネルギーを活用したまちづくりの展開
 - (3) 森林資源を活用したまちづくりの展開
 - (4) 水素エネルギーの活用を含めたスマートコミュニティの形成を国内外へ発信
3. 「新たなまちづくり」チャレンジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
 - (1) 新しい農業の実現
 - (2) 便利で安心な生活関連サービスの提供【再掲】
 - ①公共交通の確保
 - ②便利な買物環境の確保
 - (3) 水中ロボット技術の活用に向けた取組
 - (4) 人材育成・人材輩出
 - (5) ロボット分野の新産業・雇用創出

4. 「発信・交流」チャレンジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15

Ⅲ. チャレンジの基盤となる地域

1. ロボットテストフィールドの滑走路及び周辺エリア・・・・・・・・ P16
2. 復興祈念公園周辺エリア・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
3. 中心市街地エリア・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
4. 田畑・森林エリア・・・・・・・・・・・・・・・・ P17

Ⅳ. 「浪江町復興ビジョン検討会議」の目指す姿と今後のフォローアップの枠組

1. 「浪江町復興ビジョン検討会議」の目指す姿・・・・・・・・ P18
2. 今後のフォローアップの枠組・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

(参考) 開催経緯

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

平成 28 年 12 月 19 日

I. はじめに

1. 「浪江町復興ビジョン検討会議」の設立趣旨

浪江町では、東日本大震災・福島第一原発事故に伴い、町全域が避難指示区域となり、町民の方々が避難を余儀なくされている。現在、除染やインフラ・生活関連サービスの復旧等、平成 29 年 3 月の居住制限区域・避難指示解除準備区域の避難指示解除に向けた環境整備、復興に向けた取組が進んでいる。

一方、避難指示の解除は復興のスタートであり、震災・原発事故の経験を乗り越え、浪江町が将来にわたって魅力あるまちとして再生されるよう、避難指示の解除後も、本格復興に向けた取組が、着実に継続されていく必要がある。

また、本年 4 月には、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」に位置付けられる「ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設」の南相馬市への立地、並びに「無人航空機の離着陸試験用滑走路」の浪江町への立地が決定した。また、本年 9 月には、福島県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す「福島新エネ社会構想」も策定された。これらの構想により、福島県浜通り地域におけるロボット産業や新エネルギーモデルの創出が期待されるが、浪江町を本格的に復興・再生させていく上では、これらの成果を住民の方々へ裨益する形で還元させ、浪江町の新たなまちづくりに生かしていくとともに、先端技術も活用の上で浪江町が将来にわたって魅力あるまちとして発展していく将来像を描き、未来への目標として、町内外に示していくことも重要である。

このため、現在浪江町で策定中の「浪江町第二次復興計画」を、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」及び「福島新エネ社会構想」と密接に連携させ、浪江町が将来にわたって発展していく将来ビジョンを描き、未来への目標として位置付けていくことで、浪江町の復興をさらに推し進め、ひいては浜通り全体の復興・再生にも貢献していくため、国・県・町及び民間の参画の下、本年 10 月に「浪江町復興ビジョン検討会議」を立ち上げた。特に、本年 4 月に浪江町及び南相馬市に立地が決定したロボットテストフィールドやその周辺地域の活用と、水素関連プロジェクトの組成を主なテーマとして、会議及びワーキンググループにおいて議論を重ねてきた。このたび、これまでの議論を踏まえて、「浪江町復興ビジョン検討会議」の中間報告として、浪江町の目指していく将来ビジョンや、取り組むべきチャレンジについて取りまとめた。

2. 現状の構想における地域の目指す姿

(1) 浪江町が目指すまちの姿

浪江町が中長期的にどのような町を目指していくのか、現在、来年 2 月の策定に向けて作業が行われている「浪江町第二次復興計画」においては、以下の 3 つの柱のもとで、目標設

定がなされている。浪江町の将来ビジョン策定にあたっては、「浪江町第二次復興計画」の目標設定を、十分に踏まえていく必要がある。

① 先人から受け継ぎ・次世代へ引き継ぐ「ふるさと」浪江を再生する

・たとえ長い年月がかかるとしても、「ふるさと」浪江の震災前の環境を取り戻し、なみえが大切なふるさとで有り続けるよう、町の復旧・復興を確実に進め、町内の生活環境に応じて必要な支援を行っていく。

② 被災経験からの災害対策を次世代に生かす

・「浪江町」の記録と記憶、被災経験を通じて得た教訓を、次世代や国内外に継承するための取組を進める。また、次世代に引き継げるエネルギーの地産地消の仕組みや、新たな産業を創出する。

③ どこに住んでいてもすべての町民の暮らしを再建する

・どこにいても生活再建を達成できるよう、必要な支援を提供していく。また、生きがいくくりや充実した健康管理、多様な交流の場の創出による絆の維持に取り組む。

(2) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想

福島浜通り地域を、新技術・新産業の創出により魅力あふれる地域として復興・再生させるための構想として、平成 26 年 6 月に策定。本構想に基づき、ロボット・廃炉・エネルギー・農林水産業など、同構想の重点分野に係る各種拠点の整備、実用化開発の促進などの様々なプロジェクトが進められている。本年 4 月には、南相馬市原町区への「福島ロボットテストフィールド」の整備及び浪江町北棚塩地区への「無人航空機の離着陸試験用滑走路」の整備が決定しており、現在、平成 30 年度の開所を目標に、整備が進められている。

(3) 福島新エネ社会構想

「イノベーション・コースト構想」における再生可能エネルギー等のエネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指して、本年 9 月に策定。「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を 3 つの柱として、例えば、福島県内で再生可能エネルギーを活用して製造した水素を、福島県のみならず、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際に、東京へ輸送し、活用する取組などにより、被災地が復興を成し遂げつつある姿を、世界に発信していく。浪江町についても、本構想の下に、町内のスマートコミュニティ構築に向けた事業が位置付けられ、検討が進められている。

3. 浪江町の目指す未来・将来ビジョン

東日本大震災・福島第一原発事故後、全町避難が 5 年 9 ヶ月以上続いている浪江町を巡る環境は、非常に厳しい状況であることは、論を待たない。

本年 11 月に公表された浪江町住民意向調査における避難指示解除後の帰還意向は「すぐに・いずれ戻りたい：17.5%、まだ判断が付かない：28.2%、戻らないと決めている：52.6%」

という結果であり、帰還意向は全体の2割弱にとどまっている。さらに、30代以下においては帰還意向はさらに低い傾向を有しており、当面先行して帰還する世帯の割合は、高齢者世帯が中心となることが予想される。

本年9月には特例宿泊が実施され、11月からは「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（準備宿泊）が開始されているが、登録世帯数は12月16日時点で229世帯565名に留まっており、ふるさとでの生活再開準備を行う世帯は限られているのが現状である。

さらに、国は、町と協力して準備宿泊世帯への戸別訪問や懇談会の開催などにより住民の意見を伺っているが、準備宿泊で町内に滞在されている住民の方々からは、自宅での宿泊に対する喜びの声が上がった一方で、買物環境や医療・介護、防犯面の不安など、生活再開に向けた課題も多く挙げられている。

しかしながら、このたびの「浪江町復興ビジョン検討会議」における検討を踏まえて、震災以前にはなかった様々な新しい取組を町に根付かせていくことによって、こうした逆境を乗り越え、浪江町を震災前よりもさらに魅力あるまちとして復興・再生させていく素地は、十分に存在すると考えられる。

「浪江町復興ビジョン検討会議」における検討過程で浮上した、後述の浪江町における様々な取組にチャレンジし、それを克服していくことによって、10年後の浪江町は、町民にとって住み心地の良い町として復興・再生されていることが期待される。この会議の成果として、10年後の浪江町の未来・将来ビジョンを、以下に提示する。

（1）安全・安心が確保されているまち

震災・原発事故後、町内での生活の再開に向けては、買物・医療、防犯面などの様々な不安の声が寄せられている。また、住民の減少により、町内で活動し、まちを守っていく人材が不足していく可能性がある。

しかし、10年後の浪江町では、日本や世界の最先端の技術を先んじて実証し、実用化していくことにより、住民の方々の安全・安心が確保され、住みやすいまちが実現されている。人材不足を最先端技術の活用により補完することで、町内で安心して生活を営む環境が保証されている。また、エネルギーの地産地消が住民生活の中に定着することにより、緊急時にもライフラインが継続する、災害に強いまちづくりが実現されている。

具体的には、

- ・ 町民が、買い物を通じて必要な物を必要な時に入手するためには、通常であれば遠くの店舗に車で出向いたり、インターネットを活用し、配達されるまでに数日間待たされたりしなければならない。他方、浪江町では、ドローン等を活用した宅配技術の進歩により、町民は、緊急時などに必要な食料品や医薬品等を迅速に入手することができる。街中から離れている世帯や、交通の足が無い世帯、またはインターネットの利用に不慣れな世帯でも、いつでも買い物を楽々と便利に行うことができる。
- ・ 帰還する住民の中には、自家用車などの移動手段がない世帯や、運転に不安のある高齢者の方々も存在すると思われる（近年、高齢運転者の事故も、社会問題となっている。）。しかし、浪江町では、自動走行のバスが街中を巡回しており、これにより、いつでも街中

に出て、買い物をしたり、人と会うことができる。また、買い物で増えた荷物も、ドローン等の技術によって、持ち帰りの必要もなく自宅に配送が可能のため、町民は、思う存分町内での買い物や散歩、人との交流を楽しむことができる。

- ・ ドローンや自動走行車による定期的なパトロールや、防犯カメラ・センサー等の設置、万が一の際には即座に警備員や消防団等の見守り隊が駆け付けることのできる体制が整備されており、住民は、夜間など人口が少ない時間帯や町の中心部から離れた地域、山林に隣接した地域にご自宅のある場合でも、安心して町内で生活することができる。また、人間による捕獲、ドローン等による情報収集技術、鳥獣との共生のための環境整備などの総合的な対策が功を奏し、住家にイノシシが出てきたり、畑の作物を荒らされたりする心配なく、生活することが可能となっている。
- ・ 大規模な災害が仮に起きた場合でも、太陽光や蓄電池・電気自動車（EV）等の普及により、公共施設や各家庭のライフラインは継続しており、迅速な災害対応が行われ、住民も安心して生活することができる。

（２）活気あふれるまち

浪江町には、震災前には約 1,000 の事業所やエスエス製薬・浪江日立化成工業・浪江日本ブレーキ工業等の大企業が立地し、農林漁業の第一次産業も盛んであった。また、双葉郡の商業の中心地であり、町外からも多くの人を訪れる賑わいあふれるまちであった。

一方で、本年 11 月現在、町内で営業するのは 27 事業者と仮設商業施設（10 店舗）に留まっており、産業の復興も緒に就いたばかりである。農業についても、各行政区の復興組合が農地の保全活動を行っており、15 行政区で野菜の実証栽培、1 行政区で水稻の実証栽培が行われているが、住民の減少や高齢化による担い手不足への不安がある。

しかし、10 年後の浪江町では、ドローンによる配送や運行管理システム・衝突回避技術、自動走行等の最先端技術の各種実証が町内で行われた結果、それらの技術を有する多くの企業・事業者や研究者等が町外から集まり、新たな知識・成果の創造に繋がっている。さらに、若者・子どもは地元で早くから最先端の技術に触れ、学ぶことができるため、町内から優秀な人材が次々と輩出され、国内外で活躍している。

具体的には、

- ・ 北棚塩地区の滑走路や産業団地整備を契機として、浪江町固有の先端技術を有する企業が町内に集積し、町外から多くの企業・研究者等が浪江町の活性化に携わっている。また、ロボットなどの先端技術が町内に根付くことで、これらの技術を学ぶために町外からやる気に満ちた若者が流入し、浪江町の魅力に触れることにより、まちの魅力が全国に発信されていく。
- ・ ロボットテストフィールドの滑走路や、ドローンに係る資格取得の研修場が町内に存在することで、浪江町で生まれ育った子ども・若者は、小さい頃からロボットや様々な先端技術に触れて育っていく。これにより、多くの若者が優秀な人材として成長し、浪江町出身の研究者・技術者として、日本や世界で活躍していく。
- ・ 農業については、ICT 技術の活用による精密農業の取組や、自動走行技術・マッスル

スーツ等の活用により、担い手の不足が補完され、生産性の高い営農が可能となっている。また、ドローンやセンサーを活用した警戒態勢が整備されることにより、農地に有害鳥獣は近付かず、安全かつ効率的な営農が実施されている。

(3) 様々な人が町外から訪れるまち

当面は震災前からの人口減少が想定され、高齢者世帯が先行して帰還される見込みであることを踏まえると、町の復興を加速化させる上では、元々の町民のみならず、町外から様々な方々が浪江町に訪問・滞留し、地元で経済活動が行われることが重要であり、それにより、町内の交流人口を拡大させていくことが不可欠である。

10年後の浪江町では、最先端の技術を活用した安心・安全なまちづくりや、先端技術の創造や優秀な人材の育成・輩出が町内で行われることにより、これらに関心を持つ研究者等の視察・研究活動や、教育旅行・観光等が盛んに行われており、様々な分野・世代の方々が町外から訪れることで、地元住民との交流が生まれ、活気あるまちが生まれている。また、浪江町を訪問し、魅力に感化された町外の人々が、日本国内や世界中に浪江町の魅力を再発信していくことで、さらに多くの町外の人々が浪江町に惹き付けられていくという好循環が生まれており、多くの人々が、恒常的に浪江町を訪問している。

具体的には、

- ・ ロボットテストフィールド等を含む町全体の取組を見学するための教育旅行で、全国から学生が訪れている。さらに、先端技術の実証と合わせて、津波被災地域・復興祈念公園の視察や、被災地の経験について地元の方々と共に学習する機会が与えられることにより、被災経験が将来世代へ引き継がれる仕組みが生まれている。
- ・ 最先端技術の実証を視察するために、町外から多くの企業や研究者が浪江町を訪れる。将来的には、海外の研究者も多く訪れることで、国際的な研究者のフォーラムも、浪江町内で開催されている。
- ・ 将来的には、浪江町の魅力に感化されることで、町外から浪江町に移住する人々も多く生まれている。

Ⅱ. 浪江町が目指す4つのチャレンジ

上記Ⅰ. 2. (1)における「浪江町第二次復興計画」の実現を基本としつつ、その他の構想とも密接に連携し、浪江町の本格的な復興・再生を図り、ひいては将来的な浜通り全体の復興にも貢献していくために必要な取組について、「浪江町復興ビジョン検討会議」において検討を行ってきた。その結果、浪江町において、以下「4つのチャレンジ」の実現を具体化させていく、という方向性を確認することができた。

このため、国・県・町・民間が連携して、以下「4つのチャレンジ」の実現に向けた取組を進めていく。まずは、「4つのチャレンジ」の技術的・制度的な課題と実現へのロードマップを策定するため、官民が連携して検討を開始する。

以下、それぞれのチャレンジに関する目標を掲げると同時に、短期的に取り組む課題を「具

体的施策」として示す。

1. 「安全・安心」チャレンジ（暮らしの「安全・安心」を確保するチャレンジ）

本年9月に浪江町内での特例宿泊が実施され、11月からは準備宿泊が開始されており、町内における生活再開に向けた準備が行われている。一方、先行して宿泊されている住民の方々からは、安心して町内で生活することについて、様々な不安の声が寄せられている。このため、浪江町において、最先端の技術を先んじて実用化させていくことで、地域住民の方々の「安全・安心」を確保し、住みやすいまちを実現させていく。

（1）鳥獣対策の推進（従来型の手法とドローンを活用した新たな取組の融合による総合的な対策の推進）

全町避難をしている期間にイノシシ等の鳥獣の行動範囲が拡大し、農地等への鳥獣被害が深刻な問題となっている。また、住家周辺にもイノシシ等が頻繁に現れることで、帰還する住民が不安を感じる原因となっている。

このため、箱罠の設置・電気柵の導入や、鳥獣捕獲隊による従来型の対策の継続に加えて、ドローンを活用した新たな鳥獣対策の検討を開始していく。具体的には、赤外線・サーモセンサーによるイノシシ等の鳥獣の位置情報の把握や、ドローンによる有害鳥獣の追い払い技術等について、実証試験の実施を検討していく。さらに、得られたデータについては、鳥獣捕獲隊等と連携し、従来型の対策の効率向上に生かせないか検討を行うことにより、総合的な鳥獣対策を推進し、帰還された住民の方々の安心・安全の確保を図っていく。

【具体的施策】

- ・ 赤外線・サーモセンサーによるイノシシ等の有害鳥獣の位置情報の把握や、ドローンによる有害鳥獣の追い払い技術等、ロボットの活用、鳥獣捕獲隊による対策、除草等による有害鳥獣の出にくい環境の整備等を一体的に進めていく、実証試験の実施を具体的に検討。
- ・ 既存の知見も含め、有害鳥獣の動態調査に係るデータ収集を行い、得られたデータを、鳥獣捕獲隊等と連携し、従来型の対策の効率向上に生かす。

（2）防災・防犯の強化（地域防災とロボット技術の連携）

浪江町内では、当面の間、震災前に比べて住民の数が減少する可能性が高いため、町内で宿泊されているの方々から、防災・防犯面での不安の声も寄せられている。また、震災前の防災組織等についても、全町避難の結果、人員や体制が不足することが懸念されている。

このため、無人走行ロボットや、ドローンの技術を活用することにより、浪江町内の見回り・見守り体制を支援し、防災・防犯対策を強化させることを検討する。具体的には、無人走行ロボットによる町内の巡回・見回りについて実証試験を進め、人による見回りの省力化を図りつつ、より効率的に町内の見回りを行うことが出来るよう検討する。

また、災害が発生した場合、人の立ち入りが困難な現場の状況確認等をドローンや無人走行ロボットが行うことにより、救助活動が迅速に行えるよう、防災計画との連携を検討する。

【具体的施策】

- ・ 無人走行ロボットによる町内の巡回・見回りについて、関係者で議論・検討を行っていくとともに、人による巡回・見回りとドローン・ロボット技術の連携を図り、効率的な見回り体制の構築について検討。

(3) 便利で安心な生活関連サービスの提供

① 公共交通の確保（公共交通の自動走行化の実証）

浪江町では、高齢者の方々が先行して帰還されることにより、交通の便が十分に確保される必要があるが、利用者の減少により、帰還して再開する交通事業者の不足が問題となっている。また、自家用車等を持たない方々も多く、近年では高齢者による交通事故も全国的な問題となっているなど、町内における公共交通の確保は大きな課題である。

これらの両面の課題への対応を行うため、浪江町内において、南相馬市等の周辺市町村とも連携し、バス等の公共交通機関の自動走行化を推進する。また、周辺市町村と協働しながら、広域的に公道における自動走行技術の実証を進め、市民生活への定着を進める。これにより、帰還した住民の方々が自由に町内を移動できる手段を確保していく。

また、観光で町に訪れた方が使う、公共の乗り物についても、自動走行化を推進する（復興祈念公園周辺、交流・情報発信拠点周辺等）。

【具体的施策】

- ・ 南相馬市等の周辺市町村と連携し、帰還する住民の方々の移動手段として、バス等の公共交通機関が自動走行で運行する社会実証の実施を、具体的に検討。
- ・ 自動走行が日常の中で利用される際に、地元での育成が必要な産業を把握し、先行している国内外企業と地元企業とのマッチングができるよう、具体的に検討を開始。
- ・ 電気や水素を使った自動車の活用について、並行して検討。

② 便利な買物環境の確保（ドローンによる食品・医薬品等の配送を実証、住民の利便性を改善）

浪江町は、震災前は双葉郡の商業の中心地であり、多くの商業施設が存在しており、周辺市町村の中でも、生活に便利な環境が整っていた。しかし、現在、仮設商店街のオープン等により買物環境の整備が進んでいるものの、震災前と比較した場合の品揃えは不十分であり、買物のために南相馬市等へ行かなければならないという声もある。また、町中心部に医療機関は存在するものの、調剤薬局は戻っておらず、食品や医薬品を中心に、震災前の買物環境には到達していないという課題が存在する。

このため、ロボットテストフィールドの滑走路やその周辺地域を活用し、ドローンによる食品や医薬品等の配送について、実証に向けた検討を進めていく。また、ドローンによる物流システムを浪江町内で構築することにより、周辺に買物をできる場所がないような世帯でも、暮らしに必要な物品がすぐに届くことで、住民生活の利便性や安心の確保を図っていく。

【具体的施策】

- ・ 食品・医薬品等の物流に係るドローンの利活用に向けて、来年度から、南相馬市－浪江町間のロボットテストフィールドにおいて、それらの実証を行えるようにするため、電波塔等のインフラ整備や運行管理システムの構築に向けた技術開発を開始していく。
- ・ 住民にとって実際に必要な買物環境、具体的に供給できる物流体制の構築可能性等について、関係者で議論・検討を行っていく。
- ・ ドローンによる物流事業に関心を持つ企業等と連携し、地域へのドローン宅配サービスの浪江町内における実証に向けて、関係者で議論・検討を行っていく。

(4) 森林や河川等の保全・再生対策（ロボットによる監視、状況把握）

浪江町では、町内において森林や河川が占める面積が多く、住民の暮らしの安全・安心を確保する上では、森林・河川の保全・再生も、重要な課題である。

このため、研究機関や大学等と連携し、森林や河川の上空等において、ドローンを活用した線量測定調査等により、継続的に、森林や河川等の監視・状況把握を行い、住民への「見える化」を進めていく。

また、現在、関係省庁の間で、実施に向けた議論が進めている「里山再生モデル事業」の取組についても、連携を行っていく。

【具体的施策】

- ・ 研究機関や大学等と連携し、ドローン等も活用した森林や河川等の監視・状況把握を実施。既存の成果も踏まえた、有効な保全・再生対策について、関係者で議論・検討を行っていく。
- ・ 関係省庁との議論を進めている「里山再生モデル事業」の取組と連携を図る。

※「浪江町第二次復興計画」における「①ふるさと浪江の再生」を具体化。

※「イノベーション・コースト構想」における「ロボット」分野、「農林水産」分野と連携。

2. 「エネルギー地産地消」チャレンジ（「エネルギーの地産地消」を住民生活の中に定着させ、まちづくりの柱としていくチャレンジ）

「浪江町第二次復興計画（中間取りまとめ）」には、「被災経験からの教訓を生かし、浪江町内でエネルギーの地産地消の仕組みをつくり、災害に強いまちづくりを進めていく」旨が、位置付けられている。このため、「福島新エネ社会構想」とも連携し、「エネルギーの地産地消」を将来にわたって住民生活の中に定着させていく取組を実施していく。これにより、災害に強いまちづくりや、新エネルギー導入のモデル自治体としての国内外への発信を目指していく。

(1) 浪江町における「復興まちづくりスマートコミュニティ構築事業」の実証

浪江町では、現在、交流・情報発信拠点（道の駅）や役場等の公共施設、災害公営住宅に太陽光発電等の再生可能エネルギーや電気自動車を導入し、道の駅を中心として各拠点をスマートグリッドで繋ぐとともに、その他の公営施設についても、エネルギーマネジメントを活用した賢いエネルギー消費を行うことを目指すスマートコミュニティのマスタープランを策定中である。引き続き、浪江町のスマートコミュニティ構築に向けた事業を着実に進め、地産地消型のエネルギーの活用や、太陽光・蓄電池・電気自動車（EV）の導入を図っていくことで、エネルギーの地産地消を実現するまちづくりを目指していく。

【具体的施策】

- ・ 現在、国の補助（平成 23 年度第 3 次補正予算「スマートコミュニティ導入促進事業」（基金事業））を活用し、浪江町において、交流・情報発信拠点（道の駅）、役場等の公共施設、災害公営住宅等を中心としたスマートコミュニティ構築マスタープランを策定中であり、平成 32 年度までのスマートコミュニティ構築実現に向けて、作業を加速。

（2）水素エネルギーを活用したまちづくりの展開

（1）で検討中の「復興まちづくりスマートコミュニティ構築事業」の中で、さらなる省エネルギーの推進やエネルギーの強靱化を行うため、災害公営住宅や公共施設等に、エネファーム（家庭用燃料電池）の導入を図っていく。水素社会の実現に向けたアクションプランである「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（平成 28 年 3 月改定）においても、水素社会の実現に向けて、足下では燃料電池の利用拡大に取り組むとされており、浪江町においても、エネファームの導入を積極的に進めることで、町における水素エネルギー活用事例の端緒とする。さらに、町として、将来的なさらなる水素エネルギー導入の可能性を議論していく。

【具体的施策】

- ・ 水素エネルギー活用の端緒として、「スマートコミュニティ導入促進事業」を活用し、エネファームの災害公営住宅等へ導入し、水素の活用を通じたまちづくりを開始。今後、関係省庁の助言を受けつつ、エネファームを活用したスマートコミュニティの構築に向けた具体的なマスタープランを策定し、それに基づき、エネルギーシステムを構築。

（3）森林資源を活用したまちづくりの展開

浪江町は町土の約 7 割が森林に囲まれており、森林の再生と、森林資源の活用を有効に組み合わせることが可能であると考えられる。

このため、木質バイオマス関連プロジェクトの実施を含め、森林資源を活用したまちづくりを検討する。

【具体的施策】

- ・ 「里山再生モデル事業」において、森林資源を利用したビジネスの可能性について調査を開始できるよう調整する。

(4) 水素エネルギーの活用を含めたスマートコミュニティの形成を国内外へ発信

スマートコミュニティの構築を通じて、浪江町の復興を着実に進めるとともに、その歩みを、地域のニーズ・実情を踏まえた地域密着型の復興の好事例として、国内外へ発信していく。これにより、エネルギーの地産地消に係る住民理解を深めていくとともに、4. に掲げる浪江町の交流人口拡大に向けた一つの契機としていく。

【具体的施策】

- ・ (1)、(2) の取組と並行して、他地域におけるスマートコミュニティ構築の事例研究を行い、国内外への発信方法を関係者で議論、検討を行っていく。

※「浪江町第二次復興計画」における「②被災経験からの災害対策」を具体化。

※「イノベーション・コースト構想」における「エネルギー」分野、「福島新エネ社会構想」における「スマートコミュニティ推進」、「水素社会実現」との連携。

3. 「新たなまちづくり」チャレンジ（住民減少に負けない「新たなまちづくり」を、住民や周辺市町村と一緒に取り組むチャレンジ）

震災・原発事故により全町避難となり、当面は震災前から比較して、住民の減少が見込まれる浪江町において、そのハンディを乗り越えるためには、単に従来の施策を継続するに留まらず、先端技術や町外の人口を活用した「新たな発想でのまちづくり」が必要となる。

このため、ロボットテストフィールドの滑走路を最大限に活用し、滑走路及び周辺地域を中心に、最先端のロボットの実証事業を行っていく。得られた結果をまちづくりに応用し、社会実装していくことにより、浪江町を「次世代技術の実証を通じた、課題解決型の新たなまちづくり」のモデル自治体として、国内外へ認知されることを目指す。新しいアイデアをもった企業や研究者の方々が町を訪れ、自由に研究・実証を行うことの出来るまちを創り上げることで、交流人口の拡大や、雇用創出を図る。

特に、以下に掲げる分野の社会実証の実現を目標とし、農業・産業・教育等の各分野における実際のニーズを具体的に把握し、利活用が見込めるフィールドの整備を図るため、国、県、町、周辺自治体との連携の下、具体的な調査・検討を開始していく。

(1) 新しい農業の実現

浪江町における営農再開・農業の復活を志す農業者の方々と、IT技術等を活用した新しい形の農業を志向するベンチャー企業等が一体となって、ドローン、農業施設の自動制御、自動走行トラクター等、WGにおいて関係者より示された、以下に掲げるような技術の実証・実用化に係る取組案を踏まえ、新しい農業のスタイルの構築に向けて、関係者で議論・検討を行っていく。それにより、農業従事者の高齢化や、担い手農家の人手不足といった課題に対して、農業の省力化や新たな担い手農家の確保による解決を図り、避難地域における本格的な営農再開のモデルの実現を目指していく。

(WGにおいて示された取組案)

- ・ドローンを活用した農薬散布による省力化
- ・ドローンを活用したリモートセンシング技術による育成過程の見える化、栽培技術の簡易化
- ・農業施設の自動管理（水門の管理等）や省力化（水路清掃等）
- ・自動走行トラクターや自動除草ロボット等の活用による省力化
- ・マッスルスーツの活用による省力化
- ・新しい農業の取組に関する人材育成プロジェクトの立ち上げ

また、新しい農業の実現に向けては、IT技術等の活用による省力化を実現するのみならず、流通・販路も含めた上流から下流までのビジネスモデルを構築することが必要である。また、農地保全のため、耕畜連携による循環農業の取組も重要である。このため、農業者の方々と各企業等を交え、継続的に関係者で議論・検討を行っていく。

【具体的施策】

- ・浪江町内で営農再開を志す農業者の方々に対して、ベンチャー企業等によるコンサルティングを行い、浪江町内におけるIT技術等を活用した新しい農業のスタイルの構築・実用化に向けて、検討を行う。
- ・県内の大学や関係企業等と連携し、新しい農業を担う人材育成プログラムの内容について、具体的ニーズを含めた検討を行う。
- ・上流から下流までのビジネスモデル構築や、耕畜連携による循環農業の取組に向けて、農業者の方々と各企業等を交え、継続的に検討を行う。

(2) 便利で安心な生活関連サービスの提供【再掲】

① 公共交通の確保（公共交通の自動走行化の実証）【再掲】

② 買物環境の確保（ドローンによる食品・医薬品等の配送を実証、住民の利便性を改善）【再掲】

(3) 水中ロボット技術の活用に向けた取組

水中調査ロボットや水中建設施工技術の実証による技術革新に向けて、検討を行っていく。

【具体的施策】

- ・水中調査ロボット・水中建設施工技術につき、関係者間で、市場把握に向けた議論・検討を行っていく。

(4) 人材育成・人材輩出

ロボットテストフィールドの滑走路の周辺地域や、町内の学校等を活用して、ドローンの

操縦技術の研修等を始めとした IT 技術に関する人材育成・研修を、積極的に実施していく。これにより、「ロボット・IT 技術に関するリテラシーの高いまちづくり」を行い、これまでに掲げたロボット技術を活用した農業やサービスについて、住民側が受入れやすい土壌を作っていく。

特に、町内の子どもや若者については、若いうちからロボット・IT 技術等に係る研修を行うことで、浪江町発のロボット分野等に係る優秀な人材として活躍できるよう、育成を行っていく。将来的には、浪江町がドローンの有力な研修場として位置付けられ、町内外からロボット分野の多様な人材が集まることを目指して、関係者で議論・検討を進めていく。

【具体的施策】

- ・ 学校等を活用した子ども・学生向けのドローン研修や、高齢者の方々も含めた住民向けドローンワークショップの開催により、町民が気軽に IT・ロボット技術に触れる取組を実施。
- ・ 小中学校のカリキュラムにロボット関連の特別授業が導入できないか検討。
- ・ 建設現場での i-construction に係るドローン研修の実施可能性を検討。
- ・ 周辺市町村と連携し、ドローン等の競技大会開催の可能性を検討。

(5) ロボット分野の新産業・雇用創出

浪江町においてロボットテストフィールドの滑走路が整備され、ロボット分野の社会実証が進んでいくことで、浪江町を含む周辺市町村への訪問者数が増加し、科学者や技術者、新しい発想を持つ学生等、人の交流が活発化することを目指す。人の交流の活発化を契機として、北棚塩地区にロボット関連等の先進的技術を有する企業が立地し、産業が集積することも期待される。また、浪江町を含む周辺市町村の活性化に繋がり、浜通り全体に活気を生む効果も期待される。

このため、企業や研究機関が実証試験を行う際に求めるスペックを可能な限り満たすフィールドの整備を目指す。滑走路の周辺地域を産業団地として整備し、ロボット産業の集積の基盤を作っていく。さらに、国・県・町等の関係者間で連携して、浪江町への企業立地に向けた取組を継続していき、浪江町において新たな雇用の創出を図っていく。

【具体的施策】

- ・ 浪江町内におけるロボットテストフィールドの滑走路整備を契機に、北棚塩地区にロボット関連等の先進的取組を進める産業集積を作る取組を開始する。まずは、滑走路周辺に産業団地を整備し、産業集積の基盤を作る。
- ・ ドローンや自動走行ロボット等の試験フィールドとして、北棚塩地区の活用が期待されることから、国、県、周辺自治体が連携して、産業界にとって即座かつ頻繁に活用したいというニーズの発掘を行っていく。
- ・ 国の福島県企業立地プロジェクトや、技術開発・実証事業等の各種支援策の活用、官民合同チームとの連携等により、官民によるプロジェクト形成に繋げていく。

※「浪江町第二次復興計画」における「①ふるさと浪江の再生」、「③どこにいても全ての町民の生活を再建する」を具体化。

4. 「発信・交流」チャレンジ（国内外に発信し、人の交流を拡大していくチャレンジ）

ロボットテストフィールドの活用等による先進技術を活用した新たなまちづくりの取組の実施により、浪江町においては、今後、町外からの人の交流拡大が期待される。これらの機会を町の復興に最大限に生かすため、浪江町が行う新たなまちづくりの取組を国内外へ積極的に発信することで、浪江町が、震災・原発事故による全町避難からの復興・再生のモデル地区として認知され、活発な人の交流が生まれることを目指す。

さらに、町を復興させようという町民や町外の方々が主体となって、浪江町の先端技術による新たなまちづくりと上手く連携した「型に捕らわれない、ユニークな取組」を町内で実施していくことで、クリエイターやアスリート、アーティスト、NPO、観光客、外国人など、多様なバックグラウンドを持つ方々が浪江町の活動に参画できる環境を目指す。

これらの発信・交流を基とした取組の実現に向けて、浪江町として「どのようなコンテンツを中心に、誰に対して何を発信していくのか」集中的に議論するフレームワークを設置し、具体的な取組の第一歩とする。メンバーは、浪江町の将来のまちづくりを担う若者等を中心とし、関心を示す企業や有識者等を招聘して、様々なアイデアや具体的なプランを創り上げていく。（「浪江版復興塾」の立ち上げ）

本フレームワークのメンバーの主体的な発想の下、アニメ、映画、イベント、古くからの祭りの活用等、様々なツールを活用した発信方法の検討を進めつつ、実現可能性及び関係機関との協力体制の構築について具体的に検討し、実現を目指していく。

【具体的施策】

- ・ 浪江町の将来のまちづくりを担う若者等を中心とした集いの場を組織し、企業や有識者等の外部の方々と意見交換を行い、復興に向けた様々なアイデアを募っていく場（「浪江版復興塾」）を設置し、継続的に開催していく。

※「浪江町第二次復興計画」における「②被災経験からの災害対策」、「③どこにいても全ての町民の生活を再建する」を具体化

Ⅲ. チャレンジの基盤となる地域

Ⅱ. に挙げた「4つのチャレンジ」の取組は、今後、浪江町内の各地域で実施されることが期待される。これらのチャレンジを実施していく上で、町内において特に基盤となる地域について、以下に挙げる。

1. ロボットテストフィールドの滑走路及び周辺エリア

Ⅱ. に掲げられたロボット技術に係る社会実装を実証していく上では、大前提として、ロボットテストフィールドの滑走路及び滑走路周辺地域を、ロボットの社会実験場として整備を行い、町内で社会実証する前段階の試験場として活用していく必要がある。これにより、浪江町を含む周辺市町村に訪れる科学者や技術者、新しい発想を持つ学生等、人の交流を活発化させていくことが大きな目標となる。人の交流の活発化を契機として、北棚塩地区に、ロボット関連等の先進的技術を有する企業が立地し、産業集積が進むことを目指していくため、実証フィールドに加えて周辺地域の環境整備を進める必要がある。これは、企業等の進出要望に迅速かつタイムリーに対応するために重要な要素である。

このため、南相馬市と連携しつつ、ロボットテストフィールドの一つの機能として北棚塩の用地を活用できるよう、周辺エリアの環境整備を遅滞なく進めていく。(なお、ロボットテストフィールドの滑走路周辺エリアについては、元の山林をそのまま生かした形での実証フィールドとして位置付けていく方策も考えられる。)

さらに、Ⅱ. 3. (6)に掲げるように、滑走路周辺エリアについては、ロボット関係の新産業の集積を図るため、産業団地の整備に向けて、産業界におけるニーズを踏まえ、その整備の在り方について関係者で議論・検討を早急に進めていく。

【実施が期待される取組】

- ・Ⅱ. 1. 「安全・安心」チャレンジ (1)～(4)、Ⅱ. 3. 「新たなまちづくり」チャレンジ (1)～(4)を町内で実証する前段階としての実証試験
- ・Ⅱ. 3. 「新たなまちづくり」チャレンジ (5) 人材育成・人材輩出拠点
- ・Ⅱ. 3. 「新たなまちづくり」チャレンジ (6) 新産業・雇用創出の為の産業団地整備

2. 復興祈念公園周辺エリア

浪江町・双葉町両地区にまたがる地域に、福島県の復興祈念公園が整備されることが決定されている。町は、中心市街地の「交流・情報発信拠点」(道の駅)から、復興祈念公園の整備予定地域に至るエリアにおいて、被災経験の学びや周遊・交流、観光の場として位置付ける予定。このエリアを人や技術の「交流の場」として位置付けることができるのではないかと。

例えば、「交流・情報発信拠点」(道の駅)から復興祈念公園に至る道路脇に、地元の農業事業者が栽培した花卉を植えて「フラワーロード」とし、町民や訪問客の憩いの場とするとともに、当該区間を自動走行バスで繋ぎ、自動走行技術の実証と被災地ツアー・観光を併せて行うような取組も考えられる。

なお、近隣の港湾施設を活用し、水中ロボット技術の実証等を行うような取組も考えられる。

【実施が期待される取組】

- ・Ⅱ. 1. 「安全・安心」チャレンジ (3) 公共交通
- ・Ⅱ. 3. 「新たなまちづくり」チャレンジ (4) 水中ロボット技術の活用に向けた取組

・Ⅱ. 4. 「発信・交流」チャレンジ

3. 中心市街地エリア

浪江駅から役場周辺、交流・情報発信拠点（道の駅）、災害公営住宅に至る中心市街地エリアでは、現在、中心市街地再生計画の検討が進められ、平成28年度内に計画が策定される予定。本計画も踏まえ、自動走行技術や防災・防犯ロボット等の導入が可能なのではないかと。

また、町が策定中であるスマートコミュニティ構築のマスタープランにおいては、道の駅をエネルギーマネジメントの拠点として、役場等の公共施設、災害公営住宅等をスマートグリッドで繋ぐ構想であり、中心市街地エリアは、災害に強いまち・エネルギーの地産地消の拠点としても位置付けることができるのではないかと。

【実施が期待される取組】

- ・Ⅱ. 1. 「安全・安心」チャレンジ (1)～(4)
- ・Ⅱ. 2. 「エネルギー地産地消」チャレンジ (1)～(3)
- ・Ⅱ. 3. 「新たなまちづくり」チャレンジ (1)～(3)

4. 田畑・森林エリア

営農再開意向を持つ農業者の方々と各企業とが連携し、IT・ロボット技術等を活用した「新しい農業」の実現を目指すべきではないかと。

また、研究機関や大学等と連携し、ドローンを活用した線量測定調査等により監視・状況把握を行い、データの蓄積を図っていくことや、総合的な鳥獣対策を推進していくことで、安全・安心なまちを実現できるのではないかと。

【実施が期待される取組】

- ・Ⅱ. 1. 「安全・安心」チャレンジ (1)、(5)
- ・Ⅱ. 3. 「新たなまちづくり」チャレンジ (1)

IV. 「浪江町復興ビジョン検討会議」の目指す姿と今後のフォローアップの枠組み

1. 「浪江町復興ビジョン検討会議」の目指す姿

本会議において、震災・原発事故からの浪江町の本格復興をさらに推し進めるための「4つのチャレンジ」及び、浪江町の復興の目標とすべき「10年後の未来・将来ビジョン」を提示した。国、県、町をはじめとする関係者が全力で取り組んでいくことで、浪江町がロボット産業・水素エネルギー等の「次世代技術の実証拠点・ショーケース」として発展していくことが期待される。

10年後に、将来ビジョンに掲げる「安全・安心なまち」「活気あふれるまち」「様々な人が訪れるまち」を実現できるよう、国、県、周辺市町村、町及び民間等の関係者が緊密に連

携し、浪江町の本格復興に向けた取組をさらに進めていく。

2. 今後のフォローアップの枠組

「浪江町復興ビジョン検討会議」は、避難指示が解除された後も継続して開催し、国・県・周辺市町村、町、民間等の関係者の間で、ビジョンの実現に向けた方策の具体化を検討しつつ、取組を進めるとともに、進捗を定期的を確認していく。

(参考) 開催経緯

○ 「浪江町復興ビジョン検討会議」

・ 第1回：平成28年10月6日（木）13:30～15:30 於：浪江町役場二本松事務所

テーマ：浪江町復興ビジョン検討会議の設立

出席者：高木原子力災害現地対策本部長、長沢復興副大臣、馬場浪江町長

復興庁、内閣府、経済産業省、浪江町、福島県、南相馬市、福島相双復興官民合同チーム、産業競争力懇談会（COCN）、エンルート M's（株）、（国研）産業技術総合研究所

・ 第2回：平成28年12月19日（月）9:30～11:30 於：浪江町役場二本松事務所

テーマ：浪江町復興ビジョン検討会議 中間報告書（案）

出席者：高木原子力災害現地対策本部長、長沢復興副大臣、馬場浪江町長

復興庁、内閣府、経済産業省、浪江町、福島県、南相馬市、福島相双復興官民合同チーム、エンルート M's（株）、（一財）日本無人機運航管理コンソーシアム（JUTM）、福島県野生動物調査専門官

○ 「浪江町復興ビジョン検討会議 ロボット分野検討WG」

・ 第1回：平成28年11月9日（水）13:00～16:00 於：浪江町役場二本松事務所

テーマ：鳥獣対策、農業、人材育成、水中ロボット

ゲストスピーカー：エンルート M's（株）、（一社）大日本猟友会、（株）スカイシーカー、DJI JAPAN（株）、ヤマハ発動機（株）、（株）スペースワン、（国研）海洋研究開発機構

・ 第2回：平成28年11月30日（木）13:00～16:00 於：浪江町役場二本松事務所

テーマ：自動走行、物流

ゲストスピーカー：経済産業省自動車課、ロボットタクシー（株）、楽天（株）、MIKAWAYA21（株）

・ 第3回：平成28年12月2日（金）13:00～16:00 於：浪江町役場二本松事務所

テーマ：農業

ゲストスピーカー：（株）イノフィス、福島県、井関農機（株）、ドローン・ジャパン（株）、

ベジタリア (株)

・第4回：平成28年12月12日(月) 13:00~15:30 於：浪江町役場二本松事務所

テーマ：発信・交流拡大

ゲストスピーカー：福島ガイナックス(株)、(株)スペースワン、徳島県那賀町、(株)電通東日本

○「浪江町復興ビジョン検討会議 水素エネルギー分野検討WG」

・第1回：平成28年11月1日(火) 東京ガス(株)(千住)、(株)東芝(府中)視察

・第2回：平成28年12月12日(月) 15:30~17:00 於：浪江町役場二本松事務所

ゲストスピーカー：(株)東芝、本田技研工業(株)、国際航業(株)

(以上)

3 参考とした主な資料

(1) 復興計画【第一次】進捗状況表

施策の実施スケジュール(健康管理の強化と徹底①)

施策	H24年			H25年												H26年			進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 (二次)での 対応	実施 主体	協力機 関等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課											
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2											3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
1. 全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減	<p>・内部被ばく検査、甲狀腺検査、健康診査は体制が整備されているが、県外では検査機関が少ない、検査機関まで遠い、さらには原発特例法の内容が理解されていないなどの問題もあり、今後も継続して課題解決に努める必要がある。</p> <p>・内部被ばく検査機器は導入されており、検査体制も整っている。</p>																																						
(1) 内部被ばく検査測定器の導入と検査の実施	<p>・津島仮設診療所への検査測定器の導入及び検査の継続</p> <p>・全国での受診体制確立の確立を国・県に要請</p> <p>・他の検査、健診等と同時に検査を実施できるように検討、調整</p>																																						
(2) 甲狀腺検査の継続の実施	<p>・県民健康調査(18歳以下を対象に20歳まで2年に1回)による検査の推進</p> <p>・浪江町独自検査の実施(県の2年に1回の検査の間の年に実施)</p> <p>・他の検査、健診等と同時に検査を実施できるように検討、調整</p>																																						
(3) 健康診察等の検査機会の確保及び検査項目の拡充	<p>・原発避難者特例法による乳幼児及び妊婦健診の推進</p> <p>・全国での受診体制の確立を国・県に要請</p>																																						
実施内容	<p>内部被ばく検査、ホールボディカウンタによる検査を二本松市内で実施。 県内対象者へは毎年通知しているが活用は年々減少傾向。 浪江町に9月より第2、第4金曜日に浪江町内においても、県所有の車載型ホールボディカウンタでの検査を実施。</p> <p>仮設津島診療所及び県所有の積載車(仮設住宅訪問)ふたば復興診療所による県内受検、県委託の医療機関等による県外受検体制確立。</p> <p>随時受け付けのため、他事業と連動した受診が可能。</p> <p>随時受け付けており、いつでも検査できる状況であるため、本項目は終了した。</p> <p>県主体で実施中(震災時18歳以下を対象に20歳をこえるまで2年に1回、それ以降は5年に1回)。27年度未受検率68.3%(対象者3772人、受検者2500人)</p> <p>仮設津島診療所・民医連(約100ヶ所と契約)・ひらた中支リニクスと契約し毎年実施中(震災時19歳~40歳まで1回のみ、震災時18歳以下は県民健康調査の間の年)。</p> <p>事前予約は必要だが、受検時期は自由であることから、他事業と連動した受検が可能。</p> <p>乳幼児健診、妊婦健診では原発避難者特例法が理解されていないなどの問題がある。 県内の健康診断は各所で実施しているが検査会場の確保が困難、県外は契約先の医療機関が遠いため検診が困難な場合もある。</p>																																						
実施主体	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>																																						
協力機関等	<p>国、県、医療機関</p> <p>国、県、医療機関</p> <p>県立医大</p> <p>県立医大</p>																																						
利用可能な制度等	<p>県民健康管理調査</p> <p>県民健康管理調査</p> <p>県民健康管理調査</p> <p>県民健康管理調査</p>																																						
進行管理の担当課	<p>健康保険課</p> <p>健康保険課</p> <p>健康保険課</p> <p>健康保険課</p>																																						
旧担当課	<p>健康保険課</p> <p>健康保険課</p> <p>健康保険課</p> <p>健康保険課</p>																																						

施策の実施スケジュール(健康管理の強化と徹底②)

施策	H24年			H25年			H26年			長期	進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での 対応	実施 主体	協力機 関等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課 現担当課
	9	10	11	1	2	3	4	5	6										
2. 放射線に対する理解の向上～正しく理解し、対処する～	<p>空間線量計、バッチ式線量計を配布しているが、利活用の徹底と線量把握が重要である。 ・弘前大学と連携した講演会や相談体制、相談員配置による座談会や相談体制は構築されてきているが、町民への周知と情報の発信が重要である。 ・食品検査については、継続するとともに浪江町での設置が必要である。</p> <p>空間線量計(精密博士)、バッチ式線量計を配布しているが、バッチ式線量計の着用と定期回収を周知徹底して線量把握が重要である。</p>																		
(1) 全世界帯への放射線管理の徹底	<p>空間線量計の配布(精密博士)。個人精算線量管理としてバッチ式線量計の配布・結果の整理。</p>																		
・全世界帯への線量計の配付	<p>空間線量計の点検(校正)の徹底。バッチ式線量計の定期的な回収による線量結果の把握。</p>																		
・線量計の操作講習等の随時実施	<p>空間線量計について、仮設住宅での点検校正時に操作などの相談に対応。</p>																		
(2) 放射線に対する科学的見解の周知(多様な見解を尊重)	<p>弘前大学浪江町復興支援室と連携し、住民への相談体制を構築</p>																		
・放射線に関する講演会及び講習会を段階的・継続的に実施	<p>弘前大学浪江町復興支援室と連携し、仮設住宅で住民と対話形式で理解促進できる体制を構築。(空間線量計の点検校正時など)</p>																		
・講演会等で得た情報の発信強化	<p>個人相談で得た質問に対して、弘前大学浪江町復興支援室で放射線に関するQ&Aを町タブレット等に掲載。</p>																		
(3) 子育て世代のための学習会の開催	<p>弘前大学と連携し教員への勉強会は実施しているが保護者等への学習体制は未整備 ・相談員制度を活用した個別相談体制を構築</p>																		
・学校教育と連携した学習体制の構築	<p>弘前大学による教員への勉強会を実施しているが、教育者も実施しているが、放射線に関する基礎知識の向上、専門家との協働による学習内容の構築が必要となる。</p>																		
・学校単位での交流会等の機会に合わせた放射線講演会等の開催	<p>学校の教育活動計画において、放射線教育の時間を授業のカリキュラムに取り入れている。</p>																		
・放射線医学県民健康管理センターと連携し、ガラスバッジ検査の結果に対する講習会等を計画的に実施	<p>交流会等の減少(現在は津島小中だけ)と学校の教育課程の調整が必要。</p>																		
・講演会等で得た情報の発信強化	<p>弘前大学浪江町復興支援室と連携し、住民と対話形式で理解促進できる体制を構築(個別相談対応)。</p>																		
・子育て世代向けの放射線に関する解説本の作成及び配布	<p>町ホームページやタブレット等に掲載。 放射線に関する解説本の作成はしていないが、津島仮設診療所でのホールボード・カウンター受診者には、長崎大学作成の放射線Q&Aを配布。</p>																		

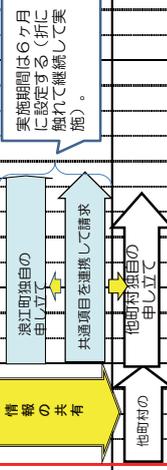
施策の実施スケジュール（健康管理の強化と徹底④）

施策	短期		中長期		進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進捗管理の担当課	
	H24 12.3	H25 3.6	H26 6.6	H27 9.6									H28 12.8	担当課
4. 中長期的な医療・福祉環境の再生に向けて														
(1) 短期的な取組みの継続的実施														
・町民の放射線による健康被害の未然防止・健康不安の軽減のための取組みの継続						前記の取組みを実施 中長期も継続的に支援	内部被ばく検査、ハッチ式線量計、D-センサーを継続して実施している。D-センサーの設置及び相談員の配置	内部被ばく検査、ハッチ式線量計、D-センサーによる線量把握を継続するとともに、線量結果の把握を確実にすることが重要である。						健康保険課 福祉こども課
・放射線に対する理解の向上のための取組みの継続						前記の取組みを継続中	内部被ばく検査、ハッチ式線量計、D-センサーによる線量把握を継続するとともに、線量結果の把握を確実にすることが重要である。							健康保険課 福祉こども課
・避難生活に伴う健康悪化の防止のための取組みの継続						前記の取組みを継続中	内部被ばく検査、ハッチ式線量計、D-センサーによる線量把握を継続するとともに、線量結果の把握を確実にすることが重要である。							健康保険課 福祉こども課
(2) 町外コミュニティでの医療・福祉環境の方向性						継続中	町外コミュニティとしてではなく、全町民の医療・福祉について、役割関係や課題及び協定を明確にすることで、連携を促進し、町外コミュニティの活性化を図る。	町外コミュニティとしてではなく、全町民の医療・福祉について、役割関係や課題及び協定を明確にすることで、連携を促進し、町外コミュニティの活性化を図る。						健康保険課 福祉こども課
・ワーキンググループなどを立ち上げ、町外コミュニティの整備状況に合わせて、継続的に検討						継続的に検討	町外コミュニティとしてではなく、全町民の医療・福祉について、役割関係や課題及び協定を明確にすることで、連携を促進し、町外コミュニティの活性化を図る。	町外コミュニティとしてではなく、全町民の医療・福祉について、役割関係や課題及び協定を明確にすることで、連携を促進し、町外コミュニティの活性化を図る。						健康保険課 福祉こども課
・町外コミュニティにスムーズに移行できるように受入れ先自治体との詳細な協議の実施						継続的に協議	町外コミュニティとしてではなく、全町民の医療・福祉について、役割関係や課題及び協定を明確にすることで、連携を促進し、町外コミュニティの活性化を図る。	町外コミュニティとしてではなく、全町民の医療・福祉について、役割関係や課題及び協定を明確にすることで、連携を促進し、町外コミュニティの活性化を図る。						健康保険課 福祉こども課
(3) ふるさとみえでの医療・福祉環境の方向性						継続的に検討	ふるさとみえでの医療・福祉環境の方向性について、関係機関と連携し、町民の健康増進を図る。	ふるさとみえでの医療・福祉環境の方向性について、関係機関と連携し、町民の健康増進を図る。						健康保険課 福祉こども課
・区域の見直し、除染インフラ整備の進捗状況に合わせて、町内での医療・福祉環境の在り方について継続的に検討						継続的に検討	ふるさとみえでの医療・福祉環境の方向性について、関係機関と連携し、町民の健康増進を図る。	ふるさとみえでの医療・福祉環境の方向性について、関係機関と連携し、町民の健康増進を図る。						健康保険課 福祉こども課
・帰町の前提として、町内に医療機関・福祉施設などを整備し、帰町に先行して生活環境を整えるよう町・県に対し継続的に要請						要請まで要置を継続	ふるさとみえでの医療・福祉環境の方向性について、関係機関と連携し、町民の健康増進を図る。	ふるさとみえでの医療・福祉環境の方向性について、関係機関と連携し、町民の健康増進を図る。						健康保険課 福祉こども課

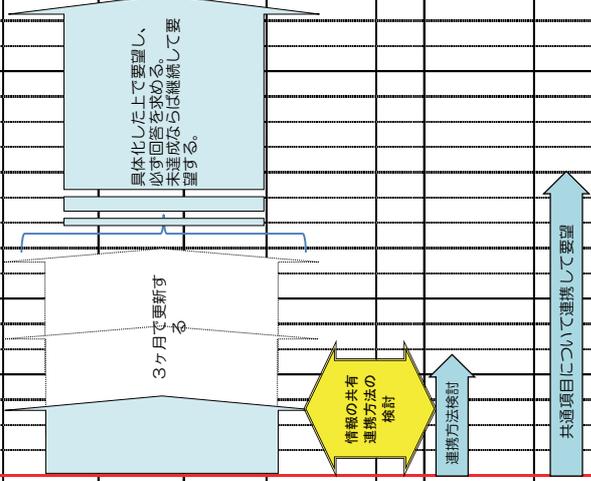
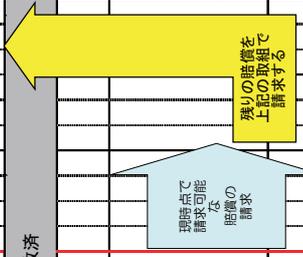
ふるさとみえの再生時期や町外コミュニティの整備時期を確定させるものではありません。

2. 施策の実施スケジュール（損害対策の充実）

施策	H24年			H25年			H26年			進捗状況 計画・ 運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】で の対応	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課											
	9	10	11	12	1	2	3	4	5											6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 町民が自分の損害を正しく把握することが出来る仕組み																														
(1) 賠償に関する情報の集約と周知の徹底																														
・損害賠償実績集の作成																					未 検計・ 実施中	賠償の損害項目請求チェック表を作成し各世帯に配布した。さらに今後Q&Aを作成し配布する予定で進めている。		賠償に関する情報提供の継続。		町	福島県弁護士会 町顧問弁護士 その他専門士	なし	総務課	産業・賠償対策課
・中間指針・東電基準・紛争解決センターの総括基準の比較表作成																					未 検計・ 実施中	広瀬なみえにADR申立ての周知及び浪江町民の和解事例等の記事を掲載。	継続	同上		町	福島県弁護士会 町顧問弁護士 紛争解決センター	なし	総務課	産業・賠償対策課
・モデルケースによる損害賠償額の試算表の作成																					未 検計・ 実施中	町ホームページ、広報なみえに東電プレス発表、要介護者等に係る精神的損害の増額賠償、各種相談会の記事などを掲載。		同上		町	福島県弁護士会 町顧問弁護士	なし	総務課	産業・賠償対策課
・浪江町による損害賠償説明会の実施（財物賠償等）																					未	県弁護士会との連携による説明会の実施。催の説明会の実施。	継続	今後の状況により検討。		町	町顧問弁護士 福島県弁護士会	なし	総務課	産業・賠償対策課
2. 集団的賠償請求の取組み																														
(1) 中間指針等に示されていない賠償内容の調査と請求に向けての準備																														
・精神的損害内容の整理（賠償実績も参考）																					済	ADR集団申立てにおいて整理申立書として提出、アンケートを実施し被害実態報告書として提出。	終了			町	法律専門機関	なし	総務課	産業・賠償対策課
・津波被災地の財物賠償における公平性の検討																					済	土地賠償は平等、建物賠償は残存率による。家財は帰還困難区域の20%を賠償。	終了			町	法律専門機関	なし	総務課	産業・賠償対策課
・町民に共通する損害の類型化、及び、該当町民の取りまとめ																					未 検計・ 実施中	賠償の各種請求チェック表を作成し広報9月号に折込んで各世帯に配布した。さらに賠償に関するQ&Aを作成し配布する予定で進めている。	終了			町	法律専門機関	なし	総務課	産業・賠償対策課
・統一的な請求様式の作成																					済	東電で作成。	終了			町	法律専門機関	なし	総務課	産業・賠償対策課
・原子力損害賠償紛争解決センターへ集団での申し立て																					済	ADR集団申立てを実施済み。和解案が提示され町は承諾した。和解決センターへ申し立て。ADR和解案の成立に向けて和解仲介手続継続中。	継続中	継続実施。		町	法律専門機関	なし	総務課	産業・賠償対策課
・相双地区の市町村との連携（首長による働きかけ等）																					済	集団申立てについて郡内町村へ働きかけを行った。	継続中	各町村ごとに避難状況等が異なることから連携が困難。		町	相双地域市町村	なし	総務課	産業・賠償対策課



施策	H24年		H25年		H26年		長期	進捗状況 計画・準備	実績	課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課	
	9	10	11	12	1	2										3	現担当課
3. 高齢、病気等による請求困難者の救済																	
(1) 未請求者に対する支援の実施																	
・町による未請求者支援事業の実施(弁護士依頼による賠償請求等)								継続中	高齢者等の賠償金管理高年齢者の訪問支援事業の完了。(詐欺等の懸念)	75歳以上対象者の訪問支援事業の完了。対象年齢の引き下げ。	継続	町	福島県弁護士会	なし	総務課	産業・賠償対策課	
・町民に共通する損害の類型化及び該当町民の取りまとめ								検討・実施中	賠償の損害請求チャック表を作成し広報に添付して各世帯に配布した。さらに賠償に関するQ&Aを作成し配布する予定で進んでいる。	賠償に関する情報提供の継続。	継続	町	東京電力	なし	総務課	産業・賠償対策課	
4. 国及び東京電力の責任の明確化									・福島県、東京電力より報告された。								
(1) 国や東京電力の責任の明確化								済	状況整理を要請し、県より報告された。	調査済み。	終了	町	町	町	町	町	町
・SPEED情報非開示による放射線被ばくの責任の明確化								済	状況整理を要請し、東電より報告された。	調査済み。	終了	町	町	町	町	町	町
・連絡協定違反に対する責任の明確化																	
5. 効果的な要望活動の実施									・関係機関への要望を実施済しているが、明確な回答を得るため継続して実施する。 ・状況が酷似している富岡町と連携し情報共有し内容を調整して要望活動を実施。								
(1) 内容に則した的確な要望活動の実施								済	要望を実施している。ADR和解案の東電に対する指導強化・賠償全般について など。	継続要望。	継続	町	町	町	町	町	町
・国に対する要望								済	要望を実施している。賠償基準関係・ADR和解案の東電受託。	明確な回答がない。	継続	町	町	町	町	町	町
・原子力損害賠償紛争審査会への要望								済	要望を実施している。賠償基準関係・ADR和解案の東電受託。	明確な回答がない。	継続	町	町	町	町	町	町
・原子力損害賠償紛争解決センターへの要望								済	要望を実施している。賠償基準関係・ADR和解案の東電受託。	明確な回答がない。	継続	町	町	町	町	町	町
・東京電力への要求								済	要望を実施している。賠償基準関係・ADR和解案の東電受託。	継続要望。	継続	町	町	町	町	町	町
(2) 相双の市町村と連携									・状況が酷似している富岡町と連携し情報共有し内容を調整して要望活動を実施。								
・情報共有、連携方法の検討								一部済	状況が酷似している富岡町と情報共有し内容を調整して要望活動を実施している。	継続要望。	継続	町	町	町	町	町	町
・共通項目について連携して要望を実施								一部済	富岡町と連携して要望活動を実施している。	継続要望。	継続	町	町	町	町	町	町



具体化した上で要望し、必ず回答を求める。未達成ならば継続して要望する。

28 施策の実施スケジュール(町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”の維持)

施策	H24年			H25年			H26年			長期 H28.8	進捗状況 計画・準備 運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での 対応	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課
	9	10	11	12	1	2	3	4	5											
1. “絆”の維持に向けて共通する取組み																				
1. “絆”の維持に向けて共通する取組み																				
(1) 町民同士や支援団体が 避難先情報を共有できる 取組み																				
・情報共有に向けた個人情報 の取り扱いに関する調査																				
・個人や企業の連絡先を記載 した「電話帳」の作成																				
(2) 絆の維持のために必要な 費用を確保する取組み																				
・浪江町の復興に資する活動を 支援する基金の創設を検討																				
・新たな補助金制度の創設の 検討																				
・各種助成制度のデータベース 化及び紹介																				
(3) 絆の維持のために必要な 実施体制づくり																				
・避難先でのコミュニティづく りを担う人材の育成																				
・避難先で終つくりを行う 復興支援員等の配置																				
・上記を町民主体で企画運営 するための体制の構築																				
(4) 浪江町との絆を維持する 取組み																				
・広報等による復興に関する 情報発信の強化の検討																				

進捗状況	計画・準備	運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での 対応	実施 主体	協力機関等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課
済	継続中	済	H24年度に電話帳を作成したが作成 段階で意向確認。 H24年度に電話帳を作成したが作成 段階で意向確認。 H24年度に電話帳を作成、配布。 企業はホームページに掲載。	個人情報の取り扱い。 避難先の移動があり 常に変動する。 毎年作成の財源が不 確定。	電話帳更新段階での 意向確認実施。 本年度更新するが、関 係機関の内容の充実 を図る。また、今後数 年ごとの更新を実施。	継続	町	町民・各種 団体	なし	生活支援 課	生活支援 課
済	継続中	済	協働のまちづくり補助金・営農再開 支援事業・再開事業者光熱費補助 など復興に資する事業への支援を 単年度予算で実施中。 また、浪江町復旧復興基金を充当可 能(ただし、金利ゼロにつき基金化し 利回りを活用するメリットはない状 態)。 自治会運営補助金の創出(仮設・借 上・復興公舎) 交流活動への補助として復興まちづ くり補助金を継続。 復興公営住宅へは、県よりコミュニ ティ交流補助。	・各種補助金で対応する。また町復旧復興基金の充当も可能	将来的な復興の活動 に関する財源を確保し つつ継続実施。	終了	町	国	なし	復興推進 課	総務課
済	継続中	済	暮らしのガイドブックを作成し各世帯 に配布。	県事業の継続が不明 確。	需要に応じた検討を行 い継続実施。	継続	町	町民	なし	生活支援 課	生活支援 課
済	継続中	済	県内のコミュニティ支援員、県外の 復興支援員について、研修等を実 施。	暮らしのガイドブックを作成し各世帯 に配布。	毎年更新しホーム ページに掲載。	継続	町	各種団体	なし	復興推進 課	生活支援 課
済	継続中	済	県内の3ヶ所(いわき、福島、郡山) にコミュニティ支援員、県外7方に 復興支援員を配置。 県では、復興公営住宅を対象にコ ミュニティ交流員を配置。 コミュニティ支援員、復興支援員が 自主的に交流会などを企画運営。ま た、各自自治会の活動なども自治会 らが企画し実施している。 町は各種補助金による支援をしてい る。	県からの情報不足で 支援の重複など問題 も生じている。情報を 共有し効果的な支援 を実施する。	継続実施。 生涯学習 による復興 応援事業 (夢なまひ と復興応援 プロジェクト)	継続	町	町民	生活学習 による復興 応援事業 (夢なまひ と復興応援 プロジェクト)	生活支援 課	生活支援 課
済	継続中	済	コミュニティ支援員、復興支援員が 自主的に交流会などを企画運営。ま た、各自自治会の活動なども自治会 らが企画し実施している。 町は各種補助金による支援をしてい る。	県からの情報不足で 支援の重複など問題 も生じている。情報を 共有し効果的な支援 を実施する。	情報共有体制を模索 し継続実施。 特別交付 税措置有	継続	町	町民	特別交付 税措置有	生活支援 課	生活支援 課
済	継続中	済	コミュニティ支援員、復興支援員が 自主的に交流会などを企画運営。ま た、各自自治会の活動なども自治会 らが企画し実施している。 町は各種補助金による支援をしてい る。	県からの情報不足で 支援の重複など問題 も生じている。情報を 共有し効果的な支援 を実施する。	継続実施。 運用に 切り替え	継続	町、 町民	町民・各種 団体	なし	生活支援 課	生活支援 課
・広報なみえや町ホームページ、タブレットなどで復興に関する情報発信。											
済	継続中	済	広報なみえや町ホームページ、タブ レットなどの情報発信。 広報編集会議(町内部)を開催し内 容の充実を図っている。	タブレットに係る費用 が大きい。利用状況の 調査を行い使用してい ない方からの返還や 中身の整理など費用 の削減に努めるとも に画に対しては予算 の要望をしていく。	戦略を持った広報活 動の推進。 タブレットは、帰還困 難区域など帰還できな い方もいるので当分は 継続。帰還後は、帰還 された方から外部への 発信など情報交換や 絆の維持に活用。	継続	町、 町民	町民・各種 団体	なし	復興推進 課	生活支援 課 復興推進 課

施策	H24年												H25年												H26年												進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8										
2. 避難先における新たなコミュニティづくり	<p>(1) 新たなコミュニティづくり促進のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等が実施しているコミュニティづくり活動の把握・情報発信 ・コミュニティづくりのための補助金等の制度整備 ・新たなコミュニティ活動への積極的な参加 <p>(2) コミュニティ活動充実に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ同士をつなぎ、協働力を強化 ・コミュニティ活動への各種補助制度の創設、助成制度のデータベース化 <p>(3) 避難先コミュニティとの交流を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の町内会活動等への積極的な参加 ・浪江町民が避難先住民を招くイベントを開催 																																				<p>情報収集</p> <p>公表・随時更新</p> <p>調査検討・助産確保・予算化</p> <p>町民自身が、身近なコミュニティに積極的に参加する</p> <p>市町内での</p> <p>資料収集</p> <p>公表・随時更新</p> <p>町民自身が、避難先のコミュニティに積極的に参加する</p> <p>実行組織の立ち上げ・財源の確保・実施</p>	<p>継続中</p> <p>継続中</p> <p>継続中</p> <p>一部済</p> <p>一部済</p>	<p>復興支援員を支援する各地NPOの活動把握と、復興支援員の全体会などでの情報共有。</p> <p>自治会運営補助金の創出(仮設住宅・借上住宅・復興公営住宅)交流活動への補助として復興まちづくり補助金を継続。</p> <p>復興公営住宅へは、県よりコミュニティ交流補助もある。</p> <p>広範なみえや町ホームページ、タブレット、チラシなどで交流会などを周知している。</p> <p>自治会長会議や復興支援員会議を開催し情報の共有を図っている。</p> <p>各種補助金により資金面での支援を実施中</p> <p>自治会長会議を開催し情報共有。</p> <p>復興支援員、コミュニティ支援員の全体会の開催し情報共有。</p> <p>自治会運営補助金の創出(仮設住宅・借上住宅・復興公営住宅)交流活動への補助として復興まちづくり補助金を継続。</p> <p>復興公営住宅へは、県よりコミュニティ交流補助。</p> <p>データ化は暮らしのガイドブックでの対応。</p> <p>仮設住宅・借上住宅等自治会と避難先自治会等が自主的に相談し敬老会やイベントなど町内会活動等に参画。</p> <p>市民と市内に避難中の浪江町民の交流を深める盆踊りや桜祭りなどイベントに参加。</p> <p>仮設住宅・借上住宅等自治会、さらには町民の有識などが避難先自治会等と自主的に相談しイベントなどを実施している。(避難先の住民と一緒に盆踊りなど)</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>見直し</p> <p>継続</p> <p>見直し</p> <p>見直し</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町民</p> <p>町</p> <p>町民</p> <p>町民</p>	<p>各種団体</p> <p>国、県、各種団体</p> <p>町民・各種団体</p> <p>各種団体</p>	<p>なし</p> <p>共同募金など他団体よりの助成金</p> <p>なし</p>	<p>生活支援課</p> <p>生活支援課</p> <p>生活支援課</p> <p>生活支援課</p> <p>生活支援課</p> <p>生活支援課</p>		
3. 浪江町の行政区活動の促進・支援	<p>(1) 行政区活動の継続に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等と連携した行政区の活動サポート ・行政区活動のために必要な経費の確保 ・行政区のつながりを大切にすることで、活動への積極的な参加 <p>(2) 町外コミュニティにおける行政区単位の活動再会への取組み</p>																																				<p>連携に向けた体制づくり</p> <p>連携した活動の展開</p> <p>各種助成制度の情報収集</p> <p>町民自身が、浪江町の行政区単位の活動に積極的に参加する</p>	<p>未</p> <p>済</p> <p>済</p>	<p>行政区の住民がバラバラに避難中であり本格的な行政区の活動が生まれない状況にある。行政区単位の活動を継続している。</p> <p>行政区長会議や地区区長会では各行政区区長同士で意見交換を行い情報共有はしている。</p> <p>行政区の人口規模に応じて町より補助。</p> <p>行政区の住民がバラバラに避難中であり本格的な行政区の活動が生まれない状況にあるが、広範なみえへの行政区活動案内掲載などで対応している。</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>	<p>各種団体</p> <p>町</p> <p>町民</p> <p>町民</p>	<p>町</p> <p>各種団体</p> <p>各種団体</p> <p>各種団体</p>	<p>なし</p> <p>団体助成事業</p> <p>なし</p> <p>団体助成事業</p> <p>なし</p> <p>団体助成事業</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>		

施策	H25年												H26年												進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課	
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8									9	10
・行政区に配慮した町外コミュニティの整備 ・行政区ごとに集まれる場所の確保 ・たすきりーなどの町外コミュニティ間をつなぐ取組みの実施 (3) 県外、県内のコミュニティのつながり維持への取組み ・あらゆる場所での集まることのできる場の提供																									未	居住地に並びに居住形態のニーズが個人個人で違うため復興公営住宅の整備にあたっては、行政区には特に配慮していない。	終了	町	国、県	なし	復興推進課	復興推進課		
																									未	復興公営住宅の整備の遅れや自治会設立未了などから未実施。	継続	町	国、県	なし	総務課	総務課		
																									未	県内は交流館を3ヶ所整備した。県外は、復興支援員による交流会を実施。(7方部)	見直し	町	各種団体	なし	生活支援課	生活支援課		
4. 町民のこころをつなぐ取組みの強化																									済	浪江のこころ通信、タブレット等を用いたつなぐのつなぐの維持を継続していく。県内では復興のつどいの開催、交流館等での交流会の開催。さらにはNPOと連携した交流会、スポーツ大会などを通じての交流をしていく。	継続	町	国	なし	生活支援課	生活支援課		
(1) 町民の心をつなぐ取組み																									済	広報なみえに掲載中でこれまで延べ約330人(家族)以上が登場している。	継続	町	各種団体	なし	復興推進課	復興推進課		
・浪江のこころ通信の継続及び内容の充実																									済	広報なみえなどにイベントや同窓会、行政区総会情報掲載による周知。	継続	町民	各種団体	なし	復興推進課	復興推進課		
・浪江町のNPOや浪江種種本國等の団体・個人が開催する取組みの充実と活動への積極的な町民の参加の推進																									済	広報なみえなどにイベントや同窓会、行政区総会情報掲載による周知。	継続	町	各種メディア	なし	復興推進課	復興推進課		
(2) あらゆる方が参加しやすい交流の場づくりに関する取組み																									済	県内ではコミュニティ支援員が中心となつて交流館での交流会の開催。県外では復興支援員が中心となつて交流会の開催。自治会・行政区などの独自の交流会の開催。	継続	町、各種団体	町民・町、各種団体	共同募金など他団体よりの助成金	生活支援課	生活支援課		
・県内外各地での交流会の開催																									済	交流館での料理教室の開催。交流会は町情報の提供と住民間の繋がりを維持などを主体で実施。その他趣味や生きがいづくりに関しては、各種補助や集会所・交流館の場の提供で実施。	継続	町、各種団体	町民・町、各種団体	共同募金など他団体よりの助成金	生活支援課	生活支援課		
・郷土料理など浪江の特色を活かした交流会の開催																									済	趣味や生きがいづくりなどを通じての交流会は、集会所・交流館・ふれあいセンター等で実施。自治会や有志などが主体となつて選定で農業を通じての交流の実施。	継続	町、各種団体	町民・町、各種団体	共同募金など他団体よりの助成金	生活支援課	生活支援課		
・農業や生涯学習、生きがいづくりなど多様なメニューの交流会の開催																									済	NPO等支援団体と連携して開催	継続	町、各種団体	町民・町、各種団体	なし	生活支援課	生活支援課		
・避難先NPO等と連携した効果的な開催案内																									済	参加者減少、参加者以外の町民が少なし。	継続	町、各種団体	町民・町、各種団体	なし	教育委員会事務局	教育委員会事務局		
・町主権の各種スポーツ大会の実施による交流機会の創出																									一部済	研修会への参加など	継続	町	各種団体	なし	生活支援課	生活支援課		
(3) 継続的な実施体制づくりに関する取組み																									一部済	NPOと連携して復興支援員への研修実施	継続	町	各種団体	なし	生活支援課	生活支援課		
・NPO等との連携に向けた理解を深める研修等の実施																									一部済	NPOと連携して復興支援員への研修実施	継続	町	各種団体	なし	生活支援課	生活支援課		

施策	H24年		H25年												H26年		進行管理の担当課								
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3					
・町民とNPO等のネットワークづくり ・復興支援員による県外避難者の生活支援実施 (4)生涯にわたる町民と浪江町の絆の維持に向けた取組み ・浪江キャバラン隊や広報紙等による継続的な町の情報発信 ・「浪江の日」や「震災の日」といった記念日の創設	ネットワークづくりのための会議等の開催 千葉県・山形県 ネットワークづくりの山形県以外にも拡大 継続的に検討												各種団体に提供する 千葉県・山形県	中期 H28.8 組織づくり・実行 国野への働きかけ	進捗状況 計画・運用 一部済 継続中 未	実績 NPOと連携して復興支援員への研修実施 7拠点での復興支援員配置による自宅訪問、交流会、情報発信の実施。 ・広報や町ホームページ、タブレットなどで町からの情報、町民同士の情報を発信していく。	課題 継続実施。 必要に応じて配置変動。	今後の方向性 継続 継続	復興計画【二次】での対応 継続 継続	実施主体 各種団体 町	協力機関等 各種団体	利用可能な制度等 なし 特別交付税措置有	現担当課 生活支援課 生活支援課	旧担当課 生活支援課 生活支援課	
	・ふるさと浪江に接する機会の創出 (1)一時帰宅の実施の継続と防犯体制強化に関する取組み (3)一時帰宅の継続・区域見直し後も防犯体制を強化	一時帰宅の継続・区域見直し後も防犯体制を強化												一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続	一時帰宅の継続 一時帰宅の継続 一時帰宅の継続
・浪江町内の防犯体制の強化 (2)現在の浪江町にできることのできる取組み ・WEBカメラによる町内の映像配信 ・テレビ局と連携した町内の映像の全国放送 ・フォトビジョンや写真集により町内の写真を発信	カメラの設置・配信の仕組みづくり メディアとのネットワークづくり及び情報発信体制の構築 フォトビジョンへの写真の掲載・写真の募集												継続中 継続中 継続中	継続中 継続中 継続中	継続中 継続中 継続中	継続実施。 継続実施。 継続実施。	継続実施。 継続実施。 継続実施。	継続 継続 継続	県 町 町	なし テレビ局等 なし	なし なし なし	復興推進課 復興推進課 復興推進課	災害対策課 災害対策課 災害対策課		
・町内に宿泊しながら数日間滞在できる施設整備の検討 ・県外で生活する方が、町内に滞在できる施設整備の検討 ・離れ離れになった家族が、町内で一緒に過ごせる施設整備の検討	施設整備の検討・整備準備 継続して検討												一部済 継続中 一部済 継続中	特別宿泊の実施 H28.9オープンで県道支線一時宿泊所としてホテルなみえを準備中。 補助事業終了後の運用(廃止or単費or長所移譲) H28.9オープンで県道支線一時宿泊所としてホテルなみえを準備中。	特別宿泊が実施された。 一時宿泊所としてホテルなみえの営業再開、いこいの村なみえも営業再開の方向で調整中である。	いこいの村については、現在、産業振興課で調整中。	継続 同上 同上	町 町 町	なし 国、県 国、県	なし なし なし	復興準備室 復興準備室 復興準備室	災害対策課 災害対策課 災害対策課			

32 施策の実施スケジュール(事業再開や就労支援による働ける場の確保①)

施策	H24年			H25年			H26年			進捗状況 計画・整備 運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課
	9	10	11	1	2	3	4	5	6										
1. 事業所等の事業再開支援	<p>・官民合同チームと連携し、事業者への聞き取り調査や情報提供を行っている。 ・新規補助制度の創設など国・県に要望を行い新たな制度が創設された。 ・平成28年に福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金が創設され、県外で事業再開する場合は対象となった。 ・国県の復旧事業や除染事業に関して、積極的に地元事業者を活用していただけた。 ・町内再開事業者に限って町独自に電気代の補助金の創設を行った。 ・官民合同チームと連携し事業者への聞き取り調査や情報提供を行っている。</p>																		
(1) 相談体制の強化・情報提供による事業再開支援	<p>・各種団体の総会等への参加及び事務局と必要な制度に打合せ・意見交換を実施している。 ・町では、補助金等を通じて財政面での支援を行っている。 ・事業の再建等を支援するため官民合同チームによる企業ヒヤリングを実施している。 ・事業者の意向に合わせた対応をしている。 ・官民合同チームが中心となった情報発信をしている。 ・町内再開時に町広報誌へ掲載。この店のコーナーや町HP/浪江町の企業の企業・お店に掲載。 ・新規補助制度の創設など国・県に要望を行い新たな制度が創設された。 ・福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金が創設され、県外で事業再開する場合は対象となった。 ・国県の復旧事業や除染事業に関して、積極的に地元事業者を活用していただけた。 ・町内再開事業者に限って町独自に電気代の補助金の創設を行った。</p>																		
・関係機関と連携した事業再開のためのコンサルティング事業の展開	<p>意見交換会の定期的な開催 体制強化の検討 事業再開のためのコンサルティング事業</p>																		
・事業再開に関する支援制度の周知徹底(事業主への個別周知等)	<p>支援制度の周知徹底</p>																		
・事業再開者の町広報誌・ホームページによる紹介	<p>町広報誌等への掲載(毎月)</p>																		
(2) 事業再開支援策の拡充	<p>・既存支援制度の延長要望及び不足事項について国・県へ追加要望 ※回答を要請 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を要請 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を要請 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を要請 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望</p>																		
・支援制度の不公平性の緩和を国へ要請(県外での再開希望への対応)	<p>国・県へ要請 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望</p>																		
・町外コミュニケーションの整備状況に合わせた再開支援策について国・県へ要望	<p>町外コミュニケーションの再開に併せて支援ではなく、県内全て対象の補助金の紹介・活用支援を行った。</p>																		
・地域の人材を活かした地元事業所による復旧事業・除染関連産業の創出	<p>産業創出による事業推進 交差策の要請</p>																		
・事業再開後の継続的な営業維持のための補助制度や支援制度の創設について国・県へ要請	<p>国・県へ要請 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望</p>																		

3.4 施策の実施スケジュール(子どもたちを支える教育環境の充実①)

施策	H24年			H25年			H26年			進捗状況 計画・ 運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】で の対応	実施 主体	協力機関 等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課							
	9	10	11	1	2	3	4	5	6											7	8	9	10	11	12	1
1. 子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持	<p>長期 H28.8</p> <p>中期 H28.8</p> <p>短期 H28.8</p>																									
(1) 子どもたちの集まる機会の創出	<p>子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持</p>																									
・大学、NPOとの連携による学習や遊びの場づくりの継続、拡大	<p>現行事業の継続</p> <p>事業計画を見直しのうえ継続</p>																									
・町、学校、PTAが参画した子どもたちの「再会の場」づくり	<p>現行事業の継続</p> <p>長期休みを利用した事業実施</p> <p>実行委員会の組織、事業検討</p>																									
・県内宿泊施設と提携した「再会の場」づくりの支援	<p>ニーズに応じた事業展開</p>																									
・公民館活動等を利用した再会の場づくり	<p>ニーズに応じた事業展開</p>																									
・ニーズを踏まえたうえで、長期の休みを利用した宿泊の場の創出	<p>ニーズに応じた事業展開</p>																									
(2) 絆やつながりを守る仕組みの強化	<p>子どもたちの心づくりに配慮したアンケート実施によるニーズの把握</p>																									
・子どもたちの心づくりに配慮したアンケート実施によるニーズの把握	<p>各種事業等で子どもたちのニーズの把握が必要な場合に適宜実施</p>																									
・学校だよりの継続的発行及びHPでの学校情報発信	<p>学校だよりの継続発行、学校HPの立上げ及び情報発信</p>																									
・つながりを守る様々な活動のための場所の確保	<p>様々な活動に応じた活動の場の確保</p>																									
・小学校校歌の記録、保存事業(校歌がなくなってしまう再生への思いへの参画)(順次中学校へ拡大)	<p>校歌の音源作成、校歌の再生ができる中での作成</p> <p>順次中学校へ拡大、及び教育委員会、各学校HPからの閲覧を可能にする</p>																									
・将来の再会イベント、成人式等に活用するための就学者名簿の維持管理	<p>将来の再会イベント等に活用するための名簿の管理</p>																									
・住民票を移さなくても避難先自治体から成人式等の通知が来るよう要請(子どもたちの選択枝を確保するための措置)	<p>継続して要請活動実施</p>																									
(3) 再開した町立学校でのふるさとを学ぶ機会の充実	<p>子どもたちを学ぶ機会の充実</p>																									
・「ふるさとなみえ科」による浪江の伝統文化や復興等をテーマにした学習の実施(浪江小学校)	<p>浪江小学校において実施</p> <p>内容を見直しのうえ継続</p>																									
・総合学習を活用した浪江の伝統文化、郷土芸能、自然、歴史、産業等についての調べ学習の実施(浪江中学校)	<p>浪江中学校において実施</p> <p>内容を見直しのうえ継続</p>																									
・浪江小学校、浪江中学校での取り組みを広く発信	<p>浪江小学校、浪江中学校での取り組みを広く発信</p>																									

子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持

子どもたちの集まる機会の創出

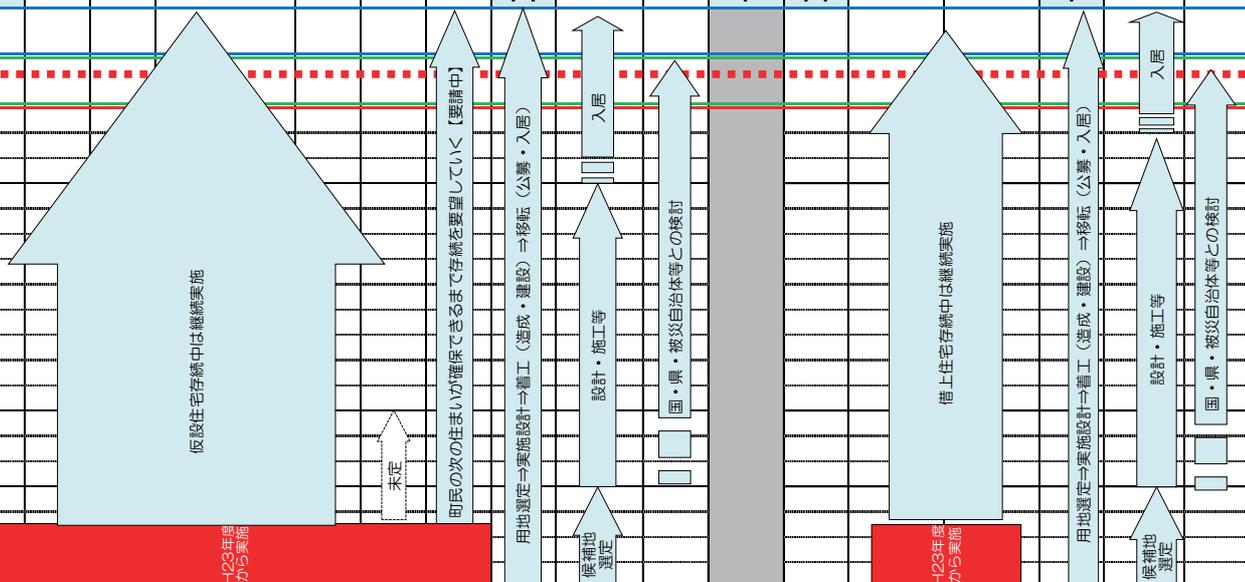
子どもたちの心づくりに配慮したアンケート実施によるニーズの把握

施策の実施スケジュール(子どもたちを支える教育環境の充実②)

施策	H24年			H25年			H26年			長期	進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課
	9	10	11	1	2	3	4	5	6											
2. 子どもたちへの学習支援、学習環境の充実																				
<p>(1) 県内に避難している児童生徒の学習環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内外のモニタリング、HPでの情報発信による教育環境の安全性の担保 ・スクールバス運行事業による通学支援の継続 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による心のケアの強化(浪江小学校、浪江中学校にて設置済み) ・図書館「浪江in福島ライブラリーさきまの」の活用(福島市世谷) ・NPO、学習支援ボランティア等による学習支援の継続及び拡充 																				
<p>(2) 県外に避難している児童生徒の学習環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再会の場における学習支援プログラムの実施 ・県外のNPO等の学習支援活動の情報発信の強化 ・支援が必要な子どもたちに対する学習支援ボランティア派遣 ・転校先の学校生活への適応を図られるよう、特設の配慮を関係市町村教育委員会へ要請 ・子どもたちの心の健康問題を適切に取組むよう関係市町村に要請 ・電話相談や相談窓口等の設置による心のケアの強化 																				
<p>(3) 教育支援制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費助成の支給条件緩和の継続 ・就園奨励費助成の支給条件緩和の継続 ・県外避難者等にも対応した通学費助成制度の支給条件緩和の継続 ・各種支援制度の情報発信と相談受付体制の強化 ・幼稚園、高校、大学等も含めた教育支援の国県への要望 																				
<p>・校舎内外のモニタリング実施やスクールバス運行など安全な教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアを実施中 ・県外の避難生徒の学習環境については配慮を要請 ・就学就園支援を継続実施 ・小中学校校長準備会で帰町後のニーズを踏まえた教育環境を検討。 											<p>・県外に避難生徒の学習環境に配慮を要請</p>									
<p>・校舎内外のモニタリング実施やスクールバス運行など安全な教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアを実施中。 											<p>・県内の再会の場(小中学校交流事業)で対応。</p>									
<p>・校舎内外のモニタリング実施、HPによる情報発信</p>											<p>・県内の再会の場(小中学校交流事業)で対応。</p>									
<p>・スクールバス運行事業の継続及び状況に応じた改編</p>											<p>・各地域のボランティア活動に任せられている(未把握)。</p>									
<p>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による心のケアの強化</p>											<p>・同上</p>									
<p>・図書館「浪江in福島ライブラリーさきまの」の活用</p>											<p>・学校長から手紙を出すなどで実施中。</p>									
<p>・NPO、学習支援ボランティア等による学習支援の継続及び拡充</p>											<p>・避難先自治体の対応次第(現状で問題はない)。</p>									
<p>・再会の場における学習支援プログラムの実施</p>											<p>・県設置の相談窓口を周知。</p>									
<p>・県外のNPO等の学習支援活動の情報発信の強化</p>											<p>・安心して就学、進学ができるように各種支援制度を実施中。</p>									
<p>・支援が必要な子どもたちに対する学習支援ボランティア派遣</p>											<p>・児童、生徒の全員を対象に実施中。その他は町費用で実施。</p>									
<p>・転校先の学校生活への適応を図られるよう、特設の配慮を関係市町村教育委員会へ要請</p>											<p>・就園児童全員を対象に実施中。</p>									
<p>・子どもたちの心の健康問題を適切に取組むよう関係市町村に要請</p>											<p>・遠距離(小学校4km、中学校6km)を対象に実施中。</p>									
<p>・電話相談や相談窓口等の設置による心のケアの強化</p>											<p>・町支援事業に関しましては対象者に通知。</p>									
<p>・就学援助費助成の支給条件緩和の継続</p>											<p>・県補助などを活用し支援実施中。</p>									
<p>・就園奨励費助成の支給条件緩和の継続</p>											<p>・状況に応じた支援策の要望を実施。</p>									
<p>・県外避難者等にも対応した通学費助成制度の支給条件緩和の継続</p>											<p>・継続実施。</p>									
<p>・各種支援制度の情報発信と相談受付体制の強化</p>											<p>・継続実施。</p>									
<p>・幼稚園、高校、大学等も含めた教育支援の国県への要望</p>											<p>・継続実施。</p>									

33 施策の実施スケジュール(仮設住宅・借上住宅など住環境の改善)

施策	H24年			H25年												H26年			進行管理の担当課 現担当課	旧担当課	
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
1. 仮設住宅での住環境改善	<p>・修繕等を実施中。空き部屋を倉庫として有効活用。老朽化に伴い、今後は集約化を図るなど見直しを含め検討。</p>																				
(1) 仮設住宅での住環境改善	<p>・空き部屋を倉庫として有効活用。町バス支援は二本松市・本宮市で実施中。定期的なモニタリングを実施。</p>																				
・修繕や追加工事を継続して実施	<p>・修繕等実施中。</p>																				
・空き部屋の有効活用を継続して実施	<p>・住民の倉庫利用等で活用。</p>																				
・町バスによる支援を継続して実施	<p>・福島市内は福島交通が庫庫補助のため継続期間が見えない。二本松市・本宮市は町が実施中。</p>																				
・定期的なモニタリング結果の公表を継続して実施	<p>・月1回実施中。</p>																				
・避難先としてニーズの高い自治体への仮設住宅建設を具に継続して要望	<p>・仮設住宅ではなく復興公営住宅整備にニーズ変化。</p>																				
・柔軟な制度の運用、拡充(入居期間や住替制限の緩和等)を国や県に要望	<p>・柔軟対応を要望するも実現不可。</p>																				
(2) 仮設住宅で克服することが困難な課題の解決	<p>・住民意向調査や長期避難による生活実態を踏まえ、復興公営住宅の整備を行うこととし、整備場所・戸数など確定。</p>																				
・町外コミュニティの早急な整備	<p>・完了</p>																				
・町外コミュニティへの移転支援(公募方法の検討 など)	<p>・完了</p>																				
2. 借上住宅での住環境改善	<p>・孤立防止対策で県内に交流館3か所、県外は、復興支援員による交流会を実施。町外コミュニティの整備は復興公営住宅の整備に伴い、終了の方向。</p>																				
(1) 借上住宅での住環境改善	<p>・県内は交流館を整備(3か所)。県外は、復興支援員による交流会を実施。</p>																				
・入居期間や住替制限の緩和等、柔軟な制度の運用を国や県に継続して要望	<p>・継続中</p>																				
・孤立防止対策のため交流の場を拡充	<p>・県内において、復興支援員の管轄エリアが広がるため、個別ニーズに合わせることに困難。</p>																				
(2) 借上住宅で克服することが困難な課題の解決	<p>・住民意向調査や長期避難による生活実態を踏まえ、復興公営住宅の整備を行うこととし、整備場所・戸数など確定。</p>																				
・孤立防止対策のため町外コミュニティを早急に整備	<p>・完了</p>																				
・町外コミュニティへの移転支援(公募方法の検討)	<p>・完了</p>																				



施策の実施スケジュール（避難先で安心して暮らすために）

施策	H24年			H25年			H26年			長期	進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課 現担当課	旧担当課
	9	10	11	1	2	3	4	5	6											
1. 避難先にとわれない行政サービス提供方法の拡充																				
(1) 各種手続きの利便性の向上																				
・町税のコンビニ納付導入の検討	↑										継続中	課税中の町民税・軽自動車税は導入済み。	その他の税も対応できるように調整済み。	町	金融機関	なし	町民税務課	町民税務課		
・町税の口座引き落としの再開の検討	↑										継続中	同上	同上	同上	町	金融機関	なし	町民税務課	町民税務課	
2. 原発避難者特例法の拡充																				
(1) 原発避難者特例法の拡充の要請																				
・避難先住民と同等に公共施設を利用できるよう制度拡充を要請	↑										未	特別事例（医療介護関係・教育関係）以外は各自自治体の裁量で実施中。	全自治体の支援状況把握は困難。住民票の移動に関する整理が必要。住民と同等は軋轢を招きかねない。	真の帰町まで継続要望（避難指示解除後も継続）。	国	受入れ先自治体	なし	総務課	総務課	
・避難先住民と同等に防災や災害の支援を受けられるよう制度拡充を要請	↑										未	同上	同上	同上	国	受入れ先自治体	なし	総務課	総務課	
・避難先住民と同等に生涯学習へ参加できるよう制度拡充を要請	↑										未	同上	同上	同上	国	受入れ先自治体	なし	総務課	総務課	
3. 住民登録を移すことによる不安の解消																				
(1) 被災者支援制度の継続と拡充の要請																				
・高速道路無料化の継続を要請	↑										継続中	高速道路無料化実施中。	単年度単位のため継続年数が不明。	真の帰町まで継続要望。	町	国・NEXCO	なし	総務課	総務課	
・医療費窓口負担の減免の継続を要請	↑										継続中	継続実施中。	同上	長期避難による不活発療や心の病への対応のため、避難指示により少ない事業継続を要望。	町	国	なし	総務課	総務課	
・称の救済制度の継続と拡充を要請	↑										継続中	継続実施中。	避難指示解除自治体では救済制度が終了している。	真の帰町まで継続要望。	町	国	なし	町民税務課	町民税務課	
・仮設住宅おおよび借上住宅の制度継続と拡充を要請	↑										未	柔軟対応を要望するも実現不可。	仮設住宅への入居希望者がほほほいないため、現状維持。避難期間中の家賃給付切替での対応が可能なため、現状維持。	終了	町	国・県	災害救助法等	総務課	総務課	
・浪江に住民登録したまま避難先で行政サービスを要請する際の法的な障害等の処理	↑										継続中	原発被災者特例法で必要なサービスを整理したものを探している。	現状維持。	運用に切り替え	町	国・県	避難者特例法	総務課	総務課	
(2) 転出者に対する継続した生活支援の提供																				
・転出者に対して継続的に行政サービスの実施を明確化	↑										継続中	基本的な行政サービスは転入先自治体で受けているので、主に情報提供を実施中。	現状維持。	運用に切り替え	町	ボランティア団体、NPO等	なし	総務課	総務課	
・再転入の支援や絆の維持など転出者向け行政サービスの提供の検討	↑										未	再転入は不可。	避難指示解除後の再転入を検討。絆の維持に関する事業創出を検討。	継続	町	ボランティア団体、NPO等	なし	総務課	総務課	



施策の実施スケジュール（除染・放射線管理の推進と安全対策）

施策	H24年		H25年					H26年			進捗状況 計画・整備 運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での 対応	実施 主体	協力機関 等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課 現担当課	
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6										7
1. モニタリングの詳細実施、放射線マップの公表																				
<p>(1) 地域別、地域別の詳細モニタリングの実施要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人ヘリによる農地や山林のモニタリング実施 ・地域別の定期的モニタリングの実施 ・走行サーベイの定期継続 ・地域別のリアルタイムのモニタリングの実施 ・除染未実施区域、除染実施済区域の双方における詳細な線量調査の継続実施 ・予想される各核種の拡散状況の調査 																				
<p>(2) 水源の徹底的なモニタリング、方が一のための浄水処理など徹底した安全確保策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水取水場のモニタリング ・河川の水質及び底質のモニタリング ・方が一の水源汚染の突発的な発生に備えたセブテム除去装置の導入 																				
<p>(3) 町民や専門業者と町との協働による線量の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門機関の協力 																				
<p>1. モニタリングの詳細実施、放射線マップの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門機関の協力を得て、様々な手法によるモニタリングを継続実施中。 ・一部項目について見直しが必要。 																				
<p>2. 除染前、後モニタリング、走行サーベイ、モニタリングポストの設置など、様々な手法によるモニタリングを継続実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対するわかりやすい情報提供手法を確立する必要がある。 																				
<p>3. 無人ヘリによる農地や山林のモニタリング実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人ヘリの数値はあくまで換算値であるため、今後無人ヘリを用いた場合、十分な信頼性を確保する必要がある。 																				
<p>4. 地域別の定期的モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体にて交付金を活用して行っている自治体もあるも、浜江町としては行っていない。 																				
<p>5. 走行サーベイの定期継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市区への報告をしているものの、公表がされていない。 																				
<p>6. 地域別のリアルタイムのモニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浪江町内において現在102基のモニタリングポストが設置されており、その情報を原子力規制庁のHPより閲覧できる。 																				
<p>7. 除染未実施区域、除染実施済区域の双方における詳細な線量調査の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記走行サーベイ及びモニタリングポストにて除染実施区域及び除染未実施区域の線量状況が確認出来る状況。 																				
<p>8. 予想される各核種の拡散状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核種調査については、東京電力にて継続実施中。 																				
<p>9. 水道水取水場のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水及び河川におけるモニタリングを実施中。 ・24時間の水道水モニタリング装置を4ヶ所の取水場に設置予定 ・水源汚染の突発的発生に対する施策は検討中。 																				
<p>10. 河川の水質及び底質のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23から4ヶ所の取水場でモニタリング実施(月1回)。 ・文部科学省にて定点測定を継続的に実施中。また日本原子力機構でも大井ダムの上流部モニタリングを継続実施中 																				
<p>11. 方が一の水源汚染の突発的な発生に備えたセブテム除去装置の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難指示解除に関する有識者検証委員会」においても同内容の課題が出されている。 																				
<p>12. 町民や専門業者と町との協働による線量の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から町に除染検証委員会を設立。地区別の線量測定を住民参加のもとで実施している。 																				
<p>13. 専門機関の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23から実施。 ・H28より除染検証委員会を設置。地区別の線量測定を住民参加で実施。 																				

施策	H24年			H25年			H26年			進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での 対応	実施 主体	協力機関 等	利用可能 な制度等	進行管理の担当課	
	9	10	11	12	1	2	3	4	5									6	7
(5)適切な除染が確保できる 町独自の監視体制の構築	<p>除染作業前の体制確認と、監視体制の構築</p> <p>除染作業開始と同時に実施</p> <p>除染作業前の体制確認と、監視体制の構築</p> <p>除染作業開始と同時に実施</p> <p>除染作業前の体制確認と、監視体制の構築</p> <p>除染作業開始と同時に実施</p>																		
	<p>除染作業への立会</p>																		
	<p>除染結果の検証</p>																		
	<p>3. 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施</p>																		
(1)政府基準によらない 線量水準の検討	<p>・町内における本格除染を実施継続中</p> <p>・年間1mSvを達成できていない地域があるため、更なる線量低減を要請。</p>																		
・長期目標 追加被ばく 年間1mSv(毎時0.23μSv) 以下の実現	<p>・現在町内において、本格除染を進めている状況。線量の低減は見られる。</p> <p>・町内全域の更なる線量低減を要請。</p>																		
・低線量地域での除染等による 年間1mSv(毎時0.23μSv) 以下の早期実現	<p>・現在町内において、本格除染を進めている状況。線量の低減は見られる。</p> <p>・町内全域の更なる線量低減を要請。</p>																		
・比較的線量が高い地域におけ る年間5mSv(毎時1μSv) 以下の実現と、 年間1mSv以下の実現に向け たさらなる取組みの実施	<p>・現在町内において、本格除染を進めている状況。線量の低減は見られる。</p> <p>・町内全域の更なる線量低減を要請。</p>																		
(2)町民の判断の前提となる 線量低減スケジュールの 国への明示要請	<p>・線量減衰マップは配布済みだが、継続的な対応を要請中。</p> <p>・除染後の線量低減の状況については資料を提出済み。</p>																		
・一定期間ごとの減衰マップの 町民への提供	<p>平成28年度に実施している、住民懇談会において内閣府の資料により公開済。</p> <p>継続中</p>																		
・除染実施後の線量低減 イメージ資料の作成要求	<p>1(1)のとおり、イメージではなく実際の除染前後の資料を提出。</p> <p>継続中</p>																		

施策の実施スケジュール(まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備)

施策	短期		中長期		進捗状況		課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課	
	H24 12 12	H25 3 6 9 12	H26 3 6 9 12	H27 3 6 9 12	H28 3 6 9 12	H29 3 6 9 12							H30 3 6 9 12	現担当課
まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備	<p>復興計画【第一次】では概ねJR常磐線より東側としていた復興拠点の考え方を避難指示解除準備区域として復興まちづくり計画を策定済み。計画に基づく取り組みが進行中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地再生や津波被災地の土地利用計画の具体化について、引き続き検討が必要。 ・環境美化活動や防犯・防火活動に関して、帰還状況等にあわせて体制構築・実施が必要。 ・「避難指示解除に関する有識者検証委員会」では最優先に取組むべき16の課題がまとめられた。 													
①低線量地区の段階的拡大を踏まえたまちづくり(復興拠点の拡大)	<p>復興まちづくり計画を策定。 ・中心市街地再生については、今年度検討を実施。 ・中心市街地再生については、今年度検討を実施。</p>													
・まちづくり計画の策定	策定	更新(前提の変化に对应)	継続中	H28.3に浪江町まちづくり計画を策定。 H28.3にまちづくり計画の進捗状況を整理し図面・パースを作成。	継続中	上位計画として継続活用。	なし	なし	町	なし	なし	なし	まちづくり整備課	復興推進課
・復興公営住宅の建設	計画・用地確保	設計・建設	実施中	災害公営住宅(幾世橋)：第1工区 22戸 H29.12完成予定。第2工区 63戸 H30.4完成予定。 災害公営住宅(大平山)：H31完成予定。 福島再生賃貸住宅：H29.7完成予定。 H28前半に空き家バンク事業スキーム構築。	未	現計画通りに完成するよう工程管理を重視。	国、県	公営住宅法 福島特措法等	町	国、県	公営住宅法 福島特措法等	なし	まちづくり整備課	復興推進課
・空き家対策の実施	計画策定	計画策定	実施	H28前半に空き家バンク事業スキーム構築。	済	空き家バンクの有効な活用を検討する。	国、県	公営住宅法 福島特措法等	町	国、県	公営住宅法 福島特措法等	なし	まちづくり整備課	復興推進課
・中心市街地の再開発	相互に連携	調査・検討・体制の構築	実施中	地元区長との勉強会を実施。 H28に中心市街地再生の検討を行う。(有識者・町民を含む委員会実施)	未	今年度実施する検討の中で全体像を描いていく。	国、県	復興交付金	町	国、県	復興交付金	なし	まちづくり整備課	復興推進課
・ふるさと住宅の検討	計画策定	計画策定	実施	産業振興課において既存仮設住宅を活用したふるさと住宅整備を検討中。	未	継続実施。	なし	なし	町	なし	なし	なし	まちづくり整備課 産業振興課	復興推進課
②町内における土地利用の方向性	<p>津波被災地の土地利用計画について、引き続き検討が必要。</p>													
・土地利用計画の策定	策定	計画に基づき推進	検討中	H28.3に浪江町まちづくり計画を策定。 H28.3にまちづくり計画の進捗状況を整理し図面・パースを作成。 平成27年度に復興祈念公園整備が決定。	未	高線量地域も含めた町全体の計画を策定していく。	なし	なし	町	なし	なし	なし	まちづくり整備課	復興推進課
・都市計画の策定	策定	計画に基づき推進	未	平成27年度に交流情報発信拠点施設整備計画において団地の都市計画決定の可能性を検討したが該当せず。	未	まちづくり計画の具体にあわせた検討を行う。	なし	なし	町	なし	なし	なし	まちづくり整備課	復旧事業課
③美しいふるさと維持	<p>町による除草等は継続実施中だが、地域団体による活動は、除染の関係で未実施。 ・防犯・防火体制を構築し、見回り等実施中。</p>													
・環境美化、火災防止の観点に基づき除草等の実施	環境状況の確認、計画策定	体制の構築、実施	済	全町の道路沿いの除草を実施(避難指示解除準備区域および居住制限区域はまちづくり整備課、帰還困難区域は帰還準備室で実施)。	継続中	復興事業協同組合に全て委託してより除草時期・人員の調整が必要。	町	行政区	町	行政区	なし	なし	まちづくり整備課	災害対策課
・放射線対策を踏まえた、地域団体による環境美化活動に対する支援実施	サポート体制の構築	サポート体制の構築	未	地域団体による環境美化が盛んだった地域も除染などの関係もあり未実施。	未	帰還状況に合わせて検討。	国・町	行政区	国・町	行政区	なし	なし	まちづくり整備課	災害対策課
・町内観測カメラの設置や、景観や消防などと協力した見回り体制の強化による防犯、防火活動の実施	カメラ設置の所設置	監視実施	済	町内観測カメラ68個設置(平成28年4月)。 消防団による町内見回り(日曜日)。 特別職隊員による町内防犯見守り(月～金)。 ALSOK・安藤ハザマJV・帰還準備室臨時職員による見回り。	継続中	現在の防犯体制の縮小も検討しつつ、並行して帰還し町内に住む住民等で組織する防犯ボランティア団体(防犯指導隊)を再構築していきたい。	警察・消防 行政区	なし	町	警察・消防 行政区	なし	なし	帰還準備室	災害対策課

施策の実施スケジュール(津波被災地の復旧・復興①)

施策	短期			中長期			進捗状況	実績	課題	今後の方向性	復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	進捗管理の担当課		
	H24 12.3	H25 1.10	H26 4.9	H27 7.12	H28 10.12	31.32								33	現担当課	旧担当課
1. 津波被災地の土地利用について																
(1) 宅地の居住制限、利用方法							継続中	H24年度に津波浸水区域を考慮して災害危険区域に指定済み。	住民の意向を反映した区域設定の対応を行う。	なし	なし	町	なし	まちづくり整備課	復旧事業課	
・地域との協議を踏まえた災害危険区域の指定							済		買取後の土地利用方針。埋蔵文化財発掘等による工事等の遅延。	継続して実施する。	復興交付金	国、県	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課	
・復興交付金を活用した宅地の買取りおよび移転先・住環境の整備							済		海岸付近の復旧事業に係る建設ヤード貸出による工事遅延。	一体的に整備できる箇所からの防災林工事着手。	復興交付金	国、県	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課	
・復興交付金を活用した防災緑地等の整備							一部済					町				
(2) 津波および放射能汚染の被害を受けた産地の活用																
・再生可能エネルギー関係施設の誘致							検査中		電力会社の系統連系の空き容量が少ない(また空きが出にくい)	継続検討。	復興交付金	JA等 区、県 行政区域	復興交付金	JA等 区、県 行政区域	復興推進課	災害対策課 復興推進課 産業・賠償対策課
・高経量地区農家への買出しの検討							未		津波被災地での再生エネルギー産業については、太陽光・風力など検討中。	地元生産者において、営農計画を策定する予定(南棚塩地区)。その計画によって検討	見直し	国、県 町	農地保有合理化	産業振興課	産業・賠償対策課	
・水耕栽培の検討							検査中		津波被災農地も農地として再生するたために農地復旧を進める予定。	地元生産者において、営農計画を策定する予定(南棚塩地区)。その計画によって検討	継続	国、県 町	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	産業振興課	産業・賠償対策課	
・バイオマス作物の栽培の検討							検査中		津波被災農地も農地として再生するたために農地復旧を進める予定。	各研究機関にて実証中。実証栽培の結果により検討。	見直し	国、県 町	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	産業振興課	産業・賠償対策課	
・安全な作物栽培の促進(花卉など)							検査中		平成27年度に花卉研究会において取り組みの方向性を整理。津波被災地も花卉栽培の候補地の一つとして今後検討していく。	地元生産者において、営農計画を策定する予定(南棚塩地区)。その計画によって検討	見直し	国、県 町	トレーサビリティー	産業振興課	産業・賠償対策課	
・農地の大区画化の検討							未		地元の生産者と協議をして圃場整備などを検討	地元生産者での営農計画策定時にあわせて圃場の大区画化の検討を進めていく。	見直し	国、県 町	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	産業振興課	産業・賠償対策課	

施策の実施スケジュール(津波被災地の復旧・復興②)

施策	進捗状況												復興計画【二次】での対応	実施主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課	
	H24	H25	H26	H27	28	29	30	31	32	33	計画・整備	運用					復興計画	現担当課
<p>2. 津波被災者の居住・移転先について</p> <p>・防災集団移転促進事業による移転促進区域の指定を完了。移転先団地整備予定。 ・災害公営住宅、雇用促進住宅を整備予定。既存住宅活用は引き続き要検討。 ・防災集団移転促進事業による移転促進区域の指定を完了。 ・町民意向を踏まえ、移転先団地も整備予定。</p>																		
(1) 移転先について													運用に切り替え	町	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・地域との協議を踏まえた移転促進区域の設定	<p>短期においては、移転先団地及び災害公営住宅の規模などについて行政区と協議</p> <p>・短期においては、移転先団地及び災害公営住宅の規模などについて行政区と協議</p> <p>・災害公営住宅整備にかかる基本計画を策定する</p>												運用に切り替え	町	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 災害対策課 復興推進課
・地域との協議を踏まえた低線量地区、高台等を中心とした移転先の選定	<p>町内のインフラ整備を図りながら災害公営住宅の整備を実施する</p>												終了	町、県	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・アンケート調査等を活用した町民ニーズの把握	<p>町民の帰還意向、帰還した場合の居住形態などについて計3回実施し、防災集団移転促進事業計画に反映した。</p>												終了	町、県	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
<p>(2) 住環境の整備について</p> <p>・復興交付金を活用した復興公営住宅の整備</p> <p>・活用できる既存住宅等(雇用促進住宅など)の住宅カルテづくり</p> <p>・被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の申請期間延長の継続的な要請(平成30年4月10日まで延長)</p>																		
・復興交付金を活用した復興公営住宅の整備	<p>住民意向調査等の結果から、幾世橋地区85戸、請戸地区20戸の災害公営住宅を整備する予定。また、雇用促進住宅を大規模改修し80戸数を確保する。</p>												継続	町、県	行政区	再生加速化交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・活用できる既存住宅等(雇用促進住宅など)の住宅カルテづくり	<p>空き家バンクの検討・実施</p>												見直し	町	行政区 民間事業者	なし	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の申請期間延長の継続的な要請(平成30年4月10日まで延長)	<p>現在は加算支援金は平成30年4月10日まで申請可能であるため延長要請は行っていない。</p>												継続	町	なし	なし	介護福祉課	福祉こども課
<p>3. 防潮堤の強化、道路等を活用した二重防潮堤の強化</p> <p>・県による海岸防災ライン整備が決定している他、沿岸部及び住宅間のアクセス道路整備を計画。 ・低線量ガレキについては、活用方策が示されていない。</p>																		
(1) 多重防災型まちづくりについて													終了	町	民間企業	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・復興交付金を活用した被災施設等の規模・配置等の検討	<p>平成24年度に津波シミュレーションによる津波浸水域の検討を行い、各種施設整備に反映。</p>												終了	町	民間企業	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・国、県、地域との協議による景観に配慮した被災施設等の整備検討	<p>県主体の海岸堤防の嵩上げ実施中</p>												終了	国、県、町	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・低線量ガレキを活用した被災施設の整備	<p>低線量ガレキの活用方策などが示されていないため未実施。</p>												継続	国、県、町	行政区	なし	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・避難道路の整備	<p>沿岸部及び住宅間のアクセス道路整備を計画(3路線)。予備設計も実施中。</p>												継続	県、町	なし	再生加速化交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 災害対策課 復興推進課
・復興交付金を活用した防災緑地の整備	<p>県による防災林(堤防から約200m)の整備が決定。</p>												継続	国、県、町	なし	復興交付金	まちづくり整備課	復旧事業課 復興推進課
・避難システムの確立、防災教育・避難訓練等の実施	<p>災害対応体制の見直しを実施。</p>												継続	県、町	なし	なし	備前準備室	災害対策課

施策の実施スケジュール(津波被災地の復旧・復興④)

施策	中長期												進行状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での 対応	実施 主体	協力機 関等	利用可 能な 制度等	進行管理の担当課		
	H24	H25	H26	H27	28	29	30	31	32	33	現担当課	旧担当課											
5. 共同墓地等の整備および津波被害等の伝承	H28.8																						
(1) 共同墓地の整備について	<p>共同墓地の整備が完了。 ・アクセス道路については整備計画を継続実施。</p>																						
・地域との協議を踏まえた共同墓地設置場所の検討	<p>場所検討</p>												済	H26年度末に請戸大平山地区(請戸字北迫地区)に400区画を整備済。	継続的な運用	終了	町	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	災害対策課 復旧事業課		
・墓地移転希望者の調査	<p>調査</p>												済	墓地区画所有者に対して、墓地移転の意向調査を実施し、9割以上の方から回答を得た。		終了	町	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	災害対策課 復旧事業課		
・津波で流失した共同墓地の整備	<p>設置場所、意向調査の実施後に行政区と協議を続けながら早期に着手する</p>												済	H26年度末に請戸大平山地区(請戸字北迫地区)に400区画を整備済。		終了	町	行政区	復興交付金(羽東促進事業)	まちづくり整備課	災害対策課 復旧事業課		
・アクセス道路・駐車場インフラ整備	<p>行政区との継続した協議</p>												検討・実施中	沿岸部及び住宅間のアクセス道路整備を計画(3路線)。予備設計Bを実施中。	継続的に実施。	継続	町	行政区	復興交付金	まちづくり整備課	災害対策課 復旧事業課		
・津波で犠牲になった方々の慰霊碑の整備	<p>行政区との継続した協議</p>												検討・実施中	碑文案は決定済。名前を刻む方の範囲は決定済み。		終了	町	行政区	なし	介護福祉課	災害対策課		
(2) 津波被害等の伝承について	<p>・地区意向の確認を実施し、復興祈念公園の整備を計画、継続検討中。 ・震災記録の保存・伝承については大学、博物館とも連携し実施中。</p>																						
・津波被害および原発災害の教訓を風化させないためのモニタメント設置	<p>行政区との継続した協議</p>												検討・実施中	平成27年度に地区の懇談会(4回)を実施し意見を聴いた。	復興祈念公園と併せて継続検討。	継続	町	行政区	なし	復興推進課	災害対策課		
・震災記録の保存・伝承	<p>震災記録の取集等について継続して行う</p>												一部済	震災記録を作成中(町)。被災施設・地区の3Dデータ化実施及び被災施設等の物品収集実施及び実施中(町・東北大学)。被災施設等の物品収集実施及び実施中(町・県立博物館)。震災伝承に関する広域連携として他町との勉強会を実施中(町)。	収集した3Dデータや物品の活用方法等の継続検討。	継続	町	行政区	なし	教育委員会 事務局 総務課	災害対策課		
・地域との協議を踏まえ、樹木(桜や松)を活用した津波到達点の表示	<p>行政区との継続した協議</p>												検討・実施中	平成27年度に地区の懇談会(4回)を実施し意見を聴いた。	復興祈念公園と併せて継続検討。	継続	町	行政区	なし	復興推進課	災害対策課		
・震災記念公園等の整備	<p>行政区と継続した協議の実施</p>												検討・実施中	平成27年度に地区の懇談会(4回)を実施し意見を聴いた。 復興祈念公園を浪江町～双葉町の津波被災地区内に整備決定(60ha)。※整備主体:県	継続検討。	継続	町	行政区	復興交付金	復興推進課	復旧事業課		
・請戸小学校、マリンパークなどの活用検討	<p>行政区、関係機関と継続して検討</p>												一部済	震災記録を作成中(町)。被災施設・地区の3Dデータ化実施及び被災施設等の物品収集実施及び実施中(町・東北大学)。被災施設等の物品収集実施及び実施中(町・県立博物館)。震災伝承に関する広域連携として他町との勉強会を実施中(町)。防災林・防潮マリンパークについては、防災林・防潮堤事業との兼ね合いから解体を進めている。	当該施設の震災遺構としての利用や取集した3Dデータや物品の活用方法等の継続検討。施設解体(マリンパーク)。	継続	町	行政区 PTA等 関係機関	なし	教育委員会 事務局 産業振興課	教育委員会 総務課		

施策の実施スケジュール（ふるさとでの産業の復興②水林）

施策	H24年												H25年												H26年												進捗状況 計画・整備 運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 （二次）での対応	実施 主体	協力機関等	利用可能な制度等	進行管理の担当課	
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8									9	10
2. 水産再生のためのインフラ整備	・海底ガレシキの撤去、海洋等モニタリングについては実施中。 ・請戸港及び漁業関連施設の復旧工事を実施中。 ・ふ化・放流事業については協議・検討を実施中。 ・河川除染を要望済み。																																													
(1) 早急なインフラ整備による水産業の復興	・海産物等の早期の撤去 要請と撤去活動の促進 ・海洋や河川、水産物の モニタリング調査の継続要請 ・請戸川河口付近の汚染泥の 流入防止策の要請と撤去の 促進 ・請戸港及び漁業関連施設の 国・県への早期復旧要請と 復旧工事の促進 ・ふ化事業に取組む環境の整備 と技術継承の取組みへの支援 ・ふ化・放流事業の再開に 則した内水面関連施設の 復旧計画の策定 ・河川の放射性物質汚染の 低減化・拡散抑制の対策を 国に要請																																													
3. 森林資源の活用及び林業の再生	・里山再生モデル事業の実施協議中。 ・森林除染を要望しており、これにより山林を伐採した場合の植林については今後検討。																																													
(1) 森林除染の推進と新たな産業による林業の再生	対象エリアが拡大。除染については国直轄であり、町として除染方法の確立を行うことはしない。 里山再生モデル事業の実施協議中。関係機関へ森林除染の要望。 引き続き森林の放射線量低減の取組について関係機関へ要望。 里山再生モデル事業の実施協議中。事業者の調査結果などの結果を基に事業を行う。 民間事業者の調査結果などの結果を基に事業を行う。 国の制度や補助を活用しながら事業を検討。																																													
・専門的な指導を受け、効果的・効率的な除染方法の確立	国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望																																													
・除染により発生した木材や草葉について、木質バイオマス発電等に活用するなど、新たな産業と併せて森林除染を推進	国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望																																													
・森林除染により山林を伐採した場合、治山・治水計画をふまえて、森林再生のため植林を計画的に実施	国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望 国・県へ要望 ※回答を確認し、不足事項や追加事項があれば再度要望																																													

施策の実施スケジュール(ふるさとでの産業の復興③商)

施策	H24年		H25年		H26年		中期長期 H28.8	進捗状況 計画・運用	実績	課題	今後の方向性	復興計画 【二次】での対応	実施 主体	協力機関等	利用可能な 制度等	進行管理の担当課		
	9	10	11	12	1	2										3	現担当課	旧担当課
4. 既存事業所等の町内における事業再開																		
(1) 町内における商工業等の事業再開																		
・町内での事業再開促進のため、関係機関と連携した事業再開のためのコンサルティング事業の展開								継続中	国の官民合同チームによる支援(コーディネート)を実施。		官民合同チームにより、リニアーズにあつたきめ細かい支援策の実施。	継続	町	国・県 商工会	地域支援専門 家派遣推進 経費	産業振興課	産業・ 賠償対策課	
・帰町後の事業再開に係る設備投資への支援策の導入について国・県へ要請								済	国の官民合同チームが需要把握と支援策紹介を実施。		官民合同チームにより、継続的に需要把握。	運用に切り替え	町	国・県 商工会	なし	産業振興課	産業・ 賠償対策課	
・帰町再開後の事業再開について移動販売車などによる営業再開を支援								検討中	国の支援メニューがあり、導入検討中。		事業実施に向け、事業者と協議。	継続	町	国・県 商工会	なし	産業振興課	産業・ 賠償対策課	
・仮設の商店街の整備による営業再開など、商店の集約化支援								済	町内に仮設店舗整備決定。		役場敷地内に整備。	継続	町	国・県 商工会	なし	産業振興課	産業・ 賠償対策課	
・先行帰町する町民の生活利便性確保のため、帰町後の営業維持が確保できるような支援策を創設								済	光熱費補助。		町内仕様のプレミアム商品券などで消費喚起。	継続	町	国・県 商工会	なし	産業振興課	産業・ 賠償対策課	
(2) 既存事業所等への町内における再開支援																		
・工業用水や道路網など産業インフラの復旧推進								済	実施中。 (下水道未復旧ヶ所での浄化槽設置補助)			継続	国・県 町	なし	災害復旧事業 復興交付金	産業振興課	復旧事業課	
・円滑な事業再開や既に町外で再開していた事業所の再移転についての支援策を国・県に要請								検討中	帰還支援に関するインセンティブ検討中。			継続	町	国・県 商工会	なし	産業振興課	産業・ 賠償対策課	

施策の実施スケジュール(復興の発信)

施策	中長期												復興計画 (二次)での 対応	実施 主体	協力機 関等	利用可 能な 制度等	進行管理の担当課								
	H24 9~12	H25 1~3	H25 4~6	H25 7~9	H25 10~12	H26 1~3	H26 4~6	H27 7~9	H27 10~12	H28 1~3	H28 4~6	H28 7~9					現担当課	旧担当課							
復興の発信(一次計画施策編p.3)	<p>・震災記録等の保存は、大学や博物館とも連携し実施中。 ・復興ライブラリーとなるアーカイブ拠点施設及び復興記念公園の整備を計画。 ・災害研究都市や被災経験等の継承は、今後検討が必要。</p>																								
震災記録等の保存	<p>↑ 震災記録等の保存</p>												継続	県	復興交付金 (震災遺構) 地方創生交付 金	復興推進課 教育委員会 事務局	復興推進課	復興推進課							
復興ライブラリーの構築	<p>↑ 復興ライブラリーの構築</p>												継続	県	復興交付金 (震災遺構) 地方創生交付 金	復興推進課 教育委員会 事務局	復興推進課	復興推進課							
研究施設・記念公園の整備	<p>↑ 研究施設・記念公園の整備</p>												継続	県 町	復興交付金 (震災遺構) 地方創生交付 金	復興推進課 教育委員会 事務局	復興推進課	復興推進課							
災害研究都市の実現	<p>↑ 災害研究都市の実現</p>												継続	県	復興交付金 (震災遺構) 地方創生交付 金	復興推進課 教育委員会 事務局	復興推進課	復興推進課							
被災経験や復興を他地域や次世代に継承	<p>↑ 被災経験や復興を他地域や次世代に継承</p>												継続	県	復興交付金 (震災遺構) 地方創生交付 金	復興推進課 教育委員会 事務局	復興推進課	復興推進課							

(2) 平成 28 年度 浪江町住民意向調査速報版

浪江町住民意向調査 調査結果（速報版）

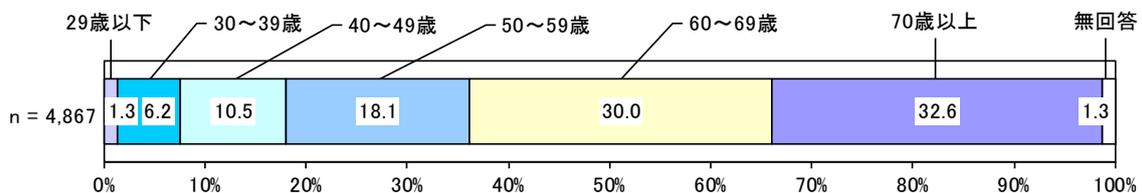
復興庁
福島県
浪江町

調査の概要

1. 調査対象：世帯の代表者（9,087 世帯）
2. 調査時期：平成 28 年 9 月 12 日～9 月 26 日
3. 調査方法：郵送配布、郵送回収
4. 回答者数：4,867 世帯（回収率 53.6%）

基本属性

【年代】

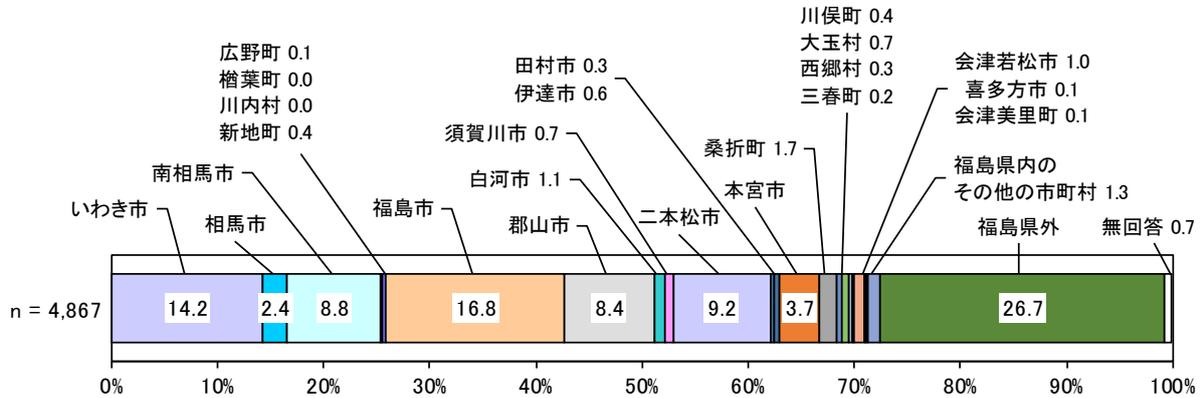


調査結果（速報版）の見方

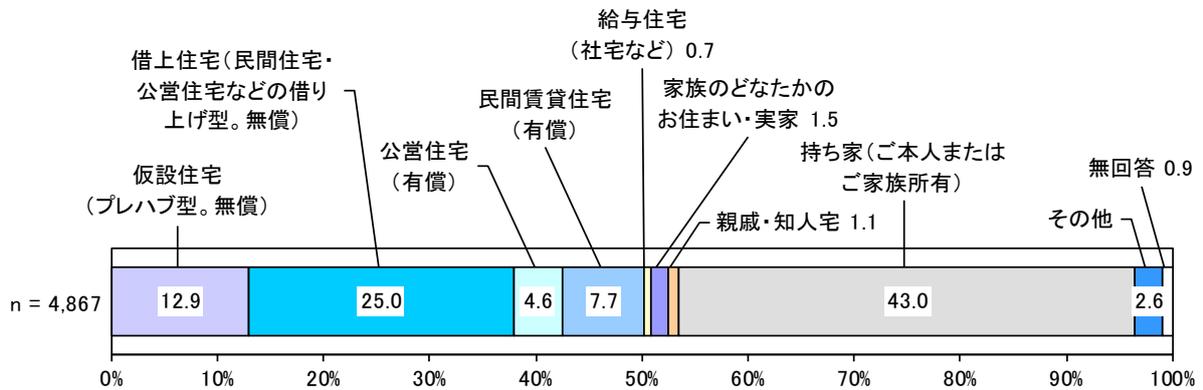
- 「n」とは、質問に対する回答者数であり、100%が何世帯の回答に相当するかを示すものである。
- 回答の構成比は百分率をあらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率の合計が100%にならない場合がある。
- 回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、全ての選択肢の比率を合計すると100%を超える。

避難状況

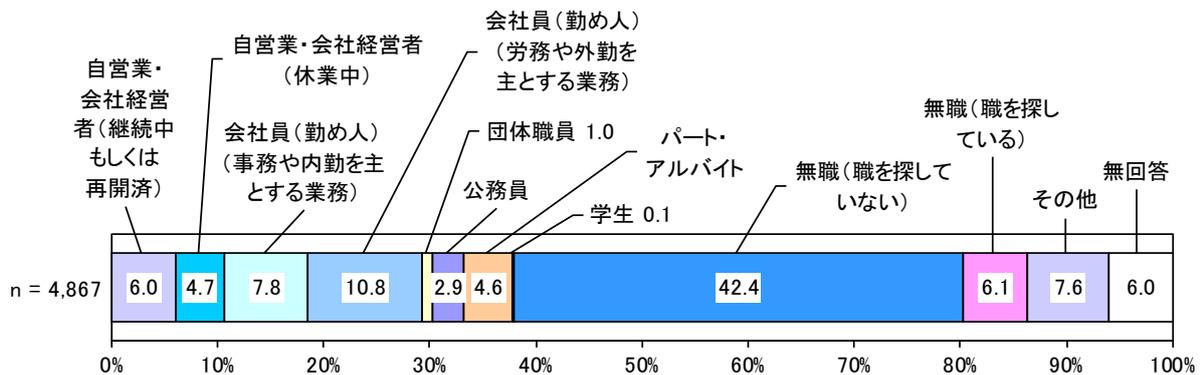
1. 避難先自治体



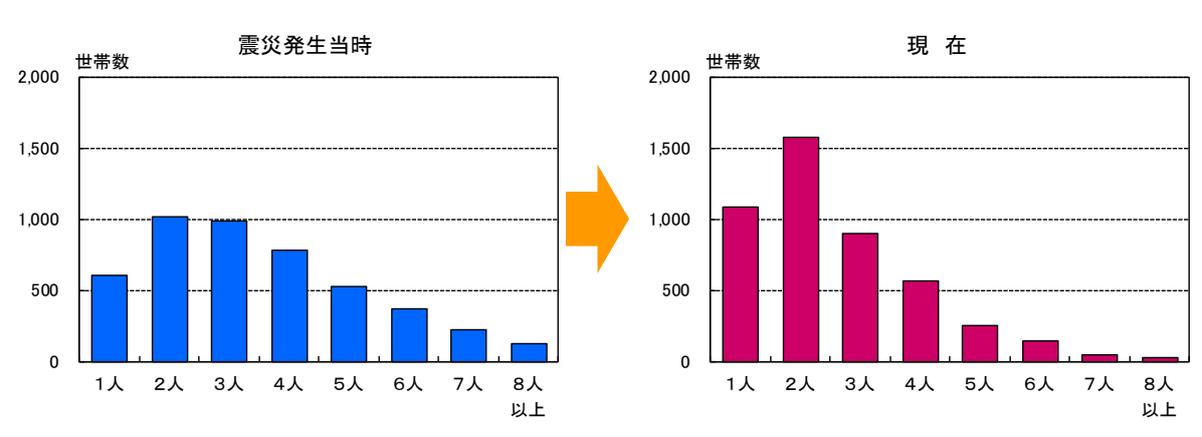
2. 現在の住居形態



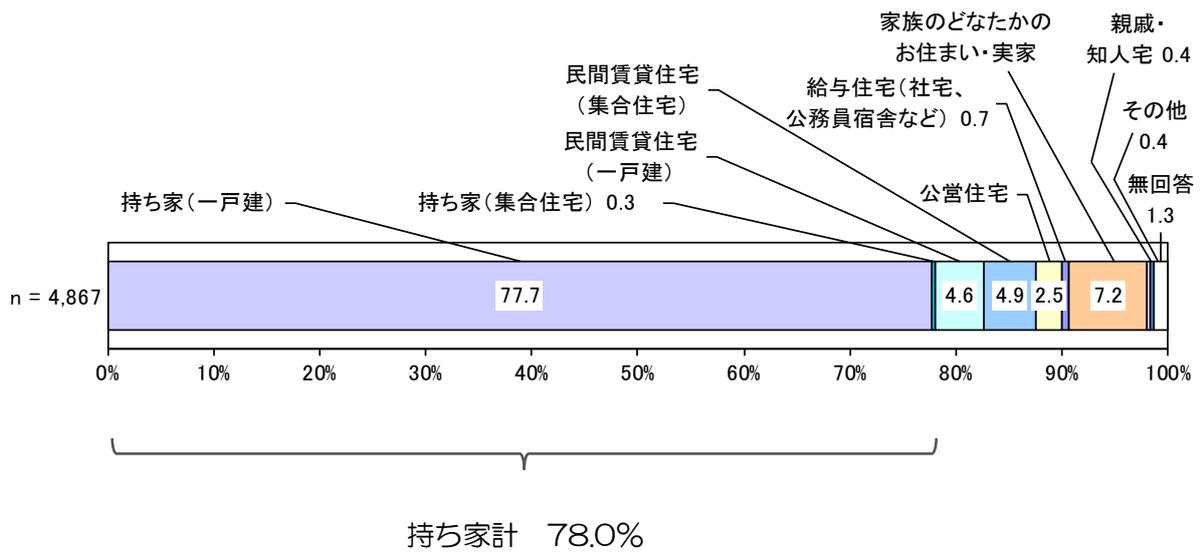
3. 職業



4. 世帯人数

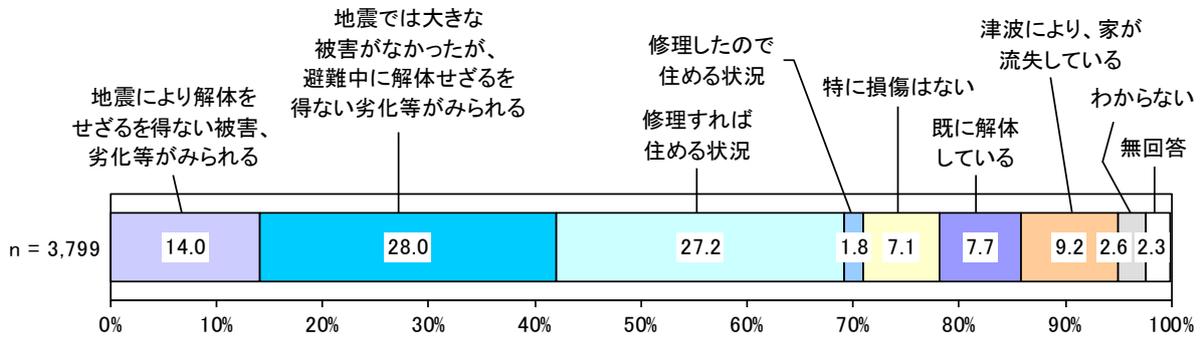


5. 震災発生当時の住居形態



6. 現在の住宅の状況

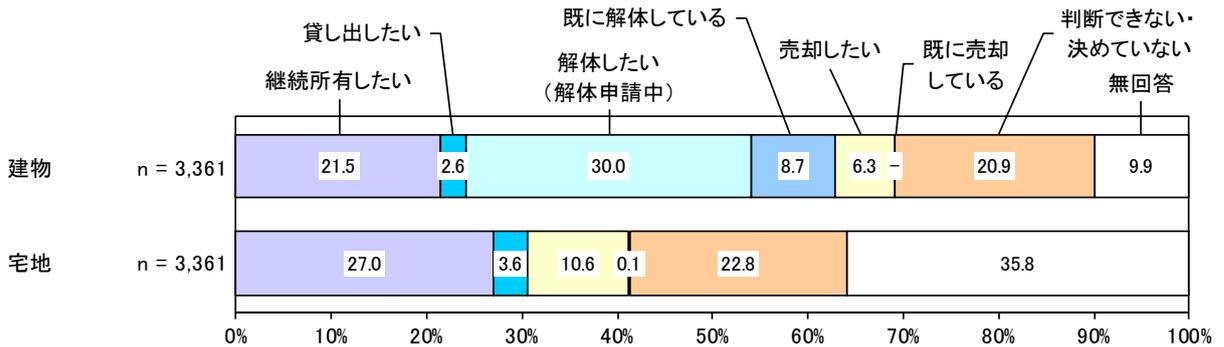
※〔5. 震災発生当時の住居形態〕で「持ち家（一戸建）」
「持ち家（集合住宅）」と回答した方のみ



7. 今後の所有意向

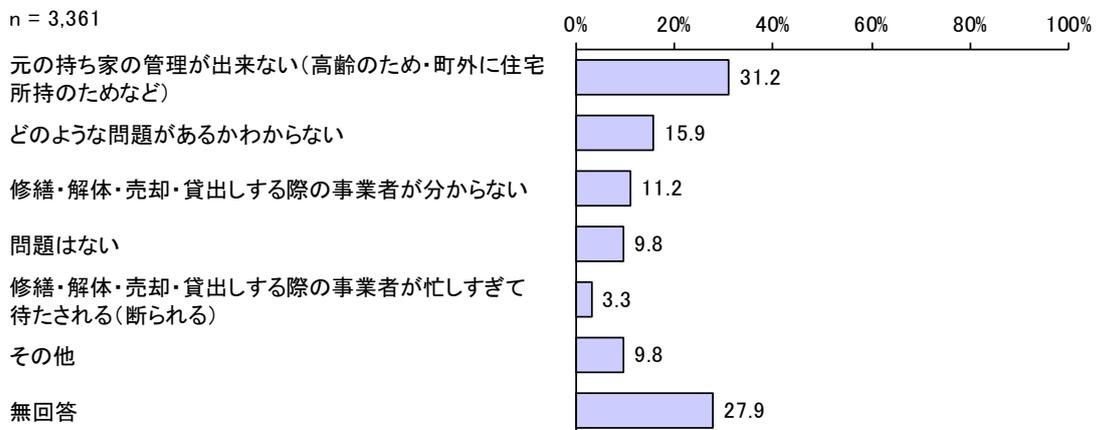
※〔5. 震災発生当時の住居形態〕で「持ち家（一戸建）」
「持ち家（集合住宅）」と回答した方で、〔6. 現在の住宅の状況〕で「津波により、家が流失している」と回答した人以外

※宅地については「解体したい（解体申請中）」「既に解体している」の選択肢はなし



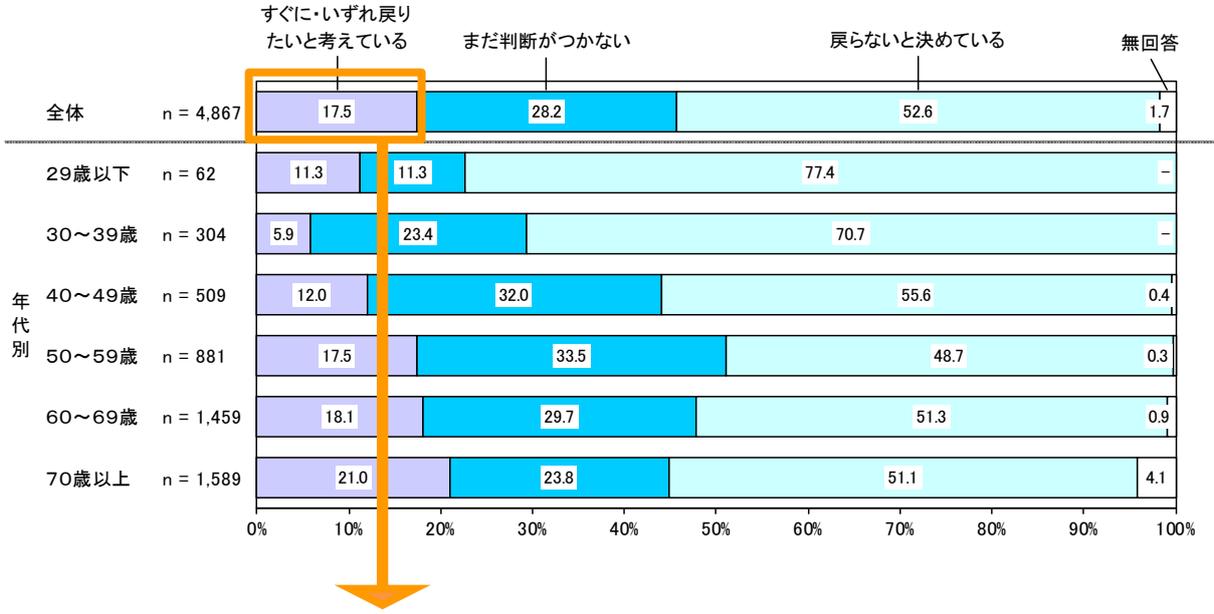
8. 持ち家・土地の維持管理等の問題点

※〔5. 震災発生当時の住居形態〕で「持ち家（一戸建）」
「持ち家（集合住宅）」と回答した方で、〔6. 現在の住宅の状況〕で「津波により、家が流失している」と回答した人以外



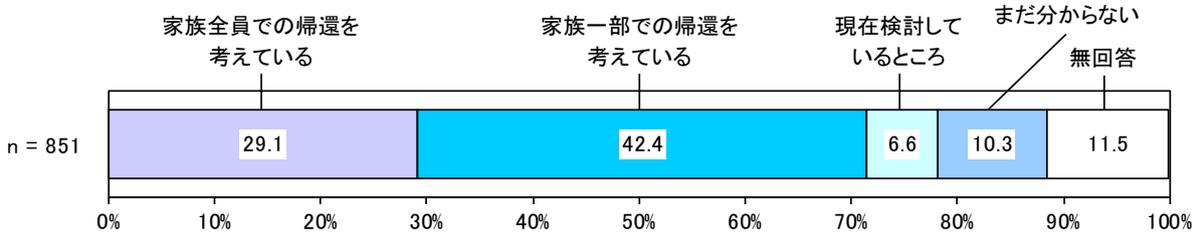
将来の意向

9. 帰還の意向



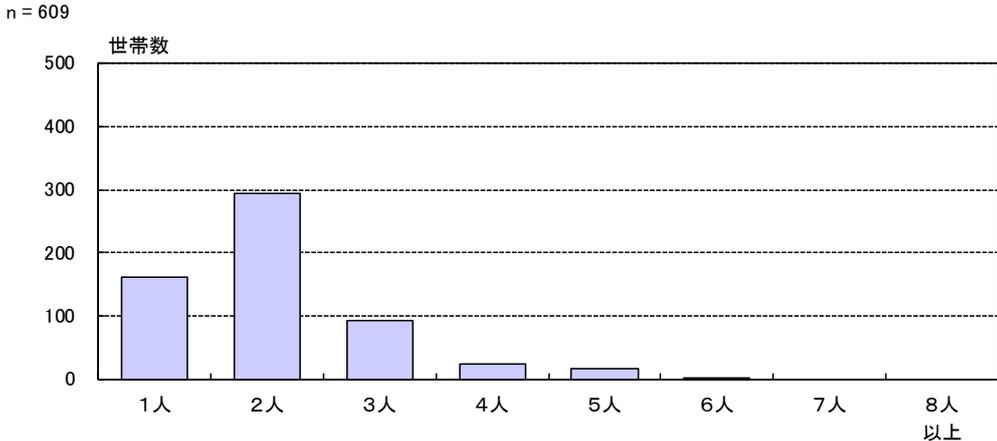
10. 帰還する場合の家族

※〔9. 帰還の意向〕で「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」と回答した方のみ



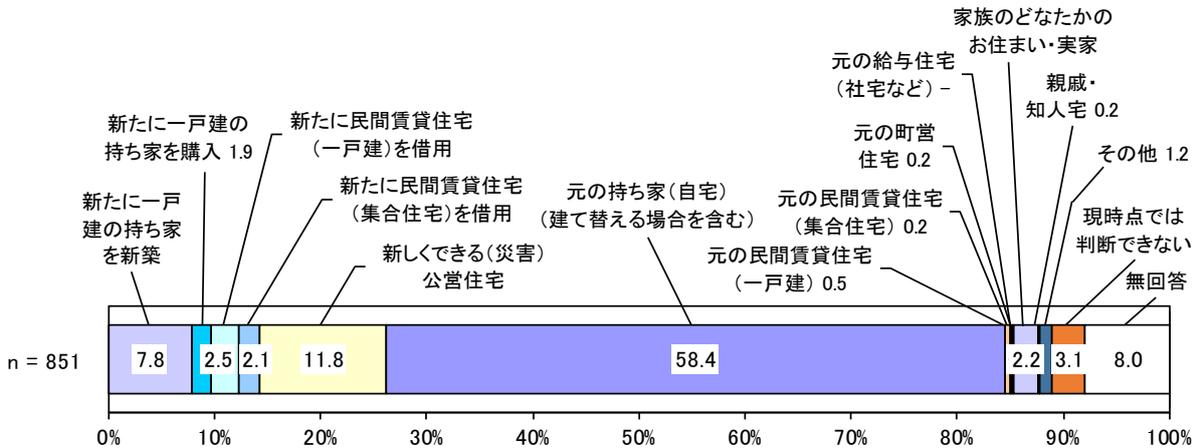
11. 帰還する家族人数

※〔10. 帰還する場合の家族〕で「家族全員での帰還を考えている」「家族一部での帰還を考えている」と回答した方のみ



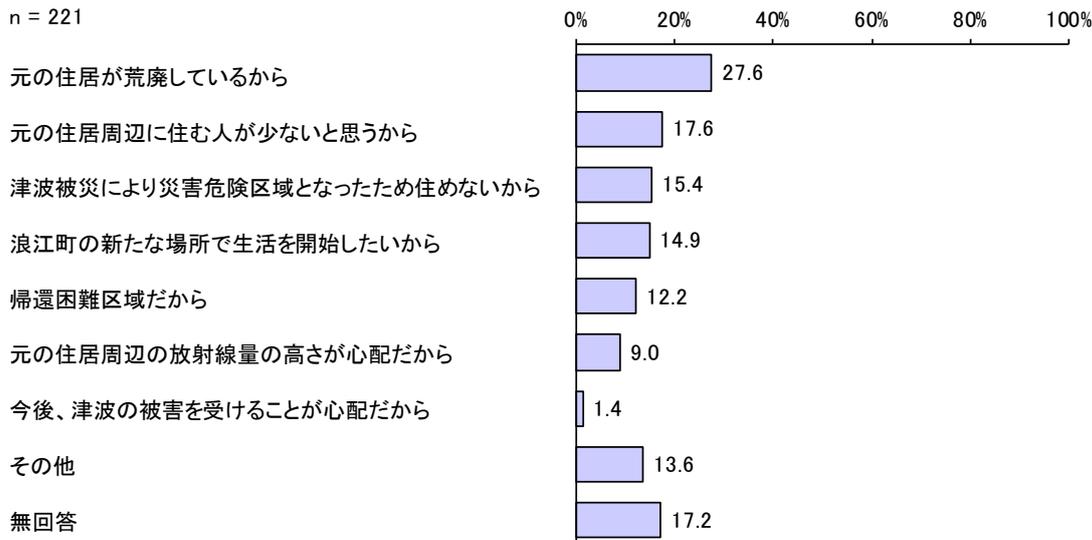
12. 帰還した場合の住居形態

※〔9. 帰還の意向〕で「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」と回答した方のみ



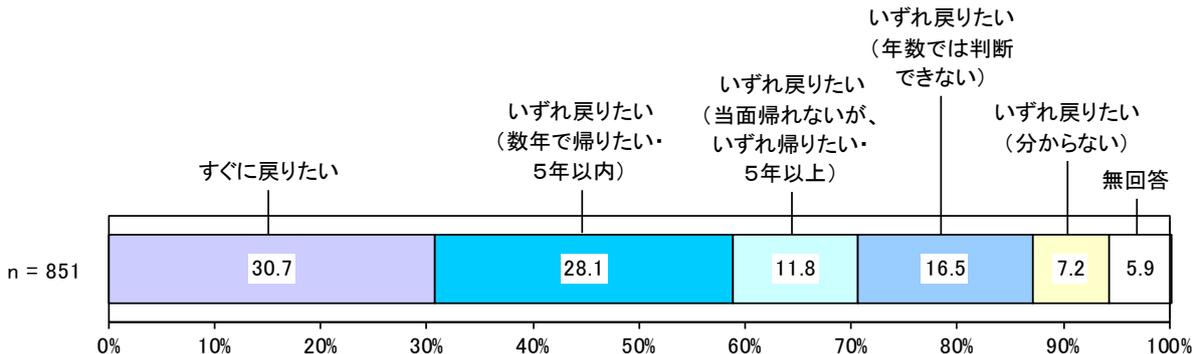
13. 元の住居と違う場所を希望する理由

※〔12. 帰還した場合の住居形態〕で「新たに一戸建の持ち家を新築」「新たに一戸建の持ち家を購入」「新たに民間賃貸住宅(一戸建)を借用」「新たに民間賃貸住宅(集合住宅)を借用」「新しくできる(災害)公営住宅」と回答した方のみ



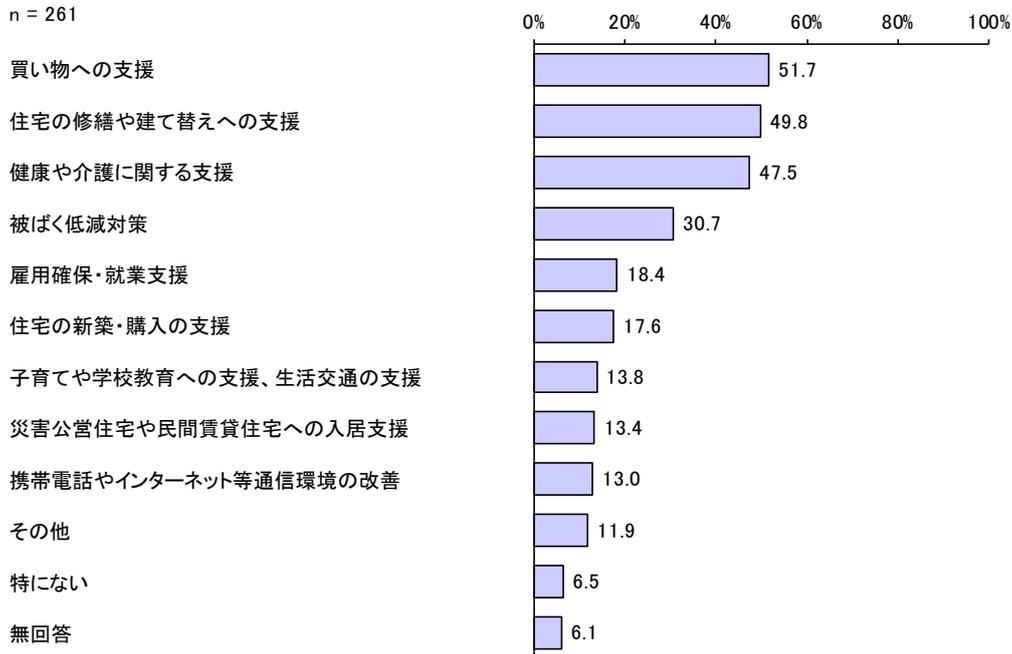
14. 帰還の時期

※〔9. 帰還の意向〕で「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」と回答した方のみ



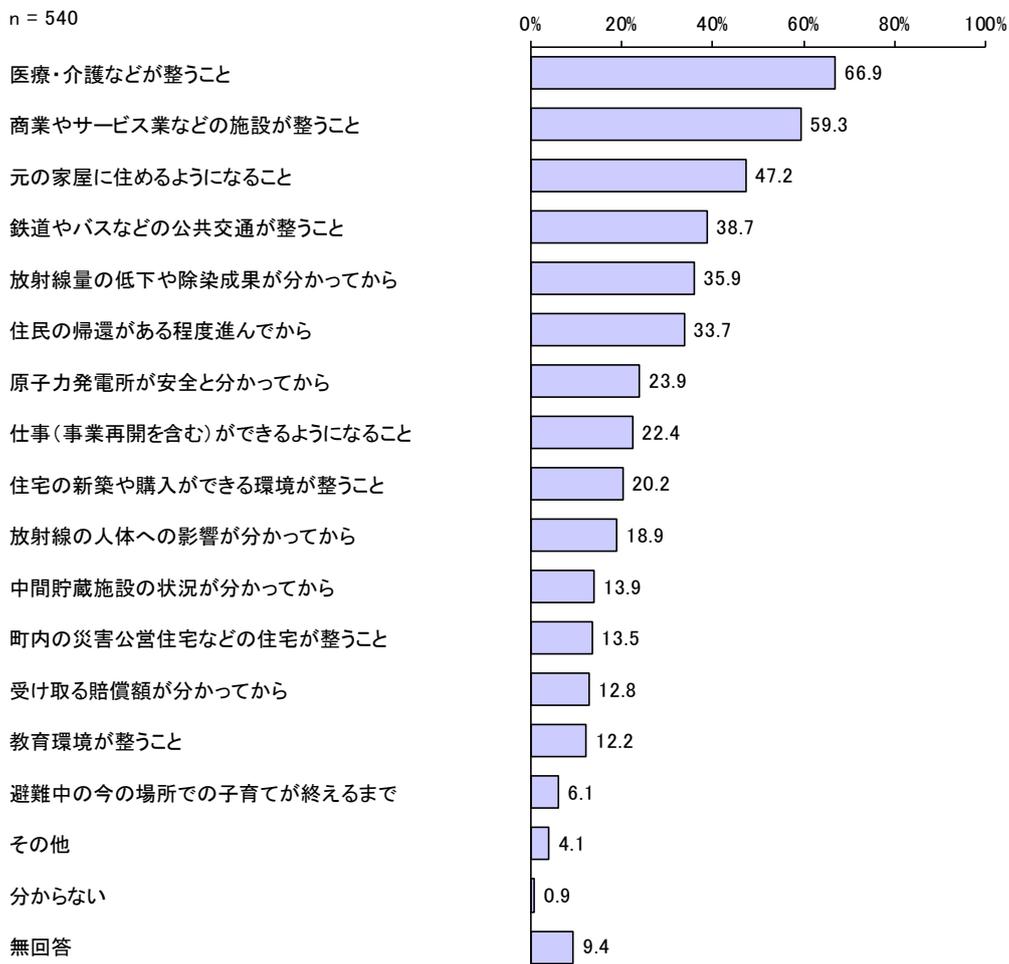
15. 帰還する場合に不足していると感じる支援

※〔14. 帰還の時期〕で「すぐに戻りたい」と回答した方のみ



16. 帰還する場合の条件

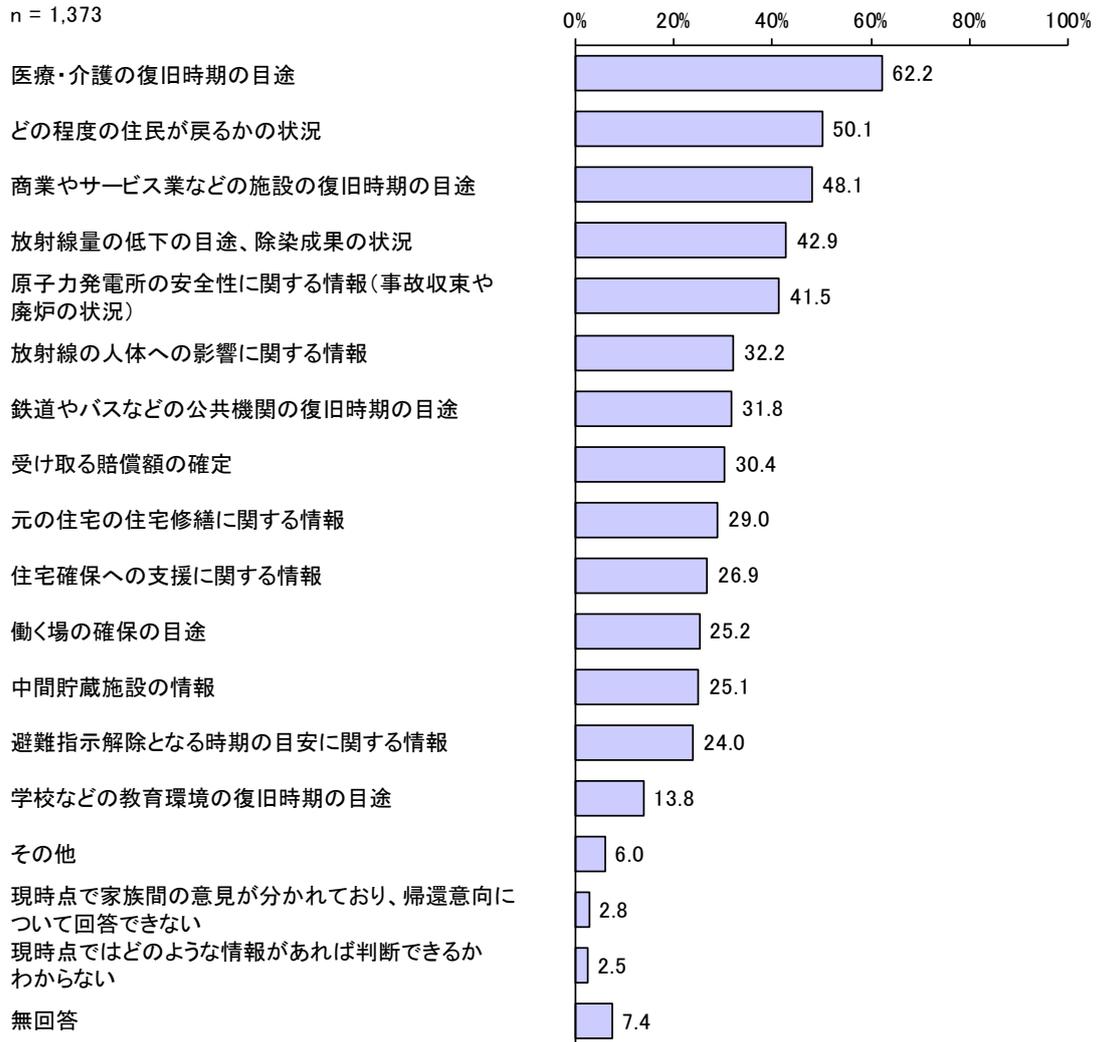
※〔14. 帰還の時期〕で「いずれ戻りたい」と回答した方のみ



17. 帰還を判断する上で必要な情報

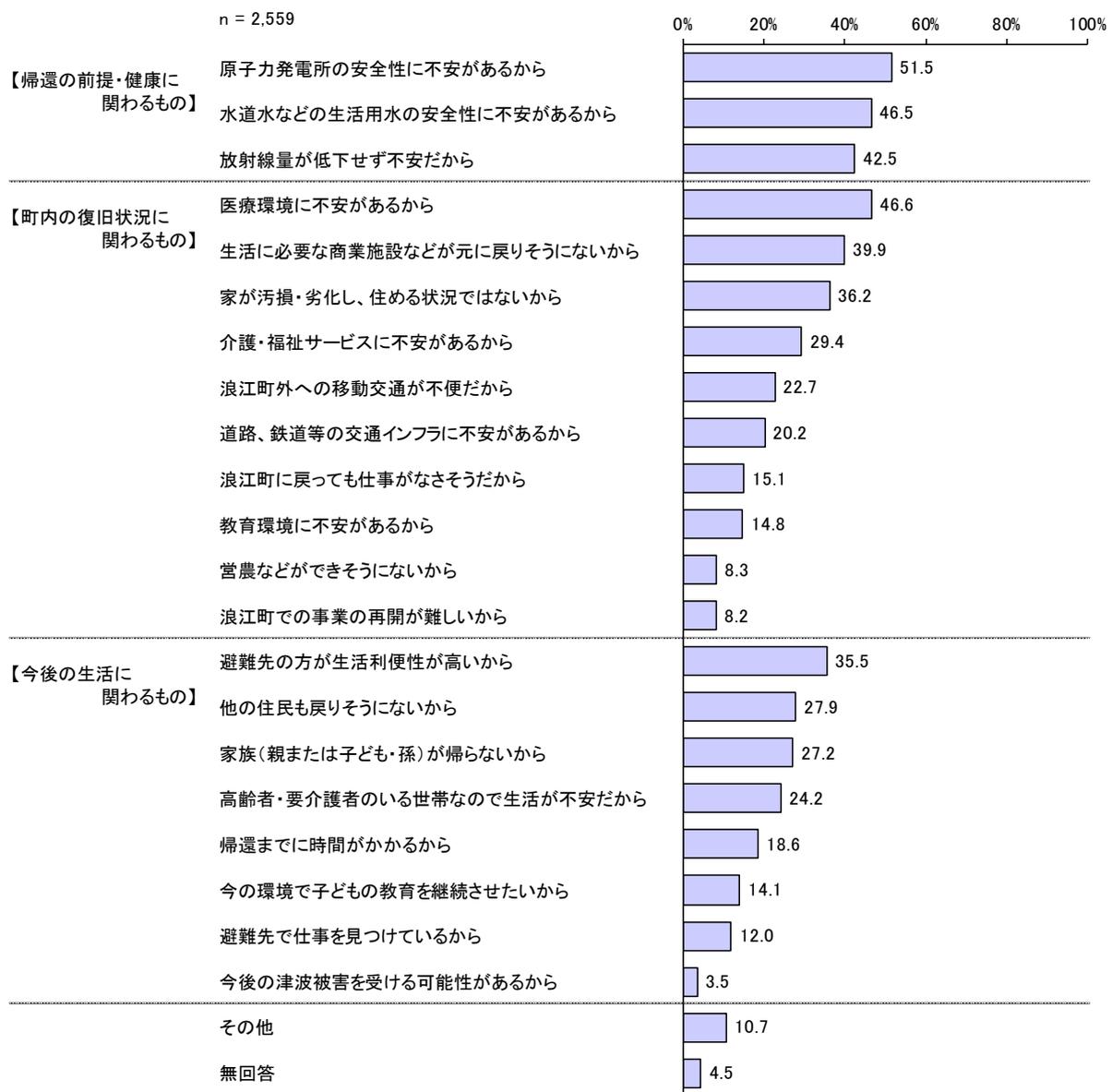
※〔9. 帰還の意向〕で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ

n = 1,373



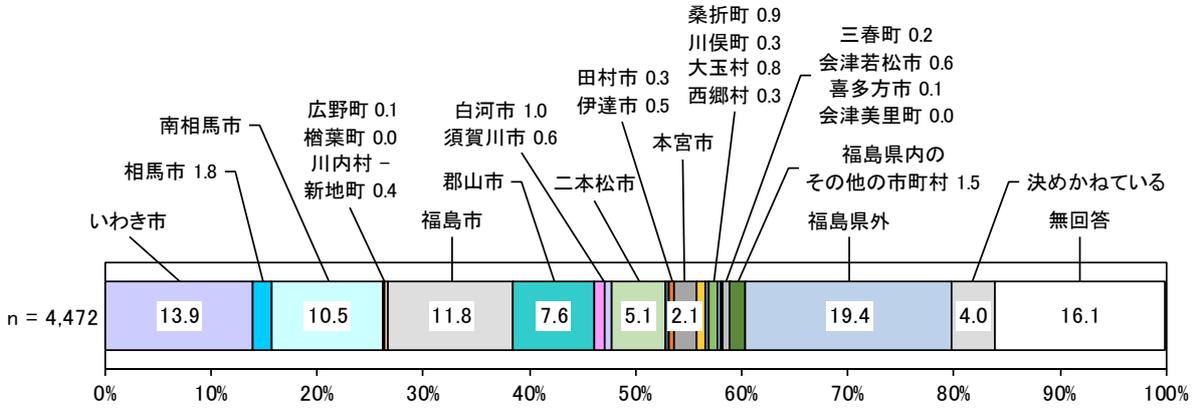
18. 戻らないと決めている理由

※〔9. 帰還の意向〕で「戻らないと決めている」と回答した方のみ



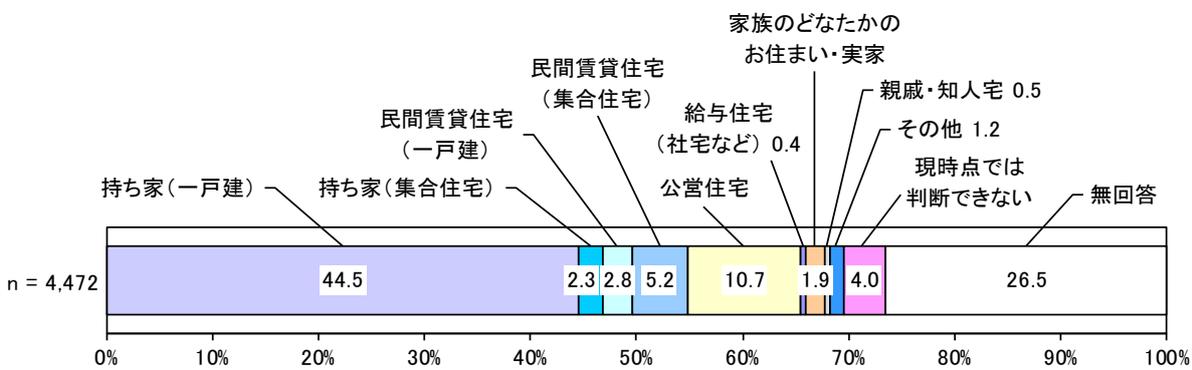
19. 帰還しない場合または帰還するまでの間に居住を希望する自治体

※〔9. 帰還の意向〕で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」、〔14. 帰還の時期〕で「いずれ戻りたい」と回答した方のみ



20. 帰還しない場合または帰還するまでの間の今後の居住形態

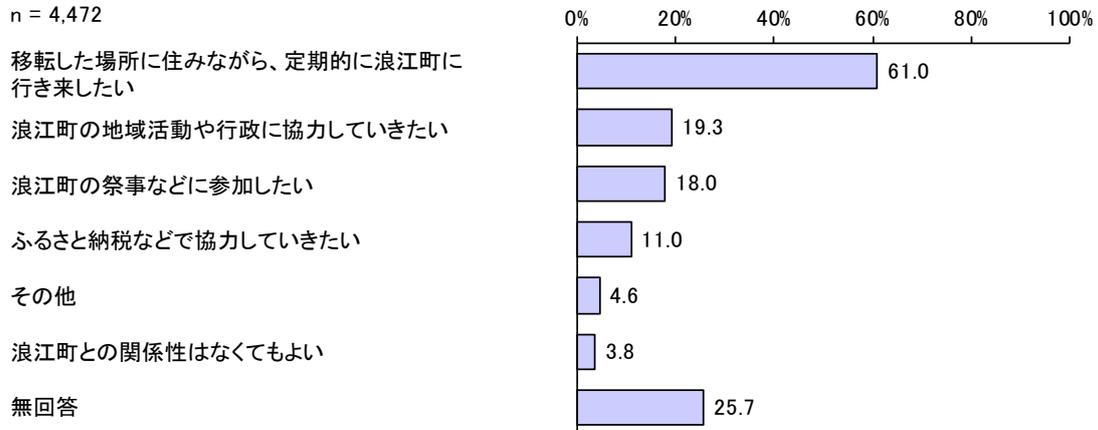
※〔9. 帰還の意向〕で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」、〔14. 帰還の時期〕で「いずれ戻りたい」と回答した方のみ



21. 帰還しない場合または帰還するまでの間の浪江町との関係

※〔9. 帰還の意向〕で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」、〔14. 帰還の時期〕で「いずれ戻りたい」と回答した方のみ

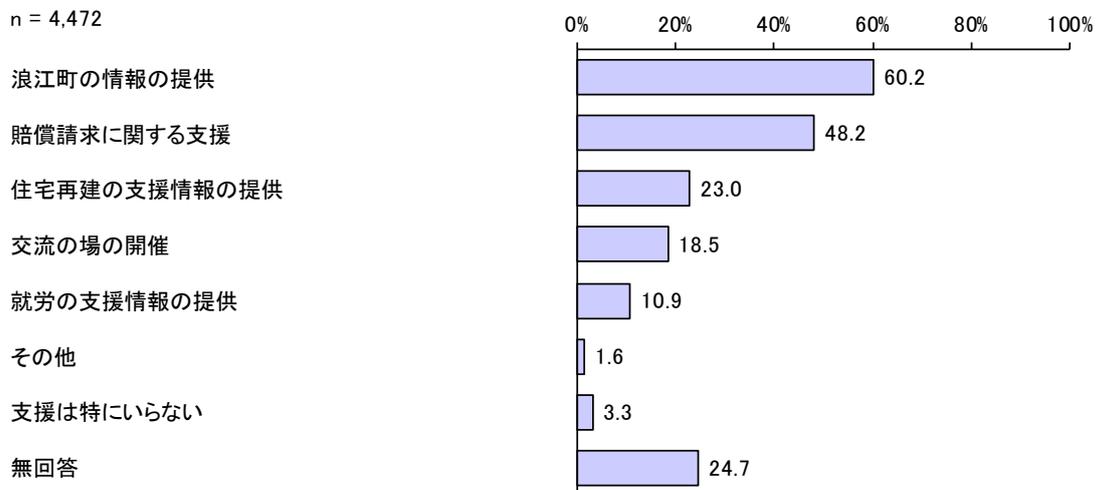
n = 4,472



22. 帰還しない場合または帰還するまでの間に必要な支援

※〔9. 帰還の意向〕で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」、〔14. 帰還の時期〕で「いずれ戻りたい」と回答した方のみ

n = 4,472



(3) パブリックコメントの概要・頂いた意見と
回答

浪江町復興計画【第二次】（中間とりまとめ）への パブリックコメント意見の概要・反映状況

1. 配布件数 : 9,131世帯
2. 募集期間 : 平成28年12月22日～平成29年1月10日
3. 回収方法 : 郵送・FAX・メール・窓口

回答数	115人
コメント数	320件

【コメント提言分野内訳】

総論	計画策定の背景や目的	1	I-7	商工業	3
	計画全般・総論	36		新たな産業形成	12
	推進体制	6		産業振興	8
	理念・基本方針	5		II-1.2 災害・地域の歴史の記憶	8
	歩み・将来像	6		II-3 エネルギー地産地消	11
I-1	除染	24	III-1	医療・福祉	18
	放射性廃棄物	2		III-2 損害対策	16
I-2	インフラ・交通網	19	III-3	絆・コミュニティ維持	7
I-3	まちづくり・景観	17	III-4	教育	10
	住まいの再建	20	III-5	伝統文化	8
I-4	防災・防犯・防火等	10	III-6	生活支援・行政サービス	13
	原発の廃炉	6		その他	国・県・町
I-5	帰還困難区域	29	概要版		0
I-6	農林漁業	17	その他		5

【コメント内容の分類】

意見・提案	183	復興計画に関連する内容で、記述の修正を求めるもの
感想	39	復興計画に関連する内容で、記述の修正を求めないもの（～だと思ふ、～すべきだといったその方の思いから発せられたもの）
要望	82	復興計画に直接関連しない内容で、何らかの対応を求めるもの（～してほしい、といったもの）
軽微な修正	16	復興計画に関連する内容で、単純な修正を行う必要があるもの

パブリックコメントの浪江町復興計画【第二次】への反映状況

具体的な手法など当計画で記載困難なものについては、実施計画や事業実施の際の参考とさせていただきます。

	No.	主な意見	対応方針（案）
総論（背景・目的、総論、推進体制、理念・基本方針、歩み・将来像）	1	浪江町の現状等の記載がない復興計画【第一次】の進捗や賠償等の、これまでの取組はどうなったのか。	町の現状・復興計画【第一次】の進捗確認表等を掲載する付属資料を作成します。
	2	計画の実効性や財源は確保されているのか。	主に実現可能性の高い事業を掲載しております。財源については、国の交付金を復興を遂げるまで活用できるよう要望しています。復興に関する財源の確保において、「復興に向けた取組について、迅速かつ効果的に実施するために、 <u>財政シミュレーションを行い長期的な町の財政状況を確認し</u> 、国、県へ財政措置を含めた適切な支援を求めています。」と下線部分を追加記載します。
	3	帰還困難区域を一日でも早く再生する気概を示してほしい。	帰還困難区域では、次年度中に方向性の検討を進め、その方向性に基づき再生を図ってまいります。帰還困難区域の再生において、「たとえ長い年月がかかるとしても、帰還困難区域の <u>一日も早い避難指示解除に向けて～</u> 」と下線部分を追加記載します。
	4	若い世帯の意見を積極的に取り入れる必要がある。	これからを担う若い世代の意見を取り入れていくこと等を配慮しながら取組みます。復興計画の推進体制において、「そのためにも、それぞれが持つ情報を積極的に提供し合い情報も共有化を図るとともに、 <u>若い世帯の意見に配慮し</u> 、町民等から意見や提案を広く求め～」と下線部分を追加記載します。
	5	除染されたといっても安全なのか。	国が解除の基準で指標とする、追加被ばく線量は年間20ミリシーベルト以下とされています。しかしながら町としては、より安全性を確保するため、継続的なモニタリングや必要な場所に対するフォローアップ除染を行うとともに、国に町内全域での追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となる事を要請しています。（本計画に記載済み）
	6	戻らない人の意見がブレーキになっているように感じる。計画の実現に向けて頑張してほしい。 若い世代が戻らない中で復興はできるか考えてほしい。新しい場所に目を向けるべきでないか。	戻る・戻らない・判断できないといった多様な意見がございますが、それぞれの意見を尊重したいと考えています。それぞれの居住地での生活再建を図るとともに、ふるさとの再生については、全ての町民の方に関与いただけるよう取組みます。（本計画に記載済み）

	No.	主な意見	対応方針（案）
	7	具体的な事業スケジュールを示してほしい。	・復興計画【第二次】は、概要版・計画編・施策編と分かれており、具体的な事業やスケジュールなどは施策編でお示しします。（計画に記載済み）
	8	現住地に定住予定である。	避難指示の解除は、必ず帰還することを求めるものではありません。仕事や子育て等の様々な理由で移動ができない場合もあります。町では絆を維持するための高速道路無料化の継続要請や、広報なみえの継続的な配布等の支援を継続します。（本計画に記載済み）
	9	「協働精神」があれば、復興は困難でも楽しいものになりうる。国と町が主従関係では町民の不安に対処できているとは言えない。	町の復興は町民の皆さまの力なくして実現できるものではないと捉えております。行政と町民のみならず、国、県、関係機関が協力して復興を進められるよう体制整備等を進めます。（本計画に記載済み）
	10	8,000人の内訳は、帰還者と新たな移住希望者の混合にならなければ若返りは果たせない。町外者をターゲットにした各種イベントなど、若い人たちのアイデアや活動力が必須である。	将来的な浪江町の人口構成は、帰還される方と移住者になると考えております。移住者向けの取組や町内での交流イベント等を進めます。（本計画に記載済み）
除染、放射性廃棄物	11	除染後の定期的な検査と情報発信をしてほしい。	事後モニタリングやフォローアップ除染を実施します。また、情報発信の効果的手法を検討し実施します。（本計画に記載済み） 農地は、事後モニタリングが一度のみのため、継続的な実施を要請します。（本計画に記載済み）
	12	森林や河川等の除染を実施してほしい。	森林は、「里山再生モデル事業」によるモデル実施を行います。その後の検証から有効性を判断し、その他の地区にも広げていくよう要請します。（本計画に記載済み） 大柿ダムは、底部の汚泥攪拌による再汚染を防止するため、濁度モニタリングを設置し監視しています。（本計画に記載済み） 河川は、モニタリングを継続要請するとともに、効果的手法の検討を進めます。（本計画に記載済み）
	13	放射線マップなど危険個所が分かるようにきめ細かくしてほしい。 webや紙媒体などできうる限りの手法を使って情報提供してほしい。	放射線の状況がみなさまに分かりやすく提供できるように、国・県と共に内容を検討し実施します。（本計画に記載済み）

	No.	主な意見	対応方針（案）
	14	除染結果の検証と情報発信をしてほしい。	平成28年度より実施している除染検証委員会除染において、各地区の方との意見交換や除染に関する検証を行っております。みなさまの不安を解消するために継続して事業を実施します。（本計画に記載済み）
	15	年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下実現のため、再除染の取組を行うこと。徹底した除染が先である。	町内全域の長期目標の追加被ばく年間1ミリシーベルトの実現を環境省に継続要請します。（本計画に記載済み）
	16	上水道の具体的な取組の説明をお願いしたい。	上水道は、各取水場での24時間モニタリングや、放射性物質が検出された場合の緊急停止のシステムを導入しております。（本計画に記載済み）
インフラ・交通網	17	個人設置の浄化槽の対応はどうなるのか。浄化槽の点検清掃を実施してほしい。	浄化槽については、環境省が一度限りではありませんが清掃を実施します。施策編に「 <u>浄化槽清掃の継続・拡充要請</u> 」を追加記載します。
	18	今後も井戸を使っていくのか。飲料水として、簡易水道や沢水を使用していた世帯には、上水道の設置や井戸等が利用できる環境をつくるべきだ。	井戸水の調査をした結果、検出されていませんが、帰還される方で、沢水や井戸水で不安がある場合は、井戸の整備を行う等の対策を検討しております。施策編に「 <u>上水道未敷設地域での飲料水の確保</u> 」を追加記載します。
	19	バスに乗れるようにしてほしい。「ぐるりんこタクシー」（デマンドタクシー）を復旧してほしい。	町内では、デマンドタクシー等による公共交通の確保を行います。（本計画に記載済み）
	20	国道114号を拡張整備し、避難道として確保する必要がある。原発等で何かあった時に避難できるのか。	被災時の経験から、交通渋滞を防ぐため、国道114号狭隘区間解消等の改良や高速道路複線化の要望を継続的に行います。（本計画に記載済み） 避難ルートは、複数案設定し円滑な避難ができるよう取り組んでおります。（本計画に記載済み）
	21	帰還困難区域内の国道114号や県道浪江三春線の許可証なしでの全面交通を実現すべき。	帰還困難区域の重要幹線道路については、防犯対策講じ放射線量を低減させた上で、通行できるよう継続要請しています。（本計画に記載済み）

	No.	主な意見	対応方針（案）
まちづくり・景観、住まいの再建	22	簡易店舗のみではなく、大規模店舗の整備を進めないのか。	既存の個人・企業、新規の個人・企業による商工業の再生を図ることとし、大規模店舗等を含めた事業再開を促進します。（事業実施の際の参考とします）
	23	常磐線から東側と帰還困難区域について記載があるが、常磐線から西側の記載がない。居住制限区域をどう復興させていくのか。	復興まちづくり計画の考え方である、役場周辺を「まちづくりの核となるエリア」として、段階的に整備地域を拡大していきます。居住制限区域では、公共交通の支援等を行うとともに、みなさまの意向を聞き、各地区の方向性を検討していきます。（本計画に記載済み）
	24	除染後の宅地・農地・空き地・道路等の管理チームが必要である。 帰還しない人たちの家屋と土地の取り扱いを明らかにすべきである。	個人が所有する財産は、個人が管理していただくこととなります。町では空き地・空き家対策において、空き家・空き地バンク等による対応のほか、公営又は民間委託による管理対応を検討していきます。（事業実施の際の参考とします）
	25	野生動物が異常繁殖し、荒廃に拍車をかけているので、駆除対策の早期強化の必要がある。	有害鳥獣対策については、国・県・関係自治体での広域的な対策の検討を進めております。今後は、捕獲隊の活動強化を図るとともに、これまでの動態研究などからモデル事業の実施・検証を行い、効果的な対策を行います。（事業実施の際の参考とします）
	26	再生可能エネルギーの見える化について具体例がないと分かりにくい。 再生可能エネルギー施策の具体化が必要である。	復興計画【第二次】の作成と併行して、スマートコミュニティの導入について検討しております。この検討を基に、再生可能エネルギー等の理解促進を図ります。（事業実施の際の参考とします） 再生エネルギーについては、計画等の策定を次年度取組みます。（本計画に記載済み）
	27	公営住宅を整備し住まいの確保をしてほしい。	現在、町が整備を進めている災害公営住宅は、全て戸建てで整備しています。また再生賃貸住宅は、雇用促進住宅を改修したもので、集合住宅で整備しています。（本計画に記載済み）
28	自宅をリフォームしたが、廃材は他の市町村に持ち出せとのことで、支援が何もなし。	産業廃棄物の取り扱いについて、環境省の減容化施設の柔軟な運用による対応の要請等に取組んでおります。（本計画に記載済み）	

	No.	主な意見	対応方針（案）
	29	これまで、重要幹線道路の除草は年1回であったが、2回以上にしてほしい。	美しいふるさとの維持における取組として、除草を実施するにあたり、適切な回数を検討し実施します。（事業実施の際の参考とします）
防災・防犯・防火等、原発の廃炉	30	避難場所を明記してほしい。	復興計画【第二次】と併行して、地域防災計画の策定を進めております。平成28年度内に完成予定ですので、策定後に避難所や避難場所に関して防災ガイドブックなどで情報提供を行います。（事業実施の際の参考とします）
	31	消防団は再編するわけではない。	消防団の再構築という表記ですので、もともとの組織の再生と一部の再編による再構築と捉えて表記していましたが、誤解を招く標記であるため「 消防団の再生 」と改めます。
	32	「立入が規制される帰還困難区域では、きめ細かなパトロール等が実施され、防犯防火対策が徹底されています。」とくわえてほしい。	目指す姿において、「警察署や消防署等と連携し 帰還困難区域を含むすべての地域 で防犯・防火体制を構築しています。」と下線部分を追加記載します。
	33	帰町された世帯への訪問実施をすべき。 防災無線が聞こえにくい世帯への対応をすべき。	戸別訪問については、防犯・防火活動の実施において、警察署や消防署と連携し継続して実施します。（事業実施の際の参考とします） 防災無線の聞こえにくい世帯については、震災前からの取組である屋外アンテナ等の設置などで対応します。（事業実施の際の参考とします）
	34	福島第二原子力発電所の廃炉を要請し続けてほしい。	施策編において「県内全ての原子炉の廃炉要請」という取組を記載しており、廃炉に向けて要請していきます。（本計画に記載済み）
帰還困難区域	35	整備計画を分かりやすく定めてほしい。 復興拠点について、意見を聞く場を地区ごとに複数回、開催してほしい。 再生に何年かかるかはっきりさせてほしい。 インフラ整備等の帰れる環境をきちんと整備してほしい。	復興拠点については、地域のみなさまと話し合いのもと場所・機能・内容等の検討を進めます。なお、スケジュールなどを含んだ再生方針の検討を次年度中に予定しており、この再生方針に基づき帰還困難区域の再生を進めていきます。（事業実施の際の参考とします）
	36	津島地区は里山を活用していたので、里山の再生を促進してほしい。 地域全体の除染を明記してほしい。	里山を含む森林の再生を目指し、町内全域の再生を引き続き要請していきます。（本計画に記載済み）

	No.	主な意見	対応方針（案）
	37	<p>帰還困難区域内の住宅の修繕等はどうに考えているのか。</p> <p>戻らない人の土地利用も考えてほしい。</p> <p>環境保全や有害鳥獣対策等も総合的な方策を加えてほしい。</p>	<p>帰還困難区域内の家屋管理等について、国・県・町において検討を進めております。町では、地域のみなさまのご意見を聞きながら対応を検討していきます。（事業実施の際の参考とします）</p>
農 林 漁 業	38	<p>農業の風評は完全に払しょくできるのか。風評被害が続くが、20年後の農業への思いを残してほしい。</p> <p>食料生産品等の線量調査の強化と情報公開が必要である。</p>	<p>米については全袋検査、その他の野菜等についてはサンプル検査というように検査体制が構築されています。更なる検査体制の強化を関係機関に要望していきます。また、検査結果については積極的な発信に努めます。（本計画に記載あり）</p>
	39	<p>農業用水路の復旧や通水の予定を示すべき。</p> <p>請戸漁協の整備時期などを示すべき。</p>	<p>復興計画【第二次】では、概要版・計画編・施策編と分かれており、具体的な事業やスケジュールなどは施策編でお示しします。（本計画に記載済み）</p>
	40	<p>除染後の農地が肥沃土壌になるまで、営農再開支援事業を継続する必要がある。</p>	<p>営農再開支援事業での地力回復を取組んでおりますが、避難指示解除後3年までとされており、継続するよう要請しております。（本計画に記載済み）</p>
	41	<p>里山再生モデル事業や森林除染と併行した林業の再生は必要である。</p>	<p>里山再生モデル事業等の進行状況は、随時わかりやすく情報提供していきます。（本計画に記載済み）</p>
商 工 業 、 新 た な 産 業 形 成 、 産 業 振 興	42	<p>現状の補助金は事業再開までなので、開業してからのインセンティブも必要と考える。</p>	<p>町内で商工業が再開・新規参入しやすい活気ある環境をつくるため、関係機関と連携した支援の情報発信を行うとともに、これらの支援の継続を求めます。また、町独自の営業支援を実施することにより、事業再開や起業がしやすい環境をつくります。（本計画に記載済み）</p>
	43	<p>町内での就労支援や、多様な働き方の支援、高齢者の労働機会創出、社会参加体制をお願いしたい。</p>	<p>国や県による就労支援事業の活用などにより、就労の場の確保を図ります。また、町内でのハローワークの支援が受けられる体制なども検討中です。更に、シルバー人材センター等の再開による雇用の創出等を進めると共に、ボランティアや社会活動の機会創出も検討しております。（本計画に記載済み）</p>

	No.	主な意見	対応方針（案）
	44	ロボットテストフィールドは今後どのように整備していくのか。 被災地だからできる取組も必要ではないか。	国、県、町、関係団体等による浪江町復興ビジョン検討会議を進めており、ロボット産業の可能性をはじめ、それらがどのようにまちづくりに関係するかという点を含めて検討を進めております。この検討結果に基づき、企業誘致等を進めていきます。 （事業実施の際の参考とします）
	45	農地保全より、ソーラーパネルを設置し収益を上げてはどうか。	農地について、地区のみなさまと話し合いのもと有効な土地利用を進めていきたいと考えております。（事業実施の際の参考とします）
災害・地域の歴史の記憶	46	震災伝承や防災教育の検討等	町民のみなさまが被った過酷な避難を、他の地域や次世代で繰り返さないために、震災伝承や経験を活かした防災教育の取組を進めていきます。（本計画に記載済み）
	47	原子力災害の恐ろしさを前面に出して後世に残すことが大切と考える。	県の整備するアーカイブ拠点施設において、原子力災害の教訓の情報発信等を行う予定です。この施設とのタイアップを行うとともに、町としても大学等の専門機関に協力いただき情報発信等を進めていきます。（事業実施の際の参考とします）
	48	帰還困難区域の地域は消滅の危機にあるので、歴史、民俗、芸能等を将来に伝えることが喫緊の課題である。	帰還困難区域に限らず、町内全域での地域の歴史や文化等の保存を進めてます。（本計画に記載済み）
エネルギーの地産地消	49	谷津田地区の大規模な太陽光発電の計画は、実現すれば税収に大きく貢献できる。 酒井地区は太陽光発電に適した地域である。 耕作放棄地を集約して太陽光発電を進めてほしい。	農地について、地区のみなさまと話し合いのもと有効な土地利用を進めていきたいと考えております。復興計画【第二次】では、地区名の明記はできませんが、再生可能エネルギー産業の誘致等を図ります。（事業実施の際の参考とします）
	50	太陽光発電や風力発電等のクリーンエネルギーで売電し復興を進めるべき。 風力発電の低周波は景観を損なうだけなので、太陽光発電のみで十分と思う。 風力発電は騒音があるので住宅から離れた場所に整備してほしい。	再生可能エネルギーに関する調査・計画等を実施する予定です。太陽光・風力・小水力・地熱等の様々なエネルギーについて検討します。（本計画に記載済み） 風力発電を整備する際には、環境アセスメントの実施や地区の意向を踏まえながら整備を行います。（事業実施の際の参考とします）

	No.	主な意見	対応方針（案）
医療・福祉	51	介護施設や病院を整えてほしい。	<p>介護は、高齢者サポートセンターを整備し、デイサービスや在宅介護事業を行います。なお、並行して民間事業者の事業再開の支援を行い、介護施設の充実を図ります。（本計画に記載済み）</p> <p>医療は、浪江町役場敷地内に診療所を整備します。なお、緊急時のドクターヘリ搬送や、近隣自治体との協力等により、医療体制を整えます。（本計画に記載済み）</p>
	52	どのくらいの放射線量があるかを自分で確認できるものが必要だ。	<p>各世帯に希望に沿って線量計を貸出ししています。また、サーベイメーター等の貸出しも行ってまいりますのでご活用ください。（本計画に記載済み）</p> <p>町内では、Dシャトル（個人積算線量計）を貸出し具体的に放射線影響の把握ができる体制となっております。（本計画に記載済み）</p>
	53	緊急用の連絡機器を付けてほしい。	<p>町では、緊急通報システムを帰還し活用を希望される方に配布しますので、ご活用ください。（事業実施の際の参考とします）</p>
損害対策	54	<p>復興組合の3年間の賠償ではなく、生産や販売が可能になるまで賠償してほしい。</p> <p>適切な賠償が復興計画や避難時し解除の前提である。</p> <p>生業と生活再建が可能となるまで賠償の継続を強く求めること。</p>	<p>町民のみなさまへ適切な賠償がなされるよう関係機関への要請を継続して行います。（本計画に記載済み）</p>
	55	<p>避難指示解除後1年で賠償が打ち切られては生活に困るのではないか。避難指示解除はまだ先である。</p> <p>これまで「復旧・復興」より「賠償」に重きを置きすぎたのではないか。復旧・復興と切り離し政策を進めてほしい。</p>	<p>生活再建に向けた「賠償」の取組と、ふるさとの再生に関する「復旧・復興」の取組を両輪で進めているところです。生活の再建では、適切な賠償を求める取組を継続していきます。ふるさとの再生についても並行して進めて参ります。（事業実施の際の参考とします）</p>

	No.	主な意見	対応方針（案）
絆・コミュニティ維持	56	避難指示解除前でも活用できる交流施設等の整備が必要である。	交流・情報発信拠点の整備を進めておりますが、整備されるまでの間は、町内の既存施設の活用等を検討しております。（事業実施の際の参考とします）
	57	浪江町の行事にはできるだけ参加したい。	震災以前に行われていたイベントや各種スポーツ大会、伝統芸能発表など町民や様々な人たちが、町に立ち寄り、気軽に楽しく参加できるイベントを計画します。（本計画に記載済み）
教育	58	若い世代や子供が戻ってこれるよう、学校を再開してほしい。	浪江東中学校で小中併設校の再開を目指します。また、町内での教育環境については、検討組織を設置し、再開に向けた検討を進めます。（本計画に記載済み）
	59	将来像の「特色ある」の内容が不明 内容の事例概要などを加えて言うべきでないか。	目指す姿において、「町内では、 伝統文化や被災経験、先端的産業等の浪江町だからこそできる 特色ある教育環境の中で、～」と修正します。
	60	小中一貫校教育の導入を検討すべき。	帰町当初は、小・中学校を併設し学校教育を再開します。その後の望ましい教育環境や教育施設についても、状況を見ながら継続的に検討を行います。（事業実施の際の参考とします）
	61	各教育委員会との連絡強化が必要だ。	区域外就学をしている子どもたちの学習環境への配慮を要請するとともに、その地域の子供たちと同じように教育支援を受けられるように各教育委員会と連携を図ってまいります。（本計画に記載済み）
伝統文化	62	神社や仏閣が荒廃しているので修繕が必要である。	指定文化財については保存・修復を進めていきます。神社や仏閣については、思想や信条の関係から現状で対応しにくいものの、国・県・関係機関と協力して検討していきます。（事業実施の際の参考とします）
	63	伝統芸能の継承を含め、発表の場が必要である。	伝統芸能、活動補助等を行い実施・継承できるよう取り組んでいます。また、伝統文化に触れる機会については、イベントでの発表の場の創出等を行っています。保存については、映像記録にする事等を実施しております。（本計画に記載済み）

	No.	主な意見	対応方針（案）
生活支援・行政サービス	64	復興公営住宅での問題対応が課題。	復興公営住宅は、県営のため諸問題への対応は県で行うこととなりますが、町でも県との情報共有を図り、諸問題の把握に努めます。その上で、県に問題解決のための要望を行ってまいります。（事業実施の際の参考とします）
	65	高速道路の無料化や医療費窓口負担の減免の継続をお願いしたい。	町民と町民・ふるさととの絆維持のために、高速道路の無料化の継続要請を行います。また、長期避難による生活不活発病等の生活習慣病への対応のために、医療費窓口負担減免の継続要請をしております。（本計画に記載済み）
	66	固定資産税はどうなるのか。	解除となった次の年より3年間1/2減額されることになっております。また、滅失・損壊した家屋の敷地については、平成33年度まで、住宅用地とみなすこととなっております。その後は、固定資産税の住宅用地特例が無くなります。このような中、町では、現在の減免措置の継続を国に要請しています。（本計画に記載済み）

(4) 住民懇談会 各会場の議事概要・

アンケート結果

●浪江町住民懇談会の開催(平成28年6～7月)

避難指示解除に関する有識者検証委員会からの報告書が提出されたことを受けて、その概要を説明するとともに、国から避難指示解除に関する考え方等について説明していただき、町民の皆様と意見交換を行うため、各地で8回の住民懇談会を実施した。

東京会場 (星陵会館ホール)	日時	平成28年6月23日(木曜日) 13:30～15:30
	参加者	約110名
仙台会場 (仙台国際センター 大会議室「橘」)	日時	平成28年6月26日(日曜日) 13:30～15:30
	参加者	約90名
福島会場 (福島県文化センター 大ホール)	日時	平成28年6月27日(月曜日) 13:30～15:30
	参加者	約300名
郡山会場 (ビッグパレットふくしま コンベンションホール)	日時	平成28年6月29日(水曜日) 13:30～15:30
	参加者	約150名
南相馬会場 (サンライフ南相馬 集会室)	日時	平成28年6月30日(木曜日) 13:30～15:30
	参加者	約170名
二本松会場 (安達文化ホール ホール)	日時	平成28年7月1日(金曜日) 13:30～15:30
	参加者	約170名
いわき会場 (いわき市文化センター 大ホール)	日時	平成28年7月3日(日曜日) 13:30～15:30
	参加者	約200名
会津若松会場 (会津若松市文化センター 文化ホール)	日時	平成28年7月5日(火曜日) 13:30～15:30
	参加者	約25名

【内容】

(1)町からの説明

避難指示解除に関する有識者検証委員会からの報告および今後の取り組み

(2)国等からの説明

避難指示解除に関する国の考え方等について

【資料】

会議次第

浪江町住民懇談会資料

浪江町における除染及び廃棄物の処理について

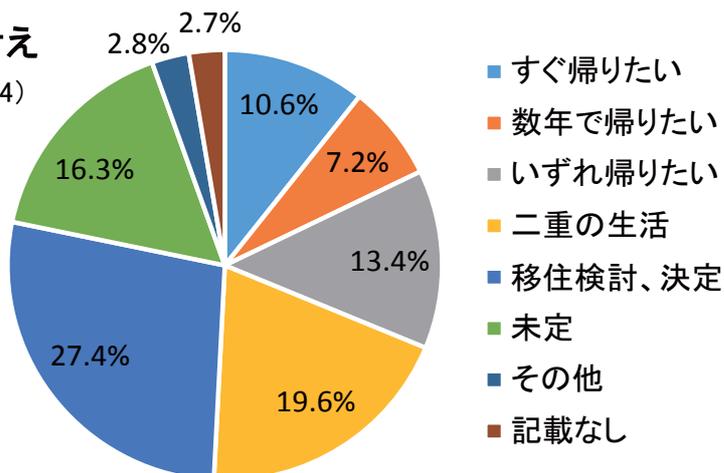
浪江町の復興に向けた取り組みについて

福島第一原発の廃炉・汚染水対策の状況について

来場者アンケート結果 (抜粋)

帰町の考え

N=864)



【参考】浪江町住民懇談会の概要

①参加者からの意見・質問の概要

■全体

- 検証委員会に住民代表を入れるべき。
- これから浪江町を作っていく10代、20代といった若い人の意見を取り上げて計画の中に入れていくと、もっとみんなが帰りやすい状況になるのではないか。
- 今日の懇談会はビデオ撮影されているが、これを今日欠席している人のタブレットに流してもらいたい。
- 検証委員会の報告は検証委員が説明に来ると思っていたが、誰も来ていない。座長が町民と会って、一緒になって膝を突き合わせて話をできるようにしてほしい。

■健康管理

- 介護サービスの段階的環境整備とあるが、今一番困っているのはお年寄りだと思う。お年寄り対策を最大限にやってもらいたい。
- 帰還してくる町民の大半は高齢者だと思う。そのためには医療と介護、この施設の充実について、しっかりした計画をするべき。

■賠償

- 東電の賠償の考え方がだんだん厳しくなっている。きちんと対応してほしい。
- 避難指示が解除されても、精神的損害の慰謝料等の賠償の打ち切り等を画一的にするのではなく、浪江町の意見を十分に聞き取っていただきたい。
- 区域によって賠償に差があるのは問題ではないか。

■除染

- 発生した具体的な放射性物質とその性質等について町民にしっかり示してほしい。
- 除染後の線量チェック体制について、第三者の厳しいチェックが必要だと思う。町長が先頭に立ってそのチームを作ってほしい。
- 仮置き場については既に3年が経過している。運べないものも多くある。これらは東京・関東圏のごみであり、東京湾を埋め立てるのに使ったらどうか。
- 除染の方法、順番を見直すべきではないか。
- 避難指示解除の基準が20ミリシーベルトであることに、納得がいかない。
- 第一原発のリスク評価が不十分。
- 今の大柿ダムの線量は低いが、大雨が降ったりした時、流出防止をするための対策をとってもらいたい。
- 丈六公園のいこいの村を一時帰宅の宿舎にする考えがあると聞かすが、それなら丈六公園を除染してほしい。
- 年間20mSv以下のエリアの避難指示を解除し、そこに住民が住み続けた場合、生涯被曝線量はいくらとなるのか、想定しておく必要があるのではないか。
- 福島第二の原発4基について、その方向性が示されるべきである。
- 除染後にいろいろな設備が壊されていて、再三にわたり業者に直すように伝えている。町の方からも強く業者に伝えて欲しい。

■インフラ

- 常磐線のアクセスなどをもっと早めに考えてほしい。
- 帰還するためには安全安心の確保をお願いしたい。インフラや生活環境が整って初めて帰る、ということになると思う。

■まちづくり

- 住民の健康を考えれば、区域再編については線量に従って慎重に決めるべき。
- 住宅支援が来年3月で終わると聞いている。住宅支援がないと2重3重の生活になり大変になる。再考してほしい。
- 地域防災計画の見直しとあるが、自然災害なり原発事故が再び起きてしまった場合、食料品の体制などをできるように考えてもらいたい。
- 生活空間にイノシシ、ハクビシン、サルなどの動物の死骸が多くあり、駆除が必要だ。
- 賠償どうのこうのではなく、住みよい浪江町に戻してほしい。原発前に戻すのは無理だと思うが、それに近くしてほしい。
- 体験宿泊が8月から始まるのに、権現堂は上下水道が通っていない。使用できるところから順次開栓してはどうか。
- 町の説明によると、庁舎のあたりが色々できて段々発展していくようで、今までのメインの通りである新町通りは寂れていくのではないかと。新町通りは古いがメインの通りなので、もう少し利用法があるのではないかと。
- 避難指示解除に関する調査の方法について、子どもの意見を取り入れるため、世帯毎ではなく、全町民を対象とした意向調査をして欲しい。そして町として発表して欲しい。

■絆維持

- 自宅はネズミの巣のような状態であり、宿泊できるような状態でない。

■帰還困難区域

- 帰還困難区域では家屋の修理のために職人を呼ぶことができない。家屋等の維持や補修、植木の剪定等についても考えてほしい。
- 防災無線の内容が聞こえない地域もあるので、手に持っている無線機でも聞こえるようにしてほしい。
- 帰還困難区域の一時立ち寄りゲートが開くのは9時から17時までだが、9時にごみ袋をもらって家に着くと10時になり、夏季は最も暑い時間に作業しなければならない。もっと早められないか。
- 帰還困難区域の人たちが、とても蔑ろにされている。帰還困難区域に関する方針が出て初めて浪江町の帰還という話になるのではないかと。
- 帰還困難区域の家は、動物に入られてもう住めない状態だ。震災直後の半壊・全壊の判定とは異なる状況である。

■避難指示解除に関する考え方・時期

- 解除時期は延長しないで29年3月で実施してほしい。
- 解除は帰還困難区域と同じ時期にしてほしい。
- 避難解除ありきでなく、帰還に向けたアンケート内容をより詳しく分析し還元すべき。
- 浪江町で生活していた町民の立場で避難解除を検討してほしい。
- 1mSVにならないければ解除しないでほしい。

■懇談会の内容、扱い等

- 住民(町民)の意見が生かされるように対応してほしい。
- 避難解除に向けた説明を具体的に聞いたかった。
- 各行政区の懇談会を開催するよう町で指導してほしい。
- 資料を懇談会の前に受け取り、検討してから参加したかった。
- 誰もが理解できる内容かつ話し方、言葉での会を設けていただきたい。

■除染・放射線量についての考え方

- 住宅の解体作業が進んでいるが、入居者の合意者がとれず解体作業の手続きが進まないで困っている。何かいい方法はないか。
- 町は長期目標1mSVに向けた取組みとあるが、国は年20mSVと言っており差がありすぎる。しっかりとした目標を決めて発信すべき。
- 放射線量については一部分の測定でなくその周囲をていねいに測定してほしい。

■賠償

- 帰還困難区域との賠償の差がありすぎる。できるだけ均等にすべき。

■生活支援

- 県外に住むことを決めた方の支援も忘れないでほしい。
- 住宅等の支援(借上げ等)を末永く継続してほしい。

■復興計画・まちづくり

- 除染が終わった所から農地の維持管理してほしい。
- 解除後、居住整備を早く進めてほしい。
- 子供が帰れる浪江町をしっかり作ってほしい。

■インフラ整備

- 道路の修理をしてほしい。
- インフラ(上下水道)の復旧が終わっていない状況で準備宿泊等はありません。
- 除草もしくは除草液の散布をお願いしたい。
- 避難指示解除後、帰町したいがインフラ整備次第。

■その他

- 浪江町の情報をもっと浪江広報に載せてほしい。

・延べ参加人数 1, 215人 ・アンケート回答者 864人 ・意見記入数 264件

避難指示解除後、すぐに帰りたい 92名(10.6%)	
男性60代	浪江町に人が戻らないと復興はないです。帰れる者から帰り、浪江町を取り戻すべきです。除染が終わった所から、農地が維持管理されるとありがたいです。
男性60代	平成29年3月に解除してください。避難が延長になると、新たに住居が必要になります。福島市内と同じ線量となってきたので早く解除してください。
避難指示解除後、数年で帰りたい 62名(7.2%)	
女性40代	帰還への取組みがよくわかり、参加してよかったです。浪江町での生活を希望しているので安心しました。生活の上では、住まいと働き場所が不安です。この2つがクリアできれば、浪江町での生活が実現できます。
女性50代	早い時期に、浪江町で誰もが入居できる一戸建ての復興住宅を建ててほしいです。とにかく生活インフラが整ってから解除してもらいたいです。就労希望者の全員が働けるようにしてください。
当分帰ることができないが、いずれ帰りたい 116名(13.4%)	
女性70代	帰還人口によっては、帰りたいと思っています。
女性60代	原発の廃炉が未知数の段階です。安全が確保されないうちは帰れないと考えています。町民は国・東電を信用していないので帰らない人が多いのではないのでしょうか。
しばらく避難先と浪江町での二重の生活を考えている 169名(19.6%)	
女性60代	まず、医療の点が心配です。次に商店が戻るかどうか心配です。帰ったときに離れている家族が訪ねてきてくれるかが心配です。高齢になって車を運転できなくなった時が心配です。町行政の世話になるのが心苦しいです。
女性70代	ケア付き老人ホームが出来れば良いと思います。家族が二人とも高齢で、いつまでも元気にいらればよいのですが、そうはいかないし、安心して帰れるようお願いします。
他市町村に移住を考えている。または、移住を決めた 237人(27.4%)	
男性60代	十分な除染ができないので、帰町をあきらめざるを得ないです。年間1mSV/hは達成してください。フォローアップ除染は、何度でも実施してください。除染に関し、側溝の土は取り除いてください。また、隣家が除染されていないケースがありますが、早急に除染するよう働きかけてください。
女性50代	除染やインフラ整備が、少しずつ進んでいるのはわかります。しかし、廃炉、汚染水問題が、まだまだ何十年もかかりそうなのに、解除になるのは納得いきません。危険と隣り合わせに生活することは、国民に保障された安心安全な生活に反すると思います。
現在のところ、決まっていない 141人(16.3%)	
女性50代	現在の状態での避難指示解除は、国による切り捨てだと感じています。町は生活できる場所ではありません。大切な自宅も住める状態にありません。今、帰りたくても、町には帰れず、さりとてどこへ行けば家を持って安心して生きていけるかもわからないです。先のことを決められず、不安の中におります。
女性50代	帰す事ばかり考えて、これから先若い人が帰らなければ意味がないです。老人ばかり戻っても決して浪江町は成り立っていきません。国の言うことを聞いてばかりいないで、町民のことを先に考えて行動するよう希望します。頑張ってください。

●浪江町住民懇談会の開催（平成29年1～2月）

「避難指示解除に関する有識者検証委員会」フォローアップ会合からの報告書が提出されたことを受けて、その概要を説明するとともに、国から避難指示解除に関する考え方等について説明していただき、町民の皆様と意見交換を行うため、各地で10回の住民懇談会を実施した。

浪江会場 (地域スポーツセンター サブアリーナ)	日時	平成29年1月26日(木曜日) 13:30～15:30
	参加者	133名
ひたちなか会場 (ワークプラザ勝田 多目的ホール)	日時	平成29年1月27日(金曜日) 13:30～15:30
	参加者	38名
二本松会場 (安達文化ホール 文化ホール)	日時	平成29年1月28日(土曜日) 13:30～15:30
	参加者	180名
仙台会場 (仙台国際センター 大会議室「橋」)	日時	平成29年1月29日(日曜日) 13:30～15:30
	参加者	81名
郡山会場 (ビッグパレットふくしま コンベンションホール)	日時	平成29年1月31日(火曜日) 13:30～15:30
	参加者	142名
福島会場 (福島テルサ FTホール)	日時	平成29年2月1日(水曜日) 13:30～15:30
	参加者	146名
いわき会場 (いわき市文化センター 大ホール)	日時	平成29年2月2日(木曜日) 13:30～15:30
	参加者	164名
南相馬会場 (サンライブ南相馬 集会室)	日時	平成29年2月6日(月曜日) 13:30～15:30
	参加者	227名
東京会場 (星陵会館 ホール)	日時	平成29年2月7日(火曜日) 13:30～15:30
	参加者	115名
大阪会場 (大阪会館 D会場)	日時	平成29年2月10日(金曜日) 10:00～12:00
	参加者	23名

【内容】

(1) 国等からの説明

除染・廃棄物処理について、復興・再生に向けた取組等について

(2) 町からの説明

「避難指示解除に関する有識者検討委員会」フォローアップ会合報告書及び浪江町復興計画【第二次】(案)の概要について

【資料】

次第

浪江町における除染及び廃棄物の処理について

浪江町の復興・再生に向けた取組について

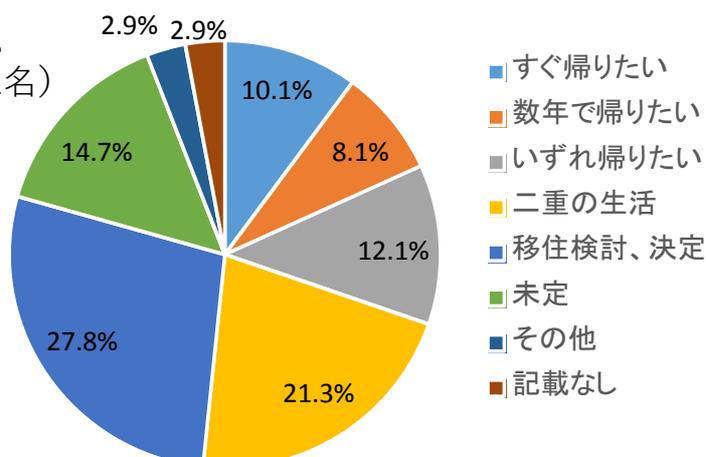
「避難指示解除に関する有識者検証委員会」フォローアップ会合報告書(概要版)

浪江町復興計画【第二次】概要版<中間とりまとめ>

来場者アンケート
結果(抜粋)

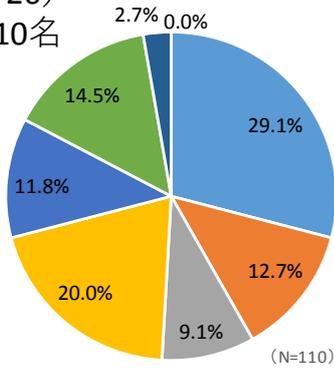
帰町の考え

(回答総数951名)

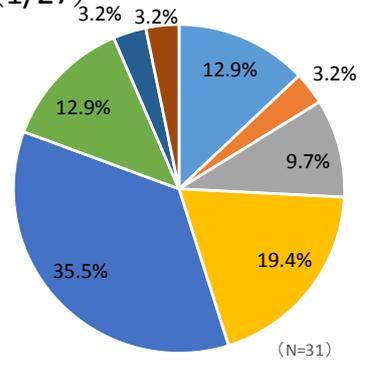


【会場別】 帰町の考え

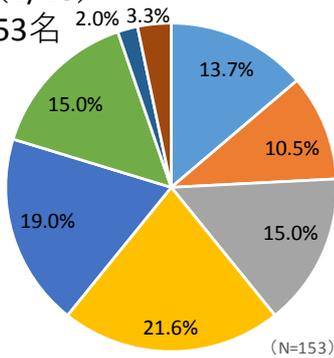
■ 浪江町 (1/26)
回答数110名



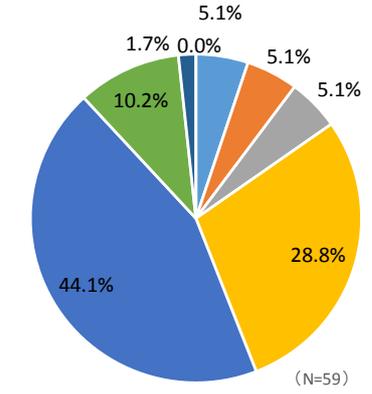
■ ひたちなか市 (1/27)
回答数31名



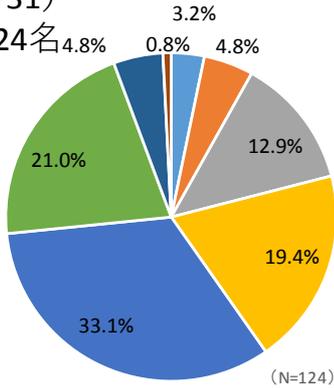
■ 二本松市 (1/28)
回答数153名



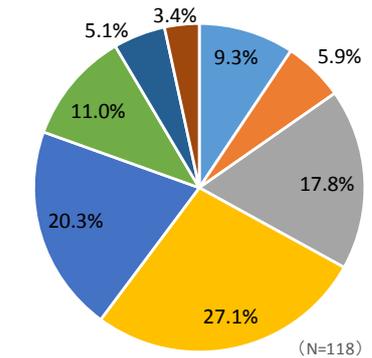
■ 仙台市 (1/29)
回答数59名



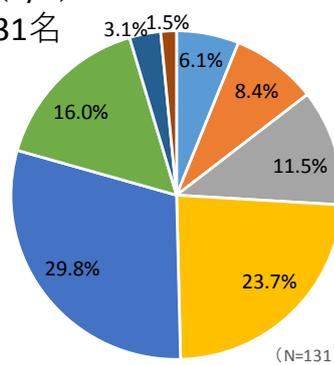
■ 郡山市 (1/31)
回答数124名



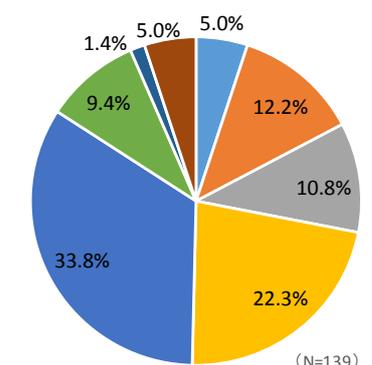
■ 福島市 (2/1)
回答数118名



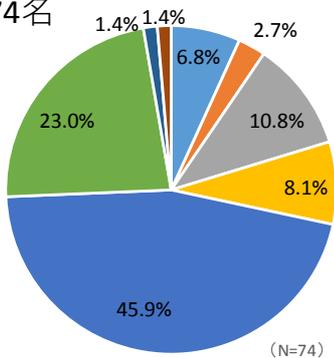
■ いわき市 (2/2)
回答数131名



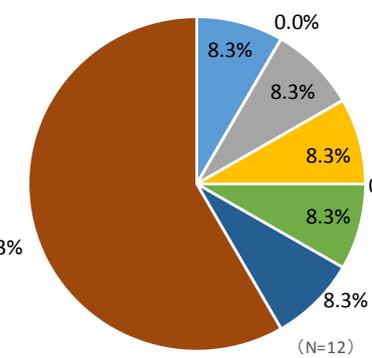
■ 南相馬市 (2/6)
回答数139名



■ 東京都 (2/7)
回答数74名



■ 大阪府 (2/10)
回答数12名



- すぐ帰りたい
- 数年で帰りたい
- いずれ帰りたい
- 二重の生活
- 移住検討、決定
- 未定
- その他
- 記載なし

【参考】浪江町住民懇談会の概要

1. 参加者からの発言・質問の概要

■全体

- 帰る・帰らないのアンケートは取ってもらったが、避難解除に関する住民の意向は聞かれていない。
- 解除についての是非をなぜ住民に聞かないのか。解除ありきの説明だ。
- 帰還困難区域を含め、全町民が帰れる時期になったその時が解除の時期ではないか。
- 帰らない選択をした人も尊重して欲しいと思う。家の解体に補助が出ないなど、帰らないという選択をした人が損をする形になっていないか。
- 今回の解除でも帰れない地域や住民が出てきて、同じスタートラインに立てずに格差がついてしまっている。
- 帰れる人と帰らない人の差別がつかないような事を考えて欲しい。
- 各地で行われた懇談会で出された意見についての住民に対する報告がない。自分たちの意見が反映されていないのではないかと疑念を持った。

■医療・福祉・健康管理

- 町の診療所は日中のみなので、夜間に急病が生じたときの緊急対策をする必要がある。
- 健康管理手帳を作るのなら、記録を集めるなど適切で有効な運用をすべきだ。
- 帰還する高齢者の人数を把握しているか。福祉がその人数に十分対応できるのか。

■賠償・支援

- 解除と賠償は切り離して考えていいのか。解除になったから賠償が打ち切られることはないか。
- 生活していくにはやはりお金が必要で、医療費と高速道路の無料制度は継続すべきだ。
- 額は少ないとしても、精神的慰謝料は浪江町民が死ぬまで続けるべきだ。
- 賠償金がなければやっていけない事業者がたくさんいる現状での解除は時期尚早ではないか。
- 月々の賠償金がもう打ち切られるのではないかと不安である。
- 町外生活に有効な補助金などを詳しく紹介して欲しい。
- 今戻りたくないと言っている8割以上の町民に対する生活保障が必要である。
- 住宅支援の打ち切りを避難指示解除と同時に行うべきではない。

■除染

- 準備宿泊で自宅に泊まっているが、家の前後の土地が除染されておらず不安に思う。
- 風や水の流れに乗って帰還困難区域から放射性物質が移動してくる。根本的に山や林の中を除染しない限り、いたちごっこだと思ふ。再汚染を防ぐ対策が必要だ。
- 再度除染してもらった際の作業員の線量測定の仕方が全然なっていなかった。作業員をもっと教育して欲しい。
- 居住制限区域ではまだ線量が高い場所がある。同時に解除すべきではない。
- まだ線量の高い山林があるので、住民が近寄らないようにする対策も必要だ。
- 家屋解体する際に汚染物質が飛散してまた線量上がる可能性もあり、それらの解体家屋をきれいに取り払ってから解除して欲しい。
- 大柿ダムに汚染物質がたまっている状態だと、風評被害が大きくなる。
- 野生動物の汚染もひどいということを認識してほしい。
- 除染作業やトラックなどからの埃が舞い上がっている。
- 解除後も黒いフレコンバッグが近くにあるのは精神的に嫌だが、いつ撤去するのか。
- 空間線量だけでなく、土壌汚染について汚染状況を計測すべきだ。

■原発の廃炉

- 廃炉はどうなったのか。それが心配で帰れない。廃炉が全然進んでいない中でなぜ帰還を急ぐのかが分からない。
- 第一原発を廃炉にするのは発電する時よりも大変な工事をする必要があり、そういう段階で帰っていいものかどうか。万が一事故が起きたらどうするのか不安だ。
- また地震が発生するなどして原発からの放射能漏れが心配な状況になることは起こり得るが、新たな避難計画はあるのか。
- 廃炉まで30～40年かかり、緊急事態宣言が出されている中で避難指示か解除されるのはおかしいのではないか。
- 帰町にあたっては原発の安全性が担保されていることが重要だ。

■まちづくり

- 医療体制、買い物などの生活基盤体制、治安、鳥獣の問題など、戻れるような状況になっているのか。
- まるしえがあっても、揃わないものを買うために町外に行かなければいけない状況だ。
- まるしえができたことはありがたいが、生活用品が入手できないなら帰りづらい。
- 診療所だけでは不十分だ。例えば、女性には美容室も必要だ。
- 防犯灯が切れていたり隣近所が帰っていない状況で二人だけで住むのは不安がある。
- 震災前にあった大型スーパー等の再開の予定はないのか。
- 家屋の周辺や、中心市街地でもイノシシやネズミが蔓延っており、対応が必要だ。
- 有害鳥獣による家屋の被害は個人任せで対応するのか。
- 浪江に帰ってきて良かったと思えるようなまちづくりに精を出して欲しい。
- 庭木が成長して家屋の屋根や窓を壊している。誰が責任を取るのか。
- 先日バス帰宅で浪江の家を見に行ったが、とても住める状態ではなかった。
- 震災の経験を生かしたまちづくりの加速化を図るとあるが、あまり急ぎすぎて失敗して欲しくない。
- リフォームすれば帰れるが、工業者が不足しており家を直すことができない。
- 常磐線の再開に伴い、駅前に駐車場を整備してほしい。
- インフラ整備をしてもらっても、仕事や子供の学校のことがあり、人は簡単には戻れない。

■産業

- 運送会社に避難区域だから行けないと言われ、事業の再開に支障がある。
- 従業員確保がかなり厳しい。官民合同チームには頑張ってもらっているが、引き続きお願いしたい。
- 事業再開後の営業保証が受けられない限り、事業の再開は進んでいかないだろう。
- 農地再生に向けて、農地に生えた植物の伐採や伐根をしてもらわないと再生に向けた仕事ができない。
- 国指定の伝統工芸である大堀相馬焼を今後どう支援していくのか。
- 東北電力の用地の無償譲渡が正式に決まったことに関し、企業誘致を含めた有効活用をぜひ図ってもらい、町の復興再生に役立てて欲しい。
- 野菜の出荷の解除にあたり、浪江町産と記載して欲しい。売れる／売れないは風評被害ではなく実害なので、賠償で対応すべき。
- 浪江町に住んでいたころは兼業でなんとか農業をしていたが、今から投資をして農業を再開しても生計が成り立たない。

■絆維持

- 世界中の人々に原発事故の悲惨さや放射線の正しい知識を広めて欲しい。そうすれば偏見やいじめはなくなるだろう。
- 避難先で浪江町民であると言うといじめや差別を受ける。悲しい現実だ。
- 避難指示解除後、戻ってくる人が少なく、限界集落になるのではないか。
- 伝統芸能などで町民の心のよりどころであった神社仏閣を再建し、継承する仕組みが必要だ。
- 帰還する人たちの年齢構成を把握した上で、どんな課題があるかを見るべきだ。
- 子供が蚊帳の外に置かれている状況で帰っても、いずれ過疎化して浪江町はなくなるのではないか。子供たちが夢を持てる計画を立てるべきだ。
- 帰らないという人の中には、若い人たちと離れる事を案じて帰ると言えない人もいる。
- 帰る人と帰れない人が出る中で、いつまで「浪江町民」として確約できるのか。

■帰還困難区域

- 帰還困難区域について、区画の見直しが必要ではないか。
- 帰還困難区域の計画の実施中は、何もできないまま、業者も入れず、ただ朽ちるのを待つだけなのか。
- 面積がこんなに大きい帰還困難区域を残して、どうして一部だけ解除するのか。
- 津島、苅野、大堀それぞれ歴史も風土も違うので、それぞれに復興拠点を作ってほしい。

2. 住民懇談会 来場者アンケート（自由記載）の概要

■避難指示解除に関する考え方・時期

- 避難指示解除は熟慮を。安全安心な場所を、政府と町民の信頼が大事である。
- 強制的に居住制限したのに、解除に意見を求めるのはおかしい。
- 国の帰還ありきの説明は住民ファーストではない。
- 準備宿泊している人は帰還を是としている人。全町民に書面で是非を問うべき。
- 町民すべてが帰町時期のスタートラインに立たせるべき！（帰る人と帰らない人の判断時期に差別はあるべきでない。）
- 老人ばかりいてどうして未来があるのでしょうか。双葉郡は国有地にすべきです。原発から30kmは生活すべきではありません。国民の税金を無駄に使うべきではありません。
- 解除ありきの説明だ。
- 解除するにはまだ早いと思います。解除には反対です。
- 原発廃炉に30年40年かかる。解除は無理。
- 解除が早い。全域同じスタートラインでの解除を望む。
- 放射線汚染、けもの被害が多発している中での解除はいかがなものか。
- 早期帰還すぎるのではないか。後から解決するような後手に回らない対策を希望。
- 準備宿泊で当面の問題は対応できるのになぜ今解除なのか、納得がいかない。
- 懇談会を開いてから解除日を決めるのが当然。
- もう少し整い始める9月ころまで解除を遅らせてください。
- 反対はしていないが、提案として正式解除は1～2年延期。その間に50%以上が帰れる基盤を作るべき。
- 今やっている対策が終わってから解除でもよいのでは。無理をするとロクなことが無い。
- 国の言う「30～40年後に解除したのではその頃には浪江町はなくなっているかもしれないから」という考えには納得できない。
- 避難指示解除が遅い。まず、戻れる人が帰って復興事業を進めることが浪江町の復活につながる。
- 20mSv以下がほとんどなので一日も早く解除して町残しのためにがんばりたい！
- 解除に賛成。説明を聞いて帰りたい気持ちが強くなりましたが、原発が心配なので数年は様子を見ます。
- 解除が復興の第一歩になるならば3月31日といわず、前倒しの解除もよいのでは。
- 町のこしのため、早急に解除すべき。ただし、住宅の確保が最重要となるので若干の解除延期も必要となることも。
- 解除時期が遅れば遅れるほど浪江町の復興ができなくなるので3月31日に解除してください。
- 早く解除をして地元で生活ができるようにしてほしい。「帰りたい」という小さな声も聞いてください。
- 浪江町の復興のためには3.31に解除すべきと思うが、帰れない人の支援も継続してください。
- 後ろ向きの意見ばかりが、町民を代表するかのように取り上げられていますが、方向判断を見誤らないでください
- 帰還したい人は、不安や不便があっても、生まれ育った故郷を何とかしたいと思っている人が多いと思います。

■懇談会の内容、扱い等

- 町民が自由に意見をいえる目安箱が欲しい。
- もっと時間が欲しい。
- 質疑応答の時間が十分あって良かった。
- 避難住民の切実な問題を受け止めきっていないお役人の答えが多いと感じた。
- 今回の説明会をもっと早くしてほしかった。そうすれば家を壊さなくてもよかったと思った。
- 言っていることに根拠が全くなくおかしいことばかり答えている。
- 懇談会会場が少なすぎる。時間も少ない。多くの町民が避難している新潟県にも。
- 説明に要する時間が長い(1時間40分)。避難指示に関係ない質問がある。
- 責任があると思うならもっと時間をかけて説明をお願いしたい。
- 参加者の実情を聞き参考になったが、答弁が結論ありきで内容にがっかりした。
- いつも説明会では国主導となっています。もっとも住民の、町の意見を聞いてほしい。
- なぜ平日なのでしょう。若い人がいない。土・日にやるべき。
- 国のざっくりの説明だけでなく、今後行政区又は地区での聞き取り会を実施してほしい。
- 住民側も感情的にならず、もっと冷静にならないとこういう場も全く意味がない。
- アンケートに書いても意見が通らない。
- アンケートの結果については正確に発表してほしい。
- このアンケートを反映する気があるのか。反映できるのであれば回答を求める。または少数意見で反映できなかったと言うべき。広報で広く伝えるべき。
- 国・県への要望の回答をHPに掲載してほしい。
- 質問・意見を言える場がこのような場しかない。窓口を常設すれば町民の不満も少しは解消するのでは。
- 各分野において詳細な説明がないと納得できない。

■賠償・生活支援

- 帰る帰らないで格差が出ないように(税金・支援・賠償)。
- 固定資産税は原因者の東電が支払うべき。
- 補償に差が出るのはおかしい。全町民が同等に。高速道路無料化延長。
- 二重生活のため高速無料化の継続。ふるさと浪江のために手をつくしたいのでよろしく
- 職場でいやがらせを受けて、やめるようになっている。賠償は一律でお願いしたい。
- 東京は区によって支援が違うので生活がとても苦です。浪江町とはいえませんがそっと暮らしています。
- 固定資産税の減免継続。二重の固定資産税が心配です。
- しばらくの間二重生活を考えているので税等すべて二重の支払い。住まない家の税金を取らないで。
- 避難指示解除後の固定資産税は帰還した方のみ課税するのが筋ではないでしょうか。
- 10万円を続けてほしい。賠償も続けてほしい。
- 解除するならADRの支払い、700万の支払いが必須だと思う。
- 双葉、大熊と比べて賠償が足りない。
- 最後はお金。東電には個人ではかなわない。町が少しでも解除を遅らせて何かしらの補償を望む。
- 電気料金の補助は解除後数年間は実施してほしい。
- 各種無料化措置は避難指示解除がされても半年後まででなく当分の続けてほしい。年金生活のため、きびしい生活です。
- 高速道路無料化、医療費等の減免が1年ごとの更新と言うのは気持ち的に不安が残る。
- 避難先のいやがらせ等で住民票を異動したいが、そうすると国保・介護・高速等支援が受けられなくなると聞き追い詰められている。
- 解除とセットで東電の賠償が打ち切り。本来は別個と考えるべき。精神的賠償は一生続く。
- 農地法改正により、耕作放棄地の税率が1.8倍になるが請戸地区も対象になるか。

■除染・放射線量についての考え方

- 20ミリシーベルト基準で本当によいのか？
- 1回の除染で本当に安全なのか。帰りたけれど除染には不安がある。
- 津波被災の田の除染終了と農家引き渡し時期の明示。一括でなく分割での引き渡しを望む。
- 除染対象区域外の除染が明確でない(河川・高濃度放射線物質)
- 困難区域、居住制限区域の境界の除染が先ではないか。
- 森林除染は里山の完全実施とすべき。竹林も除染対象に。
- 農地のフォローアップ除染が未実施。大柿ダム・ため池・山林除染を早急に実施。
- 下水路、用水路の除染を行ってほしい。
- 除染に関しては子や孫が帰ってきたいと思う環境にない。
- 除染検証委員会は具体的に現場を見ていないような気がする。現場を足で確認してほしい。
- ハウスクリーニングの費用をもっと多く。室内の線量検査を確実に。
- 除染の確認は今後どう進めるのか。隣地が未承諾だ。
- 森林除染後の解除でよいのでは。仮置き場の隣での生活は考えられない。
- 仮置き場の除去を早く進めてほしい。
- 原発事故の収束がないままなぜ帰れるのか。
- 廃炉の過程において、再度、放射性物質が飛散されるのではないか。
- 核燃料の最終処分場も決まっていない現状で第一原発が最終処分場になるのか心配。
- 町独自に山菜や川魚などのモニタリングをして欲しい。
- 科学的な根拠があるのはわかるが、それと住民の安心感とは別では？
- 富岡は早くに除染が始まった。浪江は遅く始まり、除染中にもかかわらず解除するのか。
- 廃炉の安全を最重要に考えてほしい。安心して帰れるまちづくりに協力したい
- なぜ注意喚起情報を出さないかが不思議である。危ないものは危ないと示すべきである。
- 浪江町広報に空気中のダスト及び降下物の値を示してほしい。

■まちづくり（まちづくり全般、買い物）

- 避難指示解除後、道の駅の建設をスピードアップして復興のシンボルとして運営していただきたい。
- インフラが完全に復旧されていないし、医療・商店がないに等しい状態で、本当に戻る気がおきない。高齢者が多くなるのに医療や買い物が出来ないことばかり。
- 最低の生活基盤整備ではまともな生活はできない。
- 商店や医療・介護施設がない状態で帰町は不可能ではないか。
- 大熊・双葉・小高を商圈として生きてきた浪江は一緒に環境を整備すべき。
- 役場周辺に施設が集中している。離れている地域が取り残されている気がする。
- 生活環境が整っているととても思えない。解除時期が同じなのに他の町(富岡町)と差がありすぎる。
- 色々なインフラが整っているから帰れるということだが、それだけでは帰ることは出来ない。
- ふるさと景観を維持する仕組みづくりを。
- ガラスバッチの案内には「16歳未満は浪江にできるだけ入らないように」という但し書きが記されている。しかし、現在認定こども園が建設されています。矛盾している。
- 町としては解除に向けての努力は感じられた。福島県地元で頑張ってビジョンを作成していること、現実に復興に向けたまち・なみ・まるしえは町民に向けたよい取組だ。
- 帰町するしないは本人に判断してほしいが、町は復興を加速して環境整備をして欲しい。
- 生鮮食品が町内で手にはいらないと不便。まち・なみ・まるしえで毎日は飽きてしまう。
- 5年ぶりに浪江町の家で宿泊したが買い物が原町で不便を感じる。もう少し店舗がほしい。
- 仮設商業施設以外に居酒屋やラーメン店など夜間営業の店舗がほしい。
- 仮設店舗の営業時間を再考すべき。
- 買い物ができるショッピングセンターがあればよい。まるしえだけではことが足りない。町外に買い物に出るしかない。

■まちづくり（医療、防犯・防災、有害鳥獣対策、帰還困難区域、生業・産業）

- 病院のないところへ帰っても生活できない。小さくても総合病院があったらよい。
- 帰りたくても透析が出来なければ帰れない。
- 両親が高齢で、いつ入院かと不安。中通りから離れられない。介護施設も必要だ。
- 家は住める状態ではない。専門医のいる病院通いが大変。
- 避難後、がんになる人が増えている。がん治療は中通りや仙台などの病院でないと出来ないため避難先から戻れない人が沢山いる。浪江町にがんセンターを作してほしい。
- 整形外科・眼科がない。
- 医療機関の充実を図ることは勿論だが、高齢者等の病院への交通網の確保をお願いしたい。
- パトロール体制の強化が必要だ。夜間の防犯が心配。
- 町内の外灯がいつも暗くて不安。一人で帰っても緊急時に不安。
- 自分だけ帰っても周りが帰らないと安心して自宅に住めない。
- 防災無線をしっかりしてほしい。（夜間在宅に安心して泊まれるように）
- 一時帰宅時にパトロール車を見かけますが、まだ声かけがありません。車を止めて声かけをしていただけたらと思います。（家の住人かどうかの確認）
- 避難場所を決めたハザードマップ等を渡してほしい。事故が再び起こった場合の避難するためのマニュアルを配ってほしい。
- 安全安心な避難計画を作ってください。
- 災害はいつ起きるかわからない。帰還されている方の誘導はできるのか。災害時のマニュアルはあるのか。
- イノシシ対策を早急に（帰る意欲が喪失）。電気柵などの無料取り付けをして欲しい。
- イノシシ等の野生動物が増えた。イノシシ駆除を早急にしてもらわないと帰れない。
- 河川敷の除草を行いイノシシの住む場所をなくしてほしい。
- 帰還困難区域についても長期的な見通しを持ち具体的に示して説明会を開いてほしい。
- 帰還困難区域の将来計画を早く示してほしい。
- 帰還困難区域の除草を早急に。
- 区域の差別は、差別なく町としてまとめてほしい。
- 町としてどのような企業を誘致しようとしていますか。
- 地場産業の復興なくして町の復興は無いと思う。
- 若い人から50・60代が働ける場が必要。
- Aも早く戻り農業者支援を。農作物指導や取組みをお願いしたい。
- 我々が農業や野菜を作るのに何年かかってもとの土に戻せるのか。
- 再生可能エネルギーの供給地として早急に着手し浪江町のイメージを払しょくすべき。
- ロボット産業や水素エネルギーといった事業では専門知識や技術をもった人に限られるのではないかと不安がある。
- 仕事がなければ浪江には帰れない。
- 産業が無い。雇用がなければどういう生活をするのか。

■インフラ整備

- 3月31日に間に合わずともスーパー・ホームセンター病院等の生活インフラの本格復旧を計画的に。
- 解除前に整地を(加倉パークタウンの道路及び敷地に大きな穴、破損があり対応希望)
- 解除に伴い114号線は通行証なしで通行できるのか。
- 帰還困難区域を通過しなければ福島市に行くこともできない。
- 帰っても交通機関が1週間に1回位ではどうにもならない。
- 東京へ行くことが多く電車が開通するまでは戻れません。
- 大柿ダムに遠方監視システム設置とあるが、不安があるから監視するということか。
- 上水道に関してかなり不安が多くあります。
- 上水道の自宅敷地内の水道管の交換が必要。長期間使われないため錆ついていると思われる。工事補償はないのか。
- 用水排水は完全に流れるようにしてください。
- 笹谷の図書館を(利用客が多いので)解除後も存続してください。
- 工事車両のスピードが危険。(6号線から棚塩)違う道路を通ってほしい。

■復興計画・将来象

- 解除に必要なものは①生活できる環境と生活費の確保(環境はほぼ整っていると認識)②雇用と職場(イノベーションコーストの中で動いている)③心の修復・放射能の教育(この点がうすい)
- 5年10年20年先のビジョンが不足。どんな町にするのか、何人くらいの町になるのか。
- 帰還者は5000~8000人と言うが数だけの話で年齢別の数値目標が見えない。
- 復興計画は子育て世代に魅力がない。
- 若い人が帰らないと限界集落になってしまうのではないか? 30~50年スパンで町の存続を考えてほしい。町民であればゆくゆく町がなくなってほしくない。
- 復興の計画になるほどと思う感じはあったが、もうしばらく時期をみることにしようと思った。
- 理想を掲げても実現しなければ意味がないと思います。無理なものは無理と言って住民のために施策をうってほしいです。

■居住意向・住宅

- 他県に移住は決めたが、浪江にも住みたい。
- 状況によっては将来帰る気持ちがあります。
- 帰宅はしないが、浪江町民でいたい。
- ようやく避難先での生活が落ち着いたところ。戻って普通の暮らしができる様子ではない。
- 今の仕事や子供の教育を考えると最低でも4年は帰町できない。借家だったので住居の選択からになる。
- まだ、子供が学校ありますので、帰りたくないです。
- 自宅はネズミに入られ、取り壊すしかないと、二本松市に土地を見つけ新築した。幾世橋では生活できません。
- 家族の中でも意見が異なる。同居の子どもたちは浪江には住めないと言っている。
- 町に愛着はあるが、他の人々に聞いても帰らない人が多く、残念ですが、他地域に住むことになりました。
- 歳をとればとるほど帰りたい思いだが、現実は思いどおりにはいかない。
- 他市町村に家を建てたが、浪江にも帰れる状況を残したい。
- 自宅は住めない状況(イノシシ)なので南相馬に家を建てたが、浪江の復興を心から願っている。
- 私の主人は今すぐにも帰りたいと言っています。5人暮らしの中で2:3に意見が分かれています。
- 帰る条件は放射能だけではない。帰って何からなにまで心配する生活では帰る意味がない。
- 生活していて「安全か」「安心か」「楽しく充実した生活が送れるか」が確約されていない中では若い人は戻らない。今のまま浪江で十分な生活はおくれないと思う。今は他の地域で住んでいる町民のバックアップが大切。
- 帰りたいけど帰れない、帰れないけど帰りたいという気持ちの繰り返し。しょうがないとの気持ちで終わりにすると悲しく、悔しい気持ちでいっぱい。
- 子ども、家族と別々の暮らしになりますが、本当に本当にさびしい限りです。
- 老人だけが帰っても生活できない。今は老人2人だけ家族がばらばら。みんなで一緒に暮らしたいです。
- 近所は家を壊して誰もいなくなった。子も孫も帰らず年寄りがいなくなったら家はどうなるのか。
- 浪江の家を解体後、住宅を再建し少しでも住みたいが何年もかかる。それまで生きていられるか。
- 復興公営住宅中心の町外コミュニティはどうなったのか。

■その他

- 浪江町を復興したい。知恵をお願いしたい。我々は何をすればいいのか協力できることは何か。
- 故郷浪江はなくすわけにはいかない。ぜひ存続のために頑張ってもらいたい
- 復興に向けてのさまざまなビジョンが、少しずつ進捗していることを感じています。皆様の取り組みに感謝し、自らも帰還に向けて頑張る整備を整えてほしいと思っております。
- 帰っても山歩き、高瀬、泉田の鮎釣り、海水浴のできる日がいつ来るのか。趣味の実現できない浪江であってはならない。
- 解除後の制限事項の記述がなかった(野菜の栽培、鮎釣りはOKか)
- 帰町は難しいが、そのつながりをどうすればよいか考えている。伝統芸能の伝承支援。
- 除染が完了し、インフラが整備されてもすべて0からの出発である。6年の歳月は言い尽くせない。
- 避難指示解除後にすぐに帰町する方々は様々な不便があると思いますがある程度インセンティブを与えてほしい。